R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理業務

別紙資料（案）

令和５年〇月

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部

実施要項に関連する別紙・別紙（情報開示）・様式

【国営滝野すずらん丘陵公園】

分類	資料名		頁番号
業務の内容を示す書類	別紙 1	主要公園施設一覧	別紙 1
	別紙 2	主要建築物一覧	別紙 2
	別紙 3	収益施設一覧	別紙 4
	別紙 4	国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針	別紙 6
	別紙 5	R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書	別紙 19
	別紙 6	R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書 【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】	別紙 48
	別紙 7	R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書 【施設・設備維持管理業務】	別紙 73
	別紙 8	R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書 【植物管理業務】	別紙 111
	別紙 9	R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務収益施設等設置管理運営規定書	別紙 128
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙 10	従来の実施状況に関する情報の開示	別紙 188
	別紙 11	精算報告書	別紙 193
	別紙 12	公園利用者数（団体、パスポート含む）	別紙 196
	別紙 13	利用実態調査アンケート	別紙 200
	別紙 14	行催事一覧	別紙 202
	別紙 15	利用プログラム一覧	別紙 205
	別紙 16	市民参加活動一覧	別紙 221
	別紙 17	広報・報道実績	別紙 222
	別紙 18	ホームページアクセス件数	別紙 228
	別紙 19	開園時間延伸状況	別紙 229
	別紙 20	混雑時の状況	別紙 230
	別紙 21	提供施設一覧表	別紙 232
	別紙 22	提供物品一覧	別紙 234
	別紙 23	購入備品一覧	別紙 236
	別紙 24	備品以外の残存物品一覧	別紙 242
	別紙 25	貸与車両の使用状況・維持管理状況	別紙 243
	別紙 26	リース車両の使用状況・維持管理状況	別紙 279
	別紙 27	危機管理対応実績・報告①（事故対応等）	別紙 315
	別紙 28	危機管理対応実績・報告②（自然災害、火災）	別紙 319
	別紙 29	職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置	別紙 321
	別紙 30	総括責任者による外部会議への出席	別紙 334
	別紙 31	苦情、要望等対応処理	別紙 335
	別紙 32	紙媒体発行実績（種類、部数）	別紙 351
	別紙 33	記者投込み実績	別紙 353
	別紙 34	公園利用者に無償で貸与している物品一覧	別紙 357
	別紙 35	巡視計画書	別紙 358
	別紙 36	建物・工作物に係る修繕履歴	別紙 361
	別紙 37	清掃箇所、方法及び頻度等	別紙 365
	別紙 38	一般廃棄物（排出量、経費）	別紙 370
	別紙 39	産業廃棄物（排出量、経費）	別紙 373
	別紙 40	資源廃棄物（排出量、経費）	別紙 376
	別紙 41	汲み取り（排出量、経費）	別紙 379
	別紙 42	除雪出動実施実績（時間、人数）	別紙 380
	別紙 43	農薬、肥料、土壌改良材リスト	別紙 385
	別紙 44	薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）	別紙 391
	別紙 45	生態エリア管理指導事項	別紙 393
	別紙 46	植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等）	別紙 396
	別紙 47	収益施設（飲食・物販施設）サービス内容等一覧	別紙 397
	別紙 48	収益施設利用状況	別紙 400
	別紙 49	収益施設利用料金一覧表	別紙 418
	別紙 50	臨時物販施設等一覧	別紙 422
	別紙 51	公衆電話	別紙 423
	別紙 52	業務評定	別紙 424

分類	資料名		頁番号
様式	様式 1-1	競争参加資格確認申請書	別紙 425
	様式 1-2	企業の業務実績	別紙 426
	様式 1-3	業務責任者の業務実績	別紙 427
	様式 1-4	守秘性に関する要件	別紙 428
	様式 1-5	業務実施体制	別紙 429
	様式 1-6	実施方針	別紙 434
	様式 1-7	再委託または下請負の予定	別紙 436
	様式 1-8	業務経験証明書	別紙 438
	様式 1-9	収益施設管理運営実績書	別紙 439
	様式 1-10	誓約書	別紙 443
	様式 2-1	表紙（企画書）	別紙 449
	様式 2-2-1 ～11	企画提案	別紙 450
	様式 2-2-12	改善提案	別紙 462
	様式 2-2-13	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指摘について適合状況	別紙 463
	様式 2-2-14	従業員への賃金引上げ計画の表明書【大企業用】	別紙 464
	様式 2-2-15	従業員への賃金引上げ計画の表明書【中小企業等用】	別紙 465
	様式 2-2-16	賃金引上げ計画の達成について	別紙 469
	様式 3	収益施設運営計画書	別紙 472

別紙１

主 要 公 園 施 設 一覧

ゾーン名	面積(ha)	名　　称	主　　要　　施　　設
渓流ゾーン※1	20.0	渓流口	滝野公園案内所、白帆橋、白帆の滝
		渓流口駐車場	普通車，障害者用スペース
		疎林広場	芝生広場
		渓流園	渓流園炊事コーナー、焼肉ガーデン「あしりべつ」（レストラン）、釣堀フィッシング・タキノ（釣堀）
		アシリベツの谷	アシリベツの滝
		鱒見口	サイクリング施設(レンタサイクル、売店）、鱒見口炊事コーナー
		鱒見口駐車場	普通車、障害者用スペース
		平成の森	
		鱒見の谷	鱒見の滝
		不老の谷	不老の滝(閉鎖中)
		炊事遠足広場	ロッジゆきざさ(飲食店)、炊事遠足広場
		パークブリッジ	プッチそりコーナー（冬季）（パークブリッジ下)
		自然林	
		ゾーン全体	歩くスキーコース（冬季）
保全ｿﾞｰﾝ	67.8	自然林	
中心ゾーン	71.4	つどいの森	芝生広場
		中央口広場	中央口ゲート、中央口休憩所（軽食コーナー）
		中央口駐車場	普通車、大型車、障害者用スペース
		東　口	東口ゲート、ビジターセンター、東口休憩所、東口レストハウス
		天文台	天文台
		東口駐車場	普通車、大型車、障害者用スペース
		カントリーガーデン	くらしの花園、花のテラス、峠の庭、山のお花畑、スズランの小径、花人の隠れ家、カントリーハウス（レストラン）、収穫の谷、花のまきば、まきばのせせらぎ、水の広場、ファミリーゲレンデ（冬季)
		こどもの谷	虹の巣ドーム（屋内)、フワフワエッグ、ローンスタジアム、あり塚の塔、ありの巣トンネル、森のせせらぎ（夏季)、さまよいの洞窟、溶岩滑り台、マウントコニーデ、オレンジエッグ、大地の広場、こどもの谷休憩所（軽食コーナー)、すずらんの丘展望台、ソリゲレンデ（冬季)
		森のすみか	複合遊具(ﾍｷｻｸﾗｲﾐｼﾝｸﾞ・ﾍｷｻﾁｬﾚﾝｼﾞ)、遊具(ﾍｷｻｸﾞﾘｰﾝ・ﾍｷｻｱﾆﾏﾙ)、木のぼりネット、森の隠れ家、メロディきのこ、こもれびネット、秘密の抜け道、森人の山小屋、材木飛ばし、森の吊り橋、森の工房、石造りの家跡
		自然林	
		ゾーン全体	歩くスキーコース（冬季）
宿泊ゾーン	26.0	オートリゾート滝野	オートキャンプ場
		青少年山の家	青少年山の家
		自然林	
滝野の森ゾーン	124.8	東エリア	森の交流館、森見の塔、ローラー滑り台、森のデッキ、ねずみのみち（閉鎖中)、カラマツデッキ、森の教室、歩くスキーコース(冬季）、スノーシューエリア（冬季）
		南駐車場	普通車、大型車、障害者用スペース
		自然林	
	85.7	西エリア	森の情報館、滝野の森口駐車場、田んぼの広場、はるにれ広場、森の観察デッキ、沢の広場、みずなら広場、滝野の森口多目的広場、歩くスキーコース(冬季)
		滝野の森口駐車場	普通車、障害者用スペース
		自然林	
計	395.7		

・下線は利用料金を徴収する施設や飲食・物販施設(以下「収益施設」という。)を示す。
・このほかに自動販売機を設置することができる。
注)※1：渓流ゾーンは無料エリアである。
※2：青少年山の家は野外活動拠点施設として、都市公園法に基づき、札幌市からの申請に対して設置及び管理許可をしている公園施設であり、本業務の対象外となる。（別添 40 参照）

別紙2

主 要 建 築 物 一 覧

令和4年12月現在

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積（㎡）	備　　考
渓流ゾーン	飲食・物販施設	レストラン（焼肉ｶﾞｰﾃﾞﾝｱｼﾘﾍﾞﾂ）	RC造平屋建(304.13㎡)	
		ロッジゆきざさ	W造一部RC造平屋建一部地下１F(315.36㎡)	詳細は別紙3参照
	休憩所	休憩所（渓流口駐車場）	木造(25㎡)	
		ロッジゆきざさ	W造一部RC造平屋建一部地下１F(315.36㎡)	飲食・物販施設含む
		炊事遠足広場四阿（２棟）	木造(10.01㎡)	
		炊事遠足広場四阿（５棟）	木造(134.997㎡)	
		疎林広場四阿（２棟）	木造(8.42㎡)	
		鱒見口休憩所	軽量鉄骨平屋建(18.75㎡)	
	便所	アシリベツの滝多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
		アシリベツの滝便所	RC造平屋建(27.5㎡)	
		案内所横便所	RC造平屋建(46.75㎡)	
		渓流園多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
		渓流園便所・電気室	RC造平屋建(41.25㎡)	
		渓流口便所	RC造平屋建(60㎡)	
		作業センター多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
		作業センター横便所	RC造平屋建(49.5㎡)	
		炊事遠足広場便所	RC造平屋建(44.35㎡)	
		鱒見口便所	RC造平屋建(46.75㎡)	
		鱒見の滝多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
		鱒見の滝便所	RC造平屋建(27.5㎡)	
	釣堀施設	釣堀	木造平屋建(10.89㎡)	
	ｻｲｸﾘﾝｸﾞ施設	サイクリング施設	S造平屋建(247.00㎡)	売店、レンタル受付、駐輪場
	路線バス	バス停（渓流口駐車場）	軽量鉄骨平屋建(8.1㎡)	
	管理棟・車輌倉庫・案内所等	案内所	木造平屋建(113.4㎡)	
		渓流口駐車場ブース	木造平屋建(4.52㎡)	
		渓流口料金所（２棟）	木造平屋建(6.75㎡)	
		作業センター	RC造平屋建(85.05㎡)	
		鱒見口料金所	S造平屋建(4.52㎡)	
		門衛所	RC造平屋建(5.88㎡)	
中心ゾーン	飲食・物販施設	カントリーハウス	木造２階建、地下１階(1,562.21㎡)	詳細は別紙３参照
		こどもの谷休憩所	RC造平屋建(369.51㎡)	詳細は別紙３参照
		中央口休憩所Ａ（管理所）	RC造平屋建(506.43㎡)	詳細は別紙３参照
		中央口休憩所Ｂ（休憩所）	RC造平屋建(398.84㎡)	詳細は別紙３参照
		東口情報ｾﾝﾀｰ（ﾚｽﾄﾊｳｽ棟）	RC造平屋建、４棟庇　鉄骨造(185.47㎡)	詳細は別紙３参照
	休憩所	四阿（子どもの谷Ⅱ期上・八角）	木造(4.839㎡)	
		四阿（東口休憩所横）	木造(10.35㎡)	
		四阿（東口駐車場）	木造(10.35㎡)	
		四阿（溶岩すべり台下）	木造(39㎡)	
		四阿（ﾛｰﾝｽﾀｼﾞｱﾑ）	木造(17.1㎡)	
		四阿（ﾛｰﾝｽﾀｼﾞｱﾑ）	木造(17.1㎡)	
		カントリーハウス	木造２階建、地下１階(1,562.21㎡)	飲食・物販施設含む
		こどもの谷休憩所	RC造平屋建(369.51㎡)	飲食・物販施設含む
		収穫の谷四阿	木造(25.92㎡)	
		中央口休憩所Ａ（管理所）	RC造平屋建(506.43㎡)	飲食・物販施設含む
		中央口休憩所Ｂ（休憩所）	RC造平屋建(398.84㎡)	飲食・物販施設含む
		峠の庭四阿	木造(11.52㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造(16㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造(36㎡)	
		花のテラス四阿	木造(6.48㎡)	
		東口情報ｾﾝﾀｰ（研修棟）	RC造平屋建、３棟庇　鉄骨造(1,107.61㎡)	
		東口情報ｾﾝﾀｰ（ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ棟）		
		東口情報ｾﾝﾀｰ（ﾚｽﾄﾊｳｽ棟）		飲食・物販施設含む
		東口便所・休憩所	RC造平屋建(144㎡)	
	便所	うねりの大地（大地の広場）便所	RC造平屋建(72.41㎡)	
		さまよいの洞窟便所	RC造平屋建(101.26㎡)	
		中央口便所（中央口連絡橋）	RC造平屋建(117.4㎡)	
		森のすみか便所（こもれびの森）	RC造平屋建(22.5㎡)	
	遊戯施設	あり塚の塔	RC造平屋建(345.152㎡)	
		ありの巣トンネル	RC造平屋建(441.82㎡)	
		虹の巣ドーム	RC造２階建(705.8㎡)	
	展望施設	収穫の谷展望施設（サイロ）	RC造２階建、地下１階(45.62㎡)	
		すずらんの丘展望台	SRC造４階建(735.91㎡)	
	天文台	天文台	RC造平屋建(292.699㎡)	
	路線バス	バス停（中央口）	軽量鉄骨平屋建(10.38㎡)	
		バス停（東口）	軽量鉄骨平屋建(10.38㎡)	
	管理棟・車輌倉庫・案内所等	うねりの大地・さまよいの洞窟機械室	RC造平屋建(22.5㎡)	
		事務所車庫	RC造平屋建(828.17㎡)	本業務の対象外
		滝野公園事務所庁舎	RC造２階建(2311.15㎡)	本業務の対象外（ビジターセンター以外）
		滝野公園事務所庁舎（ビジターセンター）	RC造２階建(2311.15㎡)	
		バックヤード屋外作業棟	RC造平屋建(105㎡)	
		バックヤード北棟	RC造２階建(376.92㎡)	
		バックヤード南棟	RC造平屋建(122.03㎡)	
		森のすみか電気室（森の工房）	木造平屋建(236.16㎡)	
	園内移動用施設（リフト）	リフト運転小屋	木造平屋建(4.86㎡)	
		リフト監視小屋	木造平屋建(9.72㎡)	

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積（㎡）	備　　考
宿泊ゾーン	休憩所	ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　四阿（彩りの森）	木造(12.96㎡)	
	便所	ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　便所（２棟）	RC造平屋建(63.18㎡)	
		山の家野外トイレ	木造平屋建(49㎡)	
	展望施設	ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　展望デッキ	木造平屋建(20.25㎡)	
	ｵｰﾄｷｬﾝﾌﾟ場	ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　キャビンＡ（14棟）	木造平屋建(226.80㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　キャビンB（５棟）	木造平屋建(81㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　キャビンS（６棟）	木造２階建(284.40㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　ｾﾝﾀｰﾊｳｽ	木造２階建(1,210.35㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　ｾﾝﾀｰﾊｳｽ横倉庫	木造平屋建(18.23㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　ｵｲﾙﾀﾝｸ設置小屋	軽量鉄骨平屋建(15.12㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　車庫棟	木造平屋建(51.84㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　汚水ポンプ棟	木造平屋建(18.36㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　滅菌棟	木造平屋建(7.29㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　炊事棟(７棟)	木造平屋建(204.12㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　ｻﾆﾀﾘｰﾊｳｽ	木造平屋建(155.52㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　ｺﾞﾐｽﾃｰｼｮﾝ上屋	木造平屋建(17.28㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　ｺﾞﾐｽﾃｰｼｮﾝ上屋		
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　自販機置場（３棟）	木造平屋建(8.0㎡)	
	青少年山の家	青少年山の家（多目的ﾎｰﾙ）	SRC造２階建(1,520.27㎡)	本業務の対象外
		青少年山の家（宿泊棟、研修棟）	RC造２階建(3,593.19㎡)	本業務の対象外
滝野の森ゾーン	休憩所	森の教室	RC造平屋建(161.25㎡)	
		森の交流館	RC造一部木造地上1階、地下2階（回廊）S造4階建(1,267.94㎡)	回廊含む
		森の情報館	RC造地上1階、地下2階建(1,102.02㎡)	
	便所	便所・電気室(南駐車場)	RC造平屋建(158㎡)	
		みずなら広場便所	木造平屋建(89.10㎡)	
		はるにれ広場便所	木造平屋建(66.83㎡)	
		滝野の森口便所	木造平屋建(66.83㎡)	
	展望施設	森見の塔	RC造(304.92㎡)	
	管理棟・車輌倉庫・案内所等	滝野の森口料金所（２棟）	木造平屋建(6.76㎡)	
		滝野の森口門衛所	軽量鉄骨平屋建(6.21㎡)	
その他		井戸上屋	RC造平屋建(34.25㎡)	
		１号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)	
		新２号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)	
		６号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)	
		中の沢ろ過機械室	RC造平屋建(60.5㎡)	
		配水池	RC造平屋建(499.9㎡)	
		ポンプ室（中の沢）	RC造平屋建(32.64㎡)	
		汚水処理場	RC造平屋建(262.4㎡)	
		白帆電気室	RC造平屋建(33.25㎡)	
		資材庫	S造平屋建(79.25㎡)	
		救護所	S造平屋建(34.02㎡)	

別紙３

収　益　施　設　一　覧

令和4年12月現在

施設区分	施設名／内訳		面積(㎡)	備　　考
レストラン	1.渓流園	レストラン	141.46	
		プロパン庫	5.61	
		バーベキュー園	71.45	
		釣堀	2,281.97	
	2.カントリーハウス	飲食店・売店	363.17	
		用具貸出室等	177.8	
		プロパン庫	5.46	
売店	1.鱒見口	①鱒見口売店	60.00	
	2.渓流口（ロッジゆきざさ）	スキー貸出室、物置	42.24	
		倉庫、スナック、休憩室の一部	86.58	
	3.中央口管理所	売店	18.18	
		自動販売機置場	4.02	
		休憩所自動販売機置場	13.86	
	4.東口情報センターレストハウス棟	売店	81.33	
		自動販売機置場	3.57	
	5.子供の谷休憩所	厨房、売店、食品庫、休憩室	61.60	
		厨房機器等	一式	
		自動販売機置場	4.44	
駐車場				普通用　大型用　身障用　計
	1.中央口駐車場	収容台数		954台　11台　11台　976台
		アスファルト舗装等	4,601.00	
		アスファルト舗装	22,250.00	
		案内看板等	一式	
	2.鱒見口駐車場	収容台数		162台　－　5台　167台
		アスファルト舗装等	4,253.00	
		料金徴収ﾌﾞｰｽ（1ヶ所）	4.52	
		案内看板等	一式	
	3.渓流口駐車場	収容台数		149台　－　8台　157台
		アスファルト舗装	4,029.00	
		料金徴収ﾌﾞｰｽ（2ヶ所）	6.75	
		料金ﾌﾞｰｽ1ヶ所	4.52	
		案内看板等	一式	
	4.東口駐車場	収容台数		612台　11台　5台　628台
		アスファルト舗装等	15,686.00	
		駐車場内区画線、車止め、案内看板等	一式	
	5.南駐車場	収容台数		218台　10台　5台　233台
		アスファルト舗装等	11,333.00	
	6.滝野の森口駐車場	収容台数		148台　－　5台　153台
		アスファルト舗装等	3,667.82	
		料金徴収ﾌﾞｰｽ（1ヶ所）	6.76	
		収容台数計		2,243台　32台　39台　2,314台
サイクリング施設	1.サイクリング施設	自動販売機置場	187.00	
園内交通施設	1.カントリーガーデン園内移動用施設(リフト)	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ園内移動用施設	１式	
		機器保管倉庫	77.40	延長256.45ｍ、搬器48台
オートキャンプ場	1.オートキャンプ場	キャンピングカーサイト(23サイト)	10,706.00	
		スタンダードカーサイト(40ｻｲﾄ)	4,990.00	
		キャビンサイトA(14ｻｲﾄ[415.80㎡])	2,037.00	
		キャビンサイトB(5ｻｲﾄ[114.75㎡])	552.00	
		キャビンサイトS(6ｻｲﾄ[328.32㎡])	3,590.00	
		フリーテントサイト	5,116.00	
		センターハウス	984.94	
		管理用駐車場	441.00	
		駐車場	1,417.00	
		サニタリーハウス	155.52	
		炊事棟(8棟)	98.01	
		便所棟(4棟)	79.38	
		ゲートシステム	１箇所	
		園内監視システム	１式	
		放送設備	１式	
		園路誘導灯	49箇所	
		ゴミステーション	2箇所	
		残り火入れ	5箇所	
		自動販売機置場	3箇所	
		ダンプステーション	１箇所	
		車庫棟	46.08	

施設区分	施設名／内訳		面積(㎡)	備　　考
オートキャンプ場	1.オートキャンプ場	芝生広場	5,870.00	
		プレイロッド	770.00	2基
		彩りの森	16,220.00	
		園路		
		ジャブジャブ池		1ヵ所
		インターホン		3ヵ所
		展望台		1ヵ所
ロープトウ	1.ロープトウ	ロープトウ		延長200m　2基
自動販売機	1.渓流口駐車場　便所横		1.75	2台
	2.こどもの谷虹の巣ドーム 横		0.82	1台
	3.こどもの谷さまよいの洞窟トイレ 横		2.40	3台
	4.こどもの谷溶岩すべり台下小屋　横		0.82	1台
	5.森のすみか森の工房　横		0.71	1台
	6.森のすみか多目的トイレ 横		0.99	1台
	7.案内所（渓流ゾーン）		1.11	1台
	8.東口レストハウス（便所）		1.71	2台
	9.公園事務所		0.64	1台
	10.東口休憩所（研修棟）		0.64	1台
	11.東口休憩所（ボランティア棟）		0.64	1台
	12.展望台（すずらんの丘）		0.72	1台
	13.森の交流館		1.64	2台
	14.森の教室		0.54	1台
	15.森の情報館		0.73	1台
	16.東口レストハウス（駐車場）		1.22	1台
	17.東口ゲート		2.03	2台

別紙４

国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理基本方針

平成２１年３月

（令和５年〇月時点更新）

目　　次

１．運営維持管理基本方針の目的・位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１．１　運営維持管理基本方針の策定の背景・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１．運営維持管理基本方針の目的・位置づけ

１．１　運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

国営滝野すずらん丘陵公園（以下、滝野公園）は、道央圏を中心とする広域的なレクリエーション需要に対応するために設置された国営公園であり、国営公園としては、日本最北に位置し、北海道唯一の公園となっている。また、北海道で初めて通年利用を目指した公園として、グリーンシーズン(夏)、ホワイトシーズン(冬)を通じ、令和 3 年度には約 25 万人/年が来園している。

滝野公園では、昭和 58 年 7 月に「渓流ゾーン上流部」が供用開始されて以来、順次供用区域を拡げ、平成 22 年度に全園供用している。

また、本公園の運営維持管理業務において、民間事業者も含めた総合評価落札方式による競争入札が実施されているため、運営維持管理業務の受託者（以下「事業者」という。）に対し、本業務実施にあたっての基本的な考え方を示す必要が生じている。

以上のような背景をふまえ、「運営維持管理基本方針」を策定した。

１．２　運営維持管理基本方針の位置づけ

この運営維持管理基本方針は、北海道唯一の国営公園である滝野公園が、今後、その使命や役割を担うための運営維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

①運営維持管理の基本方針

②運営維持管理の重点事項

③運営維持管理の項目別の基本方針

１．３　運営維持管理基本方針の対象

本運営維持管理基本方針は、平成 22 年度の全園供用後の滝野公園全体を対象としたものである。

今後の運営維持管理においては、青少年山の家やオートキャンプ場、レストラン等の収益施設についても、互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な運営維持管理に努めるものとする。

２．滝野公園における運営維持管理の基本方針

２．１　滝野公園の公園づくりの基本理念

滝野公園では、これまで、以下に示す基本テーマ・基本理念及び基本イメージのもと運営維持管理が行われてきた。

この基本テーマ・基本理念等については、共通した考え方として今後も継承していく。

【基本テーマ】

「自然とのふれあい」

【基本理念】

①環境保全と魅力ある空間づくり

都市縁辺部にある本公園は、大気の浄化、水源の涵養などの機能を果たすとともに、野外レクリエーション活動の定着化、多様化に対応する。

②多様なニーズに対応

大規模な面積を有する本公園は、北海道最大の人口集積地である札幌市からの大量の利用需要を受け止めるとともに、多様な利用層の需要も受け止める。

③四季を通じた公園利用

積雪寒冷地にある本公園は、冬期利用を推進するとともに、利用の低下する紅葉期を過ぎ積雪が始まるまで及び融雪が始まり新緑期までのグレーシーズンの利用向上を図る。

【基本イメージ】

「緑」：森林・草原・芝生　　「水」：滝・渓流・湖　　「白」：雪・氷

２．２　今後の運営維持管理の基本方針

滝野公園は、その存在価値や利用価値を、守り・育て・高めていくことにより、北海道における都市公園の模範となる先導的な役割を担う公園である。

公園の存在価値とは、社会資本である公園が公共の福祉の増進に貢献する機能や施設を有していることであり、公園の存在自体に意味があることである。この存在価値は、市場原理に馴染みにくく、持続的に維持しなければならない根源的なものである。

一方、利用価値とは、存在価値を維持した上で、公園施設や機能を活用した様々な活動が豊かに展開される公園の利用環境を意味している。この利用価値は、多様な主体の知恵や工夫を活用して、安全、安心、快適な公園環境を創出していかなければならないものである。

この存在価値や利用価値を守り・育て・高めていくためには、滝野公園を運営維持管理・利用する多様な主体（国、運営維持管理事業者、ＮＰＯ、ボランティア、利用者等）が、今後の滝野公園のあるべき目標・将来像を共有し、滝野公園のさらなる魅力向上に向けた取り組みを推進していく必要がある。

そのため、今後の滝野公園における運営維持管理の基本的な考え方として、以下に示す７つの基本方針を設定した。

【基本方針】

滝野公園にふさわしいレクリエーション活動の導入

・自然環境を活かしたさまざまな参加型・体験型レクリエーション活動を展開する。
・自然志向型の宿泊施設を導入し、自然とふれあう活動の多様化を図る。
・自然とのふれあいや環境学習の場として活用するための利用ソフトや、施設の導入を行う。

季節変化の強調と活用

・四季を通じた利用プログラムにより、新しい活動を展開する。
・冬期の活動をより魅力あるものにするため、雪を積極的に活用する。
・早春、晩秋には屋内外の支援施設を導入し、活動の活発化を図る。

スケールを活かしたおおらかな景観構成

・北海道らしいスケールの大きい景観構成を行う。
・郷土の植物材料を活かし、北海道らしい植生景観を創出する。

自然資源の保全と活用

・地形・土壌・植生・動物など、自然の資源性と多様化をより一層高める。
・現在主体になっている落葉広葉樹林を基盤としつつ、常緑針葉樹を加える。
・自然資源の活用に際して、資源の荒廃を生じさせない利用を行う。

多様な利用者に対する施設と活動の導入

・幅広い利用者に対応した安全で快適な環境を確保する。
・利用特性に応じ、子どもや高齢者、障害者の方にも利用しやすい施設構成を行う。

・人と人のふれあい、つながり、交流を促進し、新たな公園利用を創出する。

新しい社会づくりへの貢献

・地域の人材とのパートナーシップを築き、環境・園芸などの情報発信・指導・研修の場を形成する。
・観光レクリエーションの活性化により、地域経済への貢献を図る。
・緑地およびレクリエーション活動の広域ネットワークの形成に寄与する。地球環境に配慮した循環型公園づくりを推進する。

地球環境に配慮した循環型公園づくりの推進

・省エネ・省資源・リサイクル・ローカルエネルギー活用などの実践により、循環型公園を目指す。
・上記の試行からデータを蓄積し、取り組みを公表することで環境学習の契機とする。

３．運営維持管理の重点事項

設定した基本方針及び管理目標をふまえ、今後の滝野公園の運営維持管理にあたり重点的に取り組む事項を以下の通り整理した。

① 来園者の安全安心の確保

・日頃より災害予防を意識して、のり面や構造物等の日常点検を実施する。

・災害発生時に備え、「災害対策部運営計画」に基づき、行政機関（国・道・市）、警察、消防、運営維持管理業務受託者等の関係者と横断的かつ組織全体的な緊急情報連絡体制を構築する。

・防災訓練等を通じ、来園者の立場に立った防災・リスク低減対策を継続的に進める。

・災害発生後、迅速な応急復旧体制を確立するため、建設業界との連携強化を図る。

▲構造物点検状況

② 効率的な管理運営

・長寿命化計画に基づく施設の予防保全型管理により、ライフサイクルコストを削減する。

・利用実態に応じた施設の集約、既製品や耐久性の高い素材の活用などで維持修繕費の縮減を図りながら、利用者ニーズの高い施設・エリアに集中投資することで、利用促進と魅力の維持・向上を効率的に図る。

▲公園施設の維持修繕（木製階段）

③ 地域協働や関連施設等と連携した公園運営･人材育成

・「フラワーガイドボランティア」や「滝野の森クラブボランティア」をはじめとする公園の管理運営に関わるボランティア活動への地域住民の参加を促進し、更なるコミュニティ形成を図る。

・地元アーティストやNPO等との各種イベント共催、地元商店街連合会と連携した地場産品の企画立案・PR、園内清掃等のCSR活動など、地域や企業とのパートナーシップを構築し、公園の管理運営を通した人づくりへの貢献を目指す。

・札幌シーニックバイウェイ藻岩山麓･定山渓ルート及び令和２年７月にオープンしたウポポイ等の他施設との相互誘客に取り組み、包括的な観光客の誘致を図る。

▲企業のCSR活動（園内の除草）

▲民族共生象徴空間（ウポポイ）

④ 積極的な公園の魅力配信

・国内外からの広域的な集客を図るため、滝野公園が有する自生植物や貴重な自然資源、歴史的・文化的資源に関する情報や、札幌都市圏の観光情報など、SNS やホームページ等を活用した積極的な情報受発信、動画配信を行う。

・公共機関や地元メディア、外国人観光案内所、道の駅等において、外国人向けの観光ガイドの配信を行うとともに、園内の多言語の案内標識の増設、大型化による視認性向上、外国語に堪能な園内スタッフを配置するなど外国人の利用促進に努める。

▲通訳士による案内状況

⑤ 民間活力導入等による公園資源の新たな活用

・コンビニや飲食物販施設等の利用者ニーズの高い施設について、民間企業の新規参入の検討を進める。

・コロナ禍において滝野公園の広大な敷地を活用したソーシャルディスタンスを確保できる大型イベント誘致を進め、公園資源の新たな活用方法の可能性について、検討を進める。

▲ソーシャルディスタンスを確保した大型イベント(ドライブイン花火)

⑥ 新技術の活用

・ヒグマの監視・侵入防止対策について、新たに AI やドローン等の ICT 技術を活用することで、迅速かつ効果的な対応を推進する。

・一般 WEB 地図サービスを活用して園内施設の位置情報や施設名、写真を登録することにより、現在地から園内施設までのナビゲーションに加え、開催イベントの紹介、花の見頃見所や遊具の遊び方等、各施設の情報を事前に提供し、訪日外国人観光客を含むすべての利用者の利便性向上を図る。

▲園内に侵入したヒグマの監視画像

⑦ 自生植物や貴重な自然資源の保全

・滝野の森に残るシラネアオイ等の自生植物や貴重な自然資源（希少種）の保全を図る。

・特に、滝野の森ゾーン（西エリア）において、近年増殖傾向にある外来植物の駆除や林地の下草刈り等を行い、希少植物の生育環境の計画的保全を行うとともに、動植物の生息・生育環境の順応的管理等を適切に行い、個体数の維持、生息地の保全を図る。

▲アシリベツの滝と紅葉

⑧ 多様な動植物との共存と安全管理

・園内で見られる多様な動植物の写真・映像を SNS や HP 等で配信し、滝野公園の豊かな自然の魅力をアピールする。また、ヒグマが侵入した場合の監視体制や再侵入防止策を紹介し、開園後安全に利用できることの周知を図る。

（クマゲラ）

（エゾフクロウ）

⑨ 環境負荷の低減

・太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用、ＬＥＤ照明等の省エネ設備導入により、環境負荷の低減を進める。

・公園から排出される刈芝の堆肥化、チップ化によるリサイクルを継続する。

▲伐採木のリサイクルによる
ウッドチップ舗装

⑩ 滝野の自然を活かした多様な利用プログラムの提供

・グリーンシーズンには、園内に生息する生き物や自生植物に関する学習会、ノルディックウオーキングや森ヨガ、野外音楽ステージ等、ホワイトシーズンにはスキーやそり滑り、歩くスキーやスノーシュー等、多くの利用者が参加・体験・交流できる利用プログラムの提供を図り、環境教育や健康維持増進などに取組む。

・訪日外国人観光客が多くなるホワイトシーズンを中心に、外国人向けサービスを提供する。

・コロナ禍においても楽しむことのできる利用プログラムを充実する。

▼スノーシューガイドツアー

▲野外音楽ステージの開催

⑪ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

・子供・高齢者・障害者・外国人も、安全・安心で快適に利用できるように、当該利用者のご意見を踏まえバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進する。

・特に外国人対応として、園内サインへのピクトグラムの追加や多言語の案内標識の増設・大型化、多目的トイレの機能、外国語による案内放送を充実させる。また、外国語に堪能な園内スタッフの配置等を更に推進する。

▼多言語の案内標識の大型化

▲車椅子利用者の目線に配慮した植栽展示

⑫ 彩り豊かな美しい花の景観の形成

・チューリップやコスモスなど季節に応じた草花等の大規模花修景や公園のシンボルとなるスズランなど、四季折々の草花を展開する。

・草花の見頃時期を考慮した植栽配置を行い、各時期で異なる花の景観を提供することで、リピーターを確保する。

▲彩り豊かな花修景

４．運営維持管理の項目別の基本方針

運営維持管理の重点事項をふまえ、運営維持管理の項目別の基本方針を整理した。

４．１　公園の維持に関する項目

（１）動植物管理

①芝生管理

園内各地の芝生地について、周辺の自然環境の保全や良好な景観の保持などに配慮しながら、効率的かつ適切に芝刈、施肥、病虫害防除などの運営維持管理を実施する。特に、イベントやレクリエーションの場としての利用が多い中心ゾーンの広大な芝生広場については、これらの利用に対して常に良好な状態を保てるよう計画的な運営維持管理を実施する。

②草花管理

開花時期における利用者の増加や利用者の花に対する満足度向上を図るため、春・夏・秋を通じて園芸植物を中心とした草花の充実を図る。

そのため、カントリーガーデンを始めとした園内各地の植栽地において、多くの園芸植物を組み合わせ、同時に開花する花の種類を増やすとともに、公園のシンボルとなる草花や一般的に広く知られている草花を活かして、彩り豊かな美しい花風景を演出する。

また、園内に自生する植物のうち、観察利用の対象となる種について生育地環境の適切な運営維持管理を行うとともに、可能なものについては、園芸材料的な活用も検討する。

③樹木管理

園内各地に植栽されている低木・高木について、それぞれの植栽目的に合わせて刈込み、枝の剪定、撤去・更新、施肥、冬季の冬囲いなど適切な運営維持管理を実施し、樹勢の維持・回復に努める。

④自然資源管理

自然観察ゾーン・森林体験ゾーンをはじめ園内に生息している植物、動物、昆虫類など多様な自然資源の保全に努める。特に「希少種」として確認された貴重な動植物については、その種類数を維持し、個体数や生息・生育地面積の維持・増加を図るため、生態系に配慮した適切な生息・生育地環境の保全・管理に努める。

⑤特殊管理

公園内で発生する植物性廃棄物のうち、芝刈屑を中心とする草本系植物性廃棄物について堆肥化などのリサイクルを行う。また、剪定枝などの木質系廃棄物についてもチップ化などのリサイクルを推進する。

（２）施設管理・清掃

①建物管理

安全かつ快適な公園利用環境の提供を図るため、園内の各建物について、日常点検・定期点検を確実に実施し、劣化・損傷箇所の早期発見に努め、必要に応じて効果的な修繕を行う。特に、老朽化の進行している古い建物については、重点的に保守点検を行い、計画的な施設の改修・更新を行う。

また、子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者が安全で快適に利用できるようにするため、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進する。

②工作物管理

安全かつ快適な公園利用環境の提供を図るため、園内の園路、柵、照明などの各種工作物や、「こどもの谷」や「森のすみか」の遊具について、日常点検・定期点検を確実に実施し、故障・破損などの発生時には早急に補修・修繕を実施する。

③建物・工作物設備管理

園内の建物・工作物の各種設備（水道、汚水処理、水循環、電気、空調、消防、エレベータなど）について、建築基準法、水道法、消防法、電気事業法など各種法令に基づいた保守点検を確実に実施し、設備の機能の維持に努める。

④清掃

園内を常に清潔な状態に保ち、快適性・美観性を維持し、利用者満足度の向上を図るため、建物清掃、工作物清掃、園地清掃を計画的に実施する。

また、園内で発生するゴミは、生ゴミ・紙屑などの可燃ゴミ、スチールカン・アルミカン・ペットボトルなどの資源ゴミ、鉄屑・ブロック・廃プラスチックなどの不燃ゴミに分別して回収・処理を行う。

冬期間には、園路、駐車場、建物周辺の除雪作業、建物屋根の雪下ろしを行うとともに、歩くスキーコース、ファミリーゲレンデ、そりゲレンデなどの整備を行う。

⑤特別安全管理

園内の建物・工作物について、事故が発生した場合や地震などの災害が発生した場合には、破損箇所の発見や必要な機能の確認のため、各種建物・工作物の安全点検を速やかに実施する。

４．２　公園の運営に関する項目

（１）利用者サービス

①利用案内

公園利用者の満足度の向上を図るとともに、子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者へのサービスの充実を図るため、各種対応（窓口対応、迷子対応、ペット持込対応、身障者対応、電話問い合わせ対応、視察対応、苦情対等など）や、園内放送業務、乳母車・車椅子貸出、拾得物・遺失物処理などを適切に実施する。

②特定利用者サービス

公園管理への多様な主体の参加により地域とのパートナーシップを構築するため公園の管理運営に関わるボランティア活動への参加促進や、企業の社会貢献活動の参加を支援する。

また、自然環境や歴史・文化等を活かした講習会・研修会などの環境教育プログラムの提供を図るとともに、市民や研究機関等による自然環境等を活用した学習・研究の場としての利用も促進する。

③広報活動

道内外からの広域的な集客を図るため、滝野公園が有する貴重な自然資源や歴史的・文化的資源に関する情報や、広域観光ネットワークの拠点としての観光情報などについて、ホームページにおける情報発信や、各種マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）への情報提供、各種広報印刷の作成・配布（ポスター、パンフレット等）、SNS による情報発信により、効果的な広報活動を実施する。

④宣伝活動

公園の利用促進を図るため、札幌市内はもとより首都圏など道内外で実施される観光・旅行などをテーマとした各種イベント・キャンペーンに積極的に参加し、滝野公園の魅力についてＰＲ活動を実施するとともに、各種マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）を活用した広告、SNS による情報発信を実施する。

⑤行催事企画運営

自然・歴史・文化等の資源や園内施設および雪の活用により、環境教育、みどりの普及啓発、文化・歳時、健康維持増進など、多くの利用者が参加・体験・交流できる多様な利用プログラムの提供を図る。また、他団体・企業などが主催するイベントの利用も促進する。

（２）公権力の行使に準じた行政的対応

①入退園管理

各入退園口において必要な人員を配置し、入園料金収受、改札業務、集計業務、入園券印刷・収納、行為・占用許可等の許認事務補助、危険物等持込対応などの入退園管理を適切に実施する。

②安全指導

園内における車両規制や周辺の交通整理などによる利用者の安全性の確保や、事故や病人が発生した場合など緊急時における迅速かつ適切な通報、防火対策を適切に実施する。

③巡視警備

落石や雪崩の確認やクマ対策、テロ対策など公園の安全確認のため、巡視員による園内の定期的かつ効果的な巡視・警備を行う。特に、施設の安全管理、不審物等の有無、火の不始末の確認、建物等の開錠・施錠の確認などのための巡視は毎日確実に実施する。

④救護

園内に救護室を設置し、事故や病人が発生した場合に適切な応急手当・治療を行う。

⑤災害時対応

地震災害・風水害・火災・危険動物等の災害について、「国営滝野すずらん丘陵公園　災害対策部運営計画」に基づき、災害が発生または発生する恐れのある場合は、災害対策部設置基準により体制を発令し、災害対策部を設置する。

別紙５

R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務
共通仕様書（案）

令和５年〇月

第１章 総則

第１条 目的

滝野すずらん丘陵公園（以下「滝野公園」という。）は、北海道の広域的なレクリエーション需要に対応するために国が設置したイ号国営公園である。

公園の面積は 395.7ha で、札幌市の中心部から約 20km の札幌市南区滝野地区に位置しており、渓流ゾーン、中心ゾーン、宿泊ゾーン、滝野の森ゾーン、保全ゾーンの５つに区分されている。（別添－１「公園平面図」、別添－５「土地利用方針図」参照。）

滝野公園では、「自然と人・人と人のふれあい」を基本テーマに、以下の７つの基本方針のもとに総合的に整備、管理・運営を進めている。

１ 滝野公園にふさわしいレクリエーション活動の導入
２ 季節変化の強調と活用
３ スケールを活かしたおおらかな景観構成
４ 自然資源の保全と活用
５ 多様な利用者に対する施設と活動の導入
６ 新しい社会づくりへの貢献
７ 地球環境に配慮した循環型公園づくりの推進

公園の供用の経緯は、昭和 52 年度に都市計画決定され、昭和 54 年度に起工し、昭和 58 年度に渓流ゾーンの一部供用開始、昭和 61 年度に「歩くスキーコース」など冬期利用の開始、平成元年度には宿泊ゾーンの「青少年山の家」の供用開始、平成６年度に宿泊ゾーンの「オートリゾート滝野」の供用開始、平成 11 年度に中心ゾーンの「ファミリーゲレンデ」の供用開始、平成 12 年度に中心ゾーンの「カントリーガーデン」、「こどもの谷」の一部供用開始、平成 14 年度に「こどもの谷」の全部供用開始、平成 16 年度に中心ゾーンの「森のすみか」の供用開始、平成 21 年度に「滝野の森ゾーン（東エリア）」の供用開始、平成 22 年度に「滝野の森ゾーン（西エリア）」を供用開始し、全園概成した。

昭和 58 年度の開園時から令和４年３月までの入園者数累計は、約 2069 万人であり、令和３年度には約 25 万人の方々に利用されている。

R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）は、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針」（別紙－４参照）に則り、利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、当公園全般にわたり、公共の福祉を保全、増進させることを目的とする。

第２条 適用及び用語の定義

本仕様書は、本業務のうち、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」に適用する。

なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

１）「北海道開発局札幌開発建設部」とは、国営公園の管理主体者であり、本業務の発注者のこと。
２）「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う委託者の指定する職員で、総括調査職員、主任調査職員及び調査職員を総称していう。
３）「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う職員をいう。
４）「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。

５）「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、本公園を利用する者のこと。

６）「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、調査職員と事前に協議し、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条、第６条又は第１２条に基づく許可を得た上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事（広報を含む)、飲食・物販施設の新設、または指定する既存施設を改修し、管理運営を行う事業のこと。

７）「収益施設」とは、公園利用者のサービス向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第２０条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。

８）「入園料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第２０条第 2 項及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）第１１条第 2 項に基づき、有料区域を利用する者から徴収する料金のこと。

９）「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のこと。

１０）「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第２０条に基づき、施設運営者が北海道開発局札幌開発建設部に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。

１１）「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき北海道開発局札幌開発建設部から金額を通知し、事業者が北海道開発局札幌開発建設部に納める料金のこと。

１２）「業務責任者」とは、本仕様書の第１３条に示す業務内容である本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理するもののこと。

１３）「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者をもってそれにあてること。

１４）「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。

１５）「管理物件」とは、別添－１「公園平面図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持ち込み、または、管理許可を受け、もしくは占用している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。

１６）「管理事務所」とは、別添－３「管理事務所図」に示す建築物を指す。

１７）「管理センター」とは、管理事務所を拠点として本業務を遂行する組織のこと。

１８）「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。

１９）「改修」とは、性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。

２０）「保守」とは、機器等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。

２１）「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

２２）「指示」とは、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

２３）「通知」とは、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員が事業者に対し、又は事業者が北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

２４）「報告」とは、事業者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

２５）「承諾」とは、事業者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

２６）「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員と事業者が対等の立場で合議することをいう。

２７）「提出」とは、事業者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

２８）「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。なお、情報共有システム等の活用も可とする。

２９）「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。

３０）「勧告」とは、北海道開発局札幌開発建設部長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。

３１）「命令」とは、北海道開発局札幌開発建設部長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。

３２）「確認」とは、要項に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について要項との適合を判断すること。

第３条 総則

１．本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。

２．本業務の実施は、R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営業務委託契約書（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第４条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準・関係諸法令等に準拠する。なお、更新等が行われた場合には、最新の基準等に準拠するものとする。

１）都市計画法

２）都市公園法

３）道路交通法

４）景観法、屋外広告物法

５）建築物における衛生的環境の確保に関する法律

６）消防法

７）建築基準法

８）労働基準法、労働安全衛生法

９）下水道法
１０）水道法
１１）水質汚濁防止法
１２）浄化槽法
１３）食品衛生法
１４）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
１５）大気汚染防止法
１６）騒音規制法
１７）振動規制法
１８）個人情報の保護に関する法律
１９）高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
２０）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
２１）電気事業法及びこれに基づく政令等
２２）電気工事士法
２３）電気設備に関する技術基準を定める省令
２４）建築保全業務共通仕様書　（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
２５）建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
２６）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
２７）公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
２８）公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
２９）公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
３０）公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
３１）公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
３２）移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
３３）移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
３４）都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
３５）公園のユニバーサルデザインマニュアル
（財団法人　都市緑化技術開発機構　公園緑地バリアフリー共同研究会編）
３６）都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）
（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課）
３７）国土交通本省委託契約取扱要領（別添－２）
３８）レッドリスト（2015）（環境省自然環境局）
３９）北海道の希少野生動植物　北海道レッドデータブック２００１
４０）絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
４１）特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
４２）猛禽類保護の進め方（改訂版）（環境庁自然保護局野生生物課編）
４３）道路・河川工事仕様書（北海道開発局）
４４）電気通信工事仕様書（北海道開発局）
４５）機械工事仕様書（北海道開発局）
４６）土木工事監督実務要覧　（北海道開発局）

４７）河川法
４８）建設業法
４９）建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
５０）国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
５１）遺失物法
５２）鉄道事業法
５３）警備業法
５４）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
５５）原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）
（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
５６）著作権法
５７）農薬取締法
５８）公園施設の安全点検に係る指針（案）（国土交通省）
５９）公園緑地工事共通仕様書（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
６０）発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック（国土交通省総合政策局安心生活政策課）
６１）不正アクセス行為の禁止等に関する法律
６２）都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成 29 年 9 月 国土交通省）
６３）その他、関係諸法令等

第５条 事業者の責務

１．運営維持管理者となる事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負う。
２．本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
３．本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、第２章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
４．事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
５．事業者は、本業務の実施にあたって、調査職員と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておく。

第６条 北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するにあたり、北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担を「北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担一覧」に定めのない事項については、北海道開発局札幌開発建設部と事業者の間で十分に協議のうえ決定する。

表１　北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担一覧

項　目	内　　容	北海道開発局 札幌開発建設部	事業者
料金徴収業務	入園料（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務 （徴収料金は、北海道開発局札幌開発建設部に納付）		○
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第５条に基づき設置・管理されている施設は除く。）		○
収益施設の管理	収益施設の管理		○
物品の管理	北海道開発局札幌開発建設部より提供のあった物品の管理（別紙－２２「提供物品一覧」、別紙－２３「購入備品一覧」を参照。）		○
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
	ただし、30/1000 以上の物価変動が見込まれる場合	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
運営日時の変更	開園日時(事業者による提案)に伴う経費の増減		○
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		
許認可	都市公園法に基づく許認可	○	
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎
	修繕にかかる費用が１件あたり 100 万円を超えない場合かつ年間修繕費用（※1）300 万円（税抜き）【令和 5 年度】、2,000 万円（税抜き）【令和 6～8 年度】、1,700 万円（税抜き）【令和 9 年度】を超えない場合（上記①を除く。）。		○
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）。（※2）		
	上記３項目以外の場合 なお、予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議する。	○	
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議する。	○	
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎
	共通仕様書第３１条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○
	上記２項目以外の場合	○	
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎
	上記以外の場合	○	

責任を有する側を項目ごとに○または◎としており、事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については委託費を充当することができない。

※1:年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成 31 年度～令和 3 年度の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙－３６「建物・工作物に係る修繕履歴」を参照のこと。

※2:震災等大規模な自然災害の影響やウイルス等による感染症のまん延等の影響等、事業者の責めに拠らない理由で収益施設の収支バランスが大きく変わった場合、収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる計画内容や責任分担の変更について、北海道開発局札幌開発建設部に協議することができる。

第７条 北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員による指示

北海道開発局札幌開発建設部長又は調査職員は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できる。

第８条 契約の解除

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

１）偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

２）入札参加に要求される資格の要件を満たさなくなったとき。

３）契約に従って本業務を実施できなかったとき、又は実施できないことが明らかになったとき。

４）契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

５）繰り返し法令違反を行ったとき。

６）暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。

７）暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

第２章 業務内容

第９条 運営維持管理重点事項

事業者は、別紙－４「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針」に則り、以下の運営維持管理の重点事項を踏まえ、本業務の遂行に努めなければならない。

＜運営維持管理の重点事項＞

以下の重点事項のもと、運営維持管理業務を適切に行う。

①来園者の安全安心の確保
②効率的な管理運営
③地域協働や関連施設等と連携した公園運営･人材育成
④積極的な公園の魅力配信
⑤民間活力導入等による公園資源の新たな活用
⑥新技術の活用
⑦自生植物や貴重な自然資源の保全
⑧多様な動植物との共存と安全管理
⑨環境負荷の低減
⑩滝野の自然を活かした多様な利用プログラムの提供
⑪バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
⑫彩り豊かな美しい花の景観の形成

第１０条　業務実施の基本的事項

１．事業者は、本業務の実施にあたっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意するものとし、本共通仕様書第１条の７つの基本方針に沿った管理運営を行う。

１）自然環境との共生や環境に配慮した維持管理の実施及び環境学習への積極的な対応を行う。
２）安全で快適な利用がされるように利用者指導及び利用者サービスを適切に行うとともに、利用の増進を図るため利用者ニーズに的確に対応した広報及び行催事等を展開する。
３）市民参加を推進するため、公園内ボランティア活動への支援・指導を行う。
４）乳幼児連れの利用者、障がい者、高齢者、外国人等への適切な対応等を図る。
５）地域との良好な関係を維持するため、地元公共団体、企業、市民、ＮＰＯ、大学等との連携を図る。
６）様々な管理技術を駆使して、効率的な管理運営に努め、常に経費の削減に配慮しながら高品質な維持管理を実施する。
７）災害や事故等における危機管理を徹底するとともに、緊急連絡体制、非常参集体制を確立し、大規模災害発生時には災害復旧活動拠点としても機能するよう、適切な対応を行う。
８）有機性廃棄物の堆肥化や塵芥のリサイクル等、公園内での資源の有効活用に配慮する。
９）良好な景観の形成に努めた維持管理を実施する。
１０）利用状況に応じ、適正に本業務を行い、利用に支障をきたさないように配慮する。

第１１条 履行場所及び履行期限

１．履行場所

施設名称　国営滝野すずらん丘陵公園

所在地　　北海道札幌市南区滝野 247 番地

敷地面積　395.7ha

注）敷地面積全てを供用している。

※別添－１「公園平面図」参照。

２．履行期限

令和５年１２月１日から令和９年１１月３０日までとする。事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開園に備えなければならない。

第１２条 開園日時等

本業務の履行期間における本公園の開園日、開園時間、入園料については原則として官報告示に従う。

表２　開園期間及び時間

エリア	開園期間		開園時間
供用区域	春	4 月 20 日～　5 月 31 日（4/19 が日曜日の場合は 4/19 開園）	9:00～17:00
	夏	6 月　1 日～　8 月 31 日	9:00～18:00
	秋	9 月　1 日～　11 月 10 日	9:00～17:00
	冬	12 月 23 日～　3 月 31 日（12/22 が日曜日の場合は 12/22 開園）	9:00～16:00

※休園期間は 11 月 11 日～12 月 22 日　および　4 月 1 日～4 月 19 日

※繁忙期、行催事開催時等においては、事業者が調査職員と協議し、承諾を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。

（別紙－１９「開園時間延伸状況」、別紙－２０「混雑時の状況」参照。）

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は事業者が調査職員と協議し、承諾を得た上で休園とする。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとするが、変更する場合がある。当該年度の日付は１ヶ月前までに通知する。

・春の都市緑化推進運動：4 月 1 日～6 月 30 日【期間中 1 日】

・秋の都市緑化月間　　：10 月 1 日～10 月 31 日【期間中 2 日】

・みどりの日　　：5 月 4 日【1 日】

・敬老の日　　：9 月第 3 月曜日【1 日】

※満 65 歳以上の者のみ無料

第１３条 業務内容及び業務対象

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第２条第２項で規定された各公園施設を対象として、個別仕様書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行う。（別紙－１「主要公園施設一覧」、別紙－２「主要建築物一覧」、別添－１２「園内施設（設備等）位置図」参照。）

＜業務内容＞

１） 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）

① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

・本業務全体の計画立案及びマネジメント

・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務　等

・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）

・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視（外周柵施設周辺も含む）、ヒグマ等野生動物に関する情報収集や専門家との意見交換及び普及啓発、対策会議の実施等

② 施設・設備維持管理業務

・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、外周柵施設、その他設備）

・清掃（園内清掃、園内建物清掃）

・利雪　等

③ 植物管理業務

・高木管理、中低木管理、林地管理、芝生管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定、倒木処理等）

１）本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

① マネジメント

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料の徴収事務、北海道開発局札幌開発建設部の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。（詳細は、別紙－６「R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案業務）」（以下「個別仕様書（企画立案）」という。）を参照のこと。）

② 企画運営管理

利用促進のための行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収すること等を含む）や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者（外国人利用者を含む）に対するサービスの提供、ヒグマ等野生動物に関する情報収集や専門家との意見交換及び普及啓発、対策会議の実施、公園利用者の施設予約等の受付、外周柵施設周辺も含めた園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。（詳細は、別紙－６「個別仕様書（企画立案）」、別添－１１「野生動植物危機管理マニュアル（案）（ヒグマ、スズメバチ）」を参照のこと。）

２）施設・設備維持管理業務

① 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、外周柵施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常から、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。（詳細は、別紙－７「R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書（施設・設備維持管理業務）」（以下「個別仕様書（施設・設備）」という。）を参照のこと。）

② 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。（詳細は、別紙－７「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

③ 利雪

冬季において、園路の除雪・排雪を行うとともに、歩くスキーコース、ファミリーゲレンデ、そりゲレンデなどのための圧雪や排雪作業を行う。（詳細は、別紙－７「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）なお、収益施設に係る雪対策（駐車場や建物周辺の除雪、建物屋根の雪下ろし）は除く。

３）植物管理業務

北海道の気候風土にあった花風景の演出を行うため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、潅水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。（詳細は、別紙－８「R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書（植物管理業務）」を参照のこと。）

第１４条 業務実施体制

１．国営公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、下記の資格要件を備えている職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを調査職員に提出する。

＜事業者が保有する必要がある資格＞

・１級造園施工管理技士

・索道技術管理者（再委託も可能とする。）

２．日常管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。

３．本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理について業務別に業務責任者を配置する。なお、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等

設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区別しなければならない。

4．開園期間中は、本共通仕様書第１３条１）～３）の業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務の業務責任者のうち、少なくとも１名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、当該業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本共通仕様書第１３条１）～３）及び収益施設等設置管理運営業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、主な業務従事（勤務）場所は、管理事務所（別添－３「管理事務所図」）を想定している。なお、業務が迅速かつ円滑に行われる体制が確保できるのであれば、テレワークについても勤務と認める。

5．この他、国庫に納入する入園料等の徴収業務を担当する経理担当者、及び救急対応を担当する者を配置するが、経理担当者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6．北海道開発局札幌開発建設部から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第１５条 業務計画書

1．事業者は、契約締結日の 14 日前までに、企画書にもとづく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を調査職員に提出し、協議の上、承諾を得なければならない。

2．「業務計画書」の策定にあたっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。

3．運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応（別紙－３１「苦情、要望等対応処理」参照。）について、年度内での変更が求められる場合は、「業務計画書」を随時修正する。

変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員と協議する。なお、次年度以降の実施内容に変更がある場合は、次年度の業務開始 14 日前までに変更業務計画書を提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。

4．四半期別必要経費内訳書には、「業務計画書」の変更がある場合は、その結果を反映した上で、数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。

＜業務計画書に記載が必要な項目＞
- 年間管理運営計画（月別）
- 年間行事計画書（月別）
- 年間広報計画（月別）
- 年間ボランティア活動計画（月別）
- 企画提案された実施方針(月別)（別紙様式１－６「実施方針」参照）
- 業務実施体制（資格証明書の写しを含む）（別紙－２９「職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置」参照。）
- 業務実施のための管理機構及び職務分担
- 実施計画書（別添－２「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 四半期別必要経費内訳書（別添－２「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 再委託承諾申請書（別添－２「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 施設管理作業（建物管理、工作物管理、清掃、利雪等）
- 植物管理作業
- 収益施設運営計画（別紙様式－３「収益施設運営計画書」参照）
- 公園内巡視作業

・ 門衛作業
・ 入園料徴収及び公園利用者への利用指導
・ 安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策
・ 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
・ 市民参加による公園運営（ボランティア）
・ 環境への配慮

第１６条 業務報告書

１．事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実に行えるよう、報告書を調査職員に毎月又は四半期ごとに提出する。

２．事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、当該年度の完了報告書、精算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以上、各正本１通、副本１通）に成果物（年度内に実施した運営維持管理実績を示す実績状況等の記録書一式）を添えて提出する。

３．経理状況に関する帳簿類は常に整理し、調査職員からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応する。

４．本業務は電子納品（試行）対象業務とする。電子納品とは、上記業務報告書の最終成果のうち調査職員が指示するものを電子データで納品する。

＜毎月提出が必要な項目＞
１）「管理運営月報」「管理運営月報総括表」（勤務実績簿を含む）（提出期限は翌月の 10 日 別添様式－１「管理運営月報」、別添様式-２「管理運営月報総括表」）
２）「連絡会議報告書」（会議終了後速やかに）
３）運営維持管理実施方針（毎月５日まで）
４）電気メーター検針表及び算定表（毎月初め）
５）水道メーター検針表及び算定表（毎月初め）
６）ガスメーター検針表及び算定表（毎月初め）
７）維持管理施設の灯油タンクの残量チェック・報告（適宜）
８）貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告（毎月初め）（別紙－２５「貸与車両の使用状況・維持管理状況」、別紙－２６「リース車両の使用状況・維持管理状況」参照）
９）月別業務執行調書（翌月 10 日まで）
１０）月別作業計画実績書（翌月 10 日まで）
１１）上記に係る代表的な作業写真（翌月 10 日まで）
１２）委託費経費別内訳報告書（翌月 10 日まで）（別添－２「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
１３）上記以外の調査職員が指定した報告事項（適宜）
＜四半期ごとに提出が必要な項目＞
１）「管理四半期報」（提出期限、四半期翌月の 15 日 別添様式－３「管理四半期報」）
＜当該年度の完了報告で提出が必要な項目＞
１）「完了報告書」 （別添－２「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
２）「精算報告書」 （別添－２「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
３）「委託費経費内訳報告書」（別添－２「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
４）「残存物件報告書」（別添－２「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
５）「実施状況等の記録書」
＜実施状況等の記録書に添付が必要な項目＞ ※事業者において記録・作成した原本を提示
１）作業日誌（別添－８「運営維持管理業務 作業日誌（案）」参照。）
２）保守点検の記録
３）作業実施数量の記録
４）作業記録写真
５）安全衛生点検の記録
６）修繕等の記録
７）事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
８）上記以外で調査職員が指示した報告事項（適宜）
＜電子納品＞
１）電子データとは、「電子納品等運用ガイドライン」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」）及び北海道開発局の「電子納品に関する手引き（案）」に示さ

れたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途調査職員と協議する。
２）最終年度の業務を完了した時には、別に定める様式（電子媒体納品書）に署名・捺印の上、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データを CD-R で２部提出する。なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。
３）受発注者相互に CD-R の内容を確認した上で CD-R の受領を行う。
４）「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
５）上記によりがたい場合は、調査職員と協議する。

第１７条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、調査職員の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において業務終了後５年間保管する。また、契約期間終了時には調査職員へ引き継ぐこと。

なお、本業務の記録類については以下を最低限とする。

・作業実施数量等の記録
・保守点検の記録
・作業日誌
・安全衛生点検の記録
・修繕等の記録
・作業記録写真
・事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
・その他、調査職員が指示する記録

第１８条 モニタリング業務

１．事業者は、公園利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、次の各号に掲げる調査を行うことができる。調査を行った場合、その結果について調査職員に報告する。

１）利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する公園利用者の評価について、アンケート等を実施するなど事業者の工夫により、確実に把握する。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、あらかじめ調査職員に提出した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

第１９条 北海道開発局札幌開発建設部が行うモニタリング調査

１．北海道開発局札幌開発建設部は、事業者で実施するモニタリング業務とは別に、本業務の実績を評価する調査を実施する。（別紙－１３「利用実態調査アンケート」参照。）

２．事業者は、本業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、前項の調査に協力する。

第３章 委託費の支払い

第２０条 委託費代金の支払い

１． 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（「R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務実施要領（案）」（以下、「実施要項」という。）1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。

２．北海道開発局札幌開発建設部は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して３０日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害による長期閉園その他の事業者の責めに帰すことが出来ない事由によると北海道開発局札幌開発建設部が判断したものを除き、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

（注）事業者の責めに帰すことが出来ない場合とは以下の場合である。

・震災等大規模な自然災害の影響やウイルス等による感染症のまん延等の影響が認められる場合

・募集時には計画のなかった主要施設の一定期間使用中止があった場合

・公園の運営に関する利用者満足度及び公園特性を活かした植物管理に関する満足度について、過年度に比べ天候不良等の影響が認められる場合であって、達成すべき質からマイナス５％の範囲内で確保されている場合

・その他、事業者の責めに帰すことが出来ない事由が発生し、北海道開発局札幌開発建設部が認めた場合

３．各年度の契約金額の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の契約金額の支払の限度額のいずれか低い額とする。

４．会計法第２２条、予算決算及び会計令第５８条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払に係る委託費の請求はできない。

ただし、事業者の運営維持管理の責任に拠らない場合は改善計画書は不要とする。

５．事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

６．本業務の準備期間における経費は、委託費（一般管理費を含む）にて支出することはできない。

７．各業務の積算体系は、以下のとおりである。

＜積算体系＞

※本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

第４章 公園内の安全管理

第２１条 安全管理

１．本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行う。なお、北海道開発局札幌開発建設部が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図る。

２．新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザや鳥インフルエンザ等の感染症については、調査職員と協議の上、消毒液を設置するなど、適切な措置・対応を行う。また、園内での緊急時に備え、調査職員と協議の上、自動体外式除細動器（AED）等を設置すること。

３．事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、北海道開発局札幌開発建設部が定める消防計画を遵守する。

４．事業者は、北海道開発局札幌開発建設部と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成する。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記する。作成した消防計画は調査職員へ提出し、承諾を得ること。（別添－１８「国営滝野すずらん丘陵公園消防計画(案)」参照。）

５．事業者は、施設を運営している期間中は毎月１回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告する。（別添－１９「防火管理自主検査チェック表(案)」参照。）

６．公園内について常に安全上の観点から観察を行い、異常を確認した場合、速やかに対応し、必要に応じ、調査職員に報告する。安全管理には十分注意し本業務を履行する。（別添－９「危機管理マニュアル(案)（災害対策部運営計画)」、別添－１０「滝野すずらん丘陵公園における事故対応について」参照。）

第２２条 安全確保

１．本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。

２．本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じた後、調査職員に報告する。

３．設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講ずる。

４．万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。

５．その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、北海道開発局札幌開発建設部が定める安全管理マニュアル等に則り、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事後報告書様式（別添－８「運営維持管理業務作業日誌（案)」）等により調査職員に報告する。

１）事故発生日時

２）事故発生場所（図示）

３）事故発生の概要（受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因など）

４）事故の程度

５）人身事故の場合は、医師の診断結果

６）事故処理の概略

第２３条 救急対応

１．事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員に提出する。

２．事業者は、調査職員が指定する箇所に救急施設を配置し、救急担当職員を配置する。そのうちの主たる箇所に開園中は看護師または救命技能認定証の交付を受けた救急担当職員を配属し、救急活動に当たらなければならない。救急担当職員については、応急救護講習等を受けた者を配置すること。

３．救急担当者は、救急活動を要する事態を認めたときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。

４．事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。

５．重大事故についてはただちに調査職員に報告し、その指示に従う。
なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、または３０日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する３０日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。（別添－１０「滝野すずらん丘陵公園における事故対応について」を参照。）

６．傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行う。

第２４条 災害時、異常時等の対応

１．事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ調査職員と協議しなければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。（別添－９「危機管理マニュアル(案)（災害対策部運営計画)」を参照。）

２．前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する。

３．台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。

４．台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行う。

５．事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員に速やかに報告する。

６．調査職員は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。

７．調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が定める安全管理マニュアル等に則り、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行う。

８．事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、北海道開発局札幌開発建設部が定める危機管理マニュアルに基づき、事業者の役割・行動・体制（業務継続計画(BCP)を含む）等をとりまとめた

危機管理マニュアルを作成し、調査職員に提出し、承諾を得るものとする。（別添－９「危機管理マニュアル(案)（災害対策部運営計画）」、別添－１０「滝野すずらん丘陵公園における事故対応について」を参照。）

９．事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行う。（別添－９「危機管理マニュアル(案)（災害対策部運営計画）」を参照。）

１０．災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行う。

１１．石狩中部地域において、大雨及び大雪警報が発令された場合、事業者は警報に係る連絡体制、点検計画等を速やかに調査職員へ報告する。

なお、報告方法は電話等にて行い、緊急連絡体制に基づき連絡する。

第５章 協議・調整等

第２５条 北海道開発局札幌開発建設部の要請への協力

１．調査職員から本公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。

２．その他、北海道開発局札幌開発建設部が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。

３．事業者（総括責任者、各業務責任者）は、毎月１回、北海道開発局札幌開発建設部が開催する公園関係者の国営滝野すずらん丘陵公園合同連絡会議、及び安全衛生協議会・安全パトロールに参加する。国営滝野すずらん丘陵公園合同連絡会議では、前月分の運営状況、公園利用者からの意見等を整理したものについて報告する。なお、国営滝野すずらん丘陵公園合同連絡会議、及び安全衛生協議会で使用した書類は、調査職員へ提出する。

４．事業者は、管理業務を円滑に実施するため、必要に応じ調査職員及び管理運営に関係する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催する。なお、連絡会議には、第三者を参加させることができる。

５．関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は調査職員の指示により立会等に協力する。

６．本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、調査職員に報告するよう、努める。

（参考：別紙－３０「総括責任者による外部会議への出席」。）

第２６条 別途工事等との調整

１．北海道開発局札幌開発建設部の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。

２．北海道開発局札幌開発建設部が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応については、調査職員と調整する。

第２７条 調査職員との協議等

１．事業者は、本仕様書、各個別仕様書及び収益施設等設置管理運営規定書に明記されていない事項又は本仕様書、各個別仕様書及び収益施設等設置管理運営規定書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員と協議する。

２．業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員の指示を求めることができる。

３．施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、調査職員と事業者の間で調整又は協議を行う。

４．不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

第２８条 その他の協議・報告等

事業者は、本公園の管理・運営等で必要な以下の調整を適切に行い、結果等については、必要に応じて報告する。

１）地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との協議

２）その他園内施設の運営者との協議

３）持込みイベント等の利用調整

第２９条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは北海道開発局札幌開発建設部に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは事業者において行う。

第６章 雑則

第３０条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

＜本業務における主たる部分＞

業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

１）事業者は業務の一部を第三者に委託させようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。（別紙様式１－７「再委託又は下請負の予定」参照）

２）事業者が北海道開発局札幌開発建設部に対して負う義務を適切に履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項８．３．に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収する。

３）事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

４）再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。

５）契約書第３条第４項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいう。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額 100 万円未満のものをいう。

６）なお、再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局札幌開発建設部から指名停止を受けていないこと。

７）暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

第３１条 保険の付保及び事故の補償

１．事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

２．事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。

３．事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入する。

第３２条 建築物及び機械器具等の無償貸与等

１．建築物及び機械器具等の無償貸与

本業務の遂行に必要な、北海道開発局札幌開発建設部が保有する国の施設等を建築物及び機械器具等に限り、事業者に無償で貸与する。（別紙－２２「提供物品一覧」、別紙－２１「提供施設一覧

表」参照。）提供施設については事業者にて適正に管理する。なお、その取扱いについて、別添－１３「運営維持管理業務に要する提供施設等取扱いについて」に従う。

２．物品の管理及び修繕の取扱

本業務の遂行に必要な物品については適正に管理を行うこととし、損傷・盗難・亡失等が発生した場合は調査職員に報告すること。また、無償貸与された物品、備品（取得価格（消費税込み）が５万円以上のもの）及び運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱については、別添－１４「運営維持管理業務委託費で取得した備品の取り扱いについて（案）」による。

３．購入する備品の取り扱い

事業者は、本業務の遂行に必要な物品（消費税込み取得価格が５万円以上のもの）を取得する場合は、事前に調査職員と協議すること。

４．残存する備品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で北海道開発局札幌開発建設部がその費用を負担したもの（委託費で購入したものを含む）（別紙－２３「購入備品一覧」参照。）について当該備品を北海道開発局札幌開発建設部に引き渡す。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品のうち、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が５万円以上のものをいう。また、北海道開発局札幌開発建設部より提供された備品については５万円未満のものであっても、残数を報告する。（別紙－２４「備品以外の残存物品一覧」参照。）

その他、残存する備品の取扱いについては、別添－１４「運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについて(案)」による。

５．事業者は、北海道開発局札幌開発建設部の事務・事業に支障を来たさない範囲において、管理事務所内の施設の管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

６．事業者が持ち込んだ機器・設備等については、北海道開発局札幌開発建設部の事務・事業に支障をきたすことのないよう適切な管理を行う。

７．機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、調査職員の協議のうえ実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、調査職員の確認を得なければならない。

８．施設等運営者が機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての機器・備品等に貼付し、常に管理しておく。

（別添－１３「運営維持管理業務に要する提供施設等取扱いについて」参照。）

第３３条 本業務の引継

１．事業者は、契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意をもって、円滑に事務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎに当たっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行う。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

１）運営・利用者サービスに関する事項

年間パスポートの登録情報、利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項 等

２）施設・設備維持管理に関する事項

施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、施設・設備の使用において留意が必要な事項、清掃記録 等

３）動植物管理に関する事項

芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、老木、記念樹等の記録 等

４）収益施設運営に関する事項

運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項 等

５）広報宣伝に関する事項

マスコミ等の連絡方法及び連絡先・取材記録、ホームページのデータ・更新方法 等

６）イベントに関する事項

主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持ち込みイベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項

７）協働活動者、関係機関との連携に関する事項

ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報 等

８）国への提出資料に関する事項

都市公園法第５条、６条、１２条に基づく申請及び許可の記録 等

９）ホームページに係る全てのデータ及びドメイン

１０）その他

救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録 等

２．不可抗力その他、北海道開発局札幌開発建設部や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、調査職員と事業者は管理の継続の可否について協議する。

３．事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、本公園の運営維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（本共通仕様書第１４条記載）を維持する。

４．履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。

５．新たな事業者に対し、平成 31 年 9 月から 11 月まで準備室（別添－３「管理事務所図」の引継期間貸与部分）を貸与する。準備室では、本業務に関する準備を行うものとし、準備室における光熱水費は北海道開発局札幌開発建設部が負担する。

第３４条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 21 年 7 月 1 日法律第 66 号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員と協議する。

第３５条 調査等への対応

事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応する。

第３６条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の試行業務であり、調査職員より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員に提出する。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示する。

第３７条　会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第２２条に該当するとき、または同法第２３条第１項第７号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第２５条及び第２６条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は北海道開発局札幌開発建設部を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

第３８条　愛称の使用

共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、共同団体の愛称を設定の上で使用することができる。

第７章 コンプライアンス

第３９条 守秘義務

１．事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。

２．事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が定める『「国営滝野すずらん丘陵公園　運営維持管理業務」における情報セキュリティについて』（別添－７参照）に沿って、情報管理を適切に行う。

３．事業者、又はその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第８章 個人情報の取扱いについて

第４０条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第６条第２項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第４１条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第４２条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第４３条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第４４条 複写等の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために北海道開発局札幌開発建設部から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第４５条 再委託の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第４６条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示に従う。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第４７条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために北海道開発局札幌開発建設部から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに北海道開発局札幌開発建設部に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、北海道開発局札幌開発建設部及び調査職員が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従う。

第４８条 管理の確認等

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、北海道開発局札幌開発建設部が必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第４９条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第５０条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第５１条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務
個別仕様書（案）

【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】

令和５年〇月

第１編　総則

第１条 適用

本仕様書は、R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に適用する。

第２条 事業者の責務

事業者は、本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。

また、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。

第３条 基本事項

１．本業務は、マネジメント及び企画立案業務を総括する業務責任者の責任のもと実施する。

２．事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行う。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議する。

３．事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。

４．事業者は、公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努める。

５．事業者は、スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。

６．業務責任者を含めた全てのスタッフについて、事業者が定める名札を作成し着用する。

７．取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する場合は、公園利用者の安全と快適な利用を確保するとともに、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るように努める。（別添－１５「業務入園について」参照。）

８．持ち込み可能な車種及び車両の運行については、「園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、北海道開発局札幌開発建設部が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行すること。（別添－１６「国営滝野すずらん丘陵公園園内車両入園規則」を参照。）

９．作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動すること。

第４条 その他

この仕様書によるもののほか、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実施にあたり必要な事項は、調査職員と協議の上定めること。

第２編 本業務の計画立案及びマネジメント業務

第５条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、北海道開発局札幌開発建設部の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

また、公園の入園料等は、国の収入となることに留意し、事業者は、これらの徴収事務を別に定める手続き等に沿って適切に行う。

第６条 業務の計画立案

滝野すずらん丘陵公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標をさだめるとともに計画立案を行う。

第７条 マネジメント業務

１．「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針」（別紙－４参照）をふまえ、統一的な方針のもと、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理する。
業務全般の監理にあたっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理など、総合的な視点から滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理全般のマネジメントを行う。

２．北海道開発局札幌開発建設部が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。

３．本業務は、収益施設等の管理運営業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し、質の高いサービスの提供が行えるよう調整を行う。

４．「公園利用者数（団体、パスポート含む）」（別紙－１２参照）に示された区分に基づき、毎日、公園利用者数を計測し、調査職員に「入園者数報告様式」（別添様式－１「管理運営月報」参照）により報告する。

第８条 入園料等の徴収

１．事業者は、中央口、東口、滝野の森口の各ゲート及びその他調査職員の指定する場所において、券売機を管理及び必要な消耗品の供給を行い、自動販売に係る入園券の作成及び販売をするとともに、入場ゲートにて入園券の手売り、改札を行うことで、所定の入園料金を徴収する。その際、つり銭、両替金を準備し、補充する。ただし、山の家の利用者の料金は別途徴収する。なお、各ゲートの利用については、調査職員の承諾を得て、利用時期や利用時間に応じて変更できるものとする。

２．事業者は、別添－２６「パスポート発行」に基づき、中央口、東口、滝野の森口の各ゲート及び調査職員の指定する場所において、年間パスポートの作成及び手売りを行い、所定の料金を徴収する。また、発行に時間を要する場合は、引換券を渡す等、適切な措置を講じる。なお、入園券を購

入した公園利用者に対して、同日中に年間パスポートの販売を行う場合は、入園料を返金し、年間パスポート料金を徴収する。

３．年間パスポート購入者の登録情報は、関係法令及び別紙－５「R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）第８章に定める「個人情報の取扱いについて」に基づき、適切に管理する。

４．年間パスポート購入者が、年間パスポートを不携帯の場合は、別途入園料の徴収は行わず、氏名等を登録情報と照合し、本人であることを確認した上で入園させる等、適切な措置を講じる。

５．シルバー券の利用者に対しては年齢を確認した上で入園させる等、適切な措置を講じる。

６．事業者は、手売り入園券を作成する場合は、調査職員の承諾を得て作成し、調査職員の確認を得た上でこれを販売するまでの間保管する。

７．事業者は、毎月の北海道開発局札幌開発建設部が指定する期日までに徴収済みの入園料を集計し、徴収済みを証する書類を添えて調査職員に書面により報告し、キャッシュレス決済に係る手数料分を除く額を北海道開発局札幌開発建設部の所属歳入徴収官が発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。

８．国庫に納入する入園料等は、事業者の他の口座とは別の口座（入園料等の専用口座）で管理を行うこととし、公園利用者数、日々の売り上げた券及び入園料は、毎日、集金及び集計し、他の経理区分と分けて帳簿等に記入し、管理する。なお、入園料を徴収した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。

９．入園料と駐車料金等その他の料金を同時に徴収する場合、入園料については前項に掲げる事項に基づき適切に管理する。

10．身障者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方とその付き添いの方１名は無料入園ができるので、必要な書類の確認を行う等適切な措置をとる。

11．上記に定めのない料金体系については、調査職員の指示によるものとする。

12．事業者は、本業務の落札決定後速やかに、入園料のキャッシュレス決済代行業者との契約手続きを行い、令和６年４月 20 日より滞りなく入園料のキャシュレス決済が利用できるようにすること。

なお、キャッシュレス決済の実施に伴う機器等の月額使用料や保守管理費用は委託費に見込むこととする。

13．事業者の責めによらない事故等により未収金等が生じた場合は、北海道開発局札幌開発建設部と事業者の間で協議の上対処するものとする。

■現金の場合

※事業者の銀行口座で発生する利息については、年２回事業者から国に報告し、⑤～⑨の手続きを行う。ただし、利息の発生しない銀行口座を使用する場合を除く。

■キャッシュレスの場合

※事業者の銀行口座で発生する利息については、年２回事業者から国に報告し、⑦～⑫の手続きを行う。ただし、利息の発生しない銀行口座を使用する場合を除く。

第９条 その他国庫に納入する収入

事業者は、前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて調査職員に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、その他の収入が発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にある。

第１０条 保険の加入

万一の事故に備えて、動産総合保険（園内における保管・輸送を対象）に加入する。

第１１条 繁忙日対応

１．繁忙日において、クレーム等の発生がなく、利用者が安全、快適に利用できるよう、事前準備を十分に行い、適切な運営体制や臨時施設等の準備・管理を行う。

２．行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況を把握し、事前に繁忙日や利用者数を予想し、繁忙日対応のための、調査職員や関係者との協議・調整も含めた事前準備を行う。（別紙－２０「混雑時の状況」、別紙－２９「職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置」参照。）

１）入園ゲート周辺の巡回、公園利用者（車輌等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導を行う巡視・警備員や入園料徴収等の人材を配置する。

２）利用者の安全確保に向けて、利用者間のトラブル、迷子等の対応、園内案内放送等に適切かつ迅速に対処するための情報伝達、対応方針決定手続き等を定めの流れを作成し、その体制を整える。

３．不足が予想されるトイレ、ごみ箱等の設置と、開園中の適正運用と、清掃等を行う。

１）利用者数等を想定し、案内・誘導員を増員、配置する。

２）トイレやごみ箱等の臨時設置を行うとともに、常に美観を保ち、利用者が快適に使えるよう、利用状況に応じて清掃や塵芥収集を行うとともに、仮設トイレ等においては、利用状況を確認の上、水の補給を行う。

第１２条 公園利用者会議の開催

１．事業者は、当該年度の運営維持管理結果を次年度の運営維持管理計画に反映させることを目的とした会議を開催する。

２．開催時期および会議の構成員は、有識者、公園関係者、利用者代表等とし、事前に調査職員と協議の上、調整する。

第３編 企画広報

第１章 行催事・利用プログラム企画運営

本章において、「行催事」・「利用プログラム」は北海道開発局札幌開発建設部の主催又は共催により行うものをいう。

第１３条 目的

行催事は、本公園の特性を活かし、公園の周知や利用促進のため、公園利用者の利用のきっかけを提供するサービスである。

利用プログラムは、公園の施設を活用し、公園利用者に対するサービス水準の向上の一環として提供されるサービスである。

事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる行催事や利用プログラムについて、企画立案、開催・運営等の一連の作業をノウハウや創意工夫を発揮して行う。

ただし、本公園の設置趣旨を踏まえ、本公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲での必要な経費に限り、委託費の支出を認めるものとする。

また、上記行催事のほか、北海道開発局札幌開発建設部の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う（別紙－９「R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務収益施設等設置管理運営規定書」参照。）。

第１４条 管理水準

１．行催事・利用プログラムの管理水準

１）行催事

事業者は、北海道開発局札幌開発建設部主催の行催事を適切に実施し、公園の設置趣旨の達成及び利用の促進に寄与する。

行催事は以下の４つのテーマをメインとした大型主催イベントを想定しているが、下記以外のテーマの行催事についても適切に行う。（別紙－１４「行催事一覧」、別添－２０「３年継続しているイベント・連携先」参照。）

・春：「チューリップ・すずらん」をメインとしたイベント（５月・６月頃）
・夏：「夏の花や遊び」をメインとしたイベント（７月頃）
・秋：「コスモス」をメインとしたイベント（９月・１０月頃）
・冬：「雪」をメインとしたイベント（２月頃）

２）利用プログラム

事業者は、計画に基づく利用プログラムを適切に実施し、公園の設置趣旨の達成及び利用の促進に寄与する。（別紙－１５「利用プログラム一覧」参照。）

利用プログラムは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催する 10 人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、展示系、講習会系の４つのプログラムで、入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスとする。

２．その他の留意事項

本公園はシーニックバイウェイの「札幌藻岩山麓・定山渓ルート」の登録団体であるため、事業者はシーニックバイウェイの活動への参加・協力に留意して、行催事・利用プログラムの企画運営を行う。

第１５条 年間行事計画の作成

事業者は、現地及び企画内容を十分に検討し、年間行事計画を作成する。（別紙－５「共通仕様書」第１５条参照。）年間行事計画は、調査職員に提出の上、承諾を得るものとする。

第１６条 行催事・利用プログラムの企画立案

行催事・利用プログラムを円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査職員と密接に連絡調整の上、提出するものとする。（別添－２１「行催事・利用プログラムについて」参照。）

第１７条 行催事・利用プログラムの開催・運営

行催事・利用プログラムの開催・運営は、それぞれの目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与するよう行う。（参考：別紙－１４「行催事一覧」、別紙－１５「利用プログラム一覧」。）

また、行催事・利用プログラムの開催にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

１）官公署への連絡、届出

必要に応じ、警察・消防等行政機関との調整のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

２）事故防止対策

別紙－５「共通仕様書」第４章各条に掲げる公園内の安全管理に留意するほか、特に参加者の誘導整理、救護、緊急連絡など、事故防止対策には注意する。

また、大型の行催事・利用プログラムの主催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた措置を講じ、安全確保に努める。

なお、けが人、病人などが発生した場合は、適切に対処し、調査職員に報告する。

３）災害発生時の対応

台風、豪雨、雷等の災害発生時は、行催事・利用プログラムの開催の可否の判断を行うとともに、迅速に必要な人員を確保し、行催事・利用プログラムの参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行う。

４）保険の付保及び事故の補償

参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入する。

５）地域連携の継承（行催事）

大型主催イベントについて、地方公共団体等との地域連携を継承していく。（別添－２０「３年継続しているイベント・連携先」、別添－２１「行催事・利用プログラムについて」参照。）

６）希少な生き物が生息するエリアの利用について

野牛沢川の沢付近など、希少な生き物が生息・生育するエリアの利用時は、「滝野の森ゾーン（西エリア）植物維持管理計画書」（別添－４６）を遵守する。

第１８条 提出書類

事業者は、別添－２１「行催事・利用プログラムについて」に示した大型主催イベントや利用プログラムについて、開園時間の延長を伴うものは２ヶ月前、伴わないものは１ヶ月前を目安に関係者と調整を行い、準備作業開始の１週間前までに下記の書類を調査職員に提出する。

１．詳細な実施計画書

２．予算書（支出項目内訳）

第１９条 その他

１．行催事･利用プログラム開催の前に､園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意し、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように養生を行う。また、行催事・利用プログラム終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺の清掃を行う。

２．行催事・利用プログラムの実施に際しては、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意する。また、行催事・利用プログラムの実施中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意する。

３．行催事の実施場所については、公園利用重点調整区域（別添－４９）及び実施当日の公園利用者の安全誘導、公園の美観維持が特に重要となる園路、広場での実施は原則として行わない。

４．行催事・利用プログラムの実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工する。

５．本仕様書に定める行催事・利用プログラムの実施に当たり、必要な原材料費等相当程度の参加費を参加者より徴収することは妨げない。但し、実施に当たっては、調査職員等に事前に承諾を得た上で徴収するものとし、その徴収額と経費については、本業務の会計とは別に帳簿等を取りまとめ、調査職員等に報告する（別添－２１「行催事・利用プログラムについて」参照)。

６．行催事・利用プログラムの終了後、それぞれについて費用、参加人数、開催状況、効果、次回開催の考察等を一覧表に整理し、四半期毎に提出する。

第２章　行為の許可申請の調整等

第２０条 行為の許可申請の調整等

主催・共催以外で、都市公園法第１２条に基づき第３者が本公園内で実施を希望する行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会、その他。以下、「持込イベント」という。）の開催に際しては、別紙－５「共通仕様書」第２８条に示す調整を行うなど、調査職員の指示に従い、必要な調整を行う。

１）事業者は、利用者からの持込イベントの相談窓口として、日時、規模、内容、繁忙日対策、建物使用料及び土地使用料が発生するかどうか等を確認・調整するとともに、その概要を調査職員に報告する。（別添－１７「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照）

２）申請者から相談を受けた場合は調査職員への事前確認を行った上で、他の利用形態等との調整を経て、持込イベントについて事業者と調査職員間で確認・調整する。なお、必要に応じて、調査職員も入りイベント主催者と調整を行う。

３）イベント主催者側から、事業者を通じ調査職員に対し必要書類の提出を受ける。（別添－６「設置・管理許可申請書」、別添－１７「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照。）

４）北海道開発局札幌開発建設部は、都市公園法等に基づく許認可と、建物使用料及び土地使用料の徴収などを行う。

５）事業者は、イベント開催時に実際に占用が発生したかどうかを確認し、調査職員に連絡する。

６）事業者は、持ち込みイベントが申請に基づく開催内容だったかどうかを確認し、調査職員に連絡する。

７）事業者は、持ち込みイベントの終了後、それぞれの参加人数、開催状況、効果、次回開催の考察等を一覧表に整理し、四半期毎に提出する。

＜都市公園法第１２条に基づく行為の許可に関する手続きフロー＞

※占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第６条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。　（建物使用料及び土地使用料徴収事務は北海道開発局札幌開発建設部による）

行催事において、占用物件が発生する場合は、都市公園法第６条に基づく北海道開発局札幌開発建設部の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応する。なお、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途北海道開発局札幌開発建設部で行う。

＜都市公園法第６条に基づく占用の許可に関する手続きフロー＞

※原則として都市公園法第１２条に基づく行為に関する許可を前提とする（例外あり）

（別添－１７「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照。）

第３章 公園ボランティア活動の支援・調整

第２１条 管理水準

市民のボランティア活動を促進するため、事業者は既存のボランティア活動の実態（別添－２２「滝野公園ボランティア規約」、別紙－１６「市民参加活動一覧」参照。）を把握し、ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう側面的に支援するとともに、活動の調整を行う。

側面的支援の一環として、各ボランティアについて、研修を年３回以上実施する。

第２２条 ボランティア活動の内容

ボランティア活動は次の各号のとおりとする。

１．清掃
２．草刈
３．花壇の整備・管理
４．遊具の塗装
５．その他、公園の維持・管理・運営に関すること

なお、既存するボランティア活動の内容は、以下の表のとおりである。（別添－２２「滝野公園ボランティア規約」、別紙－１６「市民参加活動一覧」参照。）

ボランティア名	活動内容
滝野公園フラワーガイドボランティア	・園内みどころの案内 ・植物に関する各種の情報の提供 ・公園に関する各種の案内や禁止事項の周知
滝野の森クラブ	**森林ガイドボランティア** ・ネイチャーガイド ・スノーシューガイド **森づくりボランティア** ・森林管理作業の補助 ・山野草等自生種の保全、育成 **インタープリターボランティア** ・環境学習プログラムの企画・実施 **滝野の森クラブ全体** ・その他、本クラブに関係する活動

第２３条 新たなボランティア活動の実施に関わる規約案の作成

事業者は、新たにボランティア団体を設立する場合、当該団体に係る規約案を作成し、調査職員と協議する（別添－２２「滝野公園ボランティア規約」参照）。

第２４条 調査職員との協議等

１．事業者は、公募により組織されたボランティア団体については、滝野公園ボランティア規約（案）（別添－２２「滝野公園ボランティア規約」参照）に基づき、ボランティアの募集及び窓口等の業務を行う。

２．事業者は、滝野公園ボランティア規約（案）例に基づき、調査職員と協議の上、ボランティアの登録、個人情報の管理を行う。年間活動計画については、業務計画書として提出し、承諾を得るものとする。また、各年度末には策定、当該年度のボランティア活動の報告を行う。

第２５条 ボランティア登録の手続き

１．前年度の活動者が引続き活動しようとする場合は、その年度の活動計画について、調査職員に申出する。

２．調査職員は、第１項又は前項の申出があった場合、申出者と活動計画等について協議し、登録の可否を決定する。

第２６条 ボランティア登録の抹消

北海道開発局札幌開発建設部は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。その際、事業者は、ボランティア登録の抹消に関する窓口業務や連絡、調整等を行う

１）登録者より登録取消しの申出があったとき

２）登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき

３）登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

第２７条 活動報告

事業者が登録者からその年度におけるボランティア活動の報告をとりまとめ、調査職員へ報告をする。

第４章 広報

第２８条 管理水準

公園の利用促進や適正な利用の確保のため、ホームページの維持・更新や園内マップの作成・配布等、各種広報を適切に行う。

第２９条 年間広報計画の作成

事業者は、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報の展開に関する年間広報計画を調査職員と密接に連絡調整した上で策定、提出し、承諾を得ることとする。

第３０条 提出書類

事業者は、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報の展開について、準備作業開始の１週間前までに下記の書類を調査職員に提出する。

１．詳細な実施計画書

２．予算書（支出項目内訳）

第３１条 ポスター、チラシ等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、ポスター、チラシ、パンフレット・園内マップ等を作成し、園内で配布や掲示等を行う。（別紙－３２「紙媒体発行実績（種類、部数）」参照。）一般を対象とした広報媒体の場合は、原稿作成時に調査職員に提出する。

第３２条 情報提供

事業者は、本公園の施設、自然・歴史・文化等の資源、行催事、広域観光等について、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供を行う。（別紙－１７「広報・報道実績」、別紙－３３「記者投込み実績」参照。）

第３３条 広報に係る素材等

１．事業者は、広報媒体を作成する際、本公園のロゴ（名称）及びホームページアドレス等を入れた広告媒体を作成することができる。使用の際は、原稿作成時等事前に調査職員へ提出することとする。

本公園のロゴ（名称）等は別添－２３「PARK IDENTITY MANUAL」等に従って使用する。なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、北海道開発局札幌開発建設部が承継する。

２．事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が提供したパンフレット等の電子媒体について修正等を行う場合は、事前に調査職員に提出する。また、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員に提出する。

第３４条 取材・視察等への対応

テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、対応・協力を行う。

その内容を調査職員に報告する。（別添－２４「マスコミ取材報告様式」参照）なお、行政機関等からの視察の申し込みについては、調査職員に報告するものとする。

また、調査職員への連絡については、即時性が求められる通常時の取材等の場合は事後報告を行うこととするが、視察の場合や、事故発生時等の広報対応は事前協議を行う。

第３５条 公開場所

ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、事業者が所有・管理するサーバー又はレンタルサーバーに格納して公開することとし、レンタルサーバー管理会社にサーバー維持管理費を支払う。

第３６条 ホームページによる情報発信

１．事業者は、本公園のホームページ上で発信する情報について、別紙－５「共通仕様書」第８章に定める「個人情報の取扱いについて」及び北海道開発局札幌開発建設部が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認する。また、ホームページアクセシビリティについても留意して作成する。

２．事業者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮する。

３．他人の著作物を本公園のホームページに掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得る。

４．収益施設や行催事等で作成したホームページは本公園ホームページからアクセスできるようリンクを貼る。ただし、これらによりがたい場合は、別途調査職員と協議する。

５．セキュリティレベルを確保するため、本公園のホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に調査職員と協議するとともに、年度末に実施状況を報告するものとする。

第３７条 掲載情報の更新・修正・訂正・記録保存

１．事業者は、本公園のホームページについて、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行う。本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、北海道開発局札幌開発建設部が承継する。

２．事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとる。

３．事業者は、本公園のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、訂正等必要な措置を求める。

４．事業者は、本公園のホームページの情報が常に新しいものとなるよう更新に努める。

５．事業者は、各年度の運営シーズン毎のデータを記録・保存し、業務完了時に調査職員に提出するものとする。データ形式は HTML ファイル及び その付属ファイルを基本とするが、詳細は調査職員と協議するものとする。

第３８条 アクセス解析

事業者は、月１回アクセス解析を行い、その結果を調査職員に報告する。（別紙－１８「ホームページアクセス件数」参照。）

第３９条 その他

１．事業者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（及びブログ、プロフ、SNS を含む）は、本公園のホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しない。

２．本仕様書によるもののほか、本公園のホームページの運用に関し必要な事項は、事業者が調査職員と協議の上定める。

第４編 利用サービス等

第１章 公園利用者への利用指導等

第４０条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図るとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意などの公園利用者への利用指導、日常点検、に関する業務全般を行う。

第４１条 公園利用者への利用指導

１．事業者は、公園利用者への利用指導のために必要な人員数を各所に適宜配置する。

２．遊具が正しく利用されているか、監視及び遊具周辺の巡視を行う。

３．公園の利用に関する規則から逸脱している者、他の公園利用者に著しく迷惑をかける者等については、指導を行う。なお、指導に従わないものに対しては、総括責任者が退園を命じることができるものとする。

４．ペット同伴者のマナー遵守や他の公園利用者とのトラブルが発生しないよう、ペット同伴者の注意事項の配布や適切な掲示、利用指導等を行う。（別添－２５「ペットをお連れのお客様へ」参照。）

５．虹の巣ドーム、こどもの谷等において、多くの利用者数が予想される等の平常時とは異なる対応が必要な場合は、監視員を配置し利用指導を行う等、利用者の安全を確保するとともに、事故を未然に防止するように努める。

第４２条 日常点検

遊具とその周辺の外観を目視、触診を行い、部材の腐食、亀裂、トゲ、ささくれ、変形、ボルトの脱落、摩耗等の施設の変形や異常の有無を点検する。別添－３５「日常点検表」を参考にし、点検表を作成の上、実施する。

〈対象施設〉

(1) 鳥の巣デッキ
(2) 光の遊具
(3) 木登りネット
(4) 森の吊橋
(5) こかげネットＢ
(6) トロッコ橋展望台前滑り台
(7) メロディーきのこ
(8) こもれびネット
(9) 森の隠れ家
(10) 複合遊具（ﾍｷｻｸﾗｲﾐﾝｸﾞ・ﾍｷｻﾁｬﾚﾝｼﾞ）
(11) 遊具（ﾍｷｻｸﾞﾘｰﾝ・ﾍｷｻｱﾆﾏﾙ）
(12) オートリゾート滝野コンビネーション遊具Ａ
(13) オートリゾート滝野コンビネーション遊具Ｂ
(14) オレンジエッグ
(15) フワフワエッグ
(16) マウントコニーデ
(17) 虹の巣ドーム内虹の巣ネット
(18) ねずみのみち（展示物、階段部）
(19) ローラー滑り台
(20) 溶岩滑り台

第２章 公園利用者等へのサービス業務

第４３条 管理水準

事業者は、公園利用者等が快適に楽しめるよう、電話対応、園内放送、障がい者・高齢者等の補助、各種掲示物の管理、見学者等への対応等、公園利用者への十分なサービスの提供とそのための準備を行う。

また、公園利用者等に不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。

業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにする。

第４４条 公園利用者等への利用案内

１．事業者は、公園利用者への利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置する。

２．園内の概要、見頃の花や開催するイベント等の基本情報を収集し、各ゲート、案内所等にて公園利用者の問い合わせに対応する。また、電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応する。なお、必要に応じて各部署に確認し又は引き継ぐ。

３．公園利用者等の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録する。（別紙－３１「苦情、要望等対応処理」参照。）

４．園内での迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を行う。

５．運営維持管理業務において作成する園内案内マップを希望する公園利用者等に配布する。

６．園内掲示板、掲示物を適切に管理する。

７．障害者及び高齢者等の補助を行う。

８．公園利用者の利便性向上のために車椅子、ベビーカー、電動車椅子、リヤカー、双眼鏡の貸出しを行う。（別紙－３４「公園利用者に無償で貸与している物品一覧」参照。）

第４５条 団体利用調整

１．団体での公園利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行う。（別添－１７「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照。）

２．団体での広場使用について、調整を行う。

３．雨天時には、団体利用の適切な誘導や集合、休憩場所の確保、利用内容やスケジュールの変更への助言等支援を行う。

第４６条 出改札

１．券売機の管理を行い、入場ゲートにて改札を行う。

２．入場ゲートの箇所は、開園時期に応じて変更可能とするが、その場合は調査職員の承諾を得ること。

３．年間パスポートの販売を行う。（別添－２６「パスポート発行」参照。）

４．園内案内マップを来園希望者等に配布する。

５．入園者数を計数し、記録する。

６．つり銭、両替金を準備し、補充を行う。

７．売り上げた券、収入金について、帳簿等に記載し、管理する。

第４７条 拾得物、残置物の処理

１．事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理する。

２．事業者と契約した者及び従業員等が、公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者に届けるように指導する。

３．事業者と契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金は受け取る権利及び一切の権利を放棄する。

４．拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員と協議する。

第３章　ロープトウ(そりゲレンデ)の運営管理

第４８条 管理水準

事業者は、そりゲレンデの利用者がロープトウを安全かつ快適に支障なく利用できるよう、運営管理を行う。（別添－３８「国営滝野すずらん丘陵公園ロープトウ取扱説明書」を参照。）

なお、ロープトウの設置撤去、安全点検および利用料金を徴収する場合の料金徴収業務は収益施設にて行う。

第４９条 開設期間・時間及び休場日

開設期間・時間及び休場日は、本公園の冬季開園日時に準ずる。ただし、天候の状況(荒天、積雪等)により、施設を一時使用中止することができる。

第５０条 施設等の運営管理

１）事業者は、公園利用者が故意又は過失によりロープトウの施設、設備及び備品等を破損、損傷又は滅失させたときは、すみやかに調査職員に報告する。

２）事業者は、ロープトウ(そりゲレンデ)の利用規則を設定し、看板にて周知する。

３）施設をクローズするときは、受付を中止し公園出入口部及び駐車場出入口部にクローズする旨の看板を掲げる。

第４章 園内巡視

第５１条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保、公園利用者への利用サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に開園期間中園内巡視を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

第５２条 巡視業務の実施

１．適正な巡視業務を実施するため、事業者は別紙－３５の「巡視計画書」を参考に作成し、調査職員の承諾を受けなければならない。

２．巡視業務には、通常巡視、繁忙日巡視、異常時巡視、囲障巡視、点検巡視がある。

３．巡視員は、巡視計画書及び次の各号に掲げる要領にて巡視業務を行う。

１）巡視ルートは、別添－２７－１「巡視ルート、巡視ルート図（案)」、別添－２７－２「囲障巡視ルート図」を基本として巡視計画書に計画し、これに従って１日２回巡視する。なお、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に園内を巡視する。

２）巡視員は、公園利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接する。

３）巡視員は、小規模な修理用具を携帯し、必要に応じて処置する。

４）巡視員は、都市公園法第１１条、第１２条に定める行為を許可を得ずに行っていることを発見した場合には適切な指導をするものとする。

第５３条 通常巡視

通常巡視は、繁忙期及び異常時以外の状態において、次の各号に掲げる事項について、点検確認、利用指導及び作業を行う。

１）公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の解錠または施錠。

２）園内における公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導。

３）公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導。

４）迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合の、緊急連絡体制に基づく速やか、かつ適切な処置と報告。

５）事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置と報告。(別添－８「運営維持管理業務作業日誌（案)」事故情報記録を参照。)

６）園内不審物の有無の確認。

７）大型野生動物（ヒグマ等)、危険動物（スズメバチ等）の痕跡の有無（別添－１１「野生動植物危機管理マニュアル（案）（ヒグマ、スズメバチ)」を参照。)

８）拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物を発見した場合、遺失物法に基づき適切に管理。

９）植物、施設及び清掃状況等の点検（別添－２９「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備(位置図)」､別添－３０「国営滝野すずらん丘陵公園工作物に係る点検整備(位置図)」参照。)、及び異常発見時の報告。

(1) 樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無。

(2) 園路、広場・サイクリングコースの路面、及びこれらの路側、法面、排水桝、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無。

(3) 門、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の

有無。

(4) 電気、放送、給排水設備等の異常の有無。

(5) 水遊び場の水質（残留塩素等）異常の有無。

(6) 清掃の状況。

(7) 落石・災害・事故等不測の事態発生の有無。

(8) 野犬、蛇、蜂等公園利用者に危険性、不快感を与える動物の駆除。

１０）緊急車両の誘導（救急車、消防車、パトカー等)。

１１）迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告、関係者への連絡。

１２）雪崩またはその予兆、歩くスキーコース及び各施設の路面・降雪状況の確認

１３）軽微な除雪作業及び滑り止め対策としての砂まき作業

第５４条 繁忙日巡視

１．繁忙日巡視については、行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況から多くの公園利用者が予想される日について、事前に適切な人員配置を行う。

２．繁忙日巡視においては、「第５３条通常巡視」の３）～６）の他に、次に掲げる事項について巡視を行う。

１）入園ゲート周辺の巡回、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導等

２）配水池の巡視（２回/日）

第５５条 異常時巡視

異常時巡視は、園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、次の各号に掲げる事項について、巡視を行う。

１）園内の被害状況

２）利用障害等の状況

第５６条 囲障巡視

囲障巡視は、別添－１１「野生動植物危機管理マニュアル（案）（ヒグマ、スズメバチ)」に基づき、囲障（Ｌ＝7.2km)、門扉、隙間（L=15cm 以上）等の、異常の有無、野生動物の痕跡の有無、倒木の有無について、原則週１回（4 月～11 月)、２人１組で行う。

また、スクリーンに溜まる落ち葉やゴミ、土砂等が滞留した場合は取り除き、囲障下の隙間が 15cm 以上ある箇所は補修する。(別添－２７－２「囲障巡視ルート図」参照。)

第５７条 点検巡視

点検巡視は次の各号に掲げる事項について、原則として、月に１回以上、園内全体の見回りを行い、点検確認を行う。

１．建物、園路広場、遊具等、公園利用者が直接係わる施設については、美観、機能、安全性を維持し、長寿命化を図ることを目的に、適宜点検巡視を実施する。(別添－３０「国営滝野すずらん丘陵公園工作物に係る点検整備（位置図)」参照。)

２．点検は、専門の知識、経験のあるスタッフが施設毎に毎月１回以上実施する。なお、実施頻度

は施設の特性等を勘案し判断する。

３．点検を行う者は、施設の目視、触診を行い、また必要に応じて聴診を行うことにより、部材の腐食、亀裂、トゲ、ささくれ、変形、ボルトの脱落、磨耗等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、設置面や植栽等を含めた施設周辺の確認も行う。

４．遊具の点検は、点検表（別添－３５「日常点検表」参照。）を用い、点検箇所や点検方法をよく理解した上で行う。

５．点検において、異常または不具合が発見された場合は、別紙－７「個別仕様書【施設・設備維持管理業務】」第７条に示す維持修繕や使用禁止など必要な措置を講ずる。

６．事業者は、対象施設の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、点検記録簿を精査したうえ、保管しておく。

７．点検履歴については、点検履歴書を作成、追記、修正をする。

８．台風や豪雨等の異常気象時や震度５以上の地震発生により、施設に異常箇所が生じるおそれのある場合に、施設及びその周辺状況について、必要に応じて臨時的に点検を行う。また、施設の利用者が怪我をした場合や、他公園において類似施設等で事故があった場合も点検を行う。（別添－２９「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図）」、別添－３０「国営滝野すずらん丘陵公園工作物に係る点検整備（位置図）」参照。）

第５８条 給水・電気使用量等計測

１）本公園内全施設の電気メーター、水道メーターの検針を行い、検針表および算定表に記録する。記録は、毎月初めに、調査職員に提出する。

２）中央管理システムを用いて、電力使用状況の監視を行い、最大電力使用量の低減に努める。

３）中央管理システム（気象観測設備）の監視を行い、観測データを保存する。

第５９条 管理事務所内警備

１．事業者は、警備装置が常に正常な機能を維持しているか確認する。また、機械警備の異常を発見した場合には、直ちに調査職員に報告する。なお、保守契約については、北海道開発局札幌開発建設部が別途行う。

２．事業者は、警備装置が異常を感知した場合は、該当場所の異常の有無を確認し、異常を発見したときは、直ちに調査職員に報告する。

第６０条 報告等

巡視員は点検実施後、巡視の結果を毎日巡回業務日誌（写真帳含む）に記録する。事業者は記録を保存するものとする。

また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員に報告し指示を受ける。

（別添－８「運営維持管理業務作業日誌（案）」事故情報記録を参照。）

第５章　門衛

第６１条 業務箇所

門衛業務箇所は渓流口及び滝野の森口とする。

第６２条 業務内容

門衛の業務内容は、次の通りとする。

１）公園入り口における門衛業務及び付随する業務

２）外来者の受付及び確認に関する業務

３）構内に出入りする自動車等の誘導、整理及び取り締まりに関する業務

４）異常事態の発生時における臨機の措置

５）その他調査職員が指示する事項

６）業務の処理に伴う記録及び報告

第６３条 配置人数・時間

渓流口及び滝野の森口の門衛箇所に、各門衛員１名、合計２名を配置する。

なお、業務配置時間は下記の時間および調査職員からの指示による時間帯とするが、変更する場合には調査職員の承諾を得ること。

【配置日・期間】

期　間	配置日
開園期間	・全日
休園期間	・（渓流口）　平日のみ
	・（滝野の森口）全日

【業務配置時間】

期　間	配置時間
開園期間	・7：00～開園時間
	・（渓流口）　閉園時間～22：00（12/23～3/31 は閉園時間～19:00）
	・（滝野の森口）閉園時間～19：00
休園期間	・（渓流口）　7：00～19：00
	・（滝野の森口）7：00～19：00

第６４条 門衛引継ぎ

門衛員は、業務に就くときは、業務責任者又は前任者からあらかじめ次の物品等の引継を受ける。

１）門の鍵及び情報等の資料

２）門衛日誌等

第６５条 門衛員の資格

門衛員は、次ぎの各号の全部を満たすこと。

１）警備業法第１４条に規定する者

２）警備業法第２１条の規定による教育を受けた者
３）身体が強健で門衛業務に耐えられる者

第６６条 一般事項

門衛員は、業務の履行に当たって次の事項を遵守しなければならない。

１）公園の管理に関する法令等を遵守する。
２）勤務中には常に事業者の発行する身分証明書（写真添付）を所持する。
３）勤務中には無断で勤務場所をはなれてはならない。
４）勤務中には酒気を帯びてはならない。
５）業務の履行に当たって知りえた事項を、第三者に漏らしたり利用したりしない。
６）職員及び外来者に対する応対並びに電話の接受に当たっては、誠実かつ丁寧に行う。
７）門衛日誌は、所要の事項を記録し、原則として翌朝、業務責任者又は後任の門衛員に引き継ぐ。

第６７条 公園施設、設備、備品、書類等の保全

１．門衛所またはその付近における出火、門衛所での盗難、公園内への不審な者の侵入、その他の事故が発生したときの臨機の措置、関係者等への連絡をする。
２．門衛員は、門衛所またはその付近から出火したときは、直ちに連絡系統図に基づいて通報するとともに、出勤してきた消防関係者に出火箇所を知らせる。
３．門衛員は、門衛所での盗難、公園内への不審な者の侵入、その他の事故が発生したときは、臨機の措置を講ずるとともに、直ちに連絡系統図に基づいて通報し、その指示を受ける。

第６８条 郵便物、電報、書類、物品及び携帯無線機の収受等業務

１．門衛員は、郵便物、電報、書類、物品等を収受したときは、紛失しないように厳重に保管するとともに、業務責任者に引き継ぐ。
２．門衛員は、電報（慶弔電報を除く。）を収受したときは、内容を確認した上、社会通念上、緊急を要すると判断されるときには、直ちにその内容を連絡系統図に基づいて連絡する。

第６９条 外部との連絡業務

門衛員は外部から照会、連絡等を受けたときは、あらかじめ資料の提供を受けているものを除き、臨機の措置を講ずるとともに、緊急又は重要な内容の場合は業務責任者に対して連絡を行う。

別紙 7

R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務
個別仕様書（案）
【施設・設備維持管理業務】

令和５年〇月

第１編　総則

第１条 適用

本個別仕様書は、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

第２条 事業者の責務

事業者は、実施にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書（別紙－５参照）、設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、実施にあたるものとする。

第３条 基本事項

１．本業務は、施設・設備維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施する。
２．事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行う。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議する。
３．事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。
４．管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、弾力的に配置する。
５．業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。
６．作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行う。
７．業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員と協議し、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行う。
８．持ち込み可能な車種及び車両の運行については、別添－１６「国営滝野すずらん丘陵公園園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、北海道開発局札幌開発建設部が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行する。
９．作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動する。
１０．提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行う。（別紙－２２「提供物品一覧」、別添－１３「運営維持管理業務実施に要する提供施設等取扱いについて」参照）
１１．設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理する。
１２．作業の前に周囲の床、壁、機器などに損傷を与えないように養生を行う。
１３．作業終了後は養生材や工具類を撤去し、周囲の清掃を行う。

第４条 安全管理等

１．常に公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、利用の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行う。
２．作業中は、作業区域をセーフティーコーン等で明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するとともに、利用者の利用にできるだけ支障を与えないよう配慮する。
３．作業中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意する。
４．事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員に報告する。

第５条 作業時間

作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、業務責任者の判断により決定する。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行う。また、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、あらかじめ調査職員に作業時間を提出することとする。

第６条 事業者の過失による業務の対象施設等の事故、破損等

事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理する。なお、事故・

器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員に報告する。

第７条 維持修繕

１．各施設・設備の破損箇所の小規模な修繕等は事業者が行うが、法定点検及び下記事項以外の大規模な修繕等は北海道開発局札幌開発建設部において行う。詳細は調査職員との協議による。

１）事業者の責めに帰すべき事由による場合。（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合を含む）

２）修繕にかかる費用が１件あたり１００万円を超えない場合かつ年間修繕費用１，９００万（税抜き）を超えない場合。（前項の場合を除く）

（別紙－３６「建物・工作物に係る修繕履歴」参照。）

２．事業者は、調査職員が指示する主要な建築物、建築設備、工作物、設備の修繕等について次の号に掲げる書類を作成すること。

①業務打合簿

②作業報告書

③修繕履歴

④その他調査職員が指示する書類

第８条 費用の負担区分

本事業における、次の各号に該当する事項に必要な消耗品は、委託費に含まれるが、前条の年間修繕費用に含まれない。

１）点検・保守（注油に必要な油脂類）

２）清掃（必要なウエス・洗剤等）

３）開閉園準備等

第９条 緊急対応

各施設・設備の故障を発見し、それを放置することが直ちに公園利用や公園利用者の安全に影響を与える場合は、事業者の判断ですみやかに修繕等を行い、その結果を書面にて調査職員に報告する。

第１０条 給水・電気使用量等計測

給水施設や電気設備の使用量を計測し、記録を確実に行う。給水・電気使用量等計測は、別紙－６「個別仕様書（企画立案）　第５８条 給水・電気使用量等計測」にて行う。

第２編　建物維持管理

第１章　共通事項

第１１条 管理水準

事業者は、公園内の建物を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第１２条 対象施設

１）管理事務所等

２）休憩所等

３）車庫・倉庫等

４）便所等

（別添－２９「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図）」参照。）

第１３条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

１）自動ドア保守点検

２）空調換気保守点検清掃

３）冬季閉鎖建物点検

第２章　自動ドア保守点検

第１４条 自動ドア保守点検

自動ドア(附属装置を含む)の運転機能を常に安全かつ良好に維持するため定期点検を行い、また必要と判断した場合は、部品交換、分解整備を実施する。

第１５条 保守点検等対象施設

設置箇所	仕様
すずらんの丘展望台正面	両引き分け式
滝野公園事務所庁舎（ビジターセンター）　２Ｆ　①外	片引き分け式
虹の巣ドーム	両引き分け式
東口情報センター　研修棟	両引き分け式
東口情報センター　ﾚｽﾄﾊｳｽ棟	両引き分け式
東口情報センター　ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ棟	両引き分け式
こどもの谷休憩所　外右	両引き分け式
こどもの谷休憩所　外左	両引き分け式
こどもの谷休憩所　内右	片引き分け式
こどもの谷休憩所　内左	二重引き分け式
中央口休憩所A　内	両引き分け式
中央口休憩所A　外	両引き分け式
カントリーハウス1F　内	両引き分け式
カントリーハウス1F　外	両引き分け式

設置箇所	仕様
カントリーハウス2F	片引き分け式
ロッジゆきざさ	片引き分け式
案内所	片引き分け式
森の交流舘　１Ｆ　外	両引き分け式
森の交流舘　１Ｆ　内	両引き分け式
森の交流舘　Ｂ２Ｆ　外	両引き分け式
森の交流舘　Ｂ２Ｆ　内	片引き分け式
森見の塔　２Ｆ	両引き分け式
森見の塔　３Ｆ	両引き分け式
森の情報館　２Ｆ　外	両引き分け式
森の情報館　２Ｆ　内	両引き分け式
森の情報館　１Ｆ　外	片引き分け式
森の情報館　１Ｆ　外	片引き分け式
森の情報館　Ｂ１Ｆ　外	片引き分け式
渓流口門扉	両開き式
滝野の森口門扉	両開き式

第１６条 一般事項

１．業務関係者

保守点検は自動ドア設備全体の機能の安全性、耐久性などに影響するため自動ドア施工技能士が自ら作業するか又は作業者を指導して行う。ただし、門扉の点検は、自動ドア施工技能士による作業又は作業者への指導は行わない。

２．測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し、点検の目的、内容等に合った測定及び試験の方法等を考慮し、確実な点検を行う。

３．材料等

交換部品は、新しい純正品とする。

第１７条 点検範囲と点検周期

１．定期点検にあたっては、事前に保守修理の履歴を確認した上で計画書を作成し、必要な点検機器等の準備をする。

２．定期点検は、３ヶ月に１ 回(年４回)とし、点検月は４月、７月、10 月、１月とする。

３．定期点検は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じて行う。

４．点検は、安全上と機能上の重要性、使用による磨耗、疲労、劣化などを考慮して、各部の点検期間を定めることとし、詳細は、調査職員と打合せをする。

点検分類	点検基準	点検周期例
3M	安全上及び機能上重要な点検事項	３ケ月毎に1度
6M	磨耗・破損度合いの少ない部分の点検事項	６ケ月毎に1度（４、１０月）
1Y	疲労・劣化度合いの確認及び点検事項	12ケ月毎に1度（４月）

５．定期点検記録、保守・修理記録は適切に保管管理する。

第１８条 保守作業

点検に併せて、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は、以下のとおりとするが、詳細は、調査職員と打合せをする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃

イ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め

エ 接触部分、回転部分等への調整・注油

オ 軽微な損傷がある部分の補修

カ 塗装（タッチペイント）

キ その他これらに類する軽微な作業

第１９条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第１５条で示す書類のほかに、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等について、次の各号に掲げる書類を作成すること。

１．業務計画書（工程表含む）

２．点検報告書

３．業務打合簿

４．その他調査職員が指示する書類

第３章　空調換気保守点検

第２０条 空調換気保守点検

事業者は公園内の暖房機器・換気機器の機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検を実施する。その他の園内施設についても、適宜吸気口等を目視で点検する。（別添－１２　国営滝野すずらん丘陵公園園内施設（設備等）位置図参照）

第２１条 保守点検等対象施設

機　　器	渓流ゾーン				中心ゾーン								滝野の森ゾーン								数量合計
	門衛所	案内所	汚水処理場	ロッジゆきざさ	中央口休憩所Ｂ	虹の巣ドーム	バックヤード北棟	カントリーハウス	研修棟	ボランティア棟	レストハウス棟	救護所	すずらんの丘展望台	配水池	森の交流館	森見の塔	森の教室	便所（南駐車場）	滝野の森口便所	滝野の森口門衛所	
パッケージ形空気調和機(厨房用)法定冷凍能力：3トン未満	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
パッケージ型空気調和機(マルチ形)法定冷凍能力：3トン以上20トン未満	－	－	－	－	1	1	－	－	1	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5
空冷熱源ヒートポンプユニット	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
FF式温風暖房機	1	2	－	－	－	2	1	－	－	－	－	－	5	－	5	－	－	－	－	1	１７
鋼板製オイルタンク800L	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1
鋼板製オイルタンク490L	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	2
自動灯油供給装置	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1
送風機	－	－	－	－	6	－	－	－	－	－	－	－	2	－	4	3	－	1	－	－	１６
有圧扇・換気扇・天井換気扇	1	1	1	－	3	－	－	－	－	－	－	2	4	1	4	－	－	4	1	－	２２
熱交換換気扇(天井埋込形)	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6	4	6	－	3	－	２０
熱交換換気扇(壁掛形)	－	6	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	8
除湿機除湿能力7.1L/h	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	2
制気口類	1	－	1	－	１０	－	－	－	－	－	－	4	4	－	２７	１１	１６	5	7	－	８６

第２２条 保守点検作業内容

次の保守点検は、以下の点検項目を年１回行う。

１．パッケージ形空気調和機（厨房用、マルチ形）（点検：シーズン前）
　ただし、カントリーハウスの熱源ヒートポンプユニットは含まない。
　点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。

２．FF 式温風暖房機（点検：シーズン前）
　点検項目・内容は、メーカー標準による。

３．鋼板製オイルタンク（点検月：１１～１２月）
　点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。
　①基礎・固定部　　②外観の状況　　③管・弁
　④付属品（油面計、注油口、通気口、はしご、点検扉）

⑤標識・掲示板

４．自動灯油供給装置（点検月：１１～１２月）

点検項目・内容は、メーカー標準による。

５．送風機（点検月：１１～１２月）

点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。

①固定部　②外観の状況　③電動機　④羽根車

⑤運転調整

６．有圧扇・天井換気扇・換気扇（点検月：１１～１２月）

ただし、汚水処理場は、発電機室用とする。

点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。

①固定部　②外観の状況　③電動機　④羽根車

７．熱交換換気扇（熱交換ユニット）（点検月：１１～１２月）

点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。

①基礎礎・固定部

②外観の状況（本体、フィルター、保温材）

③熱交換エレメント（エレメント、エアシール、駆動装置、ケーシング）

④送風機　⑤電気系統（電源電圧、電動機、リレー、端子類）

８．除湿機（点検月：１１～１２月）

点検項目・内容はメーカー標準による。

９．制気口（点検月：１１～１２月）

点検内容は、建築保全業務共通仕様書及び同解説に準じる。

①　吹出口・吸込口等

次の保守点検は、以下の点検項目を３ヶ月毎に１回行う。

１．パッケージ形空気調和機及び熱源ヒートポンプユニット

点検内容は、フロン排出抑制法による簡易点検に準じる。

（点検月：４月、７月、１０月、１月）

①　異音・異常振動　②製品外観の損傷　③腐食　④錆　⑤油にじみ

点検結果はフロン排出抑制法による簡易点検表を作成し保管すること。

第４章　冬季閉鎖建物点検

第２３条 冬季閉鎖建物点検

冬季閉鎖している建物を安全かつ良好に維持するため、定期点検を行う。

ただし、最終年度の点検は業務対象外とする。

第２４条 定期点検内容

定期点検は施設の定期点検項目（別添－５０）に基づき、年１回以上行う。

第２５条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第１５条で示す書類のほかに、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等について、次の各号に掲げる書類を作成すること。

１．業務計画書（工程表含む）
２．点検報告書
３．業務打合簿
４．その他調査職員が指示する書類

第３編　汚水施設保守点検

第１章　共通事項

第２６条 管理水準

事業者は、公園内の汚水・排水施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第２７条 対象施設

園内の汚水・排水施設

（別添－１２「国営滝野すずらん丘陵公園園内施設（設備等）位置図」参照。）

第２８条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

１）汚水施設保守点検

２）汚物ポンプ桝保守点検清掃

第２章　汚水施設保守点検

第２９条 汚水施設保守点検

汚水処理場、汚水ポンプ場及びｻﾆﾀﾘｰﾊｳｽの汚水施設機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検を実施する。

第３０条 通常点検作業内容（汚水処理場）

汚水処理場の通常点検を行う。

１．汚水処理場点検－１　（２回/月（１０月～６月）、３回/月（７、９月）、４回/月（８月））

①各機器の電流値測定、機器音、自動運転状況

a)しさ脱水機

b)自動細目スクリーン

c)流入ポンプ(水中型　7.5KW×2台)

d)排出ポンプ(水中型　3.7KW×2台)

e)流量調整槽(1)用ブロワ(5.5KW)

f)有圧扇（3台)

ただし、発電機室用の有圧扇は含まない

②流入部(沈砂槽（約3.0m3）、排砂槽（約3.0m3）、流入ポンプ槽（約16.0m3））

a)槽点検

b)異物の流入点検、除去

c)自動細目スクリーンの清掃

③自動細目スクリーン

a)狭雑物、固形物の除去

④流量調整槽(1)（約177m3)

a)異物の流入点検、除去

b)沈殿浮遊上物の点検、除去

c)ポンプの稼動状況(異常水位の有無)

d)レベルスイッチの作動及び自動運転の確認

e)弁類の作動確認、清掃

⑤流量調整槽(1)用ブロワ

a)Ｖベルトの点検

b)オイル・グリスの点検、補充

c)吐出圧力の確認

⑥操作盤

a)警報発信の有無

b)機器の故障の有無

c)結露の有無

d)積算記録計の流入量・排出量データ抽出確認

⑦電磁流量計（流入・排出）２基

a)検出器、変換器の点検調整

⑧一般事項

a)場内及び周囲の点検、清掃

b)弁類の点検、清掃

c)有圧扇及び換気口の点検、清掃（フィルター）

d)絶縁抵抗の測定(５月)

２．汚水処理場点検－２　（１回/年）（点検月：１０月）

①各機器の電流値測定、機器音、自動運転状況

a)移送ポンプ(水中型　0.75KW×6台)

b)流量調整槽(2)(3)(4)用ブロワ(3.7KW×3台)

②流量調整槽(2)(3)(4)（約95m3×2箇所、約60m3×1箇所）

a)異物の流入点検、除去

b)沈殿浮遊上物の点検、除去

c)ポンプの稼動状況(異常水位の有無)

d)レベルスイッチの作動及び自動運転の確認

e)弁類の作動確認、清掃

③流量調整槽(2)(3)(4)用ブロワ

a)Ｖベルトの点検

b)オイル・グリスの点検、補充

c)吐出圧力の確認

第３１条 機器類整備点検作業内容（汚水処理場）

各機器の精密点検を年１回行う。(点検月：１０月)

１．汚水処理場

①汚水ポンプ(水中型（7.5KW×2台、3.7KW×2台、0.75KW×6台））

a)ポンプ引上げ点検

（本体各部、羽根車のギャップ等、チェーン、ケーブル）

b)オイルの点検、交換

c)ガイドパイプ、レベルスイッチの点検

②流量調整槽(1)用ブロワ(5.5KW) 、流量調整槽(2)(3)(4)用ブロワ(3.7KW×3台)

a)ブロワ本体の点検

b)オイル、グリスの交換

③操作盤

a)絶縁抵抗の測定(本体、線間、盤内)

b)マグネットスイッチの接点点検、他スイッチ類の接点点検

c)ビスの増締め

④電磁流量計(流入、排出)２基

a)検出器の点検清掃

第３２条 汚泥処理作業 （汚水処理場）

沈砂槽、排砂槽、流入ポンプ槽の堆積汚泥・浮遊物を回収し、関係法令に従い適切に処理を行う。（汚泥等回収処理～年１回 （約6.5m3））（点検月：１０月）

第３３条 通常点検作業内容（汚水ポンプ場、ｻﾆﾀﾘｰﾊｳｽ）

汚水ポンプ場（汚水ピットA）及びｻﾆﾀﾘｰﾊｳｽ（汚水ピットB）の通常点検を行う。

（２回/月（５月～１０月）、１回/月（４月、１１月））

①汚水ポンプ

（汚水ピットA（水中型 3.7KW×2台）、汚水ピットB（水中型 15KW×2台））

a)電流値の測定

b)異音、振動

c)自動運転状況

d)オイルの点検、補充

②ポンプ槽

a)異物の流入点検、除去

b)沈殿物・浮遊物の点検、除去

c)ポンプ稼動状況(異常水位の有無)の確認

d)レベルスイッチ作動及び自動運転の確認

e)弁類の作動確認、清掃

f)各チャッキ弁の作動

③操作盤

a)警報発信の有無

b)各機器の故障の有無

c)結露の有無

第３４条 機器類整備点検作業内容（汚水ポンプ場、ｻﾆﾀﾘｰﾊｳｽ）

各機器の精密点検を年１回行う。（点検月：１０月）

① 汚水ポンプ

（汚水ピットA（水中型　3.7KW×2台）、汚水ピットB（水中型　15KW×2台））

a)ポンプ引上げ点検

(本体各部、羽根車のギャップ等、チェーン、ケーブル)

b)オイルの点検、交換

c)ガイドパイプ、レベルスイッチの点検

②操作盤

a)絶縁抵抗の測定(本体、線間、盤内)

b)マグネットスイッチの接点点検、他スイッチ類の接点点検

c)ビスの増締め

第３５条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第１５条で示す書類のほかに、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等について、次の各号に掲げる書類を作成すること。

１．業務計画書（工程表含む）

２．点検報告書

３．業務打合簿

４．流量記録用紙

５．その他調査職員が指示する書類

第３章　汚物ポンプ桝保守点検清掃

第３６条 汚物ポンプ桝保守点検清掃

滝野の森ゾーンの各ポンプ桝における排水機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検及び清掃を実施する。

第３７条 保守点検等対象施設

	設置箇所	汚物用水中モーターポンプ	桝
※	NO.E-1 ポンプ桝	樹脂製（1.5KW）　×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO.E-2 ポンプ桝	樹脂製（2.2KW）　×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO.E-3 ポンプ桝	樹脂製（1.5KW）　×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO.E-4 ポンプ桝	樹脂製（0.25KW）×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO.E-5 ポンプ桝	樹脂製（3.7KW）　×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO.E-6 ポンプ桝	鋳鉄製（3.7KW）　×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.5H
	NO.S-1 ポンプ桝	樹脂製（1.5KW）　×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
	NO.S-2 ポンプ桝	樹脂製（2.2KW）　×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO.S-3 ポンプ桝	鋳鉄製（0.75KW）×2台	桝径　900φ、水位約 1.0H
※	NO.W-C ポンプ桝	鋳鉄製（2.2KW）　×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO.W-B 排水槽 (森の情報館内)	鋳鉄製（2.2KW）　×2台	槽 2,000×2,000、水位約 0.25H
※	NO.W-1 ポンプ桝	鋳鉄製（7.5KW）　×2台	桝径 2,200φ、水位約 1.2H

	設置箇所	汚物用水中モーターポンプ	桝
※	NO.W-2 ポンプ桝	鋳鉄製（7.5KW）　×2台	桝径 2,200φ、水位約 1.2H
	NO.W-A ポンプ桝	樹脂製（1.5KW）　×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
	NO.Y-1 排水槽 （山の家野外ﾄｲﾚ内）	鋳鉄製（7.5KW）　×2台	槽 2,750×2,500、水位約 0.8H

※印あり：年間使用の汚物ポンプ桝・排水槽

※印なし：冬季間休止の汚物ポンプ桝

第３８条 保守点検作業内容

保守点検は、以下の点検内容をポンプ桝清掃時に行うこととし、建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

１．汚物用水中モーターポンプ 点検項目・内容

点検は原則年１回（１０月）行う。ただし、下記点検作業内容のうち、「（11月まで毎月）」の記載のある作業に関しては、年間使用の汚物ポンプ（前条の表中※印あり）についてのみ11月まで毎月行う。

①本体・着脱装置・ガイド部

a)腐食、損傷等の有無

②電動機

a)発熱異常の有無・・・・・・・11月まで毎月

b)回転方向の確認

c)絶縁抵抗の測定確認

d)運転電流値の確認・・・・・・11月まで毎月

③水中ケーブル

a)損傷等の有無

b)絶縁抵抗の測定確認

④運転調整

a)運転時における電圧変動の確認

b)運転電流値の確認

⑤操作盤

a)マグネットスイッチの接点点検、他スイッチの接点点検

b)ＳＰＤ動作確認

c)ビスの増し締め

２．ポンプ桝及び排水槽 点検項目・内容

点検は年間使用の汚物ポンプ桝・排水槽（前条の表中※印あり）については年２回（５月、１０月）行い、冬季間休止の汚物ポンプ桝（前条の表中※印なし）については年１回（１０月）行う。

①本体

a)浮遊物・沈殿物の状況

b)漏水及び壁面等の損傷、亀裂、さび等の有無

c)マンホールの状態

②フロートスイッチ

a)腐食、損傷等の有無

b)作動の良否

③配管

a)水漏れ、詰まりの有無

b)腐食、損傷等の有無

c)配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無

d)配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無

e)各弁類の作動確認

f)防虫網の目詰まり、腐食、損傷等の有無

第３９条 清掃作業内容

清掃は年間使用の汚物ポンプ桝・排水槽（前条の表中※印あり）については年２回（５月、１０月）行い、冬季間休止の汚物ポンプ桝（前条の表中※印なし）については年１回（１０月）行う。

１．一般事項

①除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。

②清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場の機能を阻害することのないよう留意する。

２．清掃作業

①桝内の汚水及び残留物質を桝外に排除する。

②流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ消毒等を行う。

③清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令に基づき、適切に処理する。

④清掃終了後、桝内の健全性を確認する。

第４０条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第１５条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

１．業務計画書（工程表含む）

２．点検報告書

３．業務打合簿

４．その他調査職員が指示する書類

第４編　給水施設維持管理

第１章　共通事項

第４１条 管理水準

事業者は、公園内の給水施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第４２条 対象施設

園内の給水施設

（別添－１２「国営滝野すずらん丘陵公園園内施設（設備等）位置図」参照。）

第４３条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

１）水道設備保守点検

２）水景施設保守点検

第２章　水道設備保守点検

第４４条 水道設備保守点検施設（第４５条 水抜き対象施設）

渓流ゾーン等の水道を常に安全かつ良好に維持するためシーズンオフ時（１１～１２月）に保守点検（水抜き作業）及びシーズンオフ時（４月）に保守点検（水出し作業）を実施する。

その他の園内施設についても、適宜水道設備の点検を実施する。

第４５条 水抜き対象施設

	水抜き装置	小便器	ハイタンク	感知FV式小便器	FV式洋風便器	温水洗浄式便座	洗面器自動水栓	手洗器	汚物流し	掃除流し	外部水飲台等
【 渓流ゾーン 】											
渓流園便所	Dバルブ			2	3	3	4			1	
渓流園多目的便所	Dバルブ			1	1	1	1	1			
アシリベツの滝便所	Dバルブ			2	3	3	4			1	
アシリベツの滝多目的便所	Dバルブ			1	1	1	1	1			
炊事遠足広場１便所	Dバルブ			2	3	3	4			1	
炊事遠足広場１多目的便所	Dバルブ			1	1	1	1	1			
炊事遠足広場２便所	Dバルブ			4	7	7	5			1	
鱒見口便所	Dバルブ			3	5	5	5	1		1	
鱒見の滝便所	Dバルブ			2	3	3	4			1	
鱒見の滝多目的便所	Dバルブ			1	1	1	1	1			
レストラン「アシリベツ」	Dバルブ		1		6	6	6	1	1	1	
【 中心ゾーン 】											
さまよいの洞窟便所	Dバルブ			4	7	7	5			1	1
うねりの大地便所	Dバルブ			3	6	6	5			1	1
天文台	Dバルブ	1			3	3	3			1	
中央口管理所	Dバルブ			3	8	8	7	2		2	
【 滝野の森ゾーン 】											
みずなら広場便所	Dバルブ			3	4	4	4	1	1	1	
はるにれ広場便所	Dバルブ			3	4	4	4	1	1	1	

第４６条 水抜き作業内容

各施設の水抜き作業（Dバルブ操作後）を行う。

１．大便器及び小便器のフラッシュバルブ管内、温水洗浄便座内、小便器ハイタンク内の水抜き、自動水栓の電磁弁内の残水除去とゴムパッキン類のグリス養生。

２．排水トラップ内の不凍液注入。

３．外部水飲み台等の配管内残水の除去。

各施設の水出し作業（Dバルブ操作後）を行う。

１．大便器及び小便器のフラッシュバルブ、温水洗浄便座、小便器ハイタンク、自動水栓、外部水飲み台の動作確認及び点検。

第４７条 温水器等保守点検

電気温水器及びガス給湯器の機能を安全かつ良好に維持するため、保守点検を実施する。

第４８条 保守点検対象施設

	給湯室	機械室	トイレＳＫ	スタッフルーム	休憩室	多目的トイレ	授乳室	流し台
案内所（ガス）	1							
中央口Ａ棟（電気）	1							
虹の巣ドーム（電気）			1	1				
バックヤード北棟（電気）					1			
ロッジゆきざさ（電気）						1		
森の交流館（電気）	1						1	
東口研修棟（電気）								1
ボランティア棟（電気）						1		
渓流口駐車場トイレ（電気）						1		
森口駐車場トイレ（電気）						1		
みずなら広場トイレ（電気）						1		
南駐車場トイレ（電気）						1		
はるにれ広場トイレ（電気）						1		

※点検内容は建築保全業務共通仕様書及び同解説による。

第４９条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第１５条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

１．業務計画書（工程表含む）

２．点検報告書

３．業務打合簿

４．その他調査職員が指示する書類

第３章　水景施設保守点検

第５０条 水景施設保守点検

「中央口水景施設」、「こどもの谷水景施設」のポンプ、ろ過機等の機器類を常に安全かつ良好に維持するためシーズンオン点検（４月）、シーズン中間点検（７月）、シーズンオフ点検（１１～１２月）を実施する。

第５１条 作業内容(中央口水景施設)

１．中央口B棟ポンプピット清掃

①シーズンオン時に中央口B棟ポンプピット内を高圧洗浄する。

２．シーズンオン／中間／オフ点検・・・共通項目

①下記の設備についてブレーカーと3Eリレーのブレーカーテストを行う。

a)あしりべつの滝用ポンプ

b)しらほの滝用ポンプ

c)ますみの滝用ポンプ

d)ふろうの滝用ポンプ

e)まきばのせせらぎ水路動力盤

f)給水電磁弁

g)制御電源

h)機器電源主幹

i)盤内付属電源

②下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

a)まきばのせせらぎ水路水中ポンプ

b)花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ

c)花人の隠れ家せせらぎ及び池噴霧電磁弁

d)補給水電磁弁

③下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。

a)あしりべつの滝用ポンプ

b)しらほの滝用ポンプ

c)ますみの滝用ポンプ

d)ふろうの滝用ポンプ

e)まきばのせせらぎ水路用ポンプ

f)花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ

④動作確認

下記項目について動作確認を行う。

a)中央口B棟ポンプピット‥渇水ポンプ停止、補給水ON／OFF、排水電動弁動作確認

b)花人の隠れ家池ポンプピット…渇水ポンプ停止、補給水ON／OFF

３．シーズンオン／オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳　中央池周辺…29ケ所】

・チャツキバイパス弁……7ケ所

・ポンプピット排水弁……1ケ所

・導水管バタフライ弁……1ケ所

・滝ピット排水弁……3ケ所

・池排水用掃除口……12ケ所
・アシリベツ滝上池排水弁……1ケ所
・まきばのせせらぎ水路排水弁……2ケ所
・まきばのせせらぎ水路補給水用水抜栓……2ケ所
【バルブ数量内訳　花人の隠れ家周辺…4ケ所】
・チャツキバイパス弁……1ケ所
・ポンプピット排水弁……1ケ所
・配管内水抜弁……1ケ所
・給水用水抜栓……1ケ所

４．シーズンオン 中間タイマー設定
①下記の設備についてタイマーの設定を行う。
a)あしりべつ、しらほ、ますみ、ふろうの滝ポンプ
b)花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ

第５２条 作業内容(こどもの谷水景施設)
１．シーズンオン（４月）／中間（７月）／オフ点検（１１～１２月）・・・共通項目
①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。
a)森のせせらぎ用循環ポンプ
b)森のせせらぎ用ろ過ポンプ
c)ろ過機用コンプレッサー
d)ろ過機用ブロワー
e)ろ過機用滅菌機
f)除藻装置
g)保守・点検用コンセント
h)操作電源
i)森の池用循環ポンプ

②下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。
a)森のせせらぎ水路用循環ポンプ
b)森のせせらぎ水路用ろ過ポンプ
c)森の池用循環ポンプ

③ろ過機の外観点検、漏水、ホースバンド締付、コンプレッサー／ブロワー／紫外線ランプの電流及び絶縁抵抗測定を行う。
また紫外線ランプについては運転時間の計測も行う。

④除藻装置の電極の消耗量、汚れ、電流の測定、銅イオン濃度の測定を行う。

⑤動作確認

下記項目について動作確認を行う。

a)森のせせらぎ水路ポンプピット・・渇水ポンプ停止、補給水ON／OFF

b)森の池ポンプピット・・渇水ポンプ停止、補給水ON／OFF

２．シーズンオン／オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳　森の池…12ケ所】

・アングルバイパス弁……5ケ所

・チャツキバイパス弁……1ケ所

・ポンプピット排水及び循環弁……2ケ所

・プール排水弁……1ケ所

・プール及び森の池手動給水弁……2ケ所

・給水用水抜栓……1ケ所

【バルブ数量内訳　森のせせらぎ水路…6ケ所】

・チャツキバイパス弁……2ケ所

・ポンプピット排水及び循環弁……2ケ所

・池排水弁……1ケ所

・導水管ゲート弁……1ケ所

３．シーズンオン 中間タイマー設定

①下記の設備についてタイマー設定を行う。

a)森のせせらぎ水路循環ポンプ、ろ過ポンプ、ろ過機逆洗モード

b)森の池循環ポンプ

第５３条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第１５条で示す書類のほかに、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等について、次の各号に掲げる書類を作成すること。

１．業務計画書（工程表含む）

２．点検報告書

３．業務打合簿

４．適合確認検査簿

５．その他調査職員が指示する書類

第５編　その他設備維持管理等

第１章　共通事項

第５４条 管理水準

事業者は、公園内の施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第５５条 対象施設

園内の電気設備、電話設備、消防用設備、情報設備、給湯設備、中央管理システム（放送設備、非常呼出設備、ITV 設備、気象観測設備、駐車場管制設備）、天体望遠鏡

（別添－１２「国営滝野すずらん丘陵公園園内施設（設備等）位置図」参照。）

第５６条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

１）天体望遠鏡保守点検

２）照明負荷保守点検

第２章　天体望遠鏡保守点検

第５７条 天体望遠鏡保守点検

天体望遠鏡の機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検(清掃、注油、点検等)を実施する。

第５８条 保守点検等対象施設

設置箇所	型式
15cm屈折望遠鏡（４基)	GNR-15
30cm反射望遠鏡（１基)	GNC-30
周辺機器(パソコン)	
可動式上屋・ドーム	

第５９条 一般事項

１．保守点検作業者

保守点検は天体望遠鏡等を熟知したものが作業する。

２．測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し、点検の目的、内容等に合った測定及び試験の方法等を考慮し、確実な点検を行う。

第６０条 保守点検作業

１．保守点検は、事前に保守修理の履歴を確認した上で計画書を作成し、必要な点検機器等の準備をする。

２．保守点検は1 回/年（６～８月）行うこととし、点検月等は、調査職員と打合せをする。

３．点検は、本編に定める点検項目について行う。

４．点検記録、保守・修理記録は適切に保管管理する。

第６１条 点検項目

１．15cm屈折望遠鏡（４基）

①光学系

a)15cm対物レンズの汚れ

b)ファインダーの汚れ

c)アイピースの汚れ

d)15cm望遠鏡の光軸

e)15cm望遠鏡星像内外像

f)15cm望遠鏡星像視直径

g)各望遠鏡の平行度合わせ

②機械系

a)赤径軸潤滑油点検

b)赤径軸モーター点検

c)赤径軸ウォームギアの噛合い調整

d)赤緯軸潤滑油点検

e)赤緯軸モーター点検

f)接眼部駆動機構点検

g)バランス調整

h)各部ネジの緩み点検

i)塗装点検

j)極軸セッティング点検

k)追尾精度点検

③電気ＰＣ系

a)ハンドボックスの点検

b)コネクター・コード類の点検

c)ステラナビゲーター連動の確認

④その他

周辺機器（制御装置、ディスプレイ、無停電電源装置等）についても適宜点検を行う。

２．30cm反射望遠鏡（１基）

①光学系

a)30cm主鏡表面の汚れ

b)30cm副鏡表面の汚れ

c)12.5cm対物レンズの汚れ

d)ファインダーの汚れ

e)アイピースの汚れ

f)30cm望遠鏡の光軸

g)30cm望遠鏡星像内外像

h)30cm望遠鏡星像視直径

i)各望遠鏡の平行度合わせ

②機械系

a)赤径軸潤滑油点検

b)赤径軸モーター点検

c)赤径軸ウォームギアの噛合い調整

d)赤緯軸潤滑油点検

e)赤緯軸モーター点検

f)副鏡駆動機構点検

g)バランス調整

h)各部ネジの緩み点検

i)塗装点検

j)極軸セッティング点検

k)追尾精度点検

③電気ＰＣ系

a)ハンドボックスの点検

b)コネクター・コード類の点検

c)ステラナビゲーター連動の確認

④その他

周辺機器（制御装置、ディスプレイ、無停電電源装置等）についても適宜点検を行う。

３．可動式上屋・ドーム

①可動式上屋

a)ラック・ピニオン・ベアリング部の確認・調整

b)オーバースライダー動作確認

c)給電トロリー部確認

d)シーケンサー動作確認

e)ウェザーストリップ点検（防水ゴム・隙間調整ブラシ）

f)ルーフヒーターの動作確認（ヒーター電気抵抗値測定）

g)各ケーブルの確認（被覆・接続端子）

②可動式ドーム

a)ベアリング部の確認・調整

b)開閉扉の点検・動作確認

c)ルーフヒーターの動作確認（ヒーター電気抵抗値測定）

d)各ケーブルの確認（被覆・接続端子）

③その他

周辺機器（操作盤等）についても適宜点検を行う。

第６２条 保守作業

点検に併せて、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は、以下のとおりとするが、詳細は、調査職員と打合せをする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃

イ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
エ 接触部分、回転部分等への調整・注油
オ 軽微な損傷がある部分の補修
カ 塗装（タッチペイント）
キ その他これらに類する軽微な作業

第３章　照明負荷保守点検

第６３条 照明負荷保守点検

別紙－２１「提供施設一覧表」の施設において、日常点検等で発見されたランプ切れによる不点灯のうち、公園利用に支障をきたすものについて、ランプ交換の保守を行う。

第６４条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第１５条で示す書類のほかに、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等について、次の各号に掲げる書類を作成すること。

１．業務計画書（工程表含む）
２．点検報告書
３．業務打合簿
４．その他調査職員が指示する書類

第４章　公衆電話設備管理

第６５条 公衆電話設備管理

公衆電話の基本料金の支払いを月１回行うこと。（別紙－５１「公衆電話」参照）

第６編　遊具維持管理工

第１章　共通事項

第６６条 管理水準

遊具について、劣化や(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行う。

点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

１）安全性の確保

２）機能の保持

３）美観に配慮した形姿の維持

第６７条 その他

１．点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者が利用しないよう十分な安全対策を講ずる。

２．定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員へ報告する。

３．点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、業務計画書等で事前に調査職員と打合せた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員に速やかに報告する。

４．点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等がある場合は携帯して作業に従事する。

５．本仕様書に記載されていない事項については、（社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準(2014)」を参考にする。

第６８条 対象施設

遊具維持修繕工の対象施設は、以下の施設とする。

（１)鳥の巣デッキ

（２)光の遊具

（３)木登りネット

（４)森の吊橋

（５)こかげネットＢ

（６)トロッコ橋展望台前滑り台

（７)メロディーきのこ

（８)こもれびネット

（９)森の隠れ家

（１０)複合遊具(ﾍｷｻｸﾗｲﾐﾝｸﾞ・ﾍｷｻﾁｬﾚﾝｼﾞ)

（１１)遊具(ﾍｷｻｸﾞﾘｰﾝ・ﾍｷｻｱﾆﾏﾙ)

（１２)コンビネーション遊具Ａ※

（１３）コンビネーション遊具Ｂ※
（１４）オレンジエッグ
（１５）フワフワエッグ
（１６）マウントコニーデ
（１７）虹の巣ドーム内虹の巣ネット
（１８）ねずみのみち（展示物、階段部）
（１９）ローラー滑り台
（２０）溶岩滑り台
※定期点検のみ実施。

第６９条 管理項目

遊具維持修繕工では、対象施設に対し、下記の管理を行う。

1） 定期点検
2） 精密点検

第７０条 用語の定義

1．「点検責任者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、調査職員が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。
2．「点検担当者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、調査職員が同等と認めたものとする。
3．「同等と認めた者」とは、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると調査職員が認めた者をいう。
4．「作業」とは、遊具の点検をいう。
5．「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)
6．「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形ならびに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。
7．「精密点検」とは、分解作業や測定機器を使用して行う詳細な点検である。
8．「SP 表示認定企業」とは、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、(社)日本公園施設業協会が定めた規格「S：2008QMS－SP 表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築していると(社)日本公園施設業協会に認定された企業をいう。
9．「SP 点検済シール」とは、「SP マーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP 表示認定企業が貼付することができるシールをいう。

第７１条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、JPFA-SP-S:2014に基づく規準診断等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第２章　定期点検

第７２条 定期点検

１．事業者は、定期点検の点検責任者を定め調査職員に事前に提出することとする。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。

２．定期点検の作業は、専門の有資格者が自ら行うか、又は専門の有資格者が作業者を指導して行う。

３．定期点検は、日常点検や点検巡視と十分に連携をとり、実施する。（日常点検、点検巡視の実施については、企画運営管理業務を参照する。）

４．定期点検は、年２回（６月、９月）以上実施する。ただし、虹の巣ドーム内の虹の巣ネット（大・小）においては、　別途開閉園準備時（４月、１２月）に取付金具の点検を行う。ただし、実施期間の最終年度である令和９年度は、実施期間内である１１月に点検を行う。

５．定期点検を行う場合には、あらかじめ、調査職員から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の資料を入手し、点検の参考とする。

６．点検を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行する。

７．定期点検は、(社)日本公園施設業協会が規定する「遊具の安全に関する基準　JPFA-SP-S:2014」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめ報告する。

８．点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(社)日本公園施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。

９．点検作業と点検表に基づく判定は別の者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。

１０．点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定等による総合的な機能判定を行う。その判定結果については、必要に応じ事前に調査職員と協議する。

１１．点検終了後、「合格」と判断された遊具について、「SP 点検済みシール」を貼付出来る遊具には調査職員に報告し、点検実施時期を明記して添付する。

第３章　精密点検

第７３条 精密点検

日常点検や点検巡視、定期点検時にハザードと思われるものが発見され、特に、精度の高い診断が必要な時に専門技術者が行う。

第４章　定期点検及び精密点検時における作成書類

第７４条 作成書類

１．作業計画書

業務計画書に基づき、作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者等を具体的に定めた定期点検に関する作業計画書を作業前に作成して調査職員の承諾を受ける。作業計画書には、点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取扱と

処置方法、連絡手順について記載する。

2．事業者は次の各号に掲げる書類を作成すること。また、業務完了時には、実施状況等の記録書として添付すること。

1）写真帳

客観的な判断材料として、必要に応じて遊具施設の劣化や破損状況、基準の適合状況を写真に記録する。

写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、点検表と照合できるよう、点検実施後、速やかに写真帳に整理する。

2）定期・精密点検記録簿

定期点検または精密点検の場合は、点検実施後、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき速やかに作成する。

3）その他調査職員が指示する書類－－適宜作成

第７編　除雪工等（園内除雪工、運搬排雪工、圧雪工、雪下ろし）

第１章　共通事項

第７５条 管理水準

除雪工等は、公園施設の利用に支障が出ないよう、別添－３２「除雪工等実施要領(案)」を参考に行う。10月～5月までの期間は、除雪体制を確保する。（除雪の実績は、別紙－４２「除雪出動実施実績（時間、人数）」参照。）

第７６条 対象施設

除雪工等の対象施設は、園内全体とする。ただし、収益施設は対象から除外する。

第７７条 管理項目

除雪工等では、対象施設に対し、以下の管理を行う。

１）園内除雪工

２）運搬排雪工

３）圧雪工

４）雪下ろし

第７８条 除雪工の作業時間の記録

作業時間の記録は、以下を原則とする。

１．機械除雪作業(ハンドガイド式除雪機を除く)は、作業日毎の実働時間で時間単位は 10 分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行う。

２．ハンドガイド式除雪機及び人力除雪は、作業日毎の実働時間で時間単位は 10 分とし、五捨六入する。なお、実働時間は作業日報にて管理する。

３．運搬排雪量は、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行う。

４．路面散布砂は、空袋管理とし、人力除雪と同様に実働時間で管理する。なお、作業日報に日々散布量、実働時間を記載する。

第７９条 滝野スノーワールドの圧雪作業時間の記録

作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし､五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行うことを原則とする。

第８０条 附帯除雪工（春季開園準備園内・こどもの谷遊具周辺・屋根雪下ろし）

附帯除雪工の作業時間の記録は、以下を原則とする。

１．機械除雪作業(ハンドガイド式除雪機を除く)は、作業日毎の実働時間で時間単位は 10 分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行う。

２．ハンドガイド式除雪機及び人力除雪は、作業日毎の実働時間で時間単位は 10 分とし、五捨六入する。なお、実働時間は作業日報にて管理する。

第８１条 運転免許等

１.除雪トラックの運転は、大型免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。

２．除雪ドーザ、ロータリ除雪車、小型ロータリ除雪車の運転は、大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。

３．バックホウ、ブルドーザは、車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。なお、事業者は運転予定者の当該修了証の写しを各一部ずつ調査職員に提出する。

４．圧雪車の運転は、大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得しており、圧雪車運転経験もしくは圧雪車に類似する機械の運転経験があり、経歴等を業務責任者が確認し、承諾した者とする。また、圧雪作業を支障無く遂行できる運転技術を有するものでなくてはならない。なお、事業者は圧雪車の運転予定者の機械運転経歴書の写しを各一部ずつ提出する。

５．ハンドガイド除雪機の運転は、当該機械の安全教育を受けた者とする。

第２章　除雪工

第８２条 除雪工

別添－３２「除雪工等実施要領(案)」を参考にして行う。

第８編　開閉園準備

第１章　共通事項

第８３条 管理水準

春季開園準備においては、冬季の施設の養生を撤去し、開園後の利用に支障のない状態にする。

冬季開園準備においては、冬季間施設が破損しないよう適宜養生、撤収等を行う。

開閉園準備は、公園施設の利用に支障が出ないよう、別添－３３「開閉園準備実施要領(案)」を参考に行う。（別添－３３「開閉園準備実施要領(案)」、別添－３４「遊具取扱説明書」参照。）

ただし、最終年度の冬季開園準備作業は業務対象外とする。

第８４条 対象施設

対象施設は下記の施設である。

(1)溶岩滑り台・同ゲート
(2)オレンジエッグ
(3)フワフワエッグ
(4)フワフワエッグバタフライ弁
(5)マウントコニーデ
(6)光の遊具
(7)標識
(8)複合遊具(ﾍｷｻｸﾗｲﾐﾝｸﾞ・ﾍｷｻﾁｬﾚﾝｼﾞ)
(9)遊具(ﾍｷｻｸﾞﾘｰﾝ・ﾍｷｻｱﾆﾏﾙ)
(10)木登りネット
(11)森の吊橋
(12)トロッコ遊具・こもれびネット
(13)ありの巣トンネル
(14)秘密の抜け道
(15)ねずみのみちロープ柵
(16)森の教室
(17)トロッコ橋展望台横便所
(18)天文台
(19)森見の塔
(20)ワックスルーム(2 棟)
(21)中央口クロスポイント
(22)歩くスキースタート・ゴール看板
(23)ロープトウ防護柵
(24)鯉のぼりポール(8 ケ所)
(25)積雪柵（展望台から天文台間脱色アスファルト園路（地点Ａ））
(26)積雪柵（展望台裏幹線園路（地点Ｂ））
(27)積雪柵（やまびこトンネル上幹線園路（地点Ｄ））
(28)積雪柵（やまびこトンネル上幹線園路（地点Ｅ））

第８５条 管理項目

１）春季開園準備

①遊具等設置及び雪囲い（養生）撤去

②建物雪囲い（養生）撤去

③スノーワールド撤去

④積雪柵撤去

⑤資材の搬出・搬入撤去

２）冬季開園準備

①遊具等撤去及び雪囲い（養生）設置

②建物雪囲い（養生）設置

③スノーワールド準備

④積雪柵設置作業

第２章　開閉園の準備

第８６条 開閉園の準備

別添－３３「開閉園準備実施要領(案)」を参考にして行う。

第９編　園内清掃、公園内建物清掃

第１章　共通事項

第８７条 管理水準

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要があり、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行う。

第８８条 対象施設

対象区域は全園を区域とする。ただし、（収益施設等設置管理運営規定書第１条に定める）収益施設は除く。（別紙－３７「清掃箇所、方法及び頻度等」参照。）

・休憩所
・便所等
・池・流れ清掃等
・園路・広場の舗装部

第８９条 管理項目

・休憩所清掃工
・便所清掃工
・工作物清掃工
・定期清掃工
・ゴミ回収運搬工
・臨時清掃工

第２章　休憩所清掃工

第９０条 休憩所清掃工

１．床、壁面、天井等は、はき掃除、ふき掃除を行い、利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄する。
２．くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除く。
３．清掃対象箇所に設置されている展示物等は、必要に応じ清掃する。
４．清掃箇所及び実施頻度等は下表の通りとする。（別紙－３７「清掃箇所、方法および頻度等」参照）
５．使用頻度、汚れ度合により適宜回数を設定するものとする。

清掃箇所	実施頻度
中央口休憩所、東口レストハウス、こどもの谷休憩所等	1回/日

第３章　便所清掃工

第９１条　便所清掃工

１．清掃中は、利用者の利便性に配慮する。

２．衛生器具(便器、手洗い器等)、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに対応する。
３．ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充する。
４．清掃箇所（別添－２９「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備(位置図)」便所位置図）及び実施頻度等は下表の通りとする。
５．使用頻度、汚れ度合により適宜回数を設定するものとする。

清掃箇所	実施頻度
中央口休憩所（管理棟）、東口レストハウス、こどもの谷休憩所等	1回/日

第４章　工作物清掃工

第９２条　園内清掃

１．対象区域は全園を区域とする。ただし、別紙－９「R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務収益施設等設置管理運営規定書」の対象である収益施設は除く。
２．拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、工作物をきれいな状態に保つ。
３．園路、広場、排水枡、排水溝の土砂を除去すること。
４．公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう水拭き等の清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行う。
５．くず籠や喫煙場所の吸殻等の清掃を随時行う。
６．池等の水面のごみや落ち葉等を網等で随時除去する。
７．外灯、時計や温度計、駐車場管制、監視カメラ等の設備について、汚れがひどい場合には清掃を行う。
８．大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際に業務責任者の判断により当該箇所を清掃する。
９．実施頻度は下表の通りとする。なお、清掃箇所は、別紙－３７「清掃箇所、方法および頻度等」を参照すること。なお、状況に応じ、調査職員の承諾を得ることにより、実施頻度を変更することができる。

実施頻度	
繁忙期（5～9 月、1月）	1 回／日
通常期（10 月、2 月）	15 回／月
閑散期（4 月、11～12 月、3 月）	2回／週

第５章　定期清掃工

第９３条 計画

事業者は、作業計画において使用機械、作業方法等の変更が生じた場合は、事前に調査職員と協議する。

第９４条 定期清掃

内容は次のものとする。

１．ワックス塗布

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
研修棟(362 ㎡)	1回/年 (4月または11月)
ボランティア棟(234 ㎡)	
軽食コーナー休憩スペース(121 ㎡)	
ロッジゆきざさ休憩スペース(2F)(62 ㎡)	
カントリーハウス休憩室(1F)(58 ㎡)	
森の情報館受付・森の情報館展示室 B1F・スタッフルーム・授乳室(2F)(27 ㎡)	

２．天然木フローリング清掃（木材保護着色剤使用）

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
森の交流館・ツリーハウス(539 ㎡)	1 回/年 (4月または11月)

３．クリーニング

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
カントリーハウス内１Ｆカーペット(127 ㎡)	2 回/年 (4月、11月)
虹の巣ドーム内ウレタン床(208 ㎡)	

４．水あらい

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
虹の巣ネット（大・265 ㎡、小・20 ㎡)	2 回/年 (4月、11月)

５．乾式清掃

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
虹の巣ドーム遊具ざぶとん遊び 18 個（36 ㎡)	2 回/年 (4月、11月)
虹の巣ドーム中間棚	1 回/年(11月)

６．オゾン式脱臭

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
虹の巣ドーム内	3 回/年

７．機械洗浄

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
フワフワエッグ	1 回/年(4月)

８．幹線園路清掃工(機械)

（1）幹線園路を路面清掃車にて清掃する。

（2）回収した砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。

（3）また、作業中においては誘導員を１名配置し、安全を確保する。

清掃内容等	実施頻度
路面清掃(路面清掃車)	2回/年 (4月、11月)

９．幹線園路雨水桝清掃工（機械）

（1）幹線園路の雨水桝を側溝清掃車で清掃する。

（2）清掃前に雨水桝泥溜めの土砂堆積量を計測し、堆積量が多い箇所について清掃を実施する。

（3）回収した土砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。

清掃内容等	実施頻度
雨水桝清掃 (収益を除く)	1回/2年(春)

１０．人孔桝清掃

（1）機械が入らない園路及びカントリーガーデンの集水桝の土砂等を除去し、清掃する。

（2）回収した土砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。

第９５条 作業時間

原則として、公園利用者に近接する箇所については、閉園時間内に行い、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、公園利用調整を行う。

注 閉園時間(4/20～5/31、9/1～11/11)17：00～9：00

(6/1～8/31)18：00～9：00

第６章　臨時清掃工

第９６条 臨時清掃

必要に応じて、当該箇所を清掃する。

・行催事の開催後や春季・冬季の開閉園準備時

・池・流れ清掃等

・害虫発生時、台風や豪雨等の災害発生時

第７章　ゴミ回収運搬工(夏季・冬季)

第９７条 ゴミ回収運搬工(夏季・冬季)

１．軽トラックにより、園内各所に存在するゴミ箱から所定の集積箇所（別添－２９「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図)」）に運搬する。ゴミは、札幌市の分別区分に従って分別を行う。

２．ここでいうゴミとは園路上の落ち葉、枯れ枝も含む。

３．夏期については、炊事広場の残り火処理も行う。

４．ゴミ回収運搬箇所については、別途指定する。

５．生ごみについては、植物性の廃棄物と併せて、堆肥化を行うこと。

ゴミ回収運搬（１）	中心・渓流	夏期 軽トラック L=38.3km
ゴミ回収運搬（２）	中心・渓流　滝野の森	夏期 軽トラック L=44.2km
ゴミ回収運搬（３）	中心・渓流	冬期 軽トラック L=15.1km

（別紙－３８「一般廃棄物（排出量、経費)」参照。）

第９８条 産業廃棄物処理

事業者は、排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）及び関係法令に従って、適正に処理する。（別紙－３９「産業廃棄物（排出量、経費)」参照。）

R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務
個別仕様書（案）

【植物管理業務】

令和５年〇月

第１章　総則

第１条 適用

本仕様書は、「R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」のうち、植物管理業務に適用する。

第２条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書（別紙－５）、設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第３条 作成書類

事業者は、共通仕様書（別紙－５）第１３条、第１４条、第１５条に準じて、書類を作成する。

第４条 基本事項

１．本業務は、植物管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施する。

２．事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行う。なお、次号に掲げる事項の他、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議する。

１）植物について補植を要する事態が生じたとき。

２）既存の植栽木の移植（又は伐採）を行う必要が生じたとき。

３）公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。

３．業務責任者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。

４．園内外に生息・生育する貴重種（別紙－４５「生態エリア管理指導事項」参照）に影響を与えないように十分に留意して実施するとともに、貴重種の生息・生育に適した環境を保全するものとする。

５．管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置する。

６．業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。

７．スタッフの身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行う。

８．業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員と協議の上、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行う。

９．持ち込み可能な車種及び車両の運行については、「園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、北海道開発局札幌開発建設部が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行する。（別添－１６「国営滝野すずらん丘陵公園園内車両入園規則」参照。）

１０．作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動する。

１１．提供物品（別紙－２２「提供物品一覧」参照）は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査

職員に報告の上、事業者が行う。

１２．設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理する。

１３．企画提案により、当初の形状を変更した場合は、業務終了後に調査職員と協議を行い、必要に応じて原状回復する。（継続して契約した場合を除く。）

１４．ボランティアによる植物管理が円滑に活動できるように支援すること。

１５．植物管理と一体となった行催事では、企画運営管理及び施設・設備維持管理等と総合的な調整のもと、相互連携を保ち、公園利用者の安全確保に努めるものとする。

第５条 安全管理等

１．常に公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、利用の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行う。

２．危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と枯枝の除去、及び、全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保する。

３．施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分に確保するとともに、園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意する。

第６条 利用サービス

１．作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定する。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行う。

２．公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要が生じた場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示する。

第２章 芝生管理

第７条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす芝生管理を行う。（別添－４１「芝生管理区域図」参照）

ランク	A	B	C	D
管理目標	主要な広場や修景施設周辺にあり、修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、利用率も高い芝生地	修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、動的利用も多い芝生地	Ａ、Ｂランクに次ぐ程度の修景性や利用率がある芝生地	主として法面等保全や緑を保持することが目的の芝生
管理水準	（単位；回/年）			
芝刈（標準芝刈込回数）	12～20	9～12	5～96	2～5
対象地（収益施設を除く）	花のまきば(1)(2)(3)(5) ｶﾝﾄﾘｰﾊｳｽの庭園（1） 収穫の谷（1）	つどいの森(1)	ロッジ前 ローンスタジアム下 こどもの谷（1)(2)(3) 風のはらっぱ(1)(2) 多目的ホール前 森の炊事広場 花のテラス 滝野の森口広場	渓流園 中央口駐車場周辺 パークブリッジ下 花のまきば（4） つどいの森(2) 滝野の森口広場周辺 事務所周辺 展望台周辺 厚別川上流 厚別川下流 渓流口駐車場周辺 鱒見口駐車場周辺 渓流園炊事コーナー

※ 芝刈工以外の工種については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第８条 芝刈工

１．芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。

２．芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むら刈残しのないよう均一に刈込む。

３．刈込み高さは 4～7cm を目安とするが、変更する場合は調査職員と協議する。

４．刈り取った芝は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。

５．芝刈り回数及び頻度については、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたるものとする。

第９条 芝生エアレーション工

１．芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。

２．施工区域の設定、穴及びカッティングの深さ、間隔等は業務責任者の判断による。

３．芝地内にある石、空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除く。

第１０条 芝生雑工

１．芝生雑工１については業務責任者の判断する作業（堆肥攪拌補助、散水、不陸調整等）を実施する。

２．芝生雑工２については業務責任者の判断する作業（灌水補助、芝生保護材設置等）を実施する。

３．芝の補植を行う場合は、以下の項目に留意する。

１）張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換又は耕耘したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行う。

２）張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜施肥、灌水する。

３）播種（オーバーシード）は、オーバーシード等を使用して、施工箇所を刈取・集草し、土壌改良材を散布の後、種子を均等に播き付ける。

４．芝生灌水を行う場合は、以下の項目に留意する。

１）既存の灌水設備を使用して、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した潅水量を芝生全面に行きわたるように均一に灌水する。

２）芝生の生育状況を確認したうえで、適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。

３）施工の際は、入園者等に細心の注意を払うと同時に主要部分は開園時間外に対応する。

５．リサイクル工を行う場合は、以下の項目に留意する。

堆肥づくりは、落葉や芝刈屑等を原材料として行うものとし、切り返し方法、使用機械については、まとめて調査職員に協議した上で決定する。

なお、リサイクル場所は別途図面に明示している滝口ヤード箇所とし、リサイクル以外のものは園外へ搬出・処分する。

６．芝生病虫害防除工（薬剤散布）を行う場合は、以下の項目に留意する。

１）病虫害が発生した場合には、誘殺等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても農薬取締法等の農薬関連法規や北海道農薬安全使用推進方針、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守し、最小限の区域における農薬散布に留める。

２）病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合は、速やかに調査職員の承諾を得て、適切な処置を講ずること。

３）薬剤散布は、薬剤の効果、周辺環境への影響に十分配慮し、適切な天候条件、使用日時、服装により行う。なお、開園時間内には実施しない。

４）農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について記録する。

（実績は、別紙－４４「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）

第３章 中低木管理

第１１条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす中低木管理を行う。（別添－４２「中低木管理区域図」参照）

管理目標	対象地の個々の中低木の目的（鑑賞、遮蔽、境界、緑被）に留意した管理を行う。		
	花を公園利用者に見せる役割を持ち、その花が景観構成要素となっている花木	芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ中低木	既存木及び法面等保全や緑を保持することが目的の中低木
	鑑賞	遮蔽・境界	緑被
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する。	基本的に自然樹形であるが、樹種の特性等を考慮し、剪定工を実施する。枯損枝、支障枝等は撤去する。	自然樹形とし、枯損枝、支障枝等は撤去する。
標準実施回数	（単位；回/年）		
剪定・刈込み	１回／年	適宜	
対象地	カントリーガーデン、アナベルの丘、渓流ゾーン、こどもの谷、山のお花畑　等		

※剪定・刈込み以外の工種については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第１２条 中低木剪定工

１．一般事項

１）枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹幹局縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。

２）裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。

３）花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。

４）数年の期間をおいて刈込みを実施する場合は、第１回の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。

５）刈り取った枝葉は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

６）特に枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り去り、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。

７）剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。

８）公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告する。

２．寄植剪定

各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を十分考慮しつつ刈込む。

３．単木剪定

各樹種の特性に応じた人力による刈り込み作業を行う。

第１３条 中低木地除草工（人力除草）

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、別途図面に明示している滝口ヤードに運搬・堆積する。

第１４条 中低木地除草工（機械除草 肩掛式、ハンドガイド式＋肩掛式）

１．作業場所の条件により、肩掛式草刈機及びハンドガイド式併用肩掛式草刈機により施工する。

２．刈り取った雑草は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第１５条 中低木施肥工

１．一般事項

１）施肥量は、過去の実績をふまえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う。（別紙－４３「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照）

２）縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

２．中低木施肥

１）寄植：化成肥料については、植込内に均一に散布する。

２）単木：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に肥料を入れ覆土する。

（実績は、別紙－４３「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。）

第１６条 中低木冬囲工（枝しおり設置・縄巻のみ、撤去）

（設置）

縄巻きのみにより枝しおりを行う。

（撤去）

１．設置されている各種の冬囲いの撤去を行う。

２．撤去した縄巻は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第１７条 中低木冬囲工（晒竹１本縄巻設置・撤去）

（設置）

樹高に合わせて晒竹の長さを調整し、縄巻によって枝しおりを行う。

（撤去）

１．設置されている各種の冬囲いの撤去を行う。

２．撤去した竹・縄巻等は資材置き場に運搬・堆積する。

第１８条 中低木雑工（雑作業）

１．中低木雑工については業務責任者の判断する作業（植木手入れ、植木手入れ補助、支障木手入れ、ハギ・ササ刈、ササ伐根、害虫の捕殺駆除作業、中低木地落葉除去枯損木及び支障枝撤去等）を実施する。

２．中低木病虫害防除工を行う場合は、以下の項目に留意する。

１）中低木病虫害防除工は「第１０条 芝生雑工６．芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

（実績は、別紙－４４「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）

３．中低木植栽工（中低木　株物）を行う場合は、以下の項目に留意する。

１）樹高 60cm 未満の樹木を対象とする。

２）植栽を実施するにあたり、土壌改良材は埋め戻し土壌とよく撹拌する。

第４章 高木管理

第１９条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行う。（別添－４３「高木管理区域図」参照）

ランク	A	B	C
管理目標	花やその樹形を公園利用者に見せる役割を持ち、景観構成要素となっている高木	園路や広場、敷地の境界、遮へい、防火帯となる植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木	既存木に近い高木
	鑑賞	鑑賞、緑陰、防災、遮へい	緑陰
管理水準（剪定）	抑制管理を中心とし、きめ細かい管理を実施 自然樹形を原則とするが、強風による影響を受けやすいものについては枝透かしを実施	自然成長を前提としつつ、障害除去を行う保護管理を実施 原則として自然樹形	原則として自然樹形
対象地	カントリーガーデン 子供の谷　等	カントリーガーデン 子供の谷 山のお花畑　等	渓流ゾーン 山の家周辺　等

第２０条 高木施肥工

過去の実績をふまえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、施肥量について業務責任者が判断して行う。（別紙－４３「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照）

壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に肥料を入れ覆土する。

第２１条 高木冬囲工（枝しおり設置・撤去による冬囲い）

（設置）

わら縄によって枝しおりを行う。

（撤去）

１．設置されている冬囲いの撤去を行う。

２．撤去したわら縄等は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第２２条 高木枯損木処分工

１．公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員と協議し、対象木を決定する。

２．幹周を計測した後に、チェーンソーにて伐採を行い、幹周 20m 未満、20cm 以上 30cm 未満、30cm 以上 60cm 未満、60cm 以上 90cm 未満、90cm 以上 120cm 未満と区分する。

３．伐採した樹木の幹及び枝葉については、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第２３条 高木巡回工（巡回作業）

１．高木巡回工１は、高度な造園知識・技術を必要とする作業（倒木復旧作業、樹勢回復作業〔状態の調査を伴うもの〕、高所作業、アオダモのアーチやコニファーの冬囲い等）や、その他業務責任者の判断する管理作業を行う。

２．高木巡回工２は、高木巡回工１以外の作業やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

３．在来の支柱の取り外しを行う際は、樹木を損傷しないよう十分注意し根元より完全に引き抜く。また、杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様にきれいに取り除く。撤去した支柱、杉皮、しゅろ縄等は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

４．高木剪定工を行う場合は、以下の項目に留意する。

１）樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病害虫及び枯損枝の発生防止等を目的として、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状及び選定の種類に応じてもっとも適切な方法により行う。

２）樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。

３）剪定に当たっては、下枝の枯死を防ぐために原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。

４）不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。

５）花木は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。

６）剪定後、樹木周辺をきれいに清掃する。剪定した枝葉は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

７）剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。

８）公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告する。（別紙－４５「生態エリア管理指導事項」参照。）

９）園路等の公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけがなどないよう努める。

１０）調査職員の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持及び眺望の確保に努める。

５．高所作業は、以下の項目に留意する。

１）高所作業車を使用し、高所枝打ち作業等を行う。

２）高所作業の際には、周囲の安全性や樹木を傷つけないように細心の注意を払い、セーフティコーンやアウトリガー（伸縮補助足）等により安全を確保したうえで作業を実施する。

６．高木病虫害防除工（薬剤散布）を行う場合は、以下の項目に留意する。

高木病虫害防除工は、「第１０条 芝生雑工６．芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

（実績は、別紙－４４「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）

７．高木支柱工を行う場合は、以下の項目に留意する。

１）二脚鳥居の結束直しを行う。

２）再結束の際に、発生した在来の杉皮、しゅろ縄及び鉄線は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第５章 林地管理

第２４条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす樹林地管理を行う。（別添－４４「林地管理区域図」参照）

区分	林地
管理目標	既存木
	保全林地、景観林地
管理水準	原則として自然樹形
対象地	河川、道路、駐車場、建物等の構造物、芝生地、植栽地、収益施設運営対象区域を除く範囲

第２５条 林地除草工（肩掛式　集積・運搬なし）

１．林地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。

２．樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう刈り取る。

３．樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それにからんでいるつる性の雑草もきれいに除去する。

４．案内板等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取る。

５．調査職員が残すよう指示した樹木、草花類を刈り取らないよう、事業者はH27～29実績の「生態エリア管理指導事項」（別紙－４５）、「滝野の森ゾーン（西エリア）植物維持管理計画書」（別添－４６）を参考にし、細心の注意をはらい施工する。

６．水際のアシ、ガマ等を刈り込む時は、刈込みの範囲や留意事項等について調査職員の指示に従う。

７．自生動植物の育成や繁殖、景観、利用形態についても配慮する。

８．機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。

９．施工前に刈残し箇所、刈高設定等に関する試験施工を指示する場合がある。

１０．幹線園路の両側路肩は、片側1.5m幅標準で刈取る。

１１．刈り取った茎葉はそのままとする。

１２．施工にあたり、本公園の自生動植物の育成や繁殖に配慮するため、また景観や利用実態に配慮するため、施工時期や刈高・刈残し（エコパッチの設置）等の具体的な施工については、調査職員に報告することとする。

第２６条 林地巡回工（巡回作業）

１．林地巡回工１は、高度な造園知識・技術を必要とする作業（樹種の判別、高所作業等）や業務責任者の判断する管理作業を行う。

２．林地巡回工２は、業務責任者の判断する作業（園外支障木処理、枯枝除去、手刈り作業、エゾサンショウウオ産卵地の堆積物除去等）や動植物観察等記録表の作成を実施する。

３．林地巡回工２は、支障枝除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

４．高所作業車は、「第２４条 高木巡回工５．高所作業」に準じて行う。

５．林地伐採工（間伐）を行う場合は、以下の項目に留意する。

１）一定範囲の樹林地の健全な更新等を目的とする。

２）幹周を計測した後に、チェーンソーにて伐採を行う。

３）作業の際は、周囲の安全性やその他の樹木を傷つけないように細心の注意を払い、地際より切除する。

４）間伐及び伐採した樹木は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した方法により処理し、跡地は清掃する。

５）間伐及び伐採した樹木の幹及び枝葉については別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積するが、現地の状況によっては調査職員と協議の上、園路や景観等に弊害がでないよう細分して現地にて廃置する。

６．林地高木枯損木処分工を行う場合は、以下の項目に留意する。

１）公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、危険な枯損木を発見した場合には速やかに伐採する。

２）伐採した樹木の幹及び枝葉については、基本として別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積するが、現地の状況によっては、園路や景観等に弊害がでないよう細分して現地にて廃置する。

第６章 花壇管理

第２７条 管理水準

事業者は、対象エリアに利用する植栽の種類・品種を設定し、それらに応じた一般的な見頃期間を 18 週程度確保する。

対象エリア名称	目的・目標	花の見頃期間（週）
東口の広場ウェルカムガーデン、パレット花壇　等	公園利用者を出迎えるシンボル空間であり、シーズンを通して、見頃となるよう、留意する。	18 週程度

（実績は、別添－４５「植栽管理区分図【草花管理】」参照。）

第２８条 花苗材料一般

１．花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。

２．球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

第２９条 花壇植栽工

１．植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除く。その後に、地ごしらえをし、植栽する。

２．同じ花壇に植栽する場合、同じ種類の花苗は出来るだけ草丈、株立ちの均一なものを選び、開花期に咲き揃うように同じ高さに植えるものとする。

３．草花面は床土をシャベル等により 30 ㎝程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。

４．肥料は、草花面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。

５．植えつけ後は、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植えなおしをする。

６．抜き取った草花は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第３０条 花壇巡回工（巡回作業・雑作業）

１．花壇巡回工１は、プランター設置・撤去・移動、耕耘、病中害防除、施肥、その他業務責任者の判断する管理作業を行う。

２．花壇巡回工２は、花がら摘み、ピンチ（切り戻し）、摘心、除草、誘引、枯葉除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

３．灌水を行う場合は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失しないよう行う。

４．灌水を行う場合は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水がゆきわたるよう浸透させる。

５．花壇病虫害防除工を行う場合は、以下の項目に留意する。

花壇病虫害防除工は、「第１０条 芝生雑工６．芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

（実績は、別紙－４４「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）

第７章 草花管理

第３１条 管理水準

事業者は、対象エリアに利用する植栽の種類・品種を設定し、それらに応じた一般的な見頃期間は、それぞれの花の適期に基づき確保する。

対象エリア名称	目的･目標	見頃期間（週）
花のまきば、収穫の谷、バックヤード圃場、山のお花畑、カントリーハウスの庭園、平成の森、ローンスタジアム上、ローンスタジアム下、峠の庭、花のテラス、花人の隠れ家、こもれびの庭、西エリア　等	季節ごとに咲く既存の花類について、鑑賞に耐えるレベルに維持管理を行う。	それぞれの花の適期に基づく。

（実績は、別添－４５「植栽管理区分図【草花管理】」参照。）

第３２条 花苗材料一般

１．花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。

２．球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

第３３条 草花除草工

１．人力による抜根除草とする。

２．抜き取った雑草は収集し、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するとともに、除草後はきれいに清掃する。

３．根に付着した土を除いた後収集し、調査職員の指示する場所に運搬・堆積するものとする。

第３４条 草花刈払工

１．株の葉部のみ、あるいは地際から刈り取る。ただし、表土が流れる恐れがある箇所の刈払い及び施工時期については十分注意して決定する。

２．刈取った草花は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第３５条 草花刈込工（人力）

１．対象となる株の葉部のみ刈取る。

２．刈取った草花は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第３６条 草花施肥工

１．元肥は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。

２．追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、もっとも効果的な方法により行う。

（実績は、別紙－４３「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。）

第３７条 草花巡回工（巡回作業・雑作業）

１．草花巡回工１は、業務責任者の判断により通常の作業とは異なる巡回作業及び雑作業（育苗、掘上、補植、移植、株分け、資材･発生材運搬及び灌水等に伴う車輌運転、耕耘、スプリンクラー設

置・撤去、プランター（テラコッタ）設置・撤去、薬剤散布、花苗植付けに伴う割付、支柱設置、柵及び鉄ピンの設置・撤去等）やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

２．草花巡回工２、業務責任者の判断する作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、除草、誘引、ロープ柵設置・撤去、枯葉除去、落ち葉撤去、土壌改良剤散布、地拵え、花苗植付けに伴う割付補助、花苗・球根植付、軽微な灌水、間引き、１年草抜取・刈取、資材･発生材運搬及び灌水等に伴う車輌運転補助、マルチング等）を実施する。

３．草花病虫害防除工を行う場合は、以下の項目に留意する。

草花病虫害防除工は、「第１０条 芝生雑工８．芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

（実績は、別紙－４４「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）

第８章 花畑管理

第３８条 管理水準

事業者は、対象エリアに利用する植栽の種類・品種を設定し、それらに応じた一般的な見頃期間は、それぞれの花の適期に基づき確保する。また、花畑の管理は、行催事および利用プログラムと十分に連携をとり、実施する。

対象エリア名称	目的･目標	花の見頃期間（週）
花のまきば、収穫の谷	単体の花だけでなく、大面積の群落も観賞できるよう留意する。	それぞれの花の適期に基づく。

（実績は、別添－４５「植栽管理区分図【草花管理】」参照。）

第３９条 花苗材料一般

１．花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。

２．球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

第４０条 花畑耕耘工

１．古株雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬処理する。

２．草花面は床土をトラクター等により 30cm 程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。

３．肥料を施す場合には、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を、花畑面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。

第４１条 花畑耕耘工（土壌改良材散布　人力散布）

土壌改良材を人力により、むらのないよう均一に散布する。

第４２条 花畑耕耘工（機械畝立て）

トラクター1t 級にて畝立てを行う。

第４３条 花畑播種工

１．人力等により播種を行い、必要に応じて覆土する。

２．施工後には十分な灌水及び養生を行う。

第４４条 花畑植栽工

１．植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除く。その後に、地ごしらえをし、植栽する。

２．大規模花畑の植えつけの際のデザインについては、調査職員に報告を行い、苗数を密度にむらのないようしっかりと植えつける。

３．植えつけ後は、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植えなおしをする。

第４５条 花畑除草工

花畑除草工は、「第３３条 草花除草工」に準じて行う。

第４６条 花畑病虫害防除工

花畑病虫害防除工は、「第１０条 芝生雑工８．芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

（実績は、別紙－４４「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）

第４７条 花畑巡回工（巡回作業・雑作業）

１．花畑巡回工は、「第３７条 草花巡回工（巡回作業・雑作業）」に準じて行う。

２．花畑施肥を行う場合は、以下の項目に留意する。

１）元肥は、花畑面に、過去の実績をふまえ業務責任者が適切に判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。

２）追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、もっとも効果的な方法により行う。

（実績は、別紙－４３「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。）

別紙 9

R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務
収益施設等設置管理運営規定書（案）

令和５年〇月

目次

はじめに

第１編　国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等設置管理運営共通規定書

第１章　総則 ･･･ 2
第２章　マネジメント（運営管理） ･････････････････････････････････････ 18
第３章　ホスピタリティ（施設利用者対応） ･････････････････････････････ 22
第４章　安全衛生管理 ･･･ 24
第５章　施設管理 ･･･ 27
第６章　財産管理 ･･･ 28
第７章　管理運営報告書 ･･･ 29
第８章　自主事業 ･･･ 29

第２編　国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等設置管理運営個別規定書

第１章　駐車場 ･･･ 30
第２章　レンタサイクル施設 ･･･ 33
第３章　飲食・物販施設 ･･･ 36
第４章　釣堀施設運営 ･･･ 39
第５章　オートキャンプ場運営 ･･･ 41
第６章　園内シャトルバス運営 ･･･ 46
第７章　園内移動用施設（リフト）運営 ･････････････････････････････････ 49
第８章　ロープトウの維持管理 ･･･ 53
第９章　自動販売機 ･･･ 55
第１０章 自主事業における行催事等 ･････････････････････････････････････ 58

はじめに

本規定書は、国営滝野すずらん丘陵公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、オートキャンプ場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、自動販売機等の管理運営業務及び自主事業を実施する上での基本的な条件を取りまとめたものである。

本事業は、事業者の申請に基づき都市公園法第５条第１項による公園施設の管理の許可を得て行うものであり、民間事業者の創意と工夫により質の高い公園サービスを独立採算で提供する一方、別途責任分担を規定している事項を除き、事業者は、公園施設の安全管理、衛生管理など管理上の一切の責任を負うものである。

事業者は、自らが作成する管理運営要領に従って管理を実施することになるが、管理運営要領は、本規定書を踏まえるだけでなく、過年度の安全管理、衛生管理、運営方法等を十分に把握した上で、現地を入念に確認し、自らの経験、知見に基づき、事業者自らの責任において最も適切なものを作成しなければならない。

また、実際の管理に当たっては、常に利用状況を観察し、最新の知見を取りいれ、類似の事故や社会情勢等に照らし、管理運営要領を随時更新し、公園施設の安全確保に努めなくてはならない。

第１編　国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等設置管理運営共通規定書

第１章 総則

第１条 履行場所及び履行期限

１．履行場所

施設名称　国営滝野すずらん丘陵公園

所在地　　北海道札幌市南区滝野 247 番地

敷地面積　　395.7ha

うち収益施設許可面積　135,741.5 ㎡

■対象となる収益施設

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
レストラン （カントリーハウス）	飲食店・売店　363.17m2 プロパン庫　5.46m2	（鉄筋コンクリート造） 延床面積：1,562.21m2
用具貸出所 （カントリーハウス）	用具貸出室　87.69m2 用具貸出品倉庫　90.11m2	
中央管理所売店	売店　18.18m2 自動販売機置場　4.02m2	管理所 （鉄筋コンクリート造） 延床面積：506.43m2
	自動販売機置場　13.86m2	休憩所 （鉄筋コンクリート造） 延床面積：398.84m2
子供の谷休憩所売店	厨房、売店、食品庫、休憩室 61.60m2 厨房機器等一式、自動販売機置場 4.44m2	（鉄筋コンクリート造） 延床面積：369.51m2
レストラン（渓流園）	レストラン（売店を含む） 141.46m2	（鉄筋コンクリート造） 建築面積：304.13m2
	プロパン庫 5.61m2	（鉄筋コンクリート造） 建築面積：5.61m2
	バーベキュー園 71.45m2	管理面積： 71.45m2
釣堀 （ﾌｨｯｼﾝｸﾞ・ﾀｷﾉ）	釣堀　2,271.08m2 四阿　10.89m2	管理面積： 2,281.97m2
鱒見口売店	売店　60.00m2	（鉄骨造） 建築面積：247.00m2

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
渓流口売店 （ロッジゆきざさ）	スキー貸出室、物置　42.24m2	（木造一部鉄筋コンクリート造） 延床面積：　315.36m2
	倉庫、スナック、休憩室の一部 86.58m2	
東口情報センター レストハウス棟売店	売店　81.33m2 自動販売機置場　3.57m2	（鉄筋コンクリート造） 延床面積：　185.47m2
駐車場	中央口駐車場（案内看板等）	（アスファルト舗装等） 管理面積：　26,851m2
	鱒見口駐車場（案内看板等） 料金徴収ブース	（アスファルト舗装等） 管理面積：　4,253m2 建築面積：　4.52m2
	渓流口駐車場（案内看板等） 料金徴収ブース	（アスファルト舗装等） 管理面積：　4,029m2 建築面積：　11.27m2
	東口駐車場（案内看板等）	（アスファルト舗装等） 管理面積：　15,686m2
	南駐車場（案内看板等）	（アスファルト舗装等） 管理面積：　11,333m2
	滝野の森口駐車場（案内看板等） 料金徴収ブース	（アスファルト舗装等） 管理面積：　3,668m2 建築面積：　6.76m2
園内移動用施設	リフト　256.45m 機器保管倉庫　77.4m2	搬器　48 台
サイクリング施設	自動販売機置場　187.00m2	（鉄骨造） 建築面積：　247.00m2
ロープトウ	ロープトウ	延長 200m　2 基 管理面積：600.00m2×2 基
自動販売機	渓流口駐車場　便所横　1.75m2	2 台
	こどもの谷虹の巣ドーム 横 0.82m2	1 台
	こどもの谷さまよいの洞窟トイレ 横 2.40m2	3 台
	こどもの谷溶岩すべり台下小屋　横 0.82m2	1 台
	森のすみか森の工房　横　0.71m2	1 台
	森のすみか多目的トイレ 横 0.99m2	1 台
	案内所（渓流ゾーン）　1.11m2	1 台

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
自動販売機	東口レストハウス（便所）　1.71m2	2 台
	公園事務所　0.64m2	1 台
	東口休憩所（研修棟）　0.64m2	1 台
自動販売機	東口休憩所（ボランティア棟）　0.64m2	1 台
	展望台（すずらんの丘）　0.72m2	1 台
	森の交流館　1.64m2	2 台
	森の教室　0.54m2	1 台
	森の情報館　0.73m2	1 台
	東口レストハウス（駐車場）1.22m2	1 台
	東口ゲート　2.03m2	2 台
オートキャンプ場（オートリゾート滝野）	キャンプ場　61,330.00m2	オートキャンプ場詳細を参照

※当該施設の運営を行わない場合も、第 13 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。

オートキャンプ場（オートリゾート滝野）詳細

名　　称	数　量	備　考
キャンピングカーサイト	23 サイト	AC 電源、炊事施設、TV アンテナ付
スタンダードカーサイト	40 サイト	AC 電源付
キャビンサイトＡ	14 サイト	ｻｲﾄ A（木造平屋建）延床面積 226.80 ㎡
キャビンサイトＢ	５サイト	ｻｲﾄ B（木造平屋建）延床面積 81.00 ㎡
キャビンサイトＳ	６サイト	ｻｲﾄ S（木造平屋建）延床面積 284.40 ㎡
フリーテントサイト	55 サイト	
センターハウス	1 棟	(木造 2 階建)延床面積 1,210.35 ㎡ 事務室、ｺｲﾝﾗﾝﾄﾞﾘｰ、倉庫、売店、便所、ｼｬﾜｰ室、宿泊室、管理人室、ﾗｳﾝｼﾞ、多目的ﾎｰﾙ、電気室、ﾎﾞｲﾗｰ室、自動販売機置場、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾙｰﾑ、炊事室、多目的ﾄｲﾚ、身障者用ｼｬﾜｰ室 ｵｲﾙﾀﾝｸ(木造平屋建)延床面積 15.12 ㎡ 離れ倉庫(木造平屋建)延床面積 18.23 ㎡(仮設物置含む)

名　　称	数　量	備　　考
管理用駐車場	1ヵ所	管理面積441㎡（14台）
キャビンB駐車場	5ヵ所	管理面積200m2（5台）
フリーテントサイト駐車場	1ヵ所	管理面積1,418㎡（ﾌﾘｰﾃﾝﾄｻｲﾄ用62台）
サニタリーハウス	1棟	（木造平屋建）延床面積155.52㎡ 炊事施設、ﾄｲﾚ
車庫棟	1ヵ所	（木造平屋建）延床面積46.08㎡
炊事棟	8棟	（木造平屋建）延床面積98.01㎡ （ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞｶｰｻｲﾄ5棟、ｷｬﾋﾞﾝAｻｲﾄ2棟）
便所棟	4棟	（木造平屋建）延床面積79.38㎡ （ｷｬﾝﾋﾟﾝｸﾞｶｰｻｲﾄ1棟、ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞｶｰｻｲﾄ1棟）
ゲートシステム	1ヵ所	ｶｰｹﾞｰﾄ、ｱｰﾑｷｬｯﾁｬｰ、ﾃﾝｷｰﾎﾞｯｸｽ、ｶﾒﾗ 2台
管理カメラ	1式	管理ｶﾒﾗ4台、屋外制御盤 4面、ﾓﾆﾀｰﾃﾚﾋﾞ 1台
放送設備	1式	ｽﾋﾟｰｶｰ 16台
園路誘導灯	49ヵ所	
ゴミステーション	2ヵ所	（木造平屋建）延床面積17.28㎡ （入口付近1ヵ所、ｷｬﾋﾞﾝBｻｲﾄ1ヵ所）
残り火入れ	5ヵ所	
自動販売機置場	3ヵ所	管理面積8㎡
ダンプステーション	1ヵ所	（木造平屋建）延床面積1.89㎡（汚水ﾎﾟﾝﾌﾟ棟内）
芝生広場	1式	管理面積5,870.00㎡
プレイロッド	2ヵ所	ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞｶｰｻｲﾄ付近1ヵ所、ﾌﾘｰﾃﾝﾄｻｲﾄ付近1ヵ所
彩りの森	1式	管理面積16,220.00㎡
園路	1式	
ジャブジャブ池	1ヵ所	
インターホン	3ヵ所	
展望台	1ヵ所	

※当該施設の運営を行わない場合も、第13条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。

（別添－４７「収益施設運営対象区域図および備品一覧」参照。）

２．履行期限

１）前項の収益施設に関する都市公園法第５条の許可の期間（以下「管理運営期間」という。）は、令和５年１２月１日から令和９年１１月３０日までとする。

２）管理運営期間は、収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、北海道開発局札幌開発建設部は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期現任施設等運営者の指示を受けることがある。

３）施設等運営者は、収益施設等設置管理運営業務（以下「本業務」という。）が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引継ぎを受け、万全の体制で本業務に備えなければならない。

４）施設等運営者の企画提案等により収益施設の運営日時を変更した場合でも、管理運営期間中の

収益施設の管理は行わなければならない。

第２条 基本事項

本公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、オートキャンプ場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、自動販売機等の管理運営業務及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第５条、第６条または第１２条の手続きを行った上で実施しなければならない。実施にあたっては、管理の許可を受けた施設等運営者が管理運営要領を作成したうえで、これら収益施設を常に安全かつ清潔で衛生的な状態に保ち、快適に利用できるよう管理をしなければならない。

第３条 本業務の目的

１．本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、本公園の設置目的や基本テーマ、運営維持管理基本方針、本公園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

第４条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

１）「北海道開発局札幌開発建設部」とは、国営公園の管理主体者であり、R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務の発注者のこと。

２）「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により管理運営を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第２０条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。

３）「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、調査職員と事前に協議し、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条、第６条又は第１２条に基づく許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事（広報を含む)、飲食・物販施設の新設、又は指定する既存施設を改修し、管理運営を行う事業のこと。

４）「施設等運営者」とは、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「運営維持管理業務」という。）を受託した事業者で収益施設の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事業者のことである。

５）「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う委託者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員の総称のこと。

６）「維持管理業務受託者」とは、R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務を受託した事業者のこと。

7）「収益施設等設置管理運営業務責任者」とは、本規定書第２編「国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等設置管理運営個別規定書」に記載されている本業務全体を監理する者のこと。

8）「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設を個別に監理する者のこと。

9）「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、公園を利用する者のこと。

１０）「施設利用者」とは、収益施設を利用する者のこと。

１１）「必須施設」とは、公園の開園日時に常時営業する施設のこと。

１２）「裁量施設」とは、公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設のこと。

１３）「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲のこと。

１４）「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。

１５）「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内に設置されているもののこと。

１６）「特定備品」とは、本業務の実施に必要な厨房器具、什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。

１７）「指示」とは、調査職員が施設等運営者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。

１８）「承諾」とは、施設等運営者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意すること。

１９）「協議」とは、本規定書の協議事項及び調査職員が指示する事項について、調査職員と施設等運営者が対等の立場で合議すること。

２０）「提出」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の書類を説明し、差し出すこと。

２１）「報告」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせること。

２２）「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または捺印したものを有効とする。

ただし、緊急を要する場合は、捺印が付与されていない電磁的記録（メール等）又はファクシミリ等により伝達できるものとするが、速やかに有効な書面を作成するものとする。電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議する。

２３）「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等の利用者から徴収する料金のこと。

２４）「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第２０条に基づき、施設等運営者が北海道開発局札幌開発建設部に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。

２５）「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき北海道開発局札幌開発建設部から金額を通知し、施設等運営者が北海道開発局札幌開発建設部に納める料金のこと。

２６）「修繕」とは、施設設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。

２７）「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。

２８）「保守」とは、施設設備又は備品等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。

２９）「点検」とは、施設設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常または劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

第５条 許認可申請等

１．施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部に都市公園法第５条、第６条又は第１２条に基づく許可申請を行う。申請にあたっては、「R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務入札実施要項　４．入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益施設運営計画書」及び本規定書に記載されている条件を踏まえた業務内容とする。ただし、申請された業務内容が「収益施設運営計画書」で提案された内容であっても、本公園の利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合がある。その場合でも本業務が適切に実施できるよう指定された期日までに修正した上で申請すること。

２．臨時売店については、本規定書第２編２７条「繁忙期の対応」において北海道開発局札幌開発建設部が指定する設置場所、設置期間に限り、営業を許可する。（別添－４８「臨時売店指定設置場所および指定設置期間」参照。）

３．間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な改修等、許可の変更を要する場合は、調査職員と協議の上、管理許可の変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行う。ただし、本規定書第１編第８章第４６条に基づく協議が整った場合を除く。

４．施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が指定する期日までに管理運営要領(第1編　第27条管理運営要領を参照。)を提出しなければならない。変更するときも同様とする。

第６条 法令等の遵守

１．施設等運営者は、業務の実施に当たり本規定書及び調査職員の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

２．施設等運営者は、実施する業務に係る許認可等各種法令に規定された必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行う。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行う。

第７条 準拠規定

本業務の遂行にあたっては、R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第４条に掲げる基準等に準拠する。

第８条 施設等運営者の義務

１．本事業は、事業者の申請に基づき都市公園法第５条第１項による公園施設の管理の許可を得て行うものであり、事業者の創意と工夫により質の高い公園サービスを独立採算で提供する一方、別途責任分担を規定している事項を除き、公園施設の安全管理、衛生管理など管理上の一切の責任を負うものである。

２．施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責

任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負う。

3．異常を確認した場合、安全の確保を最優先とした臨機の対応をとるとともに、速やかに調査職員に報告しその指示に従わなければならない。

4．施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮すると共に、国営滝野すずらん丘陵公園設置の意義を踏まえて行動すること。

5．施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、北海道開発局札幌開発建設部の求めに応じて、積極的に協力すること。

6．施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力、行催事開催時に営業時間の変更、要人案内等、北海道開発局札幌開発建設部や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力すること。

7．施設等運営者は、調査職員から公園に関する調査、または作業の指示等があった場合には、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

8．施設等運営者は、本業務の実施にあたって、常に北海道開発局札幌開発建設部及び調査職員と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておく。

第９条 北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するにあたり、北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の責任分担を下表「責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担一覧」に定めのない事項については、調査職員と施設等運営者の間で十分に協議のうえ決定する。

北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の責任分担一覧

項目	内容	北海道開発局札幌開発建設部	施設等運営者
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設管理	供用区域内の管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記２項目以外の場合	○	
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設･物品等の修繕	施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設等運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設の建物及び国所有園内交通施設の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用		○
	上記２項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○
公園利用者及び施設利用者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者に損害を与えた場合（施設等運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第３１条の保険の付保に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
北海道開発局札幌開発建設部又は第三者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、北海道開発局札幌開発建設部又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1　事故の処理にあたり、必要のあるときは、北海道開発局札幌開発建設部は施設等運営者に協力する。
※2　収益施設に関する備品を対象とする。

第１０条 公租公課

１．施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置したことにより賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設等運営者の負担とする。

２．施設等運営者は、地方税法第７３条第７項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について北海道開発局札幌開発建設部に協力する。

第１１条 運営日時等

１．収益施設の運営日時に関しては、本公園の開園日、開園時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては、当該運営日時を変更して運営することができる。（下記を参照）。

開園期間及び開園時間

開園期間		開園時間
春	４月 20 日～　５月 31 日（4/19 が日曜日の場合は 4/19 開園）	9:00～17:00
夏	６月　１日～　８月 31 日	9:00～18:00
秋	９月　１日～　11 月 10 日	9:00～17:00
冬	12 月 23 日～　３月 31 日（12/22 が日曜日の場合は 12/22 開園）	9:00～16:00

※休園期間は 11 月 11 日～12 月 22 日　および　４月１日～４月 19 日
※繁忙期、イベント開催時等においては、施設等運営者が調査職員に協議し、同意を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。
※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は維持管理業務受託者が調査職員に協議し、同意を得て休園とすることができる。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとするが、変更する場合がある。当該年度の日付は１ヶ月前までに通知する。

春の都市緑化推進運動／４月１日～６月３０日【期間中１日】
秋の都市緑化月間／１０月１日～１０月３１日【期間中２日】
みどりの日／５月４日【１日】
敬老の日／９月第３月曜日【１日】
※満６５歳以上の者のみ無料

２．北海道開発局札幌開発建設部が、天変地異、社会的状況の著しい変化及びその他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできない。

３．北海道開発局札幌開発建設部は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止または営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任は負わない。

４．施設等運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ管理運営要領を変更しなければならない。

５．許可事項、管理運営要領の変更を伴う場合は、あからじめ協議のうえ、変更の申請または提出を行うこと。

第１２条 提供品目及び利用料金

１．駐車場の利用料金は、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とすること。ただし、第２編第１章第６条に示した料金と同程度以下とする。

２．その他収益施設の利用料金等については、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めるが、駐車場も含めた収益施設全体の収支のバランスがとれるよう定めること。

３．施設等運営者は管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更する場合は、変更した管理運営要領を調査職員に提出しなければならない。なお、管理運営要領には、変更した内容で再計算した収支計算書も含めて提出する。

第１３条 国有財産の施設使用料

１．施設使用料の定めがある施設について

施設使用料については、歳入徴収官北海道開発局札幌開発建設部調査官が発行する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年５％の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。北海道開発局札幌開発建設部は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。

なお、風水害その他の事業者の責に帰することが出来ない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱については、北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の間で協議するものとする。

■施設使用料（現時点の目安）

公園施設の名称	施設使用料（円／年）
国営滝野すずらん丘陵公園収益施設　1式	約 1,265 万

※面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

【個別施設毎の施設使用料の現時点の目安】

収益施設の名称	税込施設使用料(1年分)	備　考
レストラン（カントリーハウス）	2,163 千円	
用具貸出所（カントリーハウス）	279 千円	
中央管理所売店	57 千円	
子供の谷休憩所売店	1,251 千円	
レストラン（渓流園）	95 千円	
釣堀（フィッシング・タキノ）	51 千円	
鱒見口売店	11 千円	
渓流口売店（ロッジゆきざさ）	73 千円	
東口情報センターレストハウス棟売店	306 千円	
駐車場	6,037 千円	
園内移動施設（リフト）	258 千円	
サイクリング施設	66 千円	
オートキャンプ場	1,947 千円	
ロープトウ	21 千円	
自動販売機	39 千円	
計	12,654 千円	

※施設使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（S33.1.7 蔵管第１号）に基づき算定し、毎年４月１日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

※施設使用料全体額と個別施設毎の施設使用料合計額が合致しないのは、端数調整によるものである。

※施設運営者の企画提案等により、収益施設の運営日時を変更した場合でも、施設使用料の減額は行わない。

※税込み 8%として、目安の使用料を算出している。

２．許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地または建物を使用する場合は、許可申請毎に占用面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官北海道開発局札幌開発建設部調査官が発行する納入告知書により、納入告知の日から２０日以内に納入しなければならない。

期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年５％の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。北海道開発局札幌開発建設部は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、建物使用料及び土地使用料を改定することができる。

【参考：個別施設毎の建物使用料及び土地使用料について】

	公園施設	施設使用料（円／回）
1	臨時売店等	（都度告知）

※［建物の占用］及び［土地の占用で占用期間が１ヶ月を超えない場合］は、別途消費税が課される。

※建物使用料及び土地使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（S33.1.7 蔵管第１号）に基づき算定し、毎年４月１日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

第１４条 経費等の負担

１．施設等運営者の負担範囲

１）本業務に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関る建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修または改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

２）運営維持管理業務の委託費で購入した設備、備品及び消耗品等を本業務に使用することはできない。

３）施設等運営者が管理する収益施設に係る法定点検については北海道開発局札幌開発建設部が点検（別添－５０「施設の定期点検項目」参照。）を行うものとし、北海道開発局札幌開発建設部が実施する法定点検以外の定期点検については施設等運営者が行う（別添－５０「施設の定期点検項目」参照。）。定期点検の実施時期については協議の上、調査職員に書面により提出すること。

４）点検結果については遅滞なく調査職員に書面により報告すること。

２．光熱水費納付

１）基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金の割合に応じ調査職員の指示する方法により維持管理業務受託者が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担する。

２）従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置するなど、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担する。ガス、その他メーターが設置できない場合は調査職員と協議する。なお、計算方法については変更する場合がある。

３．ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、調査職員と協議する。

４．費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に北海道開発局札幌開発建設部または維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあっては、調査職員と費用分担ルール及び費用分担結果の北海道開発局札幌開発建設部との確認方法、並びに支払方法について協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

第１５条 コンプライアンス

１．守秘義務

１）施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。

２）北海道開発局札幌開発建設部が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと。（別添－７「「国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて」参照）

２．個人情報保護

１）施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５８号）第６条第２項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２）施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

第１６条 業務の再委託の禁止

１．施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により調査職員の承諾を得たときは、この限りではない。（提案書様式１−７「再委託または下請負の予定」参照）

２．再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

３．再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局札幌開発建設部から指名停止を受けていない。

４．暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。

５．施設等運営者は、前項の規定により調査職員が承諾した業務受託者が、その責めにより北海道開発局札幌開発建設部に損害を及ぼしたときは、北海道開発局札幌開発建設部に対して、その損害を賠償する。

６．施設等運営者は、前項の規定により調査職員が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに調査職員に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償する。また、その結果については、書面により調査職員に報告する。

第１７条 許可した目的以外の利用及び施設の転貸等の禁止

１．収益施設を管理するにあたっては、許可した目的以外の利用は禁止する。

２．施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

３．施設等運営者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、または担保に供してはならない。ただし、調査職員に書面により承諾を得たときは、この限りではない。

４．施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、または継承させてはならない。

第１８条 業務の履行

１．管理運営要領に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。ただし、調査職員とあらかじめ協議を行なった場合はこの限りではない。

２．施設等運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持する。

第１９条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、北海道開発局札幌開発建設部は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかったときには、北海道開発局札幌開発建設部は都市公園法第５条第２項の許可を取り消すことがある。

第２０条 業務の完了・引継、原状回復等

１．施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、または北海道開発局札幌開発建設部に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

２．施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合は、調査職員または新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに管理物件を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適当若しくは北海道開発局札幌開発建設部が特定物品の残置を希望した場合、施設等運営者及び調査職員間で事前に協議を行った上で、調査職員の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。

１）建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。

２）設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。

３）建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。

４）継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行うなど、主催者と連携、協力すべき事項。

３．前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、北海道開発局札幌開発建設部は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するかまたは施設等運営者の費用をもって原状回復を行うことができる。

４．不可抗力その他、北海道開発局札幌開発建設部や施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、調査職員と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、調査職員が書面により指示する。

第２１条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合、または不可抗力の場合は、北海道開発局札幌開発建設部に対し施設等運営者の施設の買取または立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

第２２条 保険の付保及び事故の補償

１．施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

２．施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。

３．施設等運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険（貸し自転車の運営に関するものも含む)、動産総合保険、生産物賠償責任保険の他、必要に応じて各種保険に加入しなければならない。

４．１～３項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

第２３条 情報公開

１．施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）の規定に準じて取り扱う。この場合、調査職員の書面による指示に従うこと。

２．施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第２４条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項または疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、調査職員と施設等運営者の協議により、決定する。

第２章 マネジメント（運営管理）

第２５条 基本事項

１．提出書類

１）収益施設等設置管理運営業務責任者は許可を受けた後に、北海道開発局札幌開発建設部が指定した様式による関係書類を調査職員に遅滞なく提出しなければならない。

２）施設等運営者が調査職員に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後調査職員に了解を得て提出する。

３）報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、調査職員の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後５年間保存する。

２．連絡、協議

１）収益施設等設置管理運営業務責任者は、必要に応じて調査職員と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。

２）調査職員と収益施設等設置管理運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。

３）施設の運営維持管理に係る各種規定・要領を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、調査職員と施設等運営者の間で書面により調整または協議を行う。

４）不測の事態または疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

３．報告事項

１）施設等運営者は、次の各号に掲げる事項について、調査職員に書面により報告する。

① 管理運営要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・許可日より１４日以内に提出

② 管理運営報告書（月毎の売上高、施設利用者数等）・・翌月の１０日迄に提出

③ 業務打合せ簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・打合せ毎に終了後速やかに提出

④ 施設保守定期点検等の実施結果報告 ・・・・・・・・・点検後速やかに提出

⑤ 業務実施体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・管理運営要領と同時に提出

⑥ その他調査職員が指示する書類 ・・・・・・・・・・・適宜提出

第２６条 業務実施体制

１．本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。

２．本業務のマネジメント及び企画立案を担当する収益施設等設置管理運営業務責任者を配置しなければならない。

３．収益施設等設置管理運営業務責任者は、運営維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支払いは認めない。

４．開園期間中は、別紙－５「共通仕様書」の第１３条１）～３）の業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務責任者のうち、少なくとも１名以上が勤務する体制とすること。さらに収益施設等設置管理運営業務責任者が勤務しない場合については、本業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず業

務責任者を１名以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、維持管理業務の業務及び収益施設等設置管理運営の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。

５．収益施設等設置管理運営業務責任者は、運営維持管理業務の受託者、他の公園施設管理者と常に調整し、業務を遂行する。

収益施設等設置管理運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。

第２７条　管理運営要領

１．施設等運営者は、自ら作成した管理運営要領に従って収益施設の管理運営を行わなければならない。また、実際の管理に当たっては、常に利用状況を観察し、最新の知見を取りいれ、類似の事故や社会情勢等に照らし、管理運営要領を随時更新し、公園施設の安全確保に努めなくてはならない。

２．管理運営要領は、本規定書を踏まえるだけでなく、過年度の安全管理、衛生管理、運営方法等を十分に把握した上で、現地を入念に確認し、自らの経験、知見に基づき、施設等運営者自らの責任において最も適切なものを作成しなければならない。

第２８条 許可、承諾等を要する事項

１．管理運営要領

１）施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、施設の運営を開始する日までに、収益施設運営計画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を調査職員に提出する。管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。

①業務内容（商品、価格及びサービス内容、運営日時、イベント企画等）

②業務の実施方針（「再委託に関すること」を含む。）

③業務の実施工程（業務の順序及び手順）

④業務の実施体制（閑散期、通常期、繁忙期など）

⑤連絡体制(緊急時含む)

⑥救急対応

⑦安全衛生管理計画（安全管理規則、事故予防、点検、検査の方法、など）

⑧緊急時対応

⑨収支計画書（収益施設全体及び個別施設毎）

（別紙－４８「収益施設利用状況」参照。）

⑩その他（施設修繕計画、その他業務実施上必要と思われる事項）

２）管理運営要領の策定にあたっては、管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた管理運営要領の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。

３）施設等運営者は、収益施設の維持管理運営業務を通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応による修正が必要と判断した場合（主な商品とその価格等軽微な変更は除く）は、公園管理者と協議の上公園管理者に変更要領を提出し承諾を得ること。

なお、軽微な変更については、主な商品とその価格に関するものとするが、別途調査職員と協

議するものとする。

4）管理運営要領は施設等管理者の責任で作成するが、公園施設の管理は管理運営要領に従って行われることから、下記の場合のように記載内容が不十分な場合は、再検討を指示することがある。

①必要な施設、項目の記載がない。

②内容が本規定書に反する。

③実際の管理を行うのに適正かつ十分な個別、具体的、詳細な記述がない。

④連絡体制（緊急時含む）に不備がある。

⑤収支計画書において、収益施設の運営に持続性が認められない。

⑥その他管理上必要な事項が記載されていない、または疑義がある。

5）運営日時、価格、サービス内容、割り引き、施設運営者の追加、変更、その他管理運営内容を変更する場合は、あらかじめ管理運営要領を変更しなければならない。

6）管理運営要領を変更する場合は、調査職員に変更箇所、理由を明らかにした上で、変更した管理運営要領を提出しなければならない。

2．管理運営報告書

1）施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、調査職員に決算に関する報告書を提出すること。

2）施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況及び管理運営要領に基づく安全衛生管理の結果を翌月１０日までに書面により調査職員に報告すること。

3）経理状況に関する帳簿類は常に整理し、調査職員からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応すること。

4）北海道開発局札幌開発建設部は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

3．施設の修繕等

1）施設等運営者が、収益施設の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に書面により調査職員に報告する。ただし、施設利用者の安全確保などの観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。

2）施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に調査職員と書面により協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。

3）施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、調査職員と事前に書面により協議し、承諾を得なければならない。

4）施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い北海道開発局札幌開発建設部または第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

5）施設等運営者は、調査職員の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求を行わない。

４．施設等運営者のその他提出義務

施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を調査職員に書面により提出しなければならない。

①施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。

②施設が損傷、破損又は滅失したとき。

③施設内で事故等が発生したときまたはそのおそれがあるとき。

④施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。

⑤施設等運営者に対して破産の申立て、または更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

第２９条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な次の協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく書面により報告しなければなければならない。

１）関係機関等との協議。

２）その他施設の運営者との協議。

第３０条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは北海道開発局札幌開発建設部に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは施設等運営者において行う。

第３１条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事または別途業務（法定点検業務等）の実施にあたり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、調査職員と調整すること。

第３２条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、調査職員の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受ける収益施設ごとに整理・保管し、施設等運営者において業務完了後５年間保存する。

第３３条 再調査等の依頼

北海道開発局札幌開発建設部は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

第３章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第３４条 基本事項

１．業務遂行にあたっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

２．全ての業務従事者について、名札を作成し着用すること。

第３５条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに運営維持管理業務の受託者へ届け出ること。

第３６条 広報・広聴

１．施設等運営者は、許可施設の管理運営に係る広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容についてあらかじめ調査職員に提出する。

２．施設等運営者は、事前に調査職員に計画を提出した上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。

３．施設等運営者は、事前に調査職員に計画を提出した上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができる。

４．施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価、苦情などの意見を集約し、調査職員に管理運営報告書により毎月提出しなければならない。

５．施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を策定し、事前に調査職員の承諾を得た上で広報活動を行う。

６．施設等運営者がホームページによる情報発信を行う際、維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに設置管理許可書で許可を受けた運営業務の運営日時、基本提供サービス等基本的な運営業務内容については維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。

なお、データを収納するサーバ及びリンクする他のホームページについて、事前に調査職員と協議を行う。

７．施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営滝野すずらん丘陵公園ホームページ上で発信する情報について、別に定める「個人情報の取扱いについて」及び北海道開発局札幌開発建設部が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認する。

８．施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮する。

９．施設に関するリンク先のホームページは原則として一つとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議による。

第３７条 掲載情報の修正・訂正

１．施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人または保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置

をとる。また、このことについて、調査職員に報告する。

２．施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、調査職員に報告をした上で、当該ホームページの管理者に対し訂正等必要な措置を求める。

第４章 安全衛生管理

第３８条 基本事項

１．安全管理

１）施設等運営者は、別途規定している事項を除き、本公園の収益施設に関し安全管理上の一切の責務を負うものである。

２）施設等運営者は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第２１条安全管理の「事業者」を「施設等運営者」と読み替えたうえで、管理運営要領の安全衛生管理計画に安全管理の実施方法を定め、北海道開発局札幌開発建設部に提出する。

３）施設等運営者は、安全管理に係る消耗品交換をした場合は、調査職員からの求めに応じ提出できるよう記録を保存しておくこと。

２．安全確保

１）施設等運営者は、別途規定している事項を除き、安全確保の一切の責務を負うものである。

２）施設等運営者は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第２２条安全確保の「事業者」を「施設等管理者」と読み替えたうえで、管理運営要領の安全衛生計画に安全確保の実施方法を定め、調査職員に届け出る。

３．救急救護

１）施設等運営者は、管理運営要領の「救急対応」において救急時の体制、対応方法を定め、調査職員に提出する。

２）施設等運営者は、開園時間中は救急活動に当たらなければならない。

３）施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めたときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請するなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。

４）施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに調査職員に報告する。

５）施設等運営者は、傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

４．災害時、異常時等の対応

１）施設等運営者は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第２４条災害時、異常時等の対応の「事業者」を「施設等管理者」と読み替えたうえで、管理運営要領の「緊急時対応」において緊急時の体制、対応方法、危機管理マニュアルを定める。

２）施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、または休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。

３）関係機関の立会検査または調査がある場合は、施設等運営者は調査職員の指示により立会等に協力する。

第３９条 点検等

１．安全衛生管理計画

１）施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画、衛生管理計画などについて管理運営要領の安全衛生管理計画書に実施時期、方法、体制、点検記録の様式など実施方法の詳細を記載し、調査職員に提出すること。

２）安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。

３）上記法定点検等の結果については、遅滞なく調査職員に書面により報告すること。

２．定期点検

１）施設等運営者は、少なくとも別添－５０「施設の定期点検項目」に示した施設の定期点検項目について、実施時期、方法、体制、点検記録の様式など実施方法の詳細を管理運営要領の安全衛生計画に記載する。

定期点検は、メーカー等に規定されている場合はそれに従う。

なお、別添－５０「施設の定期点検項目」に示した施設管理者が行う定期点検項目以外にも、必要とされる定期点検項目がある場合には、調査職員と協議の上、実施時期を調査職員に書面により提出すること。

２）法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定する。

３．自主点検

１）施設等運営者は、自主点検を別添－５１「収益施設に係る自主点検一覧」に掲げる項目のうち該当するものについて、実施時期、方法、体制等を管理運営要領に記載する。自主点検は建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

４．日常点検

１）施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等、適切な方法で日常点検を実施する。実施時期、方法、体制等を管理運営要領に記載する。

２）施設等運営者は建築物等について、目視等の簡易な方法により劣化及び不具合の状況を把握し、保守のための軽微な修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理すること。

３）施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損または滅失したとき及びそれを発見したとき、直ちに調査職員に報告する。

５．スタッフ管理・研修

１）施設等運営者は、スタッフ管理・研修について管理運営要項に記載する。

２）施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が実施または要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。

３）車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに北海道開発局札幌開発建設部発行の許可証を前面に提示、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行する。

第４０条 危機管理

施設等運営者は、下記の事項を踏まえた管理運営要領（緊急時対応）を作成すること。

１．事故・災害対応

１）緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、調査職員に提出すること。また、施設内に掲示をすること。

２）予防対策

①施設等運営者は、施設を運営している期間中毎月１回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、異常を発見した場合は調査職員に書面により報告する。

②本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合または立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故の発生を防止する。この場合、その旨を調査職員に報告する。

3）初期対応

①施設等運営者は、調査職員の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。

②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止しまたは運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。

③その他事故等が発生したとき、またはその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により調査職員に報告する。なお、北海道開発局札幌開発建設部が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

一 事故発生日時。

二 事故発生場所。

三 事故発生の原因。

四 事故の程度。

五 人身事故の場合は、医師の診断結果。

六 事故処理の概略。

七 再発防止など改善策等。

④重大事故についてはただちに調査職員に報告し、その指示に従う。

2．異常事態対策

1）施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。

2）施設等運営者は、異常な事態が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに調査職員へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。

第５章 施設管理

第４１条 基本事項

１．施設等運営管理者は、施設および管理備品の扱い、施設の清掃に関する実施方法を管理運営要領において記載する。

２．施設等運営者は、収益施設内及び許可範囲内を常に良好な状態で維持し、公園内で実施されている他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。

３．設備及び管理備品は施設等運営者の注意義務で管理すること。

４．施設等運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意する。

第６章 財産管理

第４２条 台帳管理

１．施設等運営者が施工した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出する。

２．運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関る建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

第４３条 備品の取り扱い

１．管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備する。

ただし、業務開始時に北海道開発局札幌開発建設部が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で北海道開発局札幌開発建設部がその費用を負担したものについて当該備品を北海道開発局札幌開発建設部に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が５万円以上のものをいう。なお、その取扱いについては、北海道開発局札幌開発建設部が定める規定等による。ただし、過去に取得価格（消費税込み）が２万円以上で取得したものは、備品として継続する。

２．特定備品の取扱い

１）施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

ただし、「共通規定書　第２０条 業務の完了・引継、原状回復等」、「共通規定書　第２１条 立退料等の不請求」の内容を踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。

なお、資産の処分については、施設等運営者が責任を負う。

２）施設等運営者が備品、機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての備品、機器・備品等に貼付し、常に管理しておく。

第４４条 本業務の引継

１．施設等運営者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除された場合は、北海道開発局札幌開発建設部又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適当である場合、及び自主事業として飲食・物販施設等を新設又は指定する既存施設を改修した場合、北海道開発局札幌開発建設部の承認を得て原状回復せず引き渡すことができる。なお、原状回復に関する詳細条件については、北海道開発局札幌開発建設部と十分協議すること。

２．不可抗力その他、北海道開発局札幌開発建設部や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、調査職員と施設等運営者は管理の継続の可否について協議する。

３．施設等運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（第２６条記載）を維持する。

４．履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は施設等運営者が負担する。

第７章 管理運営報告書

第４５条 管理運営報告書の作成

１．施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、調査職員に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること。

２．施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況及び管理運営要領に基づく安全衛生管理の結果を翌月１０日までに書面により調査職員に報告すること。

３．経理状況に関する帳簿類は常に整理し、調査職員からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応すること。

４．北海道開発局札幌開発建設部は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

第８章 自主事業

第４６条　飲食・物販施設等の設置運営および指定する既存施設の改修運営

施設等運営者は、本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に基づき、別添－５４（「自主事業における飲食･物販施設等の設置運営可能範囲と指定する既存施設の改修運営の対象」）に定める範囲、および、別添－５５（「指定する既存施設の改修運営の対象一覧表」）に示す対象において、施設を新設、又は指定する既存施設を改修し、本業務の実施期間を超えて、10 年間を限度として管理運営することができる。この場合、実施期間終了後は自主事業ではなくなるが、都市公園法第５条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新も可能である。また、施設を新設する場合、実施期間終了時又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならないが、公園管理者が特別に承認した場合はこの限りではない。

なお、指定する既存施設のうち、収益施設において改修運営を行う場合、収益施設運営業務の対象から除外し、自主事業として運営するものとし、改修工事にあたっては、閑散期における改修工事や、代替の仮設施設によるサービス提供など、公園利用者へのサービス水準の維持に努めることとする。

第２編　国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等設置管理運営個別規定書

第１章 駐車場

第１条 総則

施設等運営者は、駐車場の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第２条 施設の利用目的

駐車場は、公園利用者の滝野すずらん丘陵公園への来園手段である車両等を、公園利用時間内に限り保管する場所を提供することを施設の利用目的とする。

第３条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。なお、許可範囲に関しては別途提示する。

■運営対象施設一覧（常設駐車場）

＜必須施設＞

施設名称	大　　型	普　　通	（内　身体障害者用台数）	原付・自動二輪
中央口駐車場	11 台	976 台（大型含む）	(11 台)	4 台
渓流口駐車場	0 台	157 台	(8 台)	4 台
東口駐車場	11 台	628 台（大型含む）	(5 台)	4 台
南駐車場	10 台	233 台（大型含む）	(5 台)	4 台
滝野の森口駐車場	0 台	221 台	(5 台)	4 台
計	32 台	2,215 台	(34 台)	20 台

＜裁量施設＞

施設名称	大　　型	普　　通	（内　身体障害者用台数）	原付・自動二輪
鱒見口駐車場	0 台	167 台	(5 台)	4 台
計	171 台			

第４条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、駐車場の管理運営にあたらせる。

第５条 運営日時

１．施設等運営日時は、原則として本公園の開園日時とする。ただし、鱒見口駐車場については、施設等運営者の裁量により運営日時を定めることができる。

第６条 利用料金

駐車場の利用料金は、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とすること。ただし、別紙－４９「収益施設利用料金一覧表」の現在の料金と同程度とする。

第７条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

１）駐車場の運営に関すること。

２）駐車場の維持管理に関すること。

３）駐車場の安全管理に関すること。

４）前各号に掲げる業務に付随するもの。

第８条 駐車場施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．駐車場の運営

１）原則として、施設利用者が全て退出することを確認し閉場するが、著しく退出が遅延し、施設利用者を確認することができない場合は、残車両を確認し、記録すること。

２）駐車場の混雑具合に応じて誘導員等を配置する等、適切な運営を行う。

２．繁忙期の対応

１）施設等運営者は、繁忙期の混雑状況に応じて、誘導員数、配置を工夫する等円滑な誘導に努める。

３．利用制限等

１）次の各号に該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができる。

①駐車場利用者が遵守事項を守らない場合又は業務従事者の指示に従わない場合。

②危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両が駐車しようとしている場合。

４．施設・設備等の維持管理

１）駐車場管理機器については、北海道開発局札幌開発建設部が施設等運営者に貸与するが、施設等運営者は、日常的な保守・点検を行うことで適切な維持管理を行うこと。なお、当該施設・設備の保守・点検については、北海道開発局札幌開発建設部が別途実施する。ただし、オートリゾートの駐車場管制装置は除く。

２）営業開始前に、駐車場管理機器の電源を入れ、機器に故障・損傷等がないか、正常に作動するかを確認するとともに、営業中は、駐車場管理機器の運転の作動状況を確認・監視し、業務終了時には、駐車場管理機器の電源を確実に切る。

３）機器の故障について連絡や表示がある場合は、機器に付属するマニュアル等に従い、適切に処理し、完全な状態に回復する。

４）駐車場管理機器について万一故障が発生し、ただちに回復する見込のないときは、回復までの間、車両の入出場は手動で行う。このとき、料金計算は料金計算機を使用するなどの方法により、迅速かつ確実に行い、入出場車両に支障をきたさないようにする。

５．植物管理

駐車場内にある植栽地の植物管理を行うこと。なお、実施に当たっては、別紙－８「R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書（植物管理業務）」（以下「個別仕様書（植物）」という。）に準じて実施すること。

６．安全管理

１）施設等運営者は、施設利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。

２）やむを得ず、駐車場の全部又は一部を休止・閉鎖・変更する際は公園利用者及び施設利用者に的確に告知すると共に調査職員に報告する。

３）緊急車両等の入出場については適宜協力する。

４）施設等運営者は、施設利用者の安全確保、施設状況の把握、及び施設利用案内等を行うため、定期的に巡視を実施する。また、事件、事故または災害等緊急時対応、不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等も併せて行う。

５）駐車場の除雪は、別添－３２「除雪工等実施要領(案)」に準じて行う。

７．緊急時の対応

災害や事件、事故等が発生した際には、本規定書第１編第４章「安全衛生管理」を参照し対応する。

８．施設利用上の注意事項

施設等運営者は、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、少なくとも以下の各号について看板等において注意を促す。

１）場内での車両通行速度は、時速 20km/h を超えないこと。

２）場内での追い越しをしない。

３）喫煙又は火気の取り扱いをしない。

４）標識又は係員の指示に従う。

５）車両を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクには施錠し、盗難に備えること。

６）公害防止の為、エンジンを空ぶかししない。

７）施設利用者及びその関係者（同乗者含む。）が故意又は過失により駐車場の施設並びに他の車両に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行う。

８）その他、施設等運営者の業務又は他の施設利用者の妨げになるような行為はしない。

第９条 費用負担

１．駐車場の管理、運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

２．北海道開発局札幌開発建設部の職員や業務等で入園する業務入園者からは、駐車料を徴収することはできない。（別添－１５「業務入園について」参照）

第１０条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた車両及び施設利用者の損害。

２）車両に残された貴重品、その他物品及び取付物に関する損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者は車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償すること。

３．施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。

第２章 レンタサイクル施設

第１１条 総則

施設等運営者は、レンタサイクル施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第１２条 施設の目的

レンタサイクル施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において施設利用者への自転車等の貸出しを行うことを施設の目的とする。また、自動二輪車等を持ち込むなど施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

第１３条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

＜裁量施設＞

施設名称	現行運営台数（参考）	備考
サイクルセンター(鱒見口)	111 台	シティサイクル
	62 個	ヘルメット

※自転車は施設等運営者が用意する。

第１４条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、レンタサイクル施設の管理運営にあたらせる。

第１５条 運営日時

１．施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。（冬季を除く。）ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。

２．自転車の貸出受付時間は、閉園時間の１時間前までとする。

３．行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第１６条 利用料金

施設利用者へ提供する自転車貸出の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－４９「収益施設利用料金一覧表」参照。）

第１７条 業務内容

１．施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

１）自転車の貸出に関すること。

２）サイクリング施設の維持管理に関すること。

３）自転車の利用に伴う苦情処理に関すること。

４）前各号に掲げる業務に付随するもの。

２．日常の管理上で必要があると認められたときは、自転車の貸出の全部又は一部を中止することができる。

３．自転車の貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えると考えられる場合は、調査職員と協議を行う。

第１８条 サイクリング施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．サイクリングセンターの運営

１）施設等運営者は、貸出自転車について貸し出し時に点検、注意事項の周知を行い、異常のないことを確認した上で貸し出す。

２．利用制限等

施設等運営者は、利用制限を定め、周知すること。

３．安全管理

１）施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に自転車を利用されるよう心がけ、日常点検、定期点検、一斉点検などを行い、常に自転車を正常な状態で維持する。

２）一斉点検では、年１回、自転車安全整備士の資格者によりＴＳマークの点検を、全保有車両を対象に行い、有効期限を切らしてはならない。なお、ＴＳマーク対象外の自転車（タンデム車等の特殊自転車を含む）についても、年１回、自転車安全整備士の資格者による点検を実施すること。

３）点検の結果は、「自転車業務日報」を定めた上で、転記する。

４．緊急時の対応

１）施設等運営者は、自転車貸出を中止したときは、再開の前にサイクリングコースに異常のないことを確認しなければならない。

２）サイクリングコース等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行う。

５．施設利用上の注意

施設等運営者は、乗車又は使用中に故意又は過失の有無にかかわらずその発生した傷害物件損害その他の事故による補償の請求を北海道開発局札幌開発建設部に対して行わないことを含む、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、注意喚起を促す。

第１９条 費用負担

１．貸出に供する自転車の購入費用

準備する台数は施設利用者が快適に利用できる台数（最大約 1.2 万人／日が来園）とする。貸出に供する自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたものでなければならない。また、購入後にＴＳマーク（財団法人日本交通管理技術協会）の取得をした自転車は、ＴＳマーク取得基準に適合しなくなった時点で新車に更新を行う。

なお、ＴＳマーク対象外の自転車（タンデム車：二人乗り自転車等の特殊自転車を含む）については、購入後５年を経過した段階で随時新車に更新することを基本とするが、第１８条３項２）に定める一斉点検の結果、利用に支障が無く、北海道開発局札幌開発建設部の許可を得た場合はその

限りではない。なお、ＴＳマーク対象外の自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定対象外であることから、北海道開発局札幌開発建設部の許可を得た上で購入すること。

２．レンタサイクル施設管理、運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

第２０条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失あるいは貸出自転車の整備不良等に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第３章 飲食・物販施設

第２１条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営（自主事業として行う臨時の飲食・物販施設の運営を含む）に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第２２条 施設の利用目的

飲食・物販施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第２３条 運営対象施設

運営対象施設は、次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

＜裁量施設＞

施設名称	営業場所・設置箇所
レストラン、用具貸出所（カントリーハウス）	中心ゾーン
子供の谷休憩所売店	中心ゾーン
中央管理所売店	中心ゾーン
東口情報センターレストハウス棟売店	中心ゾーン
レストラン（渓流園）	渓流ゾーン
渓流口売店（ロッジゆきざさ）	渓流ゾーン
鱒見口売店	渓流ゾーン

＜臨時施設＞　参考；令和３年度実績

設置時期	営業場所	売店数※
春（ゴールデンウィーク）	中心ゾーン	0 店舗
春（チューリップ・すずらんフェスタ）	中心ゾーン	0 店舗
夏（ラベンダーフェスタ）	中心ゾーン	0 店舗
夏（夏休み）	中心ゾーン	4 店舗
秋（コスモスフェスタ）	中心ゾーン	53 店舗

※売店数は延べ店舗数

第２４条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設及び物販施設の管理運営にあたらせる。

第２５条 運営日時

１．施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。

２．用具貸出所（カントリーハウス）は、リフトの運営に合わせて、スキー、歩くスキーの貸出を行うこと。（別紙－４７「収益施設（飲食・物販施設）サービス内容等一覧」参照。）

３．臨時施設については、調査職員と協議の上、決定すること。

４．行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第２６条 利用料金

販売価格は周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－４９「収益施設利用料金一覧表」参照。）

第２７条 繁忙期の対応

繁忙期の管理運営にあたっては、飲食施設の供給機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、北海道開発局札幌開発建設部が指定した場所及び期間に臨時売店の開設を許可する。（別添－４８「臨時売店指定設置場所および指定設置期間」参照。）なお、開設にあたっては、施設等運営者は、開設時間及び販売品目について調査職員と事前に協議を行い、書面により提出すること。

第２８条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

１）飲食・物販施設の運営に関すること。

２）飲食・物販施設の維持管理に関すること。

３）飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。

４）前各号に掲げる業務に付随するもの。

第２９条 飲食・物販施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成する。

１．安全衛生管理

１）衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負う。

２）食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、調査職員に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成にあたっては、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努める。

３）運営に当たる全職員を対象として、年１回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。
その他、下痢を起こしているなど体調不良者は出勤させてはならない。

４）法定点検等の結果については、遅滞なく調査職員に報告すること。

５）飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持する。

６）食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、遅滞なく、書面等により調査職員に報告する。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、北海道開発局札幌開発建設部がマスコミ対応等を行うが、その際、北海道開発局札幌開発建設部の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、北海道開発局札幌開発建設部が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

７）食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

２．施設利用上の注意

施設等運営者は、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、看板等において注意を促す。

第３０条 費用負担

飲食施設運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

第３１条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第４章　釣堀施設運営

第３２条　総則

施設等運営者は、釣堀施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第３３条　施設の利用目的

釣堀施設は、滝野すずらん丘陵公園において多様な公園利用者サービスを提供することを施設の利用目的とする。

第３４条　運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

＜裁量施設＞

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
釣堀 (ﾌｨｯｼﾝｸﾞ・ﾀｷﾉ)	（木造建） 四阿 延床面積：　10.89m2	（土手、四阿、目方釣堀等） 面積：1700.83m2 （水面、護岸） 面積：581.14m2

※施設等運営者は、釣具の貸出受付をおこなうための釣り具貸出棟を用意する。

第３５条　責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、釣堀施設の運営にあたらせる。

第３６条　運営日時

１．施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。（冬季を除く。）　ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。

２．釣具の貸出受付時間は、閉園時間の１時間前までを基本とする。

３．行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第３７条　利用料金

釣堀施設の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－４９「収益施設利用料金一覧表」参照。）

第３８条　業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

１）釣堀運営に関すること。

２）釣堀施設の維持管理に関すること。

３）釣堀の利用に伴う苦情処理に関すること。

４）前各号に掲げる業務に付随するもの。

第３９条 釣堀施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．施設の運営

施設等運営者は、開園前に水位の確認、及び釣竿に異常がないか確認を行う。

２．釣堀の維持管理

１)水利使用規制は遵守すること。

２)雪囲いの設置・撤去を行うこと。

３．釣堀の安全管理

立入禁止の場所や、池に落ちないよう注意喚起など、釣堀の利用規制を記載した看板を、対象施設内に設置すること。

４．緊急時の対応

１）施設等運営者は、釣堀施設の運営を中止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。

２）釣堀施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

５．釣堀の利用の制限

次の各号に該当する場合は、釣り場の利用を禁止する。

１）係員の指示に従わない者

２）公園施設で定める制限事項に違反する者

３）酒気を帯びた者

４）付き添いを伴わない１０歳未満の者

５）他の利用者に迷惑となるおそれのある者

第４０条　費用負担

１．釣堀施設運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

２．施設等運営者は、業務対象施設内に、釣堀の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。

第４１条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第５章　オートキャンプ場運営

第４２条　総則

施設等運営者は、オートキャンプ場施設運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第４３条　施設の目的

オートキャンプ場は、滝野すずらん丘陵公園において施設利用者に快適なキャンプサイトの提供や、その他多様なサービスの提供を施設の目的とする。

第４４条　運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧

オートリゾート滝野

＜裁量施設＞

名　　称	数　量	備　考
キャンピングカーサイト	23 サイト	AC 電源、炊事施設、TV アンテナ付
スタンダードカーサイト	40 サイト	AC 電源付
キャビンサイトＡ	14 サイト	ｻｲﾄ A（木造平屋建）延床面積 226.80 ㎡
キャビンサイトＢ	５サイト	ｻｲﾄ B（木造平屋建）延床面積 81.00 ㎡
キャビンサイトＳ	６サイト	ｻｲﾄ S（木造平屋建）延床面積 284.40 ㎡
フリーテントサイト	55 サイト	
センターハウス	１棟	(木造 2 階建)延床面積 1,210.35 ㎡ 事務室、ｺｲﾝﾗﾝﾄﾞﾘｰ、倉庫、売店、便所、ｼｬﾜｰ室、宿泊室、管理人室、ﾗｳﾝｼﾞ、多目的ﾎｰﾙ、電気室、ﾎﾞｲﾗｰ室、自動販売機置場、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾙｰﾑ、炊事室、多目的ﾄｲﾚ、身障者用ｼｬﾜｰ室 ｵｲﾙﾀﾝｸ(木造平屋建)延床面積 15.12 ㎡ 離れ倉庫(木造平屋建)延床面積 18.23 ㎡(仮設物置含む)
管理用駐車場	１ヵ所	管理面積 441 ㎡（14 台）
キャビンＢ駐車場	５ヵ所	管理面積 200m2（5 台）
フリーテントサイト駐車場	１ヵ所	管理面積 1,418 ㎡（ﾌﾘｰﾃﾝﾄｻｲﾄ用 62 台）
サニタリーハウス	１棟	（木造平屋建）延床面積 155.52 ㎡ 炊事施設、ﾄｲﾚ
車庫棟	１ヵ所	（木造平屋建）延床面積 46.08 ㎡
炊事棟	８棟	（木造平屋建）延床面積 98.01 ㎡ (ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞｶｰｻｲﾄ 5 棟、ｷｬﾋﾞﾝ A ｻｲﾄ 2 棟)
便所棟	４棟	（木造平屋建）延床面積 79.38 ㎡ (ｷｬﾝﾋﾟﾝｸﾞｶｰｻｲﾄ 1 棟、ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞｶｰｻｲﾄ 1 棟)
ゲートシステム	１ヵ所	ｶｰｹﾞｰﾄ、ｱｰﾑｷｬｯﾁｬｰ、ﾃﾝｷｰﾎﾞｯｸｽ、ｶﾒﾗ ２台
管理カメラ	１式	管理ｶﾒﾗ 4 台、屋外制御盤 4 面、ﾓﾆﾀｰﾃﾚﾋﾞ １台
放送設備	１式	ｽﾋﾟｰｶｰ 16 台

名　　称	数　量	備　　考
園路誘導灯	49 ヵ所	
ゴミステーション	2 ヵ所	（木造平屋建）延床面積 17.28 ㎡ （入口付近１ヵ所、ｷｬﾋﾞﾝＢｻｲﾄ１ヵ所）
残り火入れ	5 ヵ所	
自動販売機置場	3 ヵ所	管理面積８㎡ （ｷｬﾝﾋﾟﾝｸﾞｶｰｻｲﾄ付近２ヵ所、ｷｬﾋﾞﾝＢｻｲﾄ付近１ヵ所）
ダンプステーション	1 ヵ所	（木造平屋建）延床面積 1.89 ㎡（汚水ﾎﾟﾝﾌﾟ棟内）
芝生広場	1 式	管理面積 5,870.00 ㎡
プレイロッド	2 ヵ所	ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞｶｰｻｲﾄ付近１ヵ所、ﾌﾘｰﾃﾝﾄｻｲﾄ付近１ヵ所
彩りの森	1 式	管理面積 16,220.00 ㎡
園路	1 式	
ジャブジャブ池	1 ヵ所	
インターホン	3 ヵ所	
展望台	1 ヵ所	

第４５条　責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、オートキャンプ場の管理運営にあたらせる。

第４６条　運営日時

１．施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。（冬季を除く。）　ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。

２．ゲートの開閉時間は、午前７時から午後１０時までとする。

３．日帰りの利用は、公園の開園時間内とする。

４．公園の開園期間中に運営することとし、以下の運営日時を想定している。

（参考）

＜裁量施設＞

運営日時（参考）		
運営期間	4 月 20 日から 11 月 10 日 （オートキャンプ場の運営は、滝野すずらん丘陵公園の夏季開園期間）	
運営時間	ゲート開閉時間	７：00～22：00
	チェックイン時間	13：00～17：00 （６／１～８／31 は 18：00 まで）
	チェックアウト時間	８：00～11：00
	オートキャンプ場管理センター	８：00～20：00 （キャンプ場利用者がいる場合はスタッフが常駐し、24 時間体制で対応する。）

※日帰り利用は、公園の開園時間内の利用とする。

※利用状況により運営時間の延長を行う。

※異常気象等により公園が閉園または一部閉園するときは、調査職員と協議し、臨機の措置をとる。

第４７条　利用料金

１．オートキャンプ場の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。

２．オートキャンプ場内の売店、飲食店等の業務については、関係法令に基づき実施するとともに、衛生については十分に留意する。

３．利用料金には、宿泊およびデイキャンプともに入園料を含めることとし、入園料については国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務を行う事業者に引継ぎ、事業者は国庫に納入する。

（現在の料金は、別紙－４９「収益施設利用料金一覧表」参照。）

第４８条　業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

１）オートキャンプ場の運営に関すること。

２）オートキャンプ場施設の維持管理に関すること。

３）オートキャンプ場の駐車場施設の排除雪に関すること。

４）前各号に掲げる業務に付随すること。

第４９条 オートキャンプ場施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．オートキャンプ場の運営

１）予約受付

施設等運営者は、予約受付のための専用の電話、FAX を用意すること。

２）器材貸出、食材販売

施設等運営者は、野外炊飯広場利用者のために、器材貸出及び食材の販売を行うこと。

２.オートキャンプ場の維持管理

１）施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、オートキャンプ場の各施設を常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

（１）日常管理

日常管理として、次の各号に掲げるものは施設等運営者が行う。

①施設に係る光熱水費の負担

②施設に係る清掃及び塵芥処理

③施設の維持点検及び軽微な補修

④軽微な部品の交換等の経常的なもの

２）オートキャンプ場内の駐車場は、日常の管理上で必要があると認められたときは、出入口の全部又は一部を閉鎖することができる。

３）駐車場を閉鎖することが、利用者へ大きな影響が与えると考えられる場合は、調査職員と協議を行うこと。

４）施設の維持管理は、点検、軽微な補修、消耗品等の補充を行うことにより、利用者が快適に利用できるよう良好な状態に努める。但し、不測の事由によって大規模修繕が必要となった場合は、施設等運営者は調査職員とその対応について協議する。

５）設備等の維持管理については、関係法令に基づき実施すること。

６）電気工作物の維持管理については、北海道開発局自家用電気工作物保安規定及び同細則に基づき実施する。

７）冬季の施設管理対策として、キャンピングカーサイトにある個別の流し台にコンパネやブルーシートなどで養生を行うこと。

８）冬季の施設管理対策として、キャンプ場内トイレの水抜きのほかに、滞水が寒さにより亀裂や破裂するのを防止するため、センサーなどの付属設備も取り外すこと。

９）中低木の冬囲いは、個別仕様書（植物）第３章第１６～１８条中低木冬囲工に準じて行うこと。

１０）オートキャンプ場内の芝刈や除草については、個別仕様書（植物）第２章芝生管理、第８条芝刈工に準じて行うこと。

３．オートキャンプ場の安全管理

１）施設等運営者は、利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。

２）補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、オートキャンプ場の全部又は一部を休止することができる。

３）管理上の必要性から、オートキャンプ場の出入口の一部を閉鎖することができる。

４）管理上必要があるときは、サイト位置を変更していただくことができる。

５）オートキャンプ場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、事前に必要な措置を講じる。

６）利用者に生じる恐れのある人的・物的損害のための賠償責任保険に加入すること。

７）運営時間中は、宿直者を配置する。

４．オートキャンプ場の緊急時の対応

１）次の各号の時は、施設等運営者は、運営を一時中止・変更、又は休止するものとし、入園者及び利用者に的確に告知すると共に、調査職員に報告する。

（１）台風、大雨等悪天候のため、施設利用に危険が予想されるとき

（２）修理、その他工事をするとき

（３）緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき

（４）その他調査職員の指示のあったとき

２）施設等運営者は、前項の規定によりオートキャンプ場の運営を中止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。

３）オートキャンプ場において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

５．オートキャンプ場の利用上の注意

１）利用者への指導

オートキャンプ場内では、利用者に次に掲げる事項を遵守するよう指導する。

（１）標識又は係員の指示に従うこと。

（２）「車いす使用者用駐車スペース」に該当しない車両が駐車しないように、適正利用の周知、指導に努めること

（３）車両通行速度は、10km/h を超えないこと。

（４）追い越しをしないこと。

（５）指定の場所以外で、火気等の取り扱いをしないこと。

（６）オートキャンプ場内で事故が発生しときは直ちに係員に届け、その指示に従うこと。

（７）車両を離れるときは、エンジンを停止し、施錠すること。

２）利用制限等

オートキャンプ場内では、安全で快適なキャンピング環境が保たれるよう、次の各号に該当する行為は、原則として禁止する。

（１）指定場所以外で直火・たき火を行うこと

（２）指定場所以外で花火を使用すること

（３）カラオケ・発電機等を使用すること

（４）指定場所以外にゴミを捨てること

（５）小動物等のペットを持ち込むこと

（６）その他調査職員の指定する行為

（７）危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある行為

（８）公園で定める制限事項に違反する行為

（９）付添者を伴わない中学生未満の利用

（１０）その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる行為。

第５０条　費用負担

１．オートキャンプ場管理・運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

２．施設等運営者は、オートキャンプ場施設内に、オートキャンプ場の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。

第５１条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第６章　園内シャトルバス運営

第５２条　総則

施設等運営者は、園内シャトルバスの運営を行うことができる。管理運営に際しては、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第５３条　施設の利用目的

園内シャトルバスの運営は、公園利用者の公園内の移動補助を目的とする。また、園内シャトルバスの車両は、施設等運営者が用意する。

第５４条　責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、園内シャトルバスの運行にあたらせる。

第５５条　運営日時等

１．施設等運営日は、施設等運営者の裁量により設定することができる。

２．公園の開園期間中に運営する。

３．行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

（参考）

＜裁量施設＞（運営時間）（参考）　　令和３年度実施状況（参考）

実施日	時間
10/17（日）、23（土）、24（日）	9：30～17：00

第５６条　利用料金

有料で運行する場合、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－４９「収益施設利用料金一覧表」参照。）

第５７条　業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

１）園内シャトルバスの維持管理に関すること。

２）園内シャトルバスの安全管理に関すること

３）園内シャトルバス利用に伴う損害に関すること。

４）園内シャトルバスの利用に伴う苦情処理に関すること。

５）前各号に掲げる業務に付随すること。

第５８条 園内シャトルバス施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．施設園内シャトルバスの運営

運行コースにおいて、園路は 20km/h 以内で走行する。

■運行コース・停留所（参考）

コース	停留所
東口（カントリーハウス横） ～森の情報館	・東口 ・滝野の森　森の交流館前 ・滝野の森　森の情報館前

※繁忙期間については、具体の日付について、施設等運営者から調査職員へ届出を行う。
※イベント期間においては、運行コース・停留所について、施設等運営者から調査職員へ届出を行う。

２．園内シャトルバスの安全管理

１）衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負う。

２）営業開始前の準備

（１）園内シャトルバスの安全な管理運営を行うために、施設等運営者は安全衛生管理計画書を定めて調査職員に提出する。なお、作成にあたっては関係法令を遵守すること。

（２）園内シャトルバスは、旅客を乗せて商業的な活動を行う場合には、関係法令を遵守すること。

（３）施設等運営者は、園内シャトルバス安全衛生管理計画書に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。

３）営業期間中の管理運営

（１）施設等運営者は、園内シャトルバス安全衛生管理計画書に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。

３．園内シャトルバスの緊急時の対応

１）次の各号の時は、施設等運営者は次の各号に該当するときは運行運営を一時中止・変更、又は休止するものとし、調査職員に報告する。また、施設等運営者は、園内シャトルバスの運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。なお、運行の一時中止・変更又は休止する際には公園利用者及び施設利用者に的確に告知する。

（１）地震、台風、大雨、大雪等大規模な自然災害や悪天候のため、運行に危険が予想されるとき。

（２）公園利用者が多く、運行コースにおいて運行が困難と認められるとき。

（３）事故又は故障等により運転不能のとき。

（４）緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。

（５）その他調査職員の指示があったとき。

第５９条　費用負担

園内シャトルバスの運営管理・運行に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

第６０条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者は

その損害を賠償すること。

第７章　園内移動用施設（リフト）運営

第６１条　総則

施設等運営者は、園内移動用施設（リフト）の運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第６２条 施設の利用目的

園内移動用施設（リフト）は、冬季にカントリーガーデン内に整備されるファミリーゲレンデの、利用者等に中央口から東口への移動手段を提供することを施設の利用目的とする。

第６３条　運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

＜裁量施設＞

公園施設の名称	運営施設名称	施設規模（参考）
カントリーガーデン内移動用施設	リフト	延長　256.45m 機器　48 台
機器保管倉庫 （中央口休憩棟内）		（鉄筋コンクリート造） 延床面積：77.40m2

第６４条　責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び索道技術管理者、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、園内移動用施設（リフト）の運営にあたらせる。

第６５条　運営日時

１．施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。その場合でも、学校・青少年山の家等のスキー学習が予定されている場合は、営業すること。

２．発券は、閉園時間の１５分前までとする。

３．公園の冬季開園期間中に運営することとし、以下の運営日時を想定している。

（参考）

＜裁量施設＞（運営日時）（参考）

	4 月 20 日～ 5 月 31 日	6 月 1 日～ 8 月 31 日	9 月 1 日～ 11 月 10 日	12 月 23 日～ 3 月 31 日
リフト施設	－	－	－	9：00～ 16：00

※12 月 22 日が日曜日の場合、12 月 22 日は開園とする。

第６６条　利用料金

園内移動用施設（リフト）の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－４９「収益施設利用料金一覧表」参照。）

第６７条　業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

１）リフト利用料金の徴収及び領収書の発行に関すること。

２）回数券の販売及び領収書の発行に関すること。

３）団体利用者の受付、団体券の発行及び領収書の発行に関すること。

４）リフト施設の維持管理に関すること。

５）リフト施設利用に伴う損害に関すること。

６）リフト施設に関連する排除雪に関すること。

７）リフト施設の利用に伴う苦情処理に関すること。

８）前各号に掲げる業務に付随すること。

第６８条　園内移動用施設(リフト)施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。(別添－５２「滝野第１リフト運転操作取扱説明書」参照。)

１．園内移動用 施設(リフト)の運営

１）施設等運営者は、リフトの運営・運行に際して必要人員を配置し、チケットの授受、リフト乗降のサポート、リフトの安全確認等を行う。

２）施設等運営者は、稼動前にリフトに異常がないか確認を行う。

２．繁忙日の対応

１）施設等運営者は、施設の混雑状況に応じて導線を工夫する等、円滑な誘導に努めること。

３．園内移動用施設(リフト)の維持管理

１）施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

また、冬季の施設管理としてリフトの油脂類購入及び支えい索のロープ油塗布、滑車のグリスアップ、適合確認検査を毎年営業開始前に実施すること。

なお、施設等の維持管理については、関係法令に基づき実施するほか、電気工作物の維持管理については、北海道開発局が定める自家用電気工作物保安規程及び同細則に基づき実施すること。

（１）日常管理

日常管理として、次の各号に掲げるものは施設等運営者が行う。

①施設に係る光熱水費

②施設に係る清掃及び塵芥処理

③施設の維持点検及び軽微な補修

④軽微な部品の交換等の経常的なもの

４．リフト施設は、日常の管理上で必要があると認められるときは、利用を制限することができる。

５．リフト施設を閉鎖することなど、利用者へ大きな影響が与えると考えられる場合は、調査職員と協議を行うこと。

６．園内移動用施設(リフト)の安全管理

１）施設等運営者は、利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。

２）運営期間の前に、施設の定期点検を行う他、鉄道事業法及びその他関係法令等に基づき、施設の点検を行うこと。

３）補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、リフト施設の全部を休止することができる。

４）リフト施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

７．園内移動用施設(リフト)の緊急時の対応

１）次の各号の時は、施設等運営者は、貸出運営を一時中止・変更又は休止するものとし調査職員に報告する。貸出を一時中止・変更又は休止するときは、中央口およびカントリーハウスのリフト券売り場に営業休止の掲示を行うなど公園利用者及び施設利用者に適切に告知する。

（１）地震、台風、大雨、大雪等悪天候または自然災害のため、施設利用に危険が予想されるとき。

（２）事故などの不測の事態が生じたとき。

（３）緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。

（４）北海道開発局札幌開発建設部又は維持管理業務事業者の総括責任者の指示のあったとき。

２）施設等運営者は、前項の規定により園内移動用施設（リフト）の運営を中止したときは、再開の前にリフトおよびコースに異常のないことを確認しなければならない。

３）リフト施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行う。

８．園内移動用施設（リフト）の利用上の注意

１）利用者への指導

リフト施設の利用者に対しては、次に掲げる事項について指導する。

（１）リフト利用中は、搬器を揺らしたり立ち上がったりしないよう指導すること。

（２）リフト利用中の飲食、喫煙は禁止すること。

（３）付き添いのいない小学生未満の子供の単独での利用は断ること。

（４）酒気を帯び利用は断ること。

（５）その他、利用者の安全確保上必要な事項を指導する。

（６）施設内で事故が発生しときは直ちに係員に届け、その指示に従うこと。また、施設係員の指示に従うよう呼びかける。

（７）その他、施設等運営者の業務又は他の利用者の妨げになるような行為はしないこと。そのような行為がみとめられた場合には、注意すること。

２）施設の利用制限

次の各号に該当する場合は、施設の利用を禁止する。

（１）利用者がリフト施設の遵守事項を守らない場合。

（２）１つの搬器の定員は２人とし、大人、小人の区別はしない。

第６９条 費用負担

１．施設等運営者は、リフト施設付近に、リフト施設の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。

２．リフト搬器の移動、設置、撤去については、施設等運営者の負担で行うこと。

第７０条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第７１条 その他留意事項

１．運営時間外は、搬器、券売所等を指定された場所に保管すること。

第８章　ロープトウの維持管理

第７２条　総則

施設等運営者は、ロープトウの維持管理に際して、関係法令等を遵守し、施設における機能の保持、安全性の確保に努める。

第７３条 施設の維持管理目的

ロープトウは、冬季にローンスタジアム内に整備されるそりゲレンデにおいて、利用者等にコースの上までの移動手段を提供することを施設の維持管理目的とする。

第７４条　維持管理対象施設

維持管理対象施設は次のとおりとする。

＜裁量施設＞

公園施設の名称	運営施設名称	施設規模（参考）
ロープトウ	ロープトウ	延長　200m　２基 面積：600m2×2 基

第７５条　責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び維持管理責任者を選任した上で、ロープトウの維持管理にあたらせる。

第７６条　維持管理日時

R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務にて運営する日時を踏まえ、適切な維持管理を行う。

第７７条　利用料金

有料で運行する場合、ロープトウの利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格を参考に施設等管理者の裁量にて定めること。

第７８条　業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

なお、ロープトウ(そりゲレンデ)の運営管理、そりゲレンデのコース整備等に伴う除雪工等、については、R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務にて行う。

１）ロープトウ安全点検

毎年、ロープトウ設置後に試運転を行い、別添－３６の「ロープトウ安全点検」を毎月実施する。

また、日常点検を実施する。

２）ロープトウ設置撤去

別添－３７「ロープトウ設置撤去実施要領」を参考にして行う。

第７９条　ロープトウに係る維持管理要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領に準じて、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた維持管理要領を作成すること。（別添－３７「ロープトウ設置撤去実施要領」参照。）

１．ロープトウの維持管理

施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

なお、関係法令に基づき実施するほか、電気工作物の維持管理については、北海道開発局が定める自家用電気工作物保安規程及び同細則に基づき実施すること。

日常管理として、「施設の維持点検及び軽微な補修」や「軽微な部品の交換等の経常的なもの」は施設等運営者が行う。

第８０条 費用負担

ロープトウの安全点検、設置撤去、および料金徴収に係わる費用については、施設等運営者の負担で行うこと。

第８１条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第９章　自動販売機

第８２条 総則

施設等運営者は、自動販売機の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第８３条 施設の利用目的

自動販売機施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第８４条　運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

１．設置箇所及び設置台数は施設等運営者の提案による。

■設置箇所一覧　参考：令和３年度実績

＜裁量施設＞

・収益施設に付帯されている自動販売機

設置箇所	設置する自動販売機の種別
カントリーハウス	飲料（缶及びペットボトル）
中央管理所売店	飲料（缶及びペットボトル）
子供の谷休憩所売店	飲料（缶及びペットボトル）
ロッジゆきざさ	飲料（缶及びペットボトル）
東口情報センター	飲料（缶及びペットボトル）
サイクリング施設	飲料（缶及びペットボトル）
レストラン渓流園	飲料（缶及びペットボトル）
オートリゾート	飲料（缶及びペットボトル）、冷菓
	計 8 箇所

※ 収益施設に付帯されている自動販売機使用料は、各施設使用料に含む。

・単独で設置されている自動販売機

設置箇所	設置する自動販売機の種別
渓流口駐車場　便所横	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷虹の巣ドーム内	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷さまよいの洞窟トイレ横	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷溶岩すべり台下小屋横	飲料（缶及びペットボトル）
森のすみか森の工房横	飲料（缶及びペットボトル）
森のすみか多目的トイレ横	飲料（缶及びペットボトル）
案内所（渓流ゾーン）	飲料（缶及びペットボトル）
東口レストハウス（便所）	飲料（缶及びペットボトル）、冷菓
公園事務所	飲料（缶及びペットボトル）
東口休憩所（研修棟）	飲料（缶及びペットボトル）
東口休憩所（ボランティア棟）	飲料（缶及びペットボトル）
展望台（すずらんの丘）	飲料（缶及びペットボトル）
森の交流館	飲料（缶及びペットボトル）
森の教室	飲料（缶及びペットボトル）
森の情報館	飲料（缶及びペットボトル）
東口ゲート	飲料（缶及びペットボトル）、冷菓
	計 16 箇所

（別添－５３「自動販売機（単独設置）位置図」参照）

第８５条　責任者の選任

施設等運営者は、自動販売機の運営にあたり、施設担当責任者を選任した上で、自動販売機の運営にあたらせる。

第８６条　利用料金

自動販売機の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－４９「収益施設利用料金一覧表」参照。）

第８７条　業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

１）自動販売機施設の運営に関すること。

２）自動販売機施設の維持管理に関すること。

３）前各号に掲げる業務に付随すること。

第８８条 自動販売機施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．自動販売機の運営

１）自動販売機で酒類の販売は行わないこと。

２）自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。

３）施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

２．自動販売機の維持管理

１）商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

２）選別回収タイプの回収ボックスは、室内の自動販売機にのみ併設して、原則として自動販売機１台に１個の割合で設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。

３）自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。

４）自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

第８９条 費用負担

１．自動販売機運営に関わる一切の費用は、施設等運営者の負担とする。

２．自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者の負担とする。

その他園内のごみ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、維持管理業務受託者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に調査職員と協議の上、費用分担ルール及び費用分担結果の調査職員との確認方法について協議し、決定すること。なお、費用分担の確認方法に基づき、調査職員及び維持管理業務受託者と確認を行った上で、費用分担を行うこと。

３．自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。

４．その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。

但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除

された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、北海道開発局札幌開発建設部に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。

５．施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第９０条 その他留意事項

１．自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。

２．自動販売機の設置にあたっては、事前に調査職員と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。

３．販売商品等については事前に調査職員と協議し、決定すること。

４．自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。

５．販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、調査職員の指示に従うこと。

第１０章　自主事業における行催事等

第９１条 自主事業における行催事等

１．施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことが出来る。

２．行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。

３．自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため施設等運営者は、事前に調査職員と協議を行うこと。

４．施設等運営者は、開園時間外に、独立採算にて自主事業を行うことが出来る。ただし、入園料の取り扱いについては事前に調査職員と協議を行うこと。

５．自主事業の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、公園利用重点調整区域（別添－４９「公園利用重点調整区域」参照。）または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。

６．施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条、第６条又は第１２条に基づく許可を得る必要がある場合、開園時間の延長を伴うものは２ヶ月前、伴わないものや開園時間外に実施するものは１ヶ月前を目安に関係者と調整を行い、準備作業開始の１週間前までには申請書を調査職員に提出して許可を受けなければならない。

７．施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第２０条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。

８．施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第２０条に基づく都市公園法第５条又は第６条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担する。

９．施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。

１）施設等運営者は、事前に北海道開発局札幌建設部の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、札幌市の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。

２）施設等運営者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。

３）施設等運営者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。

１０．施設等運営者は、調査職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

【国営滝野すずらん丘陵公園】

別紙10

従来の実施状況に関する情報の開示

1　従来の実施に要した経費

（単位：千円）

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
	物件費				
	委託費等	委託費定額部分	202,961	678,425	681,692
		成果報酬等			
		旅費その他			
計(a)					
参考値	減価償却費				
	退職給付費用				
(b)	間接部門費				
(a)＋(b)					

（注記事項）

・令和元年度の経費は令和元年12月～令和2年3月が対象期間である。

・委託費定額部分の内訳は以下のとおりである。

運営維持管理業務（収益施設等管理運営業務にかかる費用を除く）

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
植物管理	0	123,370	124,005
利雪工	52,007	70,293	64,340
建物管理	1,408	3,181	3,181
設備管理	477	6,473	6,659
工作物管理	5,589	20,414	20,923
維持修繕	5,165	20,740	20,252
清掃	5,679	45,498	45,998
運営管理工	65,288	161,327	169,661
公園管理工	32,304	109,568	108,497
現場管理費			
業務管理費			
一般管理費	16,593	55,886	56,204
消費税	18,451	61,675	61,972
合計	202,961	678,425	681,692

2 従来の実施に要した人員

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
常勤職員	13	13	13
非常勤職員	59	61	61

（令和2年度の業務従事者に求められる知識・経験等）
1．知識、経験に関する要件
　同種又は類似業務の経験

2．技術力に関する要件
　〇植物管理業務責任者
　　・1級造園施工管理技士
　〇収益施設等管理運営業務責任者
　　・索道技術管理者

（過去の業務従事者に求められる知識・経験等）
・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。（令和2年）
1，知識、経験に関する要件

		① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の業務責任者(総括責任者)	② 施設・設備維持管理業務の業務責任者	③ 植物管理業務の業務責任者	④ 収益施設等管理運営業務の業務責任者
業務の経験		下記に示す同種又は類似業務の経験を有すること			
	同種業務の経験	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実績を有し、かつ、下記のｱ)～ｶ)のいずれかの経験を有すること	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務に関する業務の実績（収益施設のうち、いずれか１種類以上の運営を行った実績）を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること
		1) 都市公園の種別として、総合公園以上（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園） 2) レクリエーション施設又は観光・商業施設で、2ha 以上の園地管理を行っている施設			
		ｱ) 延べ２年以上の総括責任者の経験 ｲ) 延べ３年以上の業務責任者の経験 ｳ) 総括責任者または業務責任者の経験を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）または技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有する者	ｴ) 延べ２年以上の業務責任者の経験 ｵ) 延べ３年以上の業務経験		
	類似業務の経験	下記の 4)～5)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務(本実施要項 1.2.1 参照）の実績を有し、かつ、下記のｱ)～ｶ)のいずれかの経験を有すること 又は、下記の 3)～5)のいずれかを対象としたマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務のいずれかに関する業務の実績を有し、かつマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務のいずれかに関する下記のｲ)又はｳ)のいずれかの経験を有すること	下記の 4)～5)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること	下記の 4)～5)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること	下記の 4)～5)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務に関する業務の実績（収益施設のうち、いずれか１種類以上の運営を行った実績）を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること
		3) 都市公園の種別として、総合公園以上（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園） 4) 都市公園の種別として、地区公園または特殊公園 5) レクリエーション施設または観光・商業施設で、園地管理を行っている施設			
		ｱ) 延べ３年以上の総括責任者の経験 ｲ) 延べ４年以上の業務責任者の経験 ｳ) 延べ１年以上の総括責任者または延べ２年以上の業務責任者の経験を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）または技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有する者	ｴ) 延べ３年以上の業務責任者の経験 ｵ) 延べ４年以上の業務経験		

2，技術力に関する要件
　〇植物管理業務責任者
　　・1級造園施工管理技士
　〇収益施設運営業務責任者
　　・索道技術管理者

（業務の繁閑の状況とその対応）
なし

（注記事項）
・運営維持管理業務の人員のみ（収益施設等管理運営業務に係る人員2名は除く。）。
・職員13名(収益施設等管理運営業務担当者2名除く）及び非常勤職員が夏季35名、冬季49名（収益施設等配置者除く）が従事していた。
・繁忙日には上記の他、看護師や臨時のアルバイト（最大5人程度）を配置している。
・従事者に求める知識や技術は、令和2年時の資格要件である。

3　従来の実施に要した施設及び設備（委託事業者に対して供与した施設・設備）

・別紙1主要公園施設一覧、別紙3主要建築物一覧、別紙20提供物品一覧及び別紙32建物・工作物に係る修繕履歴を参照

（注記事項）
・運営維持管理業務の施設・設備のみ（収益施設等管理運営業務に係る施設・設備は除く。）。

4　従来の実施における目的の達成の程度

		令和元年度（12月～3月）		令和2年度		令和3年度	
		目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
年間及び運営シーズン※1ごとの公園利用者数	年間	129,000人	51,979人	542,000人	244,793人	542,000 人	225,832 人
	4月～11月	—	—	413,000人	163,366人	413,000 人	145,867 人
	12月～3月	129,000人	51,979人	129,000人	81,427人	129,000 人	79,965 人
有料区域の利用者数		—	—	301,000人	118,023人	301,000 人	98,902 人
札幌都市圏外※2の地域からの利用者の割合※3		15%以上	6.7%	16.0%	7.6%	16.0%	4.8%
年間及び運営シーズンごとの公園の運営に関する「非常に満足」および「まあまあ満足」の回答比率※4	年間	90%以上	97.8%	90%以上	96.1%	90%以上	95.4%
	4月～11月	—	—	90%以上	96.5%	90%以上	93.8%
	12月～3月	90%以上	97.8%	90%以上	95.7%	90%以上	97.0%
春及び秋※6の花風景に関する「非常に満足」および「まあまあ満足」の回答比率※5		—	—	90%以上	96.4%	90%以上	89.8%
利用プログラム※7の開催回数、延べ参加人数	開催回数	106回以上	77回	377回以上	272回	377回以上	326回
	参加人数	18,300人以上	6,882人	78,200人以上	20,909人	78,200人以上	25,473 人
マスコミによる報道件数※8		137件以上	65件	366件以上	171件	366件以上	144件
テレビによる報道件数		16件以上	22件	77件以上	58件	77件以上	36件

（注記事項）
1．（指標の意義、選定根拠）
運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標
運営管理の重点事項を選定している。
2．（目標値・計画値の設定根拠）
過年度実績をもとに設定。
3．（実績の計算・把握の方法）
実施要項1.3.4モニタリング方法による。
管理者からの管理月報及び利用実態アンケートより
4．表中の注記は、以下のとおり。
※1：運営シーズンとは、第1期：4月20日～11月10日、第2期：12月23日～3月31日の2期をいう。
※2：札幌都市圏外とは、札幌市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、苫小牧市の7市以外をいう。
※3：別紙－13「利用実態調査アンケート」のQ3において、札幌都市圏外と回答した割合。
※4：「利用実態調査アンケート」（別紙－13）のQ7「公園には満足されましたか？」における「非常に満足」および「まあまあ満足」の回答比率
※5：「利用実態調査アンケート」（別紙－13）のQ9(1)における「非常に満足」および「まあまあ満足」の回答比率の平均値
※6：春は6月の花修景、秋は9月の花修景をいう。なお、花修景の開花状況により、アンケート調査時期を調整する場合がある。
※7：利用プログラムとは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催、共催によるイベント、自主事業、及び持込イベントで、10人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、展示系、講習会系の4つのプログラムで、入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスである。
ここでは当公園の基本テーマ「自然と人・人と人のふれあい」に即した利用プログラムを対象とし、展示系は含めない。
・参加者数が延べ1人以上の場合に、1プログラムを1回と数える。
・ほぼ同じ内容で1日数回実施したプログラムは、1回と数える。
・同じプログラムを複数日に渡って実施した場合は日数分を回数とする。
※8：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。
委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。
・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1番組につき1カウントとする。
・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが札幌市域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙／回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊／回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。
・事件、事故の報道件数は除く。

５　従来の実施方法等

従来の実施方法 ・業務区分表参照
（事業の目的を達成する観点から重視している事項）
（注記事項）

業務区分表

	業務内容	業務細目	現状(22-24年度)			民間競争入札(25年度以降)			備考 (作業時期・頻度・条件等)
			国土交通省	A(請負者)	A以外の業者	国土交通省	B(受託者)	B以外の業者	
国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	マネジメント		○			○		通年
		企画運営管理		○			○		通年
	②施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検		○			○		通年
		清掃		○			○		開園期間 (4月～11月、12月～3月)
		利雪		○			○		11月～3月
	③植物管理業務	植物管理		○			○		4月～11月
	④収益施設等管理運営業務	収益施設運営		○			○		通年
		自主事業		○			○		通年

精　算　報　告　書（令和元年度分）

別紙11

単位：円

経　費　区　分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A)-(B)	摘　要
植物管理	0	0	0	
芝生管理工		0	0	
中低木管理工		0	0	
高木管理工		0	0	
草花管理	0	0	0	
花壇管理工		0	0	
花畑管理工		0	0	
草花管理工		0	0	
林地管理工	0	0	0	
林地管理工		0	0	
利雪工	57,306,000	52,006,850	5,299,150	
利雪工	56,738,000	51,439,850	5,298,150	
附帯除雪工	568,000	567,000	1,000	
建物管理工	1,799,000	1,408,000	391,000	
建物維持管理	1,799,000	1,408,000	391,000	
設備管理工	536,000	477,000	59,000	
汚水施設保守点検	88,000	80,000	8,000	
給水施設維持管理	448,000	397,000	51,000	
その他設備維持管理等	0	0	0	
工作物管理工	6,836,000	5,589,458	1,246,542	
工作物維持管理工	6,836,000	5,589,458	1,246,542	
維持修繕工	3,000,000	5,165,180	△ 2,165,180	
維持修繕工	3,000,000	5,165,180	△ 2,165,180	
清掃	6,137,000	5,678,898	458,102	
清掃工	6,137,000	5,678,898	458,102	
運営管理工	58,638,000	65,287,962	△ 6,649,962	
利用指導工	42,789,000	46,188,452	△ 3,399,452	
自動車等維持修繕工	7,587,000	7,281,148	305,852	
広報宣伝費	8,262,000	11,818,362	△ 3,556,362	
公園管理工	33,485,000	32,303,652	1,181,348	
公園管理工	33,485,000	32,303,652	1,181,348	
小計	167,737,000	167,917,000	△ 180,000	
一般管理費	16,773,000	16,593,000	180,000	
計	184,510,000	184,510,000	0	
消費税	18,451,000	18,451,000	0	
合計	202,961,000	202,961,000	0	

精　算　報　告　書（令和２年度分）

単位：円

経　費　区　分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A)-(B)	摘　要
植物管理	38,968,000	38,826,445	141,555	
芝生管理工	19,026,000	18,285,715	740,285	
中低木管理工	15,186,000	14,893,770	292,230	
高木管理工	4,756,000	5,646,960	△ 890,960	
草花管理	73,886,000	77,160,400	△ 3,274,400	
花壇管理工	25,610,000	23,654,516	1,955,484	
花畑管理工	27,367,000	29,474,754	△ 2,107,754	
草花管理工	20,909,000	24,031,130	△ 3,122,130	
林地管理工	6,183,000	7,383,091	△ 1,200,091	
林地管理工	6,183,000	7,383,091	△ 1,200,091	
利雪工	60,064,000	70,293,044	△ 10,229,044	
利雪工	59,496,000	69,726,044	△ 10,230,044	
附帯除雪工	568,000	567,000	1,000	
建物管理工	3,473,000	3,181,000	292,000	
建物維持管理	3,473,000	3,181,000	292,000	
設備管理工	8,888,000	6,472,900	2,415,100	
汚水施設保守点検	3,266,000	3,190,000	76,000	
給水施設維持管理	4,622,000	2,382,900	2,239,100	
その他設備維持管理等	1,000,000	900,000	100,000	
工作物管理工	15,827,000	20,414,099	△ 4,587,099	
工作物維持管理工	15,827,000	20,414,099	△ 4,587,099	
維持修繕工	19,000,000	20,740,330	△ 1,740,330	
維持修繕工	19,000,000	20,740,330	△ 1,740,330	
清掃	49,778,000	45,497,663	4,280,337	
清掃工	49,778,000	45,497,663	4,280,337	
運営管理工	161,232,000	161,326,852	△ 94,852	
利用指導工	115,302,000	125,886,809	△ 10,584,809	
自動車等維持修繕工	15,560,000	13,022,683	2,537,317	
広報宣伝費	30,370,000	22,417,360	7,952,640	
公園管理工	123,385,000	109,568,176	13,816,824	
公園管理工	123,385,000	109,568,176	13,816,824	
小計	560,684,000	560,864,000	△ 180,000	
一般管理費	56,066,000	55,886,000	180,000	
計	616,750,000	616,750,000	0	
消費税	61,675,000	61,675,000	0	
合計	678,425,000	678,425,000	0	

精　算　報　告　書（令和３年度分）

単位：円

経　費　区　分	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A)-(B)	摘　要
植物管理	38,968,000	39,050,008	△ 82,008	
芝生管理工	19,026,000	17,746,178	1,279,822	
中低木管理工	15,186,000	14,962,370	223,630	
高木管理工	4,756,000	6,341,460	△ 1,585,460	
草花管理	73,886,000	77,727,753	△ 3,841,753	
花壇管理工	25,609,000	26,678,870	△ 1,069,870	
花畑管理工	27,368,000	29,826,283	△ 2,458,283	
草花管理工	20,909,000	21,222,600	△ 313,600	
林地管理工	6,182,000	7,227,010	△ 1,045,010	
林地管理工	6,182,000	7,227,010	△ 1,045,010	
利雪工	59,810,000	64,340,145	△ 4,530,145	
利雪工	59,242,000	63,773,145	△ 4,531,145	
附帯除雪工	568,000	567,000	1,000	
建物管理工	3,473,000	3,181,000	292,000	
建物維持管理	3,473,000	3,181,000	292,000	
設備管理工	8,888,000	6,659,200	2,228,800	
汚水施設保守点検	3,266,000	3,190,000	76,000	
給水施設維持管理	4,622,000	2,569,200	2,052,800	
その他設備維持管理等	1,000,000	900,000	100,000	
工作物管理工	15,828,000	20,923,532	△ 5,095,532	
工作物維持管理工	15,828,000	20,923,532	△ 5,095,532	
維持修繕工	19,000,000	20,251,713	△ 1,251,713	
維持修繕工	19,000,000	20,251,713	△ 1,251,713	
清掃	48,398,000	45,997,636	2,400,364	
清掃工	48,398,000	45,997,636	2,400,364	
運営管理工	160,660,000	169,661,012	△ 9,001,012	
利用指導工	114,730,000	125,821,463	△ 11,091,463	
自動車等維持修繕工	15,560,000	12,510,612	3,049,388	
広報宣伝費	30,370,000	31,328,937	△ 958,937	
公園管理工	128,287,000	108,497,355	19,789,645	
公園管理工	128,287,000	108,497,355	19,789,645	
小計	563,380,000	563,516,364	△ 136,364	
一般管理費	56,340,000	56,203,636	136,364	
計	619,720,000	619,720,000	0	
消費税	61,972,000	61,972,000	0	
合計	681,692,000	681,692,000	0	

公園利用者数（団体、パスポート含む）

国営滝野すずらん丘陵公園

令和元年度　利用状況総括表

				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開園日数（単位:日）				11	31	30	8	31	15	31	10	10	31	29	2	239
入園者数（単位:人）	有料区域	有料入園者	東口	5,589	25,394	11,109	2,384	15,187	5,524	12,208	1,728	－	－	－	－	79,123
			中央口	2,814	15,189	3,794	569	4,044	1,202	3,438	380	－	－	－	－	31,430
			滝野の森口	328	1,834	1,092	128	1,000	323	813	168	－	－	－	－	5,686
			キャンプ場	973	1,522	1,503	413	7,107	832	801	0	－	－	－	－	13,151
			小計	9,704	43,939	17,498	3,494	27,338	7,881	17,260	2,276	－	－	－	－	129,390
		無料入園者		8,881	37,323	18,045	3,309	28,471	14,087	9,730	1,668	－	－	－	－	121,514
		小計		18,585	81,262	35,543	6,803	55,809	21,968	26,990	3,944	－	－	－	－	250,904
	無料区域			3,550	24,854	14,464	2,705	9,582	6,512	10,865	1,536	4,338	22,201	24,808	632	126,047
	合計			22,135	106,116	50,007	9,508	65,391	28,480	37,855	5,480	4,338	22,201	24,808	632	376,951
	有料入園者内訳		一般大人	8,370	33,809	11,557	2,428	19,818	5,452	12,168	1,779	－	－	－	－	95,381
			一般シルバー	642	6,692	2,368	404	2,119	1,524	2,121	153	－	－	－	－	16,023
			一般2Day購入大人	164	151	119	93	630	37	68	1	－	－	－	－	1,263
			一般2Day購入シルバー	6	2	5	5	26	10	4	0	－	－	－	－	58
			団体大人	125	1,495	2,327	339	3,366	325	1,742	39	－	－	－	－	9,758
			団体シルバー	0	288	187	5	11	50	60	8	－	－	－	－	609
			団体2Day購入大人	0	0	0	0	0	0	1	0	－	－	－	－	1
			団体2Day購入シルバー	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
			提携団体大人	0	321	68	0	92	0	306	110	－	－	－	－	897
			提携団体シルバー	0	11	0	0	4	0	0	0	－	－	－	－	15
			パスポート利用大人	159	547	351	71	353	191	374	99	－	－	－	－	2,145
			パスポート利用シルバー	68	453	384	69	236	234	347	86	－	－	－	－	1,877
			2dayパス購入大人	164	151	119	93	630	37	69	1	－	－	－	－	1,264
			2dayパス購入シルバー	6	2	5	5	26	10	4	0	－	－	－	－	58
			2Dayパス2日目一般大人	164	148	106	77	641	33	64	1	－	－	－	－	1,234
			2Dayパス2日目一般シルバー	6	2	4	3	28	10	4	0	－	－	－	－	57
			2Dayパス2日目団体大人	0	0	0	0	0	0	1	0	－	－	－	－	1
			2Dayパス2日目団体シルバー	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
			2Dayパス2日目大人	164	148	106	77	641	33	65	1	－	－	－	－	1,235
			2Dayパス2日目シルバー	6	2	4	3	28	10	4	0	－	－	－	－	57
			天文台大人	0	20	22	0	14	15	0	0	－	－	－	－	71
			パスポート購入大人	52	104	37	7	32	6	14	7	－	－	－	－	259
			パスポート購入シルバー	10	71	31	5	18	11	6	0	－	－	－	－	152
駐車台数（単位:台）	有料		大型車	10	118	126	27	41	35	87	6	6	95	66	0	617
			普通車	4,598	21,610	8,290	1,175	10,079	5,088	6,970	1,110	596	3,141	3,804	102	66,563
			Pパス	67	189	88	10	51	32	32	7	21	91	145	7	740
			自動二輪	8	74	36	7	33	22	28	1	0	0	0	0	209
			特別割引券	0	142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142
			合計	4,683	22,133	8,540	1,219	10,204	5,177	7,117	1,124	623	3,327	4,015	109	68,271
駐車料金（単位:円）				2,071,420	9,658,940	3,844,480	560,570	4,344,410	2,285,140	3,146,320	495,480	307,590	1,683,450	2,075,750	60,690	30,534,240

国営滝野すずらん丘陵公園

令和2年度　利用状況総括表

				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開園日数（単位:日）				0	0	0	21	26	21	31	10	9	31	28	31	208
入園者数（単位:人）	有料区域	有料入園者	東口	0	0	0	9,268	9,930	6,903	8,457	1,252	－	－	－	－	35,810
			中央口	0	0	0	3,926	4,642	2,491	5,260	312	－	－	－	－	16,631
			滝野の森口	0	0	0	655	1,032	311	558	163	－	－	－	－	2,719
			キャンプ場	0	0	0	1,586	3,351	1,331	1,600	0	－	－	－	－	7,868
			小計	0	0	0	15,435	18,955	11,036	15,875	1,727	－	－	－	－	63,028
		無料入園者		0	0	0	12,283	19,236	11,510	10,271	1,695	－	－	－	－	54,995
		小計		0	0	0	27,718	38,191	22,546	26,146	3,422	－	－	－	－	118,023
	無料区域			0	0	0	11,355	13,456	6,884	12,020	1,628	3,158	29,217	36,617	12,435	126,770
	合計			0	0	0	39,073	51,647	29,430	38,166	5,050	3,158	29,217	36,617	12,435	244,793
	有料入園者内訳		一般大人	0	0	0	12,881	15,478	8,594	11,592	1,494	－	－	－	－	50,039
			一般シルバー	0	0	0	1,813	1,368	1,674	3,193	111	－	－	－	－	8,159
			一般2Day購入大人	0	0	0	104	307	105	52	0	－	－	－	－	568
			一般2Day購入シルバー	0	0	0	3	10	2	4	0	－	－	－	－	19
			団体大人	0	0	0	8	947	130	320	0	－	－	－	－	1,405
			団体シルバー	0	0	0	0	57	1	77	0	－	－	－	－	135
			団体2Day購入大人	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
			団体2Day購入シルバー	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
			提携団体大人	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
			提携団体シルバー	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
			パスポート利用大人	0	0	0	294	235	258	267	68	－	－	－	－	1,122
			パスポート利用シルバー	0	0	0	230	224	226	315	52	－	－	－	－	1,047
			2dayパス購入大人	0	0	0	104	307	105	52	0	－	－	－	－	568
			2dayパス購入シルバー	0	0	0	3	10	2	4	0	－	－	－	－	19
			2Dayパス2日目一般大人	0	0	0	99	301	46	51	2	－	－	－	－	499
			2Dayパス2日目一般シルバー	0	0	0	3	10	0	4	0	－	－	－	－	17
			2Dayパス2日目団体大人	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
			2Dayパス2日目団体シルバー	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
			2Dayパス2日目大人	0	0	0	99	301	46	51	2	－	－	－	－	499
			2Dayパス2日目シルバー	0	0	0	3	10	0	4	0	－	－	－	－	17
			天文台大人	0	0	0	0	18	0	0	0	－	－	－	－	18
			パスポート購入大人	0	0	0	35	17	18	36	1	－	－	－	－	107
			パスポート購入シルバー	0	0	0	26	3	13	17	1	－	－	－	－	60
駐車台数（単位:台）	有料		大型車	0	0	0	1	7	11	21	0	0	20	126	1	187
			普通車	0	0	0	7,725	8,827	5,759	7,423	981	654	6,317	6,675	2,255	46,616
			Pパス	0	0	0	65	32	18	30	10	65	208	116	37	581
			自動二輪	0	0	0	32	25	21	28	1	0	0	0	0	107
			特別割引券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			合計	0	0	0	7,823	8,891	5,809	7,502	992	719	6,545	6,917	2,293	47,491
駐車料金（単位:円）				0	0	0	3,464,540	3,841,900	2,503,720	3,252,790	436,950	418,740	3,239,150	3,375,750	1,076,870	21,610,410

国営滝野すずらん丘陵公園

令和3年度　利 用 状 況 総 括 表

				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開園日数（単位:日）				11	16	0	20	27	0	31	10	9	31	28	31	214
入園者数（単位:人）	有料区域	有料入園者	東口	1,491	3,623	0	4,970	8,925	0	8,628	935	－	－	－	－	28,572
			中央口	452	910	0	1,580	2,648	0	6,608	193	－	－	－	－	12,391
			滝野の森口	151	656	0	838	1,411	0	796	222	－	－	－	－	4,074
			キャンプ場	459	1,065	0	2,096	3,227	0	1,244	0	－	－	－	－	8,091
			小計	2,553	6,254	0	9,484	16,211	0	17,276	1,350	－	－	－	－	53,128
		無料入園者		2,428	5,572	0	10,041	17,462	0	9,455	816	－	－	－	－	45,774
		小計		4,981	11,826	0	19,525	33,673	0	26,731	2,166	－	－	－	－	98,902
	無料区域			2,641	4,448	0	11,831	11,819	0	14,265	1,961	5,403	30,579	28,629	15,354	126,930
	合計			7,622	16,274	0	31,356	45,492	0	40,996	4,127	5,403	30,579	28,629	15,354	225,832
	有料入園者内訳		一般大人	2,127	5,187	0	7,930	12,921	0	12,211	1,084	－	－	－	－	41,460
			一般シルバー	169	527	0	767	1,125	0	3,750	131	－	－	－	－	6,469
			一般2Day購入大人	49	71	0	157	270	0	39	0	－	－	－	－	586
			一般2Day購入シルバー	1	3	0	8	8	0	3	0	－	－	－	－	23
			団体大人	0	0	0	26	770	0	555	0	－	－	－	－	1,351
			団体シルバー	0	0	0	0	302	0	8	30	－	－	－	－	340
			団体2Day購入大人	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
			団体2Day購入シルバー	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
			提携団体大人	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
			提携団体シルバー	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
			パスポート利用大人	96	214	0	238	293	0	279	40	－	－	－	－	1,160
			パスポート利用シルバー	83	160	0	193	247	0	389	65	－	－	－	－	1,137
			2dayパス購入大人	49	71	0	157	270	0	39	0	－	－	－	－	586
			2dayパス購入シルバー	1	3	0	8	8	0	3	0	－	－	－	－	23
			2Dayパス2日目一般大人	28	89	0	148	267	0	39	0	－	－	－	－	571
			2Dayパス2日目一般シルバー	0	3	0	8	8	0	3	0	－	－	－	－	22
			2Dayパス2日目団体大人	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
			2Dayパス2日目団体シルバー	0	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
			2Dayパス2日目大人	28	89	0	148	267	0	39	0	－	－	－	－	571
			2Dayパス2日目シルバー	0	3	0	8	8	0	3	0	－	－	－	－	22
			天文台大人	0	0	0	9	0	0	0	0	－	－	－	－	9
			パスポート購入大人	25	30	0	20	19	0	12	0	－	－	－	－	106
			パスポート購入シルバー	13	19	0	7	14	0	1	0	－	－	－	－	54
駐車台数（単位:台）	有料		大型車	0	10	0	10	6	0	19	1	1	41	124	25	237
			普通車	1,216	2,787	0	5,281	7,086	0	7,793	775	1,077	6,132	5,015	2,714	39,876
			Pパス	58	50	0	38	41	0	30	4	79	198	72	43	613
			自動二輪	5	8	0	38	29	0	33	4	0	0	0	0	117
			特別割引券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			合計	1,279	2,855	0	5,367	7,162	0	7,875	784	1,157	6,371	5,211	2,782	40,843
駐車料金（単位:円）				647,130	1,331,950	0	2,362,640	3,126,460	0	3,415,600	336,380	637,130	3,187,460	2,540,660	1,324,580	18,909,990

該当するものに〇をつけて下さい。

国営滝野すずらん丘陵公園　お客さまアンケート

Q１. あなたの性別は？　① 男　・　② 女

Q２. あなたの年齢は？

① 小学生　② 中学生　③ 15～19 歳　④ 20～29 歳　⑤ 30～39 歳
⑥ 40～49 歳　⑦ 50～59 歳　⑧ 60～69 歳　⑨ 70 歳以上

Q３. あなたの住所は？　道・都　府・県　市　郡　区　町・村

Q４. 本日はどなたといらっしゃいましたか？(該当するもの１つ)

① 一人で　② 友人・知人と　③ カップルで
④ 夫婦で　⑤ 家族と　⑥ 学校の団体
⑦ 地域の団体　⑧ 職場の団体
⑨ その他　（　　）

グループ全員の人数

シルバー(65 歳以上)	名
大 人	名
小中学生	名
未就学児	名

Q５. 本日は、公園までどうやっていらっしゃいましたか？

① 自家用車　② レンタカー　③ 路線バス　④ 地下鉄＋路線バス
⑤ 貸し切りバス　⑥ その他（　　）

Q６. この公園の利用回数についてお聞かせください。

① ほぼ毎日　② 週に２～３回　③ 週に１回　④ 月に２～３回　⑤ 月に１回
⑥ 年に数回　⑦ 年に１回　⑧ 数年に１回程度　⑨ 今回が初めて

Q７. 公園には満足されましたか？

① 非常に満足　② まあまあ満足　③ やや不満　④ 非常に不満

（理由があればお書きください。）

Q８. 本日、公園を利用された感想をお聞かせ下さい。

項目	非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満	利用していない
(1) 園路の清掃	4	3	2	1	
(2) 休憩所の清掃	4	3	2	1	0
(3) トイレの清掃	4	3	2	1	0
(4) スタッフの対応	4	3	2	1	

Q９. 本日、以下の(1)～(3)はいかがでしたか？

項目	非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満	利用していない
(1)カントリーガーデンの花や風景	4	3	2	1	0
(2)東口ゲート付近の花やオブジェの演出	4	3	2	1	0
(3)上記以外の花壇や植栽地の手入れの状態	4	3	2	1	

Q10. レストラン・売店をご利用した感想をお聞かせ下さい。

① 非常に満足　② まあまあ満足　③ やや不満　④ 非常に不満　⑤ 利用していない

（理由があればお書きください。）

Q11. 今回の来園の目的や決め手は何ですか？（3つまで）

① 景色　② 花　③ 自然　④ 広々としている　⑤ 運動ができる　⑥ 遊具
⑦ 子供を安心して遊ばせられる　⑧バーベキュー　⑨ キャンプ　⑩ イベント
⑪ 近い　⑫ 観光地めぐりの一環　⑬ 料金が安い　⑭ その他（　　）

Q12. 今回の来園のきっかけとなった情報源は何ですか？（該当するもの すべて）

① 新聞　② テレビ　③ ラジオ　④ 雑誌・情報誌　⑤ 市町村の広報誌
⑥ 公園情報誌「すずらんメール」　⑦ 知人に聞いて　⑧ 公園のホームページ　⑨ 公園の SNS
⑩ 公園以外のホームページなど　⑪ 特になし　⑫ その他（　　）

Q13. この公園へまた来たいと思いますか？

① 定期的に来たい　② たまには来たい　③ イベントなどがあれば来たい
④ ついでの機会があれば来たい　⑤ もう来たくない

Q14. 公園にあれば利用したいサービスやショップがあればお選びください。（該当するもの すべて）

※価格を抑えた有料での提供を想定します。

サービス・イベント	①園内周遊バス　②グランピング　③屋外遊具施設（ジップラインやツリーイングなど） ④屋内遊具施設（トランポリンやボルダリングなど）　⑤園内セグウェイツアー
レストラン・ショップ	⑥コンビニエンスストア　⑦アウトドア用品店　⑧北海道らしいレストラン（ジンギスカン、ラーメン等） ⑨カフェ　⑩野菜直売所　⑪ガーデニング・フラワーショップ
そのほかに、公園にあれば利用したい・来園頻度が増えると思うサービスがあれば教えてください。	

Q15. 公園で見たい花があればお選びください。

（該当するものすべて）

①チューリップ	②バンジー・ビオラ	③スズラン	④ネペタ
⑤ラベンダー	⑥ヒマワリ	⑦アナベル	⑧ネコノプシス
⑨コスモス	⑩クロッカス		
⑪その他（　　）			
⑫興味ない			

Q16. コロナ禍における公園の利用についてお聞かせください。（1つまで）

① コロナ禍に関係なく利用している（昨年、一昨年でも利用している）
② コロナ禍が比較的落ち着いてきたと思うため、利用している。
③ 現在でも利用を控えている。

理由があればお書きください。

Q17. その他、お気づきの点やご要望がございましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました！

令和元年度　行催事一覧

別紙14

開始日	終了日	行催事名	回数	対象	主催者等	述べ参加人数	参加人数計算根拠	開催場所
5月18日	6月9日	【チューリップ・すずらんフェスタ】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	84,592	期間来園者数	カントリーガーデン
6月1日	6月2日	チューリップde写真たて	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	41	参加者数	東口休憩所
6月8日	6月9日	チューリップ掘り取り体験	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	1,984	参加者数	カントリーガーデン
6月30日	8月15日	【滝野の青い夏】	3	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	48,348	期間来園者数	カントリーガーデン
7月26日	8月19日	【滝野の夏休み】	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	48,348	期間来園者数	カントリーガーデン他
6月30日		たきの森フェス　～2018 Summer～	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	583	参加者数	滝野の森ゾーン東エリア
7月29日	8月19日	滝野の森“野外”昆虫博物館	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	451	期間来園者数	滝野の森ゾーン西エリア
7月26日	8月19日	滝野のクラフト体験教室	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	464	参加者数	東口休憩所
9月15日	10月8日	【コスモスフェスタ】	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	21,669	期間来園者数	カントリーガーデン
9月29日	10月6日	コクモスクラフト	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	92	参加者数	東口休憩所
9月28日	9月26日	スポカルオータムin滝野	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	8,396	期間来園者数	つどいの森
10月12日	10月13日	チューリップを植えよう	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	90	参加者数	カントリーハウス周辺
2月2日		【滝野スノーフェスティバル】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	2,009	期間来園者数	つどいの森他

令和2年度　行催事一覧

開始日	終了日	行催事名	回数	対象	主催者等	述べ参加人数	参加人数計算根拠	開催場所
5月16日	5月31日	【チューリップ・すずらんフェスタ】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	▲	期間来園者数	カントリーガーデン
5月20日	6月11日	チューリップフォトコンテスト	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	▲	参加者数	カントリーガーデン
5月20日	6月11日	チューリップ展	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	▲	参加者数	カントリーガーデン
7月11日	8月16日	【滝野の青い夏】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	71,537	期間来園者数	カントリーガーデン
8月8日	8月18日	【滝野の夏休み】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	27,425	期間来園者数	カントリーガーデン他
7月23日	8月16日	滝野謎解き大作戦ver.夏休み～	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	182	参加者数	カントリーガーデン他
8月1日	8月16日	滝野のクラフト体験教室	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	399	参加者数	東口休憩所
8月8日	8月18日	滝野の森“野外”昆虫博物館	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	649	参加者数	滝野の森ゾーン　西エリア
9月12日	10月4日	【コスモスフェスタ】	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	32,201	期間来園者数	カントリーガーデン
9月22日		コクモスクラフト体験	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	15	参加者数	カントリーガーデン
10月10日	10月11日	チューリップを植えよう	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	90	参加者数	カントリーガーデン
2月7日		【滝野スノーフェスティバル】	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	1,061	参加者数	つどいの森

※参加人数の▲は臨時閉園中のため中止、または開園期間中でも中止となったもの

令和3年度　行催事一覧

開始日	終了日	行催事名	回数	対象	主催者等	述べ参加人数	参加人数計算根拠	開催場所
5月15日	6月6日	【チューリップ・すずらんフェスタ】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	1,932	期間来園者数	カントリーガーデン
5月15日	6月6日	チューリップフォトコンテスト	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	▲	参加者数	カントリーガーデン
5月15日	6月6日	チューリップ展	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	1,932	期間来園者数	東口休憩所
7月10日	8月15日	【滝野の青い夏】	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	63,035	期間来園者数	カントリーガーデン
7月11日	8月15日	【滝野の夏休み】	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	63,035	期間来園者数	カントリーガーデン他
7月11日		たきの森フェス～2021Summer～	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	▲	参加者数	滝野の森ゾーン東エリア
7月22日	8月15日	きのたんの大冒険　幻のじょうろを探せ！	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	2,962	参加者数	つどいの森他
7月31日	8月16日	滝野クラフト体験教室	1	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	504	参加者数	東口休憩所
9月18日	9月30日	【コスモスフェスタ】	1	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	▲	期間来園者数	カントリーガーデン
9月18日	9月19日	「たきの秋空コンサート＆南区マルシェ」 ～吹奏楽の音色に包まれて、 芸術の秋、食欲の秋を楽しもう～	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	▲	参加者数	カントリーハウス横他
9月25日	9月26日	チャレンジフェスティバル2021	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	▲	参加者数	つどいの森
10月9日	10月10日	チューリップを植えよう	2	一般希望者	北海道開発局 滝野管理センター	85	参加者数	カントリーガーデン
2月5日	2月6日	【滝野スノーフェスティバル】	2	来園者	北海道開発局 滝野管理センター	671	参加者数	つどいの森

※参加人数の▲は臨時閉園中のため中止、または開園期間中でも中止となったもの

令和元年度　利用プログラム一覧
①委託費のみで実施したもの

別紙15

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実　施　日	実施回数	うち森回数	定　員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
ノルディックウォーキング100kmコンペ	参加希望者	コンテスト系	ノルディックウォーキングの徒歩距離で100kmウォーキングを目指すコンペを開催した。	公園主催	園内全域	4月20日　～　11月10日	8		定員なし	732		無料	
「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	参加希望者	体験系	渓流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてラリーポイントを設定し、誰もが気軽に参加でき、当公園をくまなく巡っていただくラリープログラムを開催した。	公園主催	園内全域	4月20日　～　11月10日	8		定員なし	21,383		無料	
大魔王を倒せ！！(春)	参加希望者	体験系	滝野の森ゾーン東エリアと中心ゾーン共通でクイズラリーを行う。Twitterとも連携し、毎日情報を更新して楽しんでいただく。	公園主催	中心ゾーン	4月27日　～　5月6日	2		定員なし	995		無料	
パンジー・ビオラcollection2019	一般来園者	展示系	365日それぞれの日付にオリジナルで品種を設定した「 365品種のバースデーセレクション」や個人育種家のイチオシ厳選品種を美術館形式で展示し開催した。	公園主催	カントリーガーデン	5月1日　～　6月16日	2		定員なし	51,372		無料	
星空観察会	申込み参加者	体験系	天文台を活用した星空観察会を開催した。	公園主催	天文台	5月25日　～　9月28日	4		定員40名/回	121		無料	
花のみどころガーデンツアー	参加希望者	体験系	フラワーガイドボランティアがカントリーガーデンの案内を行うガイドツアーを行った。	公園主催	カントリーガーデン	5月7日　～　10月9日	6		定員20名/回	1,563		無料	
チューリップ・すずらんフェスタ	一般来園者	展示系	約200品種27万球のチューリップを植栽し、「ガイドツアー」や「球根掘り取り」等のイベントを開催した。	公園主催	カントリーガーデン	5月18日　～　6月9日	2		定員なし	84,592		無料	
第7回北海道キャンピングフェア	一般来園者	体験系	つどいの森にキャンピングカーや有名メーカーのテントなどのアウトドアグッズを多数展示してキャンピングフェアを実施した。	公園主催	つどいの森	5月18日　～　5月19日	2		定員なし	21,787		無料	
チョークdeハートのじゅうたん	参加希望者	体験系	チョークで地面にハートを書いてもらう。その後、お客様にそのハートの絵を背景に記念撮影を行う。	公園主催	カントリーハウス周辺	8月10日	1		定員なし	107		無料	
みんなdeloveアート	参加希望者	体験系	アートロードの装飾の一つで、お客様と一緒にアートロードを作る。壁にハートを書いてもらう。	公園主催	カントリーハウス周辺	8月3日　～　8月4日	2		定員なし	456		無料	
チューリップ・すずらんフェスタ　チューリップ掘り取り体験	参加希望者	体験系	咲き終わったチューリップの球根を掘り取って持ち帰りのできるイベントを開催を実施した。	公園主催	カントリーガーデン	6月8日　・　6月9日	2		定員2,000名/日	1,984		無料	
七夕で短冊を飾ろう	一般来園者	展示系	季節行事である七夕について、その由来や伝承、地域的な時期の違いなどをパネル展示等によって紹介し、来園者に願い事の短冊を飾って楽しんでいただいた	公園主催	東口休憩所	7月6日　～　8月7日	2		定員なし	473		無料	
滝野謎解き大作戦	参加希望者	体験系	市内の他の観光施設と共同で広報を行い、謎解きのイベントを行う。子供用にGWのクイズラリーのようなものも行い、謎解きは主に中学生以上を対象として行う。	公園主催	園内全域	7月29日　～　8月15日	2		定員なし	1,857		無料	
造園フェスティバル	参加希望者	体験系	(一社)日本造園建設業協会　北海道支部の方がいらっしゃり、緑に関わるクラフト体験や、高所作業車乗車体験を通して、造園に親しんでいただけるイベントを共催で開催する。	公園主催	東口休憩所周辺	8月3日	1		定員なし	281		無料	
遊具使い方講座	参加希望者	体験系	(一社)日本公園施設業協会　北海道支部の方がいらっしゃり、遊具の使い方などを来園者にご案内するイベントを共催で開催する。	公園主催	東口休憩所周辺	8月3日	1		定員なし	120		無料	

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
ささぶねチャレンジ	参加希望者	体験系	家族でまた、お客様同士で笹船ながしという昔身近で行われていた遊びを体験してもらえる機会を設ける。タイム計測やコースの走破などに挑戦してもらう。	公園主催	森の教室	8月14日	1		15名	12		無料	
滝野森林day	参加希望者	体験系	**森に囲まれている森のすみかエリアにおいて、森林や林業をテーマとした体験プログラムや間主体としたイベントを開催した**	公園主催	森のすみか	8月11日	1		定員なし	98		無料	
ダリアSelection	一般来園者	展示系	150品種のダリアを露地植え及び鉢植えで展示し、大きく豪華で美しい花をお客様に楽しんでいただいた。	公園主催	カントリーガーデン	9月7日　～　9月30日	1		定員なし	19,201		無料	
コスモスフェスタ	一般来園者	展示系	35品種70万本のコスモスの開花時期にあわせて「コスモスフェスタ」を開催した。	公園主催	カントリーガーデン	9月16日　～　10月9日	2		定員なし	20,931		無料	
コスモスフェスタ　スポカル～滝野de秋満喫DAY!	一般来園者	体験系	健康増進プログラムや、音楽、地域食材を活用した食を来園者に楽しんでいただく秋の大型催事として開催した。	公園主催	つどいの森	9月28日　・　9月29日	2		定員なし	8,396		無料	
滝野deハロウィン	参加希望者	体験系	ハロウィンのマントづくりやペイント、ランタンづくりなどハロウィンにちなんだクラフト体験を行うほか、ハロウィンの撮影スポットを数多く用意する。	公園主催	東口休憩所	10月19日　・　10月20日	2		各30名/日	207		無料	
チューリップを植えよう	参加希望者	体験系	お客様に来年の春に咲くチューリップの球根を木製プランターに植えていただくイベントを実施した。	公園主催	カントリーガーデン	10月12日　・　10月13日	2		定員45名/日	90		無料	
秋のパワースポットツアー	参加希望者	体験系	風水研究家の方を講師に、滝野の森の紅葉とパワースポットを楽しむツアーを開催。	公園主催	滝野の森ゾーン東エリア	10月16日	1		定員なし	5		無料	
紅葉まつり	一般来園者	展示系	園内各所の紅葉の見頃に合わせて魅力を感じ楽しんでいただけるよう「紅葉まつり」を開催した。	公園主催	園内全域	10月14日　～　10月22日	8		定員なし	13,289		無料	
たきのドキドキラリー	参加希望者	体験系	通常、冬期間閉鎖しているありの巣トンネルとありづかの塔を一部開放し、中に隠れているきのたんを探すラリーを開催した。	公園主催	こどもの谷	12月22日　～　1月31日	2		定員なし	1,052		無料	
ワックス体験	参加希望者	体験系	ワックス体験を行う。ワックスの扱い方を学ぶ講習会	公園主催	東口休憩所	12月28日	1		20名	8		無料	
歩くスキー100kmコンペ	参加希望者	コンテスト系	歩くスキーの利用促進のためのコンペティションを開催した。	公園主催	歩くスキーコース	12月23日　～　2/29	3		定員なし	384		無料	
バレンタインイベント	参加希望者	体験系	バレンタインにあわせハートの風船にお客様の願いを書いてもらい、フォトスポットをつくるイベントを行う。	公園主催	東口休憩所	2月8日　～　2月11日	4		定員なし	214		無料	
滝野スノーフェスティバル	一般来園者	体験系	多くの方に冬の滝野の魅力を感じていただくために「たきの冬花火」や「雪遊び体験」など滝野ならではのコンテンツを多数実施した。	公園主催	つどいの森	2月2日	1		定員なし	2,009		無料	
きのたんからの挑戦状	参加希望者	体験系	きのたんからの挑戦と題して、森のすみかを中心として、小さな子供から小学生くらいのこどもたちが楽しめるアクティビティを実施する。	公園主催	森のすみか	4月27日　～　3月20日	3		定員なし	1,173		無料	
ランの花を見に行こう	参加希望者	体験系	野草好きの方に人気のある野生ランを中心に1日森を見て周るツアーを開催した。	公園主催	滝野の森 ゾーン	6月16日	1		20名	16		無料	

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
森のガイドツアー/SPツアー/ナイトハイク	申込み参加者	体験系	滝野の森クラブボランティアの案内でその時期ならではのガイドツアーを実施した。SPツアーでは普段は回らないコースを案内した。	公園主催	滝野の森 ゾーン	5月4日　～　10月22日	40		定員20名/回	293		無料	
冒険遊び場きのたんの森	参加希望者	体験系	森の中で自分たちで遊び方を考えて遊ぶイベントを開催した	公園主催	滝野の森 ゾーン	5月5日　～　2月1日	13		定員なし	832		無料	
はじめての森遊び	申込み参加者	体験系	「森遊びデビューは滝野で」をキーワードに、森の中での楽しみ方や危険物についての知識を知ってもらうイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	4月28日　～　1月7日	3		定員20名	51		無料	
丸太切り体験	参加希望者	体験系	滝野の間伐材を切る体験。	公園主催	森のすみか	8月11日　・　8月12日	2		定員なし	167		無料	
はじめての沢あそび	一般来園者	体験系	西エリアの野牛沢川周辺での水遊びや生き物探しの体験	公園主催	滝野の森 西エリア	8月4日	1		定員なし	50		無料	
シラネアオイまつり	一般来園者	展示系	滝野の森ゾーン西エリアの春の山野草の1番の目玉であるシラネアオイにスポットを当てたイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月11日　～　5月19日	9		定員なし	1,186		無料	
植物写真家いがりまさし写真講座	申込み参加者	体験系	植物写真家のいがりまさし氏をお迎えして、午前中は写真講座、午後はスライドトークと生演奏を楽しんでいただくイベント。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月3日	1		45名	28		無料	
シラネアオイ観察会	一般来園者	体験系	札幌市立大学の矢部和夫先生をお招きして、滝野の森のシラネアオイの特徴や育成の過程を教えて頂いた。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月11日	1		定員15名	11		無料	
エゾアカガエルの卵を探そう	参加希望者	体験系	両生類の専門家徳田龍弘氏をお迎えして、エゾアカガエルの卵や成体などの観察を行う。	公園主催	滝野の森ゾーン西エリア	5月2日	1		定員なし	19		無料	
いきもの探検隊	参加希望者	体験系	ボランティアと一緒に周辺にいる生き物を探す体験ができるイベント。	公園主催	滝野の森 西エリア	7月30日　～　8月13日	3		定員なし	146		無料	
滝野のなつやすみ　滝野の森野外昆虫博物館	参加希望者	体験系	多様な昆虫の生態などを知るイベントを開催。	公園主催	滝野の森 西エリア	7月29日　～　8月19日	2		定員なし	451		無料	
滝野の森　生き物調査隊	申込み参加者	体験系	滝野の森ゾーン西エリアの各所で何種類の生き物がいるか調査するイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	7月30日　～　8月13日	3		定員なし	146		無料	
森のお絵かきコンテスト	参加希望者	コンテスト系	森で見つけたものの絵を描いてもらい提出してもらい、後日園内に展示する企画。	公園主催	滝野の森ゾーン	8月1日　～　8月19日	19		定員なし	18		無料	
アマガエルを探そう！	申込み参加者	体験系	両生類・爬虫類の専門家を招いて滝野で見らえるヘビの成体を教える講座	公園主催	滝野の森 西エリア	8月12日	1		20名	13		無料	
木の実の妖精タキナッツフィールドビンゴ	参加希望者	体験系	たきの森フェスのPRを兼ねてセルフで体験できるビンゴを実施。	公園主催	滝野の森ゾーン	6月1日　～　2/29	6		定員なし	388		無料	
雨の日の生きもの探し	参加希望者	体験系	雨が降った日に開催。雨が好きなカタツムリやカエルを見つけて写真に撮って来た方に記念品プレゼント。	公園主催	滝野の森ゾーン	6月1日　～　8月31日	3		定員なし	51		無料	

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
押し葉のメッセージカードつくり	参加希望者	体験系	拾ったモミジの葉っぱを押し葉にしてメッセージカードを作る体験	公園主催	滝野の森ゾーン	10月12日　～　10月27日	16		定員なし	47		無料	
ホオノキの葉っぱを探せ	参加希望者	体験系	滝野の森で一番大きな葉っぱを付けるホオノキの落ち葉の中で既定サイズ以上のものを見つけた方に景品をプレゼント	公園主催	滝野の森ゾーン	9月30日　～　10月6日	2		定員なし	80		無料	
顔に見える葉っぱを探せ	参加希望者	体験系	落ちている葉っぱの中で顔みたいに見えるものを見つけて写真に撮って来た方に景品をプレゼント	公園主催	滝野の森ゾーン	10月7日　～　10月31日	1		定員なし	122		無料	

※参加者数のうち▲は臨時閉園中、開園中でも
新型コロナウイルスのため中止

利用プログラム		
	総実施回数	207 回
	総参加者数	259,007 人
	滝野の森ゾーンでの実施回数	0 回
	滝野の森ゾーンでの参加人数	0 人

期間中入園者も含む

令和元年度　利用プログラム一覧

②委託費で行うが材料代等実費は参加者負担としたもの

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実　施　日	実施回数	うち森回数	定　員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
パンジー・ビオラcollection2019ビオラクラフト	参加希望者	体験系	パンジー・ビオラcollection2019の開催に合わせて　ビオラの押し花を利用したカンバッチつくりを開催した。	公園主催	東口休憩所	4月27日　～　5月5日	8		定員15名～100名	482		有料	100円/個
わんぱくフェスタ	参加希望者	体験系	ピーヒャラ棒ななど3種類のクラフトを行った。	公園主催	東口休憩所	4月30日　～	1		定員300名/日	254		有料	100円/個
ノルデックウォーキング講習会	申込み参加者	講習会系	初心者向けのノルディックウォーキング講習会を開催した。	公園主催	東口休憩所	5月21日　～　10月8日	5		定員20名/回	23		有料	100円/人
滝野満喫ノルディックウォーキングツアー	申込み参加者	体験系	公園内の魅力や普段はあまり歩かない道をインストラクター、公園スタッフ付で歩くツアーを開催した。	公園主催	園内全域	5月25日　～　10月12日	5		定員20名	58		有料	100円/人
アロマ塾	参加希望者	体験系	(公社)日本アロマ環境協会認定のアロマテラピーインストラクターがアロマテラピーをとおして、環境の大切さを学ぶとともに「香り」を生活に上手に取り入れる方法を学ぶ講習会を開催する。	公園主催	東口休憩所	5月4日　・　5月25日	8		45名	142		有料	200円・400円
春の寄せ植え教室	参加希望者	体験系	春の花を使った寄せ植えつくりを開催する。鉢のデザインなどもしていただき、オリジナルの寄せ植え作りを行う。	公園主催	東口休憩所	5月12日	1		40名	31		有料	500円
カンバッジづくり	参加希望者	体験系	バッジの日にちなんで、オリジナルの缶バッジ作りを開催する。	公園主催	東口休憩所	6月1日	1		50名	17		有料	100円
ハーブらいふ	申込み参加者	体験系	エディブルフラワーを使ったパンケーキづくりを開催する。	公園主催	東口休憩所	6月20日　・　10月10日	2		20名	2		有料	800円
チューリップde写真たて	参加希望者	体験系	レジン液で固めたチューリップの花びらをつかい、写真立てづくりをおこなう。	公園主催	東口休憩所	6月1日　・　6月2日	2		40名	41		有料	400円
母の日クラフト	参加希望者	体験系	ビオラの押し花とレジンを使ったはしおき作りを開催する。	公園主催	東口休憩所	5月11日　・　5月12日	2		60名	111		有料	300円
たきのクラフト体験教室	参加希望者	体験系	小学生を対象とした夏休みの自由研究のお手伝いイベントとしてクラフトイベントを開催した。	公園主催	東口休憩所	8月3日　～　8月15日	13		定員30名	494		有料	300～3000円
滝野アートday	参加希望者	体験系	ハートの日にハートをテーマにクラフト体験教室の進化版として、クラフト数も増やして、実施した。	公園主催	東口休憩所	8月10日	1		定員なし	102		有料	300～3001円
コスモスフェスタ　コクモスクラフト体験	申込み参加者	体験系	コスモスの、カンバッチづくり、コスモスのティッシュボックスづくりを実施した。	公園主催	東口休憩所	9月29日　～　10月6日	3		定員20～50名	92		有料	300円/個
ダリアSelection　ダリアのミニブーケづくり	申込み参加者	体験系	「ダリアSelection」最終日にダリアの花を使ったブーケづくりを実施した。	公園主催	東口休憩所	10月6日	1		定員20名/回	25		有料	500円/個

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
コキアのほうきづくり	申込み参加者	体験系	カントリーガーデンで紅葉したコキアを使い、「ほうきづくり」体験を実施した。	公園主催	東口ボランティア棟	11月9日　～　11月10日	3		定員20名/日	119		有料	100円/個
スキー学習対策特別レッスン	申込み参加者	講習会系	小学校で冬休み後に行われるスキー学習に備えレッスンを行い、スキー用品の選び方や装着の仕方などを学んでいただいた。	公園主催	東口休憩所	12月22日	1		定員20名	17		有料	200円/人
滝野スキースクール	参加希望者	講習会系	ファミリーゲレンデの利用促進の一環として初心者向けのスキー教室を開催した。	公園主催	ファミリーゲレンデ	12月24日　～　2月28日	3		定員10～40名/回	1,055		有料	200円/人
クロスカントリースキーステップアップレッスン	申込み参加者	講習会系	クロスカントリースキーの技術レベルの向上を目的とした、初級・中級者向けの実践的講習会を開催した	公園主催	つどいの森	1月11日　～　1月25日	4		定員20名/回	50		有料	200円/人
はじめての歩くスキー 滝を見に行こう	申込み参加者	体験系	歩くスキー人口の拡大をねらいとして、初心者が参加しやすいよう、アシリベツの滝を見に行くという目標を設定したイベントを開催した。	公園主催	渓流ゾーン	2月1日	1		定員20名/日	3		有料	200円/人
道民札幌市民歩くスキーの集い	申込み参加者	コンテスト系	歩くスキーの普及のため、園内で100kmを目指すコンペを開催する。	公園主催	つどいの森	1月26日	1		100名程度	125		有料	500～2000円
道央雪合戦チャンピオンズカップ 雪合戦体験部門雪合戦ランキング部門	申込み参加者	コンテスト系	雪国ならではのスポーツとしての雪合戦を観戦・参加できる場として、北海道雪合戦連盟と共催で雪合戦大会を開催した。	共催	つどいの森	1月11日　・　1月12日	2		定員なし	230		有料	7000円/1チーム
ハンディキャップスキー入門教室	申込み参加者	体験系	障がいのある方をでも楽しくスキーを体験できる教室を開催した。	公園主催	ファミリーゲレンデ	2月8日　・　2月15日	2		定員5～15名/日	35		有料	200円/人
第4回スノーディアスロン北海道	申込み参加者	コンテスト系	世界初の試みとしてスノーバイク(自転車)とクロスカントリースキーの2つの競技の合計タイムを競う大会を行った。	共催	つどいの森 歩くスキーコース	2月8日　・　2月9日	2		定員100名/日	30		有料	2000～4000円/人
森の楽校	申込み参加者	体験系	森の素材を使ったクラフトとネイチャーゲームを開催した。	公園主催	森の交流館	6月15日　～　11月9日	3		定員20名/回	22		有料	200円/人
滝野で採れた玄米をダッチオーブンで炊いて食べよう！	申込み参加者	体験系	秋に収穫した玄米を、自分で火起こしをしてダッチ―ブンにかけて食べる体験イベントを開催した。	公園主催	滝野の森 ゾーン	1月25日	1		15名	18		有料	200円
森ヨガ	申込み参加者	体験系	平日来園可能な女性を対象に森の中でのヨガ体験を実施した。	公園主催	滝野の森 東エリア	5月9日　～　3月4日	14		定員15名	189		有料	500円/人
滝野で暮らそう	申込み参加者	体験系	滝野の森ゾーン西エリアの田んぼを使った田植えや稲刈り体験、冬のイグルー作りなどを行った。	公園主催	滝野の森 ゾーン	5月26日　～　2月11日	5		定員20名	199		有料	200円
スノーシューツアー/SPツアー/ナイトハイク	申込み参加者	体験系	スノーシューを履いて森の中をボランティアが案内するツアーを実施。	公園主催	森の交流館	12月22日　～　2月23日	14		定員10～20名	114		有料	100円/人
滝野の森で日の出を見よう！	申込み参加者	体験系	森の交流館から日の出を見るイベントを開催した。	公園主催	森の交流館	1月3日	1		定員30名	31		有料	200円/人

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
クラフト体験	申込み参加者	体験系	森の素材を使ったクラフト体験を開催。	公園主催	森の交流館	6月15日　～　1月14日	18		定員10～20名	257		有料	200円
森フェス　～2019Summer～	一般来園者	体験系	滝野の森ゾーン東エリア全域を使って、音楽・アート・森遊びをテーマに、音楽ライブや工作体験、森遊びなど1日楽しめるイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	6月30日	1		定員なし	583		有料	100～500円/回
森フェス　～2020winter～	一般来園者	体験系	滝野の森ゾーン東エリア全域を使って、音楽・アート・森遊びをテーマに、音楽ライブや棒焼きパンつくり、森遊びなど1日楽しめるイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	2月16日	1		定員なし	457		有料	200円

※参加者数のうち▲は臨時閉園中、開園中でも
新型コロナウイルスのため中止

利用プログラム	総実施回数	130 回	期間中入園者も含む
	総参加者数	5,408 人	
	滝野の森ゾーンでの実施回数	0 回	
	滝野の森ゾーンでの参加人数	0 人	

令和2年度　利用プログラム一覧

①委託費のみで実施したもの

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実　施　日	実施回数	うち森回数	定　員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
ノルディックウォーキング100kmコンペ	参加希望者	コンテスト系	ノルディックウォーキングの徒歩距離で100kmウォーキングを目指すコンペを開催した。	公園主催	園内全域	4月19日　～　11月10日	3		定員なし	219		無料	
星空観察会	申込み参加者	体験系	天文台を活用した星空観察会を開催した。	公園主催	天文台	6月13日　～　9月26日	1		定員15名/回	32		無料	
昼間の星空観察会	参加希望者	体験系	天文台を活用し太陽の観察会を行った。	公園主催	天文台	6月21日	0		定員なし	▲		無料	
チューリップを植えよう	参加希望者	体験系	お客様に来年の春に咲くチューリップの球根を木製プランターに植えていただくイベントを実施した。	公園主催	カントリーガーデン	10月10日　・　10月11日	2		定員45組/日	90		無料	
たきのドキドキラリー	参加希望者	体験系	通常、冬期間閉鎖しているありの巣トンネルとありづかの塔を一部開放し、中に隠れているきのたんを探すラリーを開催した。	公園主催	こどもの谷	12月23日　～　1月31日	2		定員なし	2,628		無料	
歩くスキー100kmコンペ	参加希望者	コンテスト系	歩くスキーの利用促進のためのコンペティションを開催した。	公園主催	歩くスキーコース	12月23日　～　3月31日	4		定員なし	790		無料	
滝野スノーフェスティバル	一般来園者	体験系	多くの方に冬の滝野の魅力を感じていただくために「たきの冬花火」や「雪遊び体験」など滝野ならではのコンテンツを多数実施した。	公園主催	つどいの森	2月7日	1		定員なし	1,061		無料	
第9回「冬の外遊び」絵画コンクール・絵画展	一般来園者	展示系	楽しかった冬の外遊びの思い出を絵に描いて応募していただく絵画コンクールと絵画の展示を幸内科クリニックと共催で開催した。	共催	東口休憩所	2月27日　～　3月31日	2		定員なし	▲		無料	
きのたんからの挑戦状	参加希望者	体験系	冬期間は入ることができない「森のすみか」を活用したイベントを開催した。	公園主催	森のすみか	3月20日	1		定員なし	162		無料	
森のガイドツアー/SPツアー/ナイトハイク	申込み参加者	体験系	滝野の森クラブボランティアの案内でその時期ならではのガイドツアーを実施した。SPツアーでは普段は回らないコースを案内した。	公園主催	滝野の森 ゾーン	5月10日　～　10月22日	21		5組（一組最大5	61		無料	
はじめての森遊び	申込み参加者	体験系	「森遊びデビューは滝野で」をキーワードに、森の中での楽しみ方や危険物についての知識を知ってもらうイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 東エリア	7月26日　～　1月19日	1		4組（一組最大5	14		無料	
滝野のなつやすみ　滝野の森野外昆虫博物館	参加希望者	体験系	多様な昆虫の生態などを知るイベントを開催。	公園主催	滝野の森 西エリア	8月8日　～　8月18日	2		定員なし	649		無料	
滝野の森　生き物調査隊	申込み参加者	体験系	滝野の森ゾーン西エリアの各所で何種類の生き物がいるか調査するイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	8月8日　・　8月15日	2		5組（一組最大5	31		無料	
雨の日の生きもの探し	参加希望者	体験系	雨が降った日に開催。雨が好きなカタツムリやカエルを見つけて写真に撮って来た方に記念品プレゼント。	公園主催	滝野の森ゾーン	6月1日　～　8月31日	3		定員なし	3		無料	
ホオノキの葉っぱを探せ	参加希望者	体験系	滝野の森で一番大きな葉っぱを付けるホオノキの落ち葉の中で既定サイズ以上のものを見つけた方に景品をプレゼント	公園主催	滝野の森ゾーン	10月1日　～　11月10日	2		定員なし	411		無料	

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
森フェス　～2021winter～	一般来園者	体験系	滝野の森ゾーン東エリア全域を使って、音楽・アート・森遊びをテーマに、音楽ライブや棒焼きパンつくり、森遊びなど1日楽しめるイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 ゾーン	2月21日	1		定員なし	565		無料	
顔に見える葉っぱを探せ	参加希望者	体験系	落ちている葉っぱの中で顔みたいに見えるものを見つけて写真に撮って来た方に景品をプレゼント	公園主催	滝野の森ゾーン	9月1日　～　9月30日	1		定員なし	77		無料	

※参加者数のうち▲は臨時閉園中、開園中でも
新型コロナウイルスのため中止

利用プログラム			
	総実施回数	49 回	期間中入園者も含む
	総参加者数	6,793 人	
	滝野の森ゾーンでの実施回数	0 回	
	滝野の森ゾーンでの参加人数	0 人	

令和2年度　利用プログラム一覧

②委託費で行うが材料代等実費は参加者負担としたもの

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実　施　日	実施回数	うち森回数	定　員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
ノルデックウォーキング講習会	申込み参加者	講習会系	初心者向けのノルディックウォーキング講習会を開催した。	公園主催	東口休憩所	5月19日　～　10月8日	1		定員15名/回	3		有料	100円/人
滝野満喫ノルディックウォーキングツアー	申込み参加者	体験系	公園内の魅力や普段はあまり歩かない道をインストラクター、公園スタッフ付で歩くツアーを開催した。	公園主催	園内全域	5月23日　～　10月10日	4		定員15名/回	19		有料	100円/人
たきのクラフト体験教室	参加希望者	体験系	小学生を対象とした夏休みの自由研究のお手伝いイベントとしてクラフトイベントを開催した。	公園主催	東口休憩所	8月1日　～　8月16日	16		定員なし	399		有料	500～1600円
コスモスフェスタ　コクモスクラフト体験	申込み参加者	体験系	コスモスのティッシュボックスづくりを実施した。	公園主催	東口休憩所	9月22日	1		定員20名	15		有料	300円/個
スキー学習対策特別レッスン	申込み参加者	講習会系	小学校で冬休み後に行われるスキー学習に備えレッスンを行い、スキー用品の選び方や装着の仕方などを学んでいただいた。	公園主催	東口休憩所	12月26日	1		定員20名	17		有料	200円/人
滝野スキースクール	参加希望者	講習会系	ファミリーゲレンデの利用促進の一環として初心者向けのスキー教室を開催した。	公園主催	ファミリーゲレンデ	12月23日　～　3月31日	4		定員10～40名/回	2,240		有料	200円/人
クロスカントリースキーステップアップレッスン	申込み参加者	講習会系	クロスカントリースキーの技術レベルの向上を目的とした、初級・中級者向けの実践的講習会を開催した	公園主催	つどいの森	12月26日　～　2月13日	7		定員15名/回	54		有料	200円/人
はじめての歩くスキー 滝を見に行こう	申込み参加者	体験系	歩くスキー人口の拡大をねらいとして、初心者が参加しやすいよう、アシリベツの滝を見に行くという目標を設定したイベントを開催した。	公園主催	渓流ゾーン	1月9日　～　2月6日	5		定員15名/日	38		有料	200円/人
ハンディキャップスキー入門教室	申込み参加者	体験系	障がいのある方をでも楽しくスキーを体験できる教室を開催した。	公園主催	ファミリーゲレンデ	1月16日　～　2月15日	5		定員5名/日	24		有料	200円/人
森の楽校	申込み参加者	体験系	森の素材を使ったクラフトとネイチャーゲームを開催した。	公園主催	森の交流館	6月14日　～　11月3日	7		4組（一組最大5名	38		有料	200円/人
森ヨガ	申込み参加者	体験系	平日来園可能な女性を対象に森の中でのヨガ体験を実施した。	公園主催	滝野の森 東エリア	5月14日　～　3月25日	14		定員14名	113		有料	500円/人
滝野で暮らそう	申込み参加者	体験系	滝野の森ゾーン西エリアの田んぼを使った田植えや稲刈り体験を行った。	公園主催	滝野の森 ゾーン	5月31日　～　10月25日	3		5組（一組最大5名	32		有料	100円(保険料)
スノーシューツアー/SPツアー/ナイトハイク	申込み参加者	体験系	スノーシューを履いて森の中をボランティアが案内するツアーを実施。	公園主催	森の交流館	12月27日　～　3月27日	19		4組（一組最大5名	224		有料	100円/人
滝野の森で日の出を見よう！	申込み参加者	体験系	森の交流館から日の出を見るイベントを開催した。	公園主催	森の交流館	1月3日	1		5組（一組最大5名	22		有料	200円/人

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
クラフト体験	申込み参加者	体験系	森の素材を使ったクラフト体験を開催。	公園主催	森の交流館	12月23日　～　1月21日	6		定員10～20名	100		有料	200円

※参加者数のうち▲は臨時閉園中、開園中でも
新型コロナウイルスのため中止

利用プログラム	総実施回数	94 回	
	総参加者数	3,338 人	期間中入園者も含む
	滝野の森ゾーンでの実施回数	0 回	
	滝野の森ゾーンでの参加人数	0 人	

令和3年度　利用プログラム一覧

①委託費のみで実施したもの

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実　施　日	実施回数	うち森回数	定　員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
ノルディックウォーキング100kmコンペ	参加希望者	コンテスト系	ノルディックウォーキングの徒歩距離で100kmウォーキングを目指すコンペを開催した。	公園主催	園内全域	4月20日　～　11月10日	8		定員なし	142		無料	
きのたんの大冒険～不思議なチューリップを探せ！	参加希望者	体験系	中心ゾーンにていくつかの謎解きにチャレンジしてもらいます。未就学児・小学校低学年向けの難易度①コースと大人まで楽しめる難易度③コースの2コースを設定した。	公園主催	園内全域	4月29日　～　6月6日	3		定員なし	1,166		無料	
木の実の妖精タキナッツフィールドビンゴ	参加希望者	体験系	森の中にあるものでビンゴを目指す	公園主催	滝野の森ゾーン東エリア	4月19日　～　6月30日	3		定員なし	64		無料	
パンジー・ビオラフェスタ	一般来園者	展示系	今年で10年目を迎えるパンジー・ビオラの展示は、これまでの誕生日ごとに植えられた展示からパスターミナルをテーマに「見る」修景から「憩う」修景にデザインを一新します。	公園主催	東口休憩所前	4月29日　～　6月13日	3		定員なし	16,268		無料	
星空観察会	申込み参加者	体験系	天文台を活用した星空観察会を開催した。	公園主催	天文台	7月17日　・　7月24日	2		定員15名/回	19		無料	
花のみどころガーデンツアー	参加希望者	体験系	フラワーガイドボランティアがカントリーガーデンの案内を行うガイドツアーを行った。	公園主催	カントリーガーデン	5月9日　～　10月3日	6		定員20名/回	▲		無料	
チューリップ・すずらんフェスタ	一般来園者	展示系	約200品種27万球のチューリップを植栽し、「ガイドツアー」や「球根掘り取り」等のイベントを開催した。	公園主催	カントリーガーデン	5月15日　～　6月6日	2		定員なし	1,932		無料	
エゾアカガエルの卵を探そう	申込み参加者	体験系	「北海道爬虫類両生類ハンディ図鑑」の著者である徳田龍弘氏をお招きして、エゾアカガエルやエゾサンショウウオの卵の観察を行い、生態について学ぶ。	公園主催	滝野の森ゾーン西エリア	5月2日	1		5組（一組最大5	19		無料	
滝野の森フォトコンテスト	申込み参加者	展示系	滝野の森で撮影した写真を応募して頂く。応募いただいた作品は森の情報館に展示。 冬季期間に来園者による投票を実施。	公園主催		4月20日　～　11月10日	6		定員なし	22		無料	
滝野の森早朝開園	参加希望者	体験系	特別に開園時間前の森を開放し野鳥の観察やいつもと違った森の雰囲気を楽しんでもらう。	公園主催	滝野の森ゾーン西エリア	5月2日	1		定員なし	29		無料	
きのたんの宝さがし	参加希望者	体験系	自然と直結しないものを目立つように隠して、森を隅々まで観察してもらう。ただ目立つものを探すだけでなく、デッキなどの高いところに上がったり、吊り橋を渡ってみる挑戦なども含めたプログラムを行う。	公園主催	森のすみか	8月28日　～　3月31日	6		定員なし	316		無料	
きのたんの大冒険～幻のじょうろを探せ！	参加希望者	体験系	2021年冬から始まった「きのたんの大冒険」の続編を夏休み期間に行う。今回は上級編、初級編の2編成。	公園主催	園内全域	7月22日　～　8月15日	2		定員なし	2,962		無料	
昼間の星空観察会	参加希望者	体験系	天文台を活用し太陽の観察会を行った。	公園主催	東口周辺	8月1日	1		定員なし	320		無料	
七夕で短冊を飾ろう	一般来園者	展示系	季節行事である七夕について、その由来や伝承、地域的な時期の違いなどをパネル展示等によって紹介し、来園者に願い事の短冊を飾って楽しんでいただいた	公園主催	東口休憩所	7月3日　～　8月7日	2		定員なし	487		無料	

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
水鏡に映る紅葉を見よう！	一般来園者	体験系	中央口水の広場に映る紅葉をご覧いただく。	公園主催	中央口水の広場	10月26日　～　10月24日	4		定員なし	3,198		無料	
滝野でハロウィン	参加希望者	体験系	SNSに公園の写真と特定の＃をつけて投稿していただき、確認が取れた方に公園オリジナルボディペイントシールをプレゼントする。	公園主催	東口休憩所	10月30日　・　10月31日	2		30名/日	76		無料	
チューリップを植えよう	参加希望者	体験系	滝の修景で流れる滝循環ポンプを一時的に停止し、水面が動かないようにします。	公園主催	カントリーガーデン	10月9日　・　10月10日	2		定員45組/日	85		無料	
たきのドキドキラリー	参加希望者	体験系	通常、冬期間閉鎖しているありの巣トンネルとありづかの塔を一部開放し、中に隠れているきのたんを探すラリーを開催した。	公園主催	こどもの谷	12月23日　～　1月23日	2		定員なし	2,766		無料	
歩くスキー100kmコンペ	参加希望者	コンテスト系	歩くスキーの利用促進のためのコンペティションを開催した。	公園主催	歩くスキーコース	12月23日　～　3月31日	4		定員なし	866		無料	
滝野スノーフェスティバル	一般来園者	体験系	多くの方に冬の滝野の魅力を感じていただくために「たきの冬花火」や「雪遊び体験」など滝野ならではのコンテンツを多数実施した。	公園主催	つどいの森	2月5日　・　2月6日	2		定員なし	671		無料	
きのたんからの挑戦状	参加希望者	体験系	冬期間は入ることができない「森のすみか」を活用したイベントを開催した。	公園主催	森のすみか	4月29日　・　3月21日	2		定員なし	455		無料	
滝野の森お絵かきコンテスト	参加希望者	コンテスト系	森で見つけたもの、見たものの絵を描いて投稿。スタッフによる選考を行う森の交流館で専用の画用紙と応募用紙を配布。	公園主催	森の交流館	4月20日　～　8月18日	5		定員なし	38		無料	
森のガイドツアー/SPツアー/ナイトハイク	申込み参加者	体験系	募集期間内に森の交流館までお持ちいただくか、郵送していただく	公園主催	滝野の森 ゾーン	5月2日　～　10月19日	26		4組（一組最大5	376		無料	
冒険遊び場きのたんの森	参加希望者	体験系	森の中で自分たちで遊び方を考えて遊ぶイベントを開催した	公園主催	滝野の森 ゾーン	5月3日　～　2月20日	9		定員なし	534		無料	
ウインターマラソン	参加希望者	コンテスト系	小学生以上を対象に雪上マラソン大会を開催する。渓流ゾーンをコースとし、スタートとゴールをパークブリッジ下とする。	公園主催	渓流ゾーン	1月23日	1		200名程度	44		無料	
滝野パートナーズ「プチボランティア」	参加希望者	体験系	登録制ではなく、単発で参加できるボランティア。事前予約制。ボランティア活動の為、入園料、駐車料は無料。	公園主催	滝野の森 ゾーン	5月1日　～　6月15日	4		6名/回	2		無料	
お花のふしぎ探検隊	参加希望者	体験系	森づくり体験滝野の森ゾーン西エリアの園路のフキや笹を刈ったり抜いたりして、下から新たな野草が出てくるよう作業を行います。	公園主催	東口休憩所　花の情報館	8月25日	1		4組（一組最大5	25		無料	
シラネアオイまつり	一般来園者	展示系	滝野の森ゾーン西エリアの春の山野草の1番の目玉であるシラネアオイにスポットを当てたイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	5月8日　～　5月23日	1		定員なし	6,445		無料	
滝野のなつやすみ　滝野の森野外昆虫博物館	参加希望者	体験系	多様な昆虫の生態などを知るイベントを開催。	公園主催	滝野の森 西エリア	7月31日　～　8月15日	2		定員なし	712		無料	
滝野の森　生き物調査隊	申込み参加者	体験系	滝野の森ゾーン西エリアの各所で何種類の生き物がいるか調査するイベントを開催した。	公園主催	滝野の森 西エリア	7月31日　～　8月14日	3		4組（一組最大5	51		無料	

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
森の調査隊	参加希望者	体験系	森で見つけた気になるものの絵を描いてもらう	公園主催	滝野の森ゾーン	7月1日　～　8月31日	2		定員なし	542		無料	
西エリア　一般開放日	参加希望者	体験系	滝野の森西エリアを特別に開放して、春の訪れを感じてもらう。	公園主催	滝野の森ゾーン	3月6日　～　3月20日	4		定員なし	30		無料	
滝野DEお正月パーティー	参加希望者	体験系	雪原でかるた取りやすごろく大会などお正月らしいイベントを行います。	公園主催	カントリーハウス横広場	1月2日　・　1月3日	2		定員なし	869		無料	
絵画コンクール	申込み参加者	コンテスト系	「冬の外遊び」をテーマにした絵画コンクールを開催する。応募作品は園内の各施設に展示し、応募者のみならず多くのお客様にもご覧いただく。大賞・金賞・銀賞・銅賞・特別賞を選考し表彰も実施する。	公園主催	東口休憩所	2月26日　～　3月31日	2		定員なし	59		無料	
雪だるまに願いを込めよう！	参加希望者	体験系	雪だるまに願いごとを来園者に書いていただき、掲示しているポスターに貼っていただくイベント。	公園主催	東口休憩所	12月23日　～　1月16日	2		定員なし	388		無料	
米そり選手権	申込み参加者	コンテスト系	そりゲレンデの一角に専用コースを作り、来そりで誰が一番早く滑り下りられるか競争する。(UHBと協力事業)そりゲレンデのプラスティックソリコーナーの隣(旧S字コースとそりゲレンデの中間部分)に専用コースを設置予定	公園主催	ソリゲレンデ	2月11日	1		200名程度	143		無料	
みちゅばちを探せ	参加希望者	体験系	UHBとのコラボ企画。ドキドキラリーのものを利用し開催。混雑時の人の分散を図るためのイベント。		ソリゲレンデ	2月6日　～　2月14日	9		定員なし	1,187		無料	
木の実の妖精タキナッツラリー	参加希望者	体験系	小雪時の対策。森ゾーンでのラリー形式のイベント	公園主催	滝野の森ゾーン	12月23日　～　3月31日	4		定員なし	283		無料	
雨の日の生きもの探し	参加希望者	体験系	雨が降った日に開催。雨が好きなカタツムリやカエルを見つけて写真に撮って来た方に記念品プレゼント。	公園主催	滝野の森ゾーン	6月1日　～　8月31日	3		定員なし	0		無料	
森フェス　～2022winter～	一般来園者	体験系	夏と冬に開催している滝野の森のおまつり。 雪遊びを楽しみながら森を歩きまわるラリーを中心としたコンテンツ 今年のテーマは「たいけん！ノモリ調査団3」	公園主催	滝野の森ゾーン東エリア	2月27日	1		定員なし	559		無料	
ホオノキの葉っぱを探せ	参加希望者	体験系	滝野の森で一番大きな葉っぱを付けるホオノキの落ち葉の中で既定サイズ以上のものを見つけた方に景品をプレゼント	公園主催	滝野の森ゾーン	10月1日　～　11月10日	2		定員なし	391		無料	

※参加者数のうち▲は臨時閉園中、開園中でも
新型コロナウイルスのため中止

利用プログラム			
	総実施回数	148 回	
	総参加者数	44,541 人	期間中入園者も含む
	滝野の森ゾーンでの実施回数	0 回	
	滝野の森ゾーンでの参加人数	0 人	

令和3年度　利用プログラム一覧

②委託費で行うが材料代等実費は参加者負担としたもの

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実　施　日	実施回数	うち森回数	定　員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
ビオラヘアクリップを作ろう	参加希望者	体験系	パンジー・ビオラcollection2019の開催に合わせて　ビオラの押し花を利用したヘアクリップつくりを開催した。	公園主催	東口休憩所	5月15日　～　5月29日	3		30人/日	35		有料	500円/個
ノルデックウォーキング講習会	申込み参加者	講習会系	初心者向けのノルディックウォーキング講習会を開催した。	公園主催	東口休憩所	5月11日　～　10月12日	3		定員15名/回	25		有料	100円/人
ASOBIフェス	参加希望者	体験系	子どもの谷の人気遊具ふわふわエッグに利用者が集中するのを避ける目的で、園内にエアー遊具などを設置し、こどもたちが思いっきり遊べる空間を設ける。昨年度、秋・冬に実施したスポカルの運営チームが実施します。	公園主催	中央口、カントリーハウス横芝生広場、ローンスタジアム中腹	5月4日　・　5月5日	2		500/日	85		有料	各800円
滝野満喫ノルディックウォーキングツアー	申込み参加者	体験系	公園内の魅力や普段はあまり歩かない道をインストラクター、公園スタッフ付で歩くツアーを開催した。	公園主催	園内全域	5月8日　～　10月23日	4		定員15名	66		有料	100円/人
たきのクラフト体験教室	参加希望者	体験系	小学生を対象とした夏休みの自由研究のお手伝いイベントとしてクラフトイベントを開催した。	公園主催	東口休憩所	7月31日　～　8月16日	2		定員なし	504		有料	500～1600円
スキー学習対策特別レッスン	申込み参加者	講習会系	小学校で冬休み後に行われるスキー学習に備えレッスンを行い、スキー用品の選び方や装着の仕方などを学んでいただいた。	公園主催	東口休憩所	12月25日	1		定員20名	7		有料	200円/人
滝野スキースクール	参加希望者	講習会系	ファミリーゲレンデの利用促進の一環として初心者向けのスキー教室を開催した。	公園主催	ファミリーゲレンデ	12月23日　～　3月31日	4		定員10～30名/回	2,639		有料	200円/人
クロスカントリースキーステップアップレッスン	申込み参加者	講習会系	クロスカントリースキーの技術レベルの向上を目的とした、初級・中級者向けの実践的講習会を開催した	公園主催	つどいの森	1月2日　～　1月29日	13		定員15名/回	69		有料	200円/人
はじめての歩くスキー	申込み参加者	体験系	歩くスキー人口の拡大をねらいとして、初心者が参加しやすいよう、アシリベツの滝を見に行くという目標を設定したイベントを開催した。	公園主催	渓流ゾーン	1月8日　～　1月29日	4		定員15名/日	44		有料	200円/人
道央雪合戦チャンピオンズカップ 雪合戦体験部門雪合戦ランキング部門	申込み参加者	コンテスト系	雪国ならではのスポーツとしての雪合戦を観戦・参加できる場として、北海道雪合戦連盟と共催で雪合戦大会を開催した。	共催	つどいの森	1月15日　・　1月16日	2		15チーム	150		有料	10000円/1チーム
滝野公園歩くスキー大会	申込み参加者	コンテスト系	歩くスキーやクロスカントリースキーの普及啓発と当公園の歩くスキーコースの利用促進のために大会を開催する。また、タイム計測を行う記録会を同時開催し、より多くのスキーヤーの参加を促進する。	共催	つどいの森	2月23日	1		200名程度	74		有料	歩くスキー大会＝大人1,500円/名中学生以下500円/名 記録会＝大人2,500円/名中学生以下
ハンディキャップスキー入門教室	申込み参加者	体験系	障がいのある方をでも楽しくスキーを体験できる教室を開催した。	公園主催	ファミリーゲレンデ	1月15日　～　2月26日	6		定員5名/日	27		有料	200円/人
第47回道民市民歩くスキーの集い	申込み参加者	コンテスト系	今シーズン最後の歩くスキー大会を北海道歩くスキー協会との共催で開催した。	共催	つどいの森 歩くスキーコース	2月20日	1		定員200名程度	79		有料	2000円/人
森の楽校	申込み参加者	体験系	森の素材を使ったクラフトとネイチャーゲームを開催した。	公園主催	森の交流館	6月26日　～　11月3日	5		4組（一組最大5名	42		有料	200円/人

プログラム名	対象	内　容		区分	場　所	実 施 日	実施回数	うち森回数	定 員	参加者数	うち森参加者数	参加費	参加費等
はじめての森遊び	申込み参加者	体験系	低年齢の子どもと保護者を対象に森での雪遊びの仕方を知ってもらう体験。	公園主催	森の交流館	1月10日	1		4組（一組最大5名	11		有料	100円
森ヨガ	申込み参加者	体験系	平日来園可能な女性を対象に森の中でのヨガ体験を実施した。	公園主催	滝野の森 東エリア	5月13日　～　3月10日	11		定員14名	99		有料	500円/人
滝野で暮らそう	申込み参加者	体験系	滝野の森ゾーン西エリアの田んぼを使った田植えや稲刈り体験、冬のイグルー作りなどを行った。	公園主催	滝野の森 ゾーン	10月9日　～　10月31日	2		5組（一組最大5名	30		有料	100円(保険料)
スノーシューツアー/SPツアー/ナイトハイク	申込み参加者	体験系	スノーシューを履いて森の中をボランティアが案内するツアーを実施。	公園主催	森の交流館	12月26日　～　3月27日	13		4組（一組最大5名	233		有料	100円/人
楓の樹液でメイプルシロップを作ろう！	申込み参加者	体験系	イタヤカエデから樹液を採取してメイプルシロップを作る体験を行います。	公園主催	森の交流館	3月21日	1		5組（一組最大5名	14		有料	300円
滝野の森で日の出を見よう！	申込み参加者	体験系	森の交流館から日の出を見るイベントを開催した。	公園主催	森の交流館	1月3日	1		5組（一組最大5名	20		有料	200円/人
クラフト体験	申込み参加者	体験系	森の素材を使ったクラフト体験を開催。	公園主催	森の交流館	12月23日　～　3月31日	17		定員10～20名	186		有料	100円～200円

※参加者数のうち▲は臨時閉園中、開園中でも
新型コロナウイルスのため中止

利用プログラム	総実施回数	97 回	
	総参加者数	4,439 人	期間中入園者も含む
	滝野の森ゾーンでの実施回数	0 回	
	滝野の森ゾーンでの参加人数	0 人	

市民参加活動一覧

【R1】　（活動団体数：２団体　延べ活動者数：1836 名　登録人数：84 名）

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数（名）	登録人数(名)	年間延べ活動回数(回)
1	フラワーガイドボランティア	公園内カントリーガーデンに咲く季節の草花のガイドをメインに活動。ガイド以外にも草花育成のための軽作業なども実施。	469	30	136
2	滝野の森クラブ	滝野の森の四季の自然を来園者に紹介し、公園の魅力を来園者に伝えることを目的にガイドツアーやクラフト教室等を開催。この他にも田んぼを活用した米づくりやシラネアオイなどの山野草の増殖活動も実施。	1,367	54	131

【R2】　（活動団体数：２団体　延べ活動者数：1285 名　登録人数：76 名）

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数（名）	登録人数(名)	年間延べ活動回数(回)
1	フラワーガイドボランティア	公園内カントリーガーデンに咲く季節の草花のガイドをメインに活動。ガイド以外にも草花育成のための軽作業なども実施。	245	26	86
2	滝野の森クラブ	滝野の森の四季の自然を来園者に紹介し、公園の魅力を来園者に伝えることを目的にガイドツアーやクラフト教室等を開催。この他にも田んぼを活用した米づくりやシラネアオイなどの山野草の増殖活動も実施。	1,040	50	112

【R3】　（活動団体数：２団体　延べ活動者数：1609 名　登録人数：80 名）

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数（名）	登録人数(名)	年間延べ活動回数(回)
1	フラワーガイドボランティア	公園内カントリーガーデンに咲く季節の草花のガイドをメインに活動。ガイド以外にも草花育成のための軽作業なども実施。	238	28	77
2	滝野の森クラブ	滝野の森の四季の自然を来園者に紹介し、公園の魅力を来園者に伝えることを目的にガイドツアーやクラフト教室等を開催。この他にも植物調査や田んぼを活用した米づくり、シラネアオイなどの山野草の増殖活動も実施。	1,371	52	148

広報・報道実績

【 R1 】

報道件数

月	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌等	計
4 月	5	1	1	6	13
5 月	8	7	1	2	18
6 月	4	3	2	5	14
7 月	4	12	―	6	22
8 月	5	8	25	4	42
9 月	3	8	1	7	19
10 月	6	3	4	1	14
11 月	3	―	―	0	3
12 月	16	7	―	5	28
1 月	2	10	2	1	15
2 月	4	5	―	3	12
3 月	―	―	―	10	10
計	60	64	36	50	210

※「雑誌等」にはインターネット記事掲載を含まない。

報道一覧

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材件数	投込件数
公園全体・施設の紹介	北海道新聞、毎日新聞 等	STV、NHK 等	stv ラジオ、札幌市広報紙 等		
4/1(水)～11/10(火)	13 件	19 件	29 件	3 件	2 件
イベント紹介	北海道新聞、朝日新聞 等	NHK，HBC 等	stv ラジオ、NHK出版 等		
4/1(水)～11/10(火)	14 件	10 件	32 件	7 件	10 件
花の紹介	北海道新聞、読売新聞 等	NHK、HBC 等	stv ラジオ、(株)リクルート 等		
	6 件	11 件	8 件	26 件	11 件
公園全体・施設の紹介	北海道新聞	STV，HBC 等	(株)えんれいしゃ		
11/11(水)～3/31(木)	3 件	15 件	6 件	11 件	3 件
イベント紹介	北海道新聞、朝日新聞 等	NHK、UHB 等	stv ラジオ、札幌市南区役所等		
11/11(水)～3/31(木)	19 件	5 件	10 件	9 件	4 件
その他	北海道新聞	HTB	札幌市南区役所		
	5 件	4 件	1 件	5 件	0 件
合　計	60 件	64 件	86 件	61 件	30 件

SNS 月別投稿件数

月	Twitter	Instagram	Facebook	YouTube	計
4 月	24	3	―	0	27
5 月	40	15	―	0	55
6 月	24	12	―	0	36
7 月	12	3	―	0	15
8 月	33	8	―	0	41
9 月	15	8	8	0	31
10 月	26	15	14	0	55
11 月	6	6	4	0	16
12 月	14	3	10	0	27
1 月	24	3	17	0	44
2 月	25	5	15	0	45
3 月	18	2	4	0	24
計	261	83	72	0	416

【 R2 】

報道件数

月	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌等	計
4 月	4	―	―	10	14
5 月	2	―	―	1	3
6 月	―	1	―	6	7
7 月	3	7	―	3	13
8 月	4	10	2	4	20
9 月	1	7	1	6	15
10 月	6	9	―	5	20
11 月	―	1	―	2	3
12 月	4	5	―	7	16
1 月	10	9	―	4	23
2 月	8	5	―	3	16
3 月	6	4	―	11	21
計	48	58	3	62	171

※「雑誌等」にはインターネット記事掲載を含まない。

報道一覧

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材件数	投込件数
公園全体・施設の紹介(夏季) 4/1(金)～11/10(木)	北海道新聞	NHK、HTB 等	秀学社、札幌市 等		
	12 件	20 件	14 件	5 件	0 件
イベント紹介(夏季) 4/1(金)～11/10(木)	北海道新聞	TVH、STV 等	stvラジオ、大通情報ステーション 等		
	3 件	8 件	16 件	1 件	0 件
花の紹介	読売新聞、北海道新聞 等	STV、UHB 等	(株)えんれいしゃ、コロカル(株)マガジンハウス 等		
	1 件	6 件	5 件	0 件	0 件
公園全体・施設の紹介(冬季) 11/11(金)～3/31(金)	読売新聞、毎日新聞 等	NHK、HTB 等	(株)リクルート、k・pクリエイションズ 等		
	10 件	16 件	5 件	16 件	5 件
イベント紹介(冬季) 11/11(金)～3/31(金)	北海道新聞、朝日新聞 等	STV、HBC 等	(株)中広、大通情報ステーション 等		
	13 件	4 件	7 件	6 件	2 件
その他	北海道新聞		北海道ドライブ推進コンソーシアム 等		
	9 件	4 件	3 件	8 件	0 件
合　計	48 件	58 件	65 件	36 件	7 件

SNS 月別投稿件数

月	Twitter	Instagram	Facebook	YouTube	計
4 月	30	2	12	0	44
5 月	63	6	17	1	87
6 月	42	4	8	3	57
7 月	34	3	14	3	54
8 月	30	7	9	0	46
9 月	34	8	15	0	57
10 月	42	16	16	0	74
11 月	26	10	9	2	47
12 月	45	6	9	1	61
1 月	86	3	18	8	115
2 月	64	4	8	5	81
3 月	95	9	14	9	127
計	591	78	149	32	850

【 R3 】

報道件数

月	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌等	計
4 月	4	4	―	17	25
5 月	6	5	―	4	15
6 月	2	4	1	4	11
7 月	2	3	―	5	10
8 月	6	3	―	2	11
9 月	―	1	1	5	7
10 月	4	5	2	4	15
11 月	1	1	―	4	6
12 月	3	―	―	3	6
1 月	7	6	―	3	16
2 月	6	4	―	6	16
3 月	3	―	1	2	6
計	44	36	5	59	144

※「雑誌等」にはインターネット記事掲載を含まない。

報道一覧

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材件数	投込件数
公園全体・施設の紹介 4/1(土)～11/10(金)	十勝毎日新聞,北海道新聞　等	ＨＴＢ、ＳＴＶ等	ＮｏｒｔｈＷａｖｅ、(株)リクルート　等		
	8 件	15 件	12 件	11 件	1 件
イベント紹介 4/1(土)～11/10(金)	北海道新聞、	ＮＨＫ、ＨＴＢ等	Ａｉｒ－Ｇ、[株]えんれいしゃ等		
	9 件	5 件	22 件	5 件	1 件
花の紹介	北海道新聞	ＳＴＶ、ＵＨＢ等	[株]エムシー・コーポレーション、北海道観光振興機構　等		
	6 件	5 件	9 件	7 件	3 件
公園全体・施設の紹介 11/11（土）～3/31（土）	北海道新聞	ＮＨＫ、ＨＢＣ等	Ａｉｒ－Ｇ、JTB パブリッシング等		
	1 件	4 件	8 件	4 件	3 件
イベント紹介 11/11（土）～3/31（土）	北海道新聞、朝日新聞等	ＳＴＶ，ＳＴＶ等	(株)リクルート、(株)エムジー・コーポレーション　等		
	18 件	7 件	7 件	7 件	5 件
その他	北海道新聞		JTB パブリッシング、札幌市南区役所　等		
	2 件	0 件	6 件	1 件	2 件
合　　計	107 件	36 件	64 件	35 件	15 件

SNS 月別投稿件数

月	Twitter	Instagram	Facebook	YouTube	計
4 月	57	15	7	2	81
5 月	94	27	21	17	159
6 月	77	25	20	19	141
7 月	61	21	16	12	110
8 月	57	17	9	8	91
9 月	81	18	15	10	124
10 月	91	30	22	12	155
11 月	43	17	11	6	77
12 月	60	22	15	5	102
1 月	107	22	26	14	169
2 月	89	22	15	4	130
3 月	92	18	12	10	132
計	909	254	189	119	1,471

ホームページアクセス件数

月	令和元年度 ＨＰアクセス件数	令和２年度 ＨＰアクセス件数	令和３年度 ＨＰアクセス件数
4 月	298,888 件	93,720 件	246,647 件
5 月	539,487 件	117,459 件	135,758 件
6 月	279,671 件	137,090 件	176,974 件
7 月	331,596 件	470,549 件	382,597 件
8 月	371,480 件	437,572 件	337,649 件
9 月	252,146 件	286,230 件	121,626 件
10 月	213,268 件	222,934 件	226,680 件
11 月	85,606 件	53,998 件	58,298 件
12 月	192,333 件	135,995 件	163,956 件
1 月	359,056 件	326,017 件	330,072 件
2 月	189,204 件	202,266 件	187,327 件
3 月	67,815 件	146,583 件	135,469 件
計	3,180,550 件	2,630,413 件	2,503,053 件

令和元年度　国営滝野すずらん丘陵公園 開園時間延伸状況

エリア	期間	延伸理由	開園時間
中心ゾーン	5/25・6/8・8/24・9/28	「星空観察会」実施のため	19：30～21：00
滝野の森ゾーン（東エリア）	1/3	「滝野の森で日の出を見よう！」実施のため	6：30～9：00
滝野の森ゾーン（東エリア）	1/18	「冬のナイトハイク」実施のため	16：30～19：00
中心ゾーン	8/25	「LIGHT UP NIPPON HOKKAIDO」実施のため	18：00～20：00

令和２年度　国営滝野すずらん丘陵公園 開園時間延伸状況

エリア	期間	延伸理由	開園時間
中心ゾーン	8/23	「Hokkaido Dream DRIVE IN HANABI」実施のため	18：00～20：00
滝野の森ゾーン（東エリア）	1/3	「滝野の森で日の出を見よう！」実施のため	6：30～9：00
滝野の森ゾーン（東エリア）	1/18	「冬のナイトハイク」実施の為	17:00～19:00
滝野の森ゾーン（西エリア）	3/13	「夕暮れツアー」開催の為	17:00～19:00

令和３年度　国営滝野すずらん丘陵公園 開園時間延伸状況

エリア	期間	延伸理由	開園時間
滝野の森ゾーン（西エリア）	5/2	「早朝開園」実施のため	7:00～9:00
中心ゾーン	7/17・7/24	「星空観察会」実施のため	19：30～21：00
滝野の森ゾーン（西エリア）	7/22・7/23・7/27・7/29	「滝野の森ドキドキナイトハイク」実施のため	18：00～21：00
中心ゾーン	8/22	「LIGHT UP NIPPON HOKKAIDO」実施のため	18：00～20：00
中心ゾーン	10/31	「ジョンソンホームズ花火大会」実施のため	17：00～20：00
滝野の森ゾーン（東エリア）	1/3	「滝野の森で日の出を見よう！」実施のため	6：30～9：00
滝野の森ゾーン（東エリア）	1/15	「滝野ドキドキナイトハイク」実施のため	16：00～18：30
滝野の森ゾーン（西エリア）	3/12	「夕暮れツアー」実施のため	16：30～19：00

混雑時の状況

■ 入園者数・駐車台数・貸自転車比較

R1※		入園者数	駐車台数	貸自転車
		R1	R1	R1
5 月 4 日	土祝	12,151	3,071	421
5 月 5 日	日	8,383	2,130	374
計		20,534	5,201	795

※ 駐車場が 2 ヶ所以上満車になった日を抽出

R2※		入園者数	駐車台数	貸自転車
		R2	R2	R2
計				

※ 該当日なし

R3※		入園者数	駐車台数	貸自転車
		R3	R3	R3
計				

※ 該当日なし

■　令和元年度

			渓流口	中央口	東口	鱒見口
5月4日	駐車場	満車時間	11:30	00:00	11:30	12:00
		解除時間	14:30	00:00	14:30	12:30
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
			渓流口	中央口	東口	鱒見口
5月5日	駐車場	満車時間	12:30	00:00	11:00	00:00
		解除時間	14:30	00:00	14:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00

※駐車場が2ヶ所以上満車になった日を抽出

■　令和２年度

			渓流口	中央口	東口	鱒見口
月　日	駐車場	満車時間	00：00	00：00	00：00	00：00
		解除時間	00：00	00：00	00：00	00：00
	サイクリング	貸出済時間	00：00	00：00	00：00	00：00

※該当日なし

■　令和３年度

			渓流口	中央口	東口	鱒見口
月　日	駐車場	満車時間	00:00	00:00	00:00	00:00
		解除時間	00:00	00:00	00:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00

※該当日なし

提供施設一覧表

ｿﾞｰﾝ名	種類	施設名	構造・延床面積（㎡）	備　　考
渓流ゾーン	休憩所	休憩所（渓流口駐車場）	木造(25 ㎡)	
		ロッジゆきざさ	W 造一部 RC 造平屋建一部地下 1 F(315.36 ㎡)	飲食・物販施設以外
		炊事遠足広場四阿（２棟）	木造(10.01 ㎡)	
		炊事遠足広場四阿（５棟）	木造(134.997 ㎡)	
		疎林広場四阿（２棟）	木造(8.42 ㎡)	
		鱒見口休憩所	軽量鉄骨平屋建(18.75 ㎡)	
	便所	アシリベツの滝多目的便所	RC 造平屋建(15 ㎡)	
		アシリベツの滝便所	RC 造平屋建(27.5 ㎡)	
		案内所横便所	RC 造平屋建(46.75 ㎡)	
		渓流園多目的便所	RC 造平屋建(15 ㎡)	
		渓流園便所・電気室	RC 造平屋建(41.25 ㎡)	
		渓流口便所	RC 造平屋建(60 ㎡)	
		作業センター多目的便所	RC 造平屋建(15 ㎡)	
		作業センター横便所	RC 造平屋建(49.5 ㎡)	
		炊事遠足広場便所	RC 造平屋建(44.35 ㎡)	
		鱒見口便所	RC 造平屋建(46.75 ㎡)	
		鱒見の滝多目的便所	RC 造平屋建(15 ㎡)	
		鱒見の滝便所	RC 造平屋建(27.5 ㎡)	
	管理棟・車輌倉庫・案内所等	案内所	木造平屋建(113.4 ㎡)	
		作業センター	RC 造平屋建(85.05 ㎡)	
		門衛所	RC 造平屋建(5.88 ㎡)	
中心ゾーン	休憩所	四阿（子どもの谷Ⅱ期上・八角）	木造(4.839 ㎡)	
		四阿（東口休憩所横）	木造(10.35 ㎡)	
		四阿（東口駐車場）	木造(10.35 ㎡)	
		四阿（溶岩すべり台下）	木造(39 ㎡)	
		四阿（ﾛｰﾝｽﾀｼﾞｱﾑ）	木造(17.1 ㎡)	
		四阿（ﾛｰﾝｽﾀｼﾞｱﾑ）	木造(17.1 ㎡)	
		カントリーハウス	木造２階建、地下１階(1,562.21 ㎡)	飲食・物販施設以外
		こどもの谷休憩所	RC 造平屋建(369.51 ㎡)	飲食・物販施設以外
		収穫の谷四阿	木造(25.92 ㎡)	
		中央口休憩所Ａ（管理所）	RC 造平屋建(506.43 ㎡)	飲食・物販施設以外
		中央口休憩所Ｂ（休憩所）	RC 造平屋建(398.84 ㎡)	飲食･物販施設等以外
		峠の庭四阿	木造(11.52 ㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造(16 ㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造(36 ㎡)	
		花のテラス四阿	木造(6.48 ㎡)	
		東口情報ｾﾝﾀｰ（研修棟）	RC 造平屋建、３棟庇　鉄骨造 (1,107.61 ㎡)	
		東口情報ｾﾝﾀｰ（ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ棟）		
		東口情報ｾﾝﾀｰ（ﾚｽﾄﾊｳｽ棟）		飲食・物販施設以外
		東口便所・休憩所	RC 造平屋建(144 ㎡)	
	便所	うねりの大地（大地の広場）便所	RC 造平屋建(72.41 ㎡)	
		さまよいの洞窟便所	RC 造平屋建(101.26 ㎡)	
		中央口便所（中央口連絡橋）	RC 造平屋建(117.4 ㎡)	
		森のすみか便所（こもれびの森）	RC 造平屋建(22.5 ㎡)	

ｿﾞｰﾝ名	種類	施設名	構造・延床面積（㎡）	備　　考
中心ゾーン	遊戯施設	あり塚の塔	RC 造平屋建(345.152 ㎡)	
		ありの巣トンネル	RC 造平屋建(441.82 ㎡)	
		虹の巣ドーム	RC 造２階建(705.8 ㎡)	
	展望施設	収穫の谷展望施設（サイロ）	RC 造２階建、地下１階(45.62 ㎡)	
		すずらんの丘展望台	SRC 造４階建(735.91 ㎡)	
	天文台	天文台	RC 造平屋建(292.699 ㎡)	
	管理棟・車輛倉庫・案内所等	うねりの大地・さまよいの洞窟機械室	RC 造平屋建(22.5 ㎡)	
		事務所車庫	RC 造平屋建(828.17 ㎡)	本業務の対象外
		滝野公園事務所庁舎	RC 造２階建(2,311.15 ㎡)	本業務の対象外（ビジターセンター以外)
		滝野公園事務所庁舎（ビジターセンター)	RC 造２階建(2,311.15 ㎡)	
		バックヤード屋外作業棟	RC 造平屋建(105 ㎡)	
		バックヤード北棟	RC 造２階建(376.92 ㎡)	
		バックヤード南棟	RC 造平屋建(122.03 ㎡)	
		森のすみか電気室（森の工房)	木造平屋建(236.16 ㎡)	
宿泊ゾーン	便所	山の家野外トイレ	木造平屋建(49 ㎡)	
	青少年山の家	青少年山の家（多目的ﾎｰﾙ)	SRC 造２階建(1,520.27 ㎡)	本業務の対象外
		青少年山の家（宿泊棟、研修棟)	RC 造２階建(3,593.19 ㎡)	本業務の対象外
滝野の森ゾーン	休憩所	森の教室	RC 造平屋建(161.25 ㎡)	
		森の交流館	RC 造一部木造地上１階、地下２階（回廊）S 造４階建(1,267.94 ㎡)	回廊含む
		森の情報館	RC 造地上１階､地下２階建(1,102.02 ㎡)	
	便所	便所・電気室(南駐車場)	RC 造平屋建(158 ㎡)	
		みずなら広場便所	RC 造平屋建(89.10 ㎡)	
		はるにれ広場便所	RC 造平屋建(66.83 ㎡)	
		滝野の森口便所	RC 造平屋建(66.83 ㎡)	
	展望施設	森見の塔	RC 造(304.92 ㎡)	
	管理棟・車輛倉庫・案内所等	滝野の森口料金所（２棟)	RC 造平屋建(6.76 ㎡)	
		滝野の森口門衛所	軽量鉄骨平屋建(6.21 ㎡)	
その他		井戸上屋	RC 造平屋建(34.25 ㎡)	
		１号井戸ポンプ室	S 造平屋建(3.24 ㎡)	
		新２号井戸ポンプ室	S 造平屋建(3.24 ㎡)	
		６号井戸ポンプ室	S 造平屋建(3.24 ㎡)	
		中の沢ろ過機械室	RC 造平屋建(60.5 ㎡)	
		配水池	RC 造平屋建(499.9 ㎡)	
		ポンプ室（中の沢)	RC 造平屋建(32.64 ㎡)	
		汚水処理場	RC 造平屋建(262.4 ㎡)	
		白帆電気室	RC 造平屋建(33.25 ㎡)	
		資材庫	S 造平屋建(79.25 ㎡)	
		救護所	S 造平屋建(34.02 ㎡)	

提供物品一覧

番号	品名	規格	単位	数量	提供期間
1	草刈機	バロネス GM1600 外	台	3	R5.12.1～R9.11.30
2	昇降台		台	1	R5.12.1～R9.11.30
3	スノーモービル	ヤマハ	台	3	R5.12.1～R9.11.30
4	テレビジョン	パナソニック　ＴＨ４８ＨＧ１	台	2	R5.12.1～R9.11.30
5	テレビ台	オーロラ　ＫＢ－１０００	台	1	R5.12.1～R9.11.30
6	椅子収納用台車	天文台	台	3	R5.12.1～R9.11.30
7	アルミブリッジ	ＨＢＢＮ－３００－３８－１５	組	1	R5.12.1～R9.11.30
8	エアーコンプレッサー	日立　ベビーコーン	台	1	R5.12.1～R9.11.30
9	回転黒板	コクヨ	台	1	R5.12.1～R9.11.30
10	会議用テーブル	ウチダ　ＡＪ－４３８４型	台	1	R5.12.1～R9.11.30
11	キーケース	ウチダ　ＵＦ－２４０	個	1	R5.12.1～R9.11.30
12	救護用ベッド	ＫＡ４２７１	台	3	R5.12.1～R9.11.30
13	救命用ボート	アルミアキアボート	台	1	R5.12.1～R9.11.30
14	屑入れ(大型)	ダストパーキング　ＹＷ－７２１	台	5	R5.12.1～R9.11.30
15	きのたんぬいぐるみ		個	3	R5.12.1～R9.11.30
16	立体金属工芸品	４体セット	組	1	R5.12.1～R9.11.30
17	芝刈機	ホンダ　RC216 型自走式	台	1	R5.12.1～R9.11.30
18	芝刈機	ホンダ　HRC536	台	1	R5.12.1～R9.11.30
19	コインロッカー	ウチダ　２列４段	台	35	R5.12.1～R9.11.30
20	コインロッカー	ウチダ　３列２段	台	2	R5.12.1～R9.11.30
21	小型除雪機	ヤマハ YT－1080ED・YT-660ED	台	2	R5.12.1～R9.11.30
22	ゴミ収集コンテナ	キャンプ場用	台	12	R5.12.1～R9.11.30
23	消防ポンプ	可搬式 シバウラ TF-15	台	4	R5.12.1～R9.11.30
24	サイドテーブル	コクヨ　ＭＧ２２０ＤＳＴ	台	1	R5.12.1～R9.11.30
25	新聞掛	ウチダ　453-5001	台	1	R5.12.1～R9.11.30
26	スクーター	ヤマハ　ギア	台	1	R5.12.1～R9.11.30
27	スキーラック		台	8	R5.12.1～R9.11.30
28	ストレッチャー	コンビネーション、ST6107	台	5	R5.12.1～R9.11.30
29	ダストボックス	エンジュエル　ＮＳ	台	1	R5.12.1～R9.11.30

番号	品名	規格	単位	数量	提供期間
30	体重計台	コンビ　ＮＳ－０６	台	1	R5.12.1～R9.11.30
31	デジタルメジャー	モデルⅡ	台	2	R5.12.1～R9.11.30
32	テント	屋型式(2 間×3 間)	張	12	R5.12.1～R9.11.30
33	投光器	ナショナル 狭角 HDI000W	台	3	R5.12.1～R9.11.30
34	投光器	ナショナル 超狭角 HD1000W	台	3	R5.12.1～R9.11.30
35	電動四輪車	サンワ マイキャブ 400	台	5	R5.12.1～R9.11.30
36	電動四輪車	サンワ ｽｰﾊﾟｰﾏｲｷｬﾌﾞ SPX4000	台	5	R5.12.1～R9.11.30
37	パネル	ノックダウン式展示パネル	台	25	R5.12.1～R9.11.30
38	蜂用防護服	ミツウマおたる 8M 型	個	1	R5.12.1～R9.11.30
39	パーテイション	コルクボード付き	台	2	R5.12.1～R9.11.30
40	パルクリーン	MKS-C015BJW-B	台	5	R5.12.1～R9.11.30
41	発電器	ヤマハ EF2300S	台	2	R5.12.1～R9.11.30
42	発電器	ヤマハ EF6000E	台	2	R5.12.1～R9.11.30
43	パンフレットラック		台	6	R5.12.1～R9.11.30
44	ビデオ	ビクター　ＨＲ－Ｗ５	台	2	R5.12.1～R9.11.30
45	ビジネスキッチン		台	1	R5.12.1～R9.11.30
46	標準シート	コンビ　ＮＳ－０４－Ｂ	台	1	R5.12.1～R9.11.30
47	ポリグラフ検測棹	15m×15 段	本	3	R5.12.1～R9.11.30
48	ホワイトボード		枚	2	R5.12.1～R9.11.30
49	両開書棚（木製）	コクヨ　ＭＧ２２０ＧＢ	個	1	R5.12.1～R9.11.30
50	ロッカー（木製）	コクヨ　ＭＧ２２０ＬＴ３１	個	1	R5.12.1～R9.11.30
51	ロッカー	プラス　ＬＫ－３３１	個	2	R5.12.1～R9.11.30
52	ロビーチェア	ウチダ　Ｕ４２０	個	4	R5.12.1～R9.11.30
53	ロビースツール	ウチダ　Ｕ４２１	個	3	R5.12.1～R9.11.30
54	ロビーテーブル	ウチダ　Ｕ－４２３	個	4	R5.12.1～R9.11.30
55	ワゴン		台	4	R5.12.1～R9.11.30

※契約時点では提供物品であっても、R5.12.1 時点で故障等により提供できない物品があることに留意すること。

※スノーモービル３台故障時の修理費については、契約者負担である。また、故障等により使用不可となった場合は、契約者負担にてリースし使用すること。

別紙23

購入備品一覧

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
1	ロッカー	ベージュ 3連式	1	S58.8.29	管理センター
2	耐火金庫	ITOKI GOLD STATE STRONG SD 2TS 87	1	S58.8.29	管理センター
3	ロッカー	ウチダ 2連2号	1	S59.3.31	管理センター
4	書庫	コンビ式 カラーカードネット	1	S59.3.31	案内所
5	車椅子	チューブタイヤ 9911U	4	S59.9.3	渓流口
6	診察台	木製	1	S59.9.3	カントリーハウス
7	書庫	ベージュ H880 D515 W880	1	S60.1.10	案内所
8	カメラ・附属品	ニコン フィールドスコープED	1	S60.5.2	管理センター
9	ホワイトボード	回転式・脚付 900×1800	1	S60.6.4	管理センター
10	消防ポンプ運搬車		1	S60.8.27	作業センター
11	記念スタンプ台	500×430×950（丸太調）	1	S60.10.15	案内所
12	記念スタンプ台	500×430×950（木目調）	2	S60.10.15	ロッジゆきざさ
13	ユニットハウス	トイレ付	1	S60.12.4	森口
14	スツール	カラマツ集成ベンチ 1000×400×400	12	S60.12.5	案内所
15	スツール	カラマツ集成ベンチ 1500×400×400	4	S60.12.5	ロッジゆきざさ
16	テーブル	カラマツ集成 変形 1800×1000×600	1	S60.12.5	ロッジゆきざさ
17	テーブル	カラマツ集成 1000×700×700	4	S60.12.5	ロッジゆきざさ
18	テーブル	カラマツ集成 変形 2300×1300×600	1	S60.12.5	ロッジゆきざさ
19	テーブル	カラマツ集成 1500×700×700	2	S60.12.5	ロッジゆきざさ
20	解氷機	SSS-350S	1	S61.2.5	管理センター
21	電動工具	ドリル 日立 BUI-SH3	1	S61.7.29	車庫
22	軽量棚	1800×600×1800	1	S61.8.13	北棟
23	書架	2100×350×900	2	S61.8.13	管理センター
24	書架	雑誌架 プラス21-326 ML-102C	1	S61.8.13	案内所
25	書庫	プラス 08-370 MT208SB	1	S61.8.13	案内所
26	スツール	カラマツ集成ベンチ 1500×400×400	4	S62.1.20	ロッジゆきざさ
27	スツール	カラマツ集成ベンチ 1000×400×400	6	S62.1.20	ロッジゆきざさ
28	テーブル	カラマツ集成 1500×700×700	2	S62.1.20	ロッジゆきざさ
29	テーブル	カラマツ集成 1000×700×700	3	S62.1.20	ロッジゆきざさ
30	放送装置	スピーカー ビクター SB15	1	S62.5.20	パークステーション
31	電子レンジ	MR-M33	1	S62.9.1	案内所
32	書籍	北海道の高山植物	1	S62.9.25	管理センター
33	リヤカー	黒塗装	3	S62.10.20	渓流口

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
34	軽量棚	ピンケース付 W88 D45 H182	1	S62.11.20	作業センター
35	発電機	EF2000A	1	S62.11.20	車庫
36	軽量棚	10-138	1	S62.12.18	北棟
37	机	UCHIDA 312-0205 5号 片袖	1	S63.5.20	森口
38	ホールカッター	φ10	1	S63.6.20	北棟
39	マップマスター	ウチダ 304-7010 A1版	2	S63.7.20	管理センター
40	ロッカー	プラス LK-22 68-721	1	S63.7.20	案内所
41	給水ポンプ	三菱 G-510P	2	S63.8.19	釣堀
42	ロッカー	LK-22	1	H1.4.7	車庫
43	掃除機	MC-G350WD	1	H1.8.23	展望台
44	書籍	緑のデザイン	1	H2.10.12	管理センター
45	書庫	SG-353R スチール戸	2	H4.3.16	車庫
46	書庫	SG-353R ガラス戸	2	H4.3.16	案内所
47	机	UCHIDA GX-S 片袖 127	3	H4.3.26	管理センター
48	机	UCHIDA GX-S 両袖 167	3	H4.3.26	管理センター
49	給水ポンプ	SSE-50	1	H4.9.11	中央口
50	机	UCHIDA GX-S 片袖 127	1	H5.3.16	管理センター
51	机	UCHIDA GX-S 片袖 127	1	H5.3.16	東口
52	書籍	日本建設機械要覧	1	H5.3.16	管理センター
53	原動機付自転車	ヤマハジョグ 3YJ-2938226 札幌市1け89-33	1	H5.9.27	車庫
54	キーケース	UT-240型	1	H6.7.11	管理センター
55	机	EX100BD 両袖	2	H6.11.5	管理センター
56	キーケース	UT-240型	1	H7.3.15	管理センター
57	脇机	ウチダ GXS 2段	7	H7.3.15	管理センター
58	脇机	ウチダ GX-S 2段	1	H7.3.15	管理センター
59	原動機付自転車	ヤマハ 4JP-5792929 札幌市1こ23-54	1	H7.5.14	車庫
60	ストーブ	コロナ FH-3280Y	1	H7.10.23	森口
61	ＯＡテーブル・附属品	D386CF-M383	2	H8.3.20	管理センター
62	補助テーブル	オカムラ D389ZP-M383	2	H8.3.20	管理センター
63	椅子	オカムラCE-64DZ-FB41	1	H8.3.20	管理センター
64	移動式踏台	コクヨ SP-13	2	H8.3.20	管理センター
65	机	UCHIDA GX-S 片袖 127-3	1	H8.3.20	管理センター
66	脇机	GX-S047-2	1	H8.3.20	管理センター
67	テント	2間×3間	2	H8.3.24	車庫
68	仮設トイレ	循環式	1	H8.4.1	滝口
69	ガードマンボックス	スーパーハウス N36型	1	H8.4.1	資材置場

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
70	原動機付自転車	ヤマハギア 4KN-093457 札幌市1 こ 64-81	1	H8.5.1	車庫
71	椅子	JI-560SG インフォメーションチェアー	1	H9.3.20	中央口
72	書庫	SG-356	4	H9.3.20	管理センター
73	放送装置	ナショナルラムサ　システムラック・ミキサー・ワイヤレス受信機・チューナーカセットデッキ・パワーアンプ	1	H9.3.20	東口休憩所
74	軽量棚	L-7420-5 1200×2100	3	H9.3.20	管理センター
75	軽量棚	L-7515-5 1500×2100×460	1	H9.3.20	管理センター
76	軽量棚	L-7520-5 1500×2100	8	H9.3.20	管理センター
77	軽量棚	L-7620-5 1800×2100	2	H9.3.20	管理センター
78	アースボード	ホーネット75cm　CE-75	2	H10.2.28	管理センター
79	コインロッカー	木目2列4段	3	H10.3.11	案内所
80	放送装置	ワイヤレスＰＡパック　ＰＡＥ－３５０	1	H10.3.11	管理センター
81	書庫	ウチダ 1-300-2001	1	H10.3.25	天文台
82	アウトドア用車椅子	コロンバス	2	H10.5.20	中央口
83	ブルージャンボヒーター	BR380J1	2	H10.12.25	東口休憩所
84	ロッカー	コクヨ PLK-245-F11	1	H11.3.10	管理センター
85	ロッカー	コクヨ PLK-335-F11	1	H11.3.10	管理センター
86	会議用テーブル	ライオン DA-1812	1	H11.4.2	管理センター
87	机	UCHIDA 1-378-2217 両袖	1	H11.4.2	管理センター
88	水中ポンプ	32P707 5.2S	1	H11.5.23	虹の巣ドーム
89	デジマチックデプスゲージ	CVDS-PS VDS-15DC	2	H11.10.22	管理センター
90	防水安全マット	コンケスト 1800×1000	15	H11.10.28	中央口
91	タイムレコーダー	マックス ER-270S	1	H11.12.7	管理センター
92	ロッカー	コクヨ PLK-335-F11 1050×515×1850	5	H11.12.7	車庫
93	椅子	ウチダ S-116SG	2	H11.12.7	カントリーハウス
94	机	UCHIDA 片袖 1-378-2022	3	H11.12.7	管理センター
95	温度計	非接触型 RAYNGER ST-3LX	1	H11.12.25	リフト小屋
96	掃除機	ウェット＆ドライバキューム TK-1834 CV-PF40WD	2	H12.1.26	中央口
97	机	UCHIDA 1-378-2217 両袖	3	H12.4.27	管理センター
98	耐火金庫	IS250	1	H12.6.20	管理センター
99	椅子	ナース用 HP-CRFG7F4R-W	1	H12.7.11	中央口
100	回診車	HP-AG6	2	H12.7.11	虹の巣ドーム
101	軽量棚	L-8420-6 W1200 D600 H2400	1	H12.7.11	カントリーハウス
102	両開保管庫	BWN-S4F1N・ラテラルキャビネット BWN-L504F1N	1	H12.7.11	虹の巣ドーム
103	器械戸棚	HP-SG13F1	1	H12.7.11	虹の巣ドーム
104	診察台	HP-D4YB	1	H12.7.11	虹の巣ドーム

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
105	エアーコンプレッサー	KT-36R	1	H12.7.14	東口ゲート
106	ビジネスキッチン	BK-W120F1	1	H12.7.15	虹の巣ドーム
107	壁掛黒板	BB-H636W1	3	H12.7.15	管理センター
108	冷蔵庫	NRB13TSAHL	1	H12.7.16	虹の巣ドーム
109	電動工具	マルチインパクトドライバーナショナル EZ6505	1	H12.8.12	車庫
110	電動工具	ナショナル ハンマードリル EZ6802	1	H12.8.12	車庫
111	ストーブ	コロナ FF406TR	2	H12.12.21	ロープトウ小屋
112	除雪機	ヤマハ YT970ES	2	H12.12.22	車庫
113	エアーコンプレッサー	KT-58R	1	H13.5.7	虹の巣ドーム
114	ロッカー	LK-422 LGY	1	H13.5.11	虹の巣ドーム
115	ビジネスキッチン	NA-F900	1	H13.5.15	管理センター
116	冷蔵庫	三菱 MR39XH	1	H13.7.18	案内所
117	冷凍庫	サンデン SHF240X	1	H13.7.18	案内所
118	放送装置	キャリングアンプ CGA-124DA	1	H13.7.23	ロープトウ小屋
119	放送装置	ワイヤレスチューナーユニット SU-3200	1	H13.7.23	ロープトウ小屋
120	放送装置	ワイヤレスマイク WM-3000A	1	H13.7.23	ロープトウ小屋
121	放送装置	キャリングアンプ	1	H13.12.28	こどもの谷
122	放送装置	クリアホンスピーカー	1	H13.12.28	ロープトウ小屋
123	放送装置	ワイヤレスチューナーユニット	1	H13.12.28	こどもの谷
124	放送装置	ワイヤレスマイク	1	H13.12.28	こどもの谷
125	残留塩素測定器	ORGANO OR-50型	2	H14.2.28	車庫
126	水中ポンプ	USK-40D	2	H14.3.11	虹の巣ドーム
127	会議用テーブル	ライオン RM-1890A	25	H14.3.15	キャンプ場
128	パソコン・附属品	ディスプレイ LCD-A15H-A	1	H14.3.25	管理センター
129	パソコン・附属品	メモリ S133-512MX （本体に2枚内蔵）	2	H14.3.25	管理センター
130	パソコン・附属品	本体 Netvista M41	1	H14.3.25	管理センター
131	絶縁抵抗計	KYORITSU 3314	1	H14.3.25	車庫
132	投光器	ホンダ EM4004W メタルハライド4灯式・発電機 EU28is セル付	1	H14.3.31	車庫
133	エアーコンプレッサー	KT-58R	1	H14.5.3	ロープトウ小屋
134	冷凍庫	サンデン SHF240X 232L	1	H14.7.23	案内所
135	ワゴン	日医-10406	1	H14.7.26	こどもの谷
136	残留塩素測定器	OR-50型 オルガノ製	1	H14.8.22	こどもの谷
137	投光器	ホンダ製 EM4004W メタルハライド4灯式・発電機 EU28is セル付	1	H15.2.28	車庫
138	タイムレコーダー	ＡＭＡＮＯ TimePack	1	H15.3.20	管理センター
139	簡易現場透水試験器	長谷川式	1	H15.4.17	北棟

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
140	土壌貫入計	長谷川式	1	H15.4.17	北棟
141	ロッカー	プラス 3連2段	1	H15.4.27	東口ゲート
142	放送装置	キャリングアンプ・ワイヤレスチューナーユニット3・ワイヤレスピンマイク3・スピーカー2・ケース2	1	H15.5.28	キャンプ場
143	クーラー	東芝エアコン RAS-225JD	1	H15.6.30	渓流口
144	軽量棚	プラス L-7620-5 1800×2100×600	4	H15.7.5	管理センター
145	洗濯機	日立 NWIB705W	1	H15.7.11	案内所
146	冷凍庫	サンデン SHF240X	1	H15.7.11	案内所
147	太鼓	平太鼓 12寸	1	H15.7.28	案内所
148	ストーブ	コロナ FF-740S	1	H15.11.28	案内所
149	ストーブ	サンヨー CFF-V160A	1	H16.1.19	ロッジゆきささ
150	ストーブ	コロナ FF1100SBT 取付工事費一式	1	H16.3.10	案内所
151	冷蔵庫	日立 R-8ST	1	H16.6.30	こどもの谷
152	書籍	A-Z 園芸植物百科事典	1	H16.9.1	管理センター
153	脚立	アルミ 全長1.72m 踏さん幅65mm	1	H16.11.17	車庫
154	金庫	エーコーヤマダ 小型耐火金庫SD-XN	1	H16.11.30	管理センター
155	除雪機	ヤマハ YS1390A	1	H17.1.10	車庫
156	机	UCHIDA GX－S 片袖 1-378-2012	1	H17.4.26	管理センター
157	脇机	ウチダ GX－S 1-378-2004	1	H17.4.26	管理センター
158	書籍	農薬便覧 第10版	1	H17.7.31	管理センター
159	テーブル	ガーデニングテーブル φ1200×H720	2	H17.8.10	中央口
160	椅子	屋外用木製椅子	30	H17.8.10	中央口
161	スノーボート	Sスタンダード	2	H18.1.15	車庫
162	レジスター	テック 電子レジスター MA-660-20	1	H21.5.20	滝野の森口
163	リヤカー	3号（T-L）	2	H21.6.12	渓流口
164	キッズルーム　Ｒコーナー	オリバー SOC-300RSC	2	H22.3.3	東口休憩所
165	キッズルーム　パーティション	オリバー SOC-300PA	6	H22.3.3	東口休憩所
166	キッズルーム　フォームアニマルズ	ゾウ6層 グリーン	1	H22.3.3	東口休憩所
167	キッズルーム　ベンチ	オリバー SOC-300B	4	H22.3.3	東口休憩所
168	キッズルーム　マット	オリバー SOC-300M	2	H22.3.3	東口休憩所
169	キッズルーム　下駄箱	オリバー SOC-300GB	1	H22.3.3	東口休憩所
170	キッズルーム　角コーナー	オリバー SOC-300KSC	2	H22.3.3	東口休憩所
171	キッズルーム　入り口	オリバー SOC-300EB	1	H22.3.3	東口休憩所
172	キッズルーム　ベンチ	オリバー SOC-300B	4	H22.3.12	東口休憩所
173	キッズルーム　マット	オリバー SOC-300M	9	H22.3.12	東口休憩所
174	ステーションボックス	タケヤ #500C	1	H25.7.5	こどもの谷

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
175	タブレットパソコン	iPad mini 16GB	1	H25.7.30	管理センター
176	電動カート	SPX-4500	3	H25.8.6	中央口
177	冷蔵庫	SHARP SJ-H12W(S)	1	H25.8.26	カントリーハウス
178	携帯GPSナビゲーター	eTrex30J	1	H25.12.19	管理センター
179	シュレッダー	明光商会 MSV-F31CF	1	H26.1.21	管理センター
180	接地抵抗計	HIOKI 3151	1	H26.6.26	管理センター
181	クランプオンリークハイテスタ	HIOKI 3293-50	1	H26.6.26	管理センター
182	脚立	SCL-240A	1	H26.8.6	車庫
183	電動カート	SPX-4500	4	H26.8.12	東口
184	温風暖房機	SUNPOT FF-513TFK	2	H26.11.11	ワックスルーム
185	デジタルカメラ	RICOH WG-4 GPS	1	H26.11.11	管理センター
186	除湿乾燥機	TOSHIBA RAD-S63-W	3	H27.3.20	中央口
187	冷蔵庫	Panasonic NR-B147W	2	H27.3.20	カントリーハウス
188	スクーター	YAMAHA BW'S JBH-SA44J	2	H27.4.16	車庫
189	水中ポンプ	ツルミ LB-480A	1	H27.5.14	管理センター
190	ファックス複合機	Canon MF229dn	1	H27.6.22	案内所
191	電動カート	SPX-4500	3	H27.8.11	東口
192	集会用テント	エバニュー 集会用テント 2間×3間（三方幕・一方幕付）	4	H28.10.19	車庫
193	除雪機	YAMAHA YT1390EXR（7BF-4160273）	1	H29.2.18	車庫
194	グラス・スノーボート	JAPAN救急サービス	1	H29.3.1	車庫
195	コインロッカー	日本自動保管機 NC-S2	2	H29.12.7	東口休憩所

別紙24

備品以外の残存物品一覧

名称	単位	数量	備考
セーフティーコーン	本	300	
コーンバー	本	80	セーフティーコーン用
屋外用簡易ステージ	台	4	
イベント用会議テーブル	台	40	
折りたたみ式パイプ椅子	脚	80	
スノーポール	本	2,000	雪面用（オレンジ単色及び赤／白縞）
オレンジネット	m	2,000	ゲレンデ等の安全ネット
プランター	個	100	一輪車式・木製・プラスチック製
残り火入れ	台	14	炊事用
移動式鉄柵	台	40	
移動式Ａ型案内看板	台	20	両面白面（イベント等案内用）

別紙25

貸与車両の使用状況・維持管理状況

平成３１年　４月分

（ 自　２０１９年　４月　１日 ）
（ 至　２０１９年　４月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	128km	7	4時間0分	27,470 円	点検・修繕（プラグ・バルブ・オイル交換）	24,052km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回	0km	0	0時間0分	0 円		17,665km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回	0km	0	0時間0分	0 円		17,818km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回	0km	0	0時間0分	0 円		27,748km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円	（使用不能）	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円	（使用不能）	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　１年　５月分　（自　２０１９年　５月　１日）
（至　２０１９年　５月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	202km	15	6時間10分	0 円		24,254km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円		17,665km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		17,818km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		27,748km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円	(使用不能)	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円	(使用不能)	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　１年　６月分　（自　２０１９年　６月　１日）
（至　２０１９年　６月３０日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	106km	11	3時間10分	0 円		24,360km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円		17,665km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		17,818km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		27,748km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円		47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円		20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　１年　７月分　（自　２０１９年　７月　１日）
（至　２０１９年　７月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	0km	0	0時間0分	0 円		24,360km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円		17,665km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		17,818km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		27,748km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円		47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円		20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　１年　８月分　（自　２０１９年　８月　１日）
（至　２０１９年　８月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費(円)	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	41km	4	1時間9分	12,500 円	キャブレター分解清掃、スパークプラグ交換	24,401km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円		17,665km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		17,818km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		27,748km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円	(使用不能)	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円	(使用不能)	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　１年　９月分　（自　２０１９年　９月　１日）
（至　２０１９年　９月３０日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	61km	12	1時間29分	0 円		24,462km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円		17,665km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		17,818km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		27,748km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円	(使用不能)	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km	0	0時間0分	0 円	(使用不能)	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　１年１０月分　（ 自　２０１９年１０月　１日 ）
（ 至　２０１９年１０月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	155km	26	4時間27分	0 円		24,617km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円		17,665km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		17,818km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		27,748km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円	（使用不能）	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-951		0km	0	0時間0分	0 円	（使用不能）	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　１年１１月分　（ 自　２０１９年１１月　１日 ）
（ 至　２０１９年１１月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	26km	5	0時間26分	0 円		24,643km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km	0	0時間0分	0 円		17,665km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km	0	0時間0分	0 円		17,818km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km	0	0時間0分	0 円		27,748km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円	（使用不能）	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-951		0km	0	0時間0分	0 円	（使用不能）	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　１年１２月分　（ 自　２０１９年１２月　１日 ）
（ 至　２０１９年１２月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	0km	0	0時間0分	0 円		24,643km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回	37km	3	1時間13分	59,900 円	点検及び修繕（プラグ、Vベルト、バッテリー他）	17,702km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回	32km	3	1時間7分	152,540 円	点検及び修繕（プラグ、ハンドグリップ、レバーホルダー他）	17,850km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回	28km	3	1時間4分	134,510 円	点検及び修繕（プラグ、スモールベアリング、ガスケットエギゾースト他）	27,776km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円	（使用不能）	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-951		0km	0	0時間0分	0 円	（使用不能）	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　１月分　（ 自　２０２０年　１月　１日 ）
（ 至　２０２０年　１月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	0km	0	0時間0分	0 円		24,643km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回	247km	31	10時間6分	0 円		17,949km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回	331km	31	13時間18分	49,600 円	シート張替え	18,181km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回	252km	31	10時間12分	0 円		28,028km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円	（使用不能）	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-951		0km	0	0時間0分	0 円	（使用不能）	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　２月分　（自　２０２０年　２月　１日）
（至　２０２０年　２月２９日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	0km	0	0時間0分	0 円		24,643km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回	186km	28	7時間18分	0 円		18,135km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回	243km	28	10時間3分	0 円		18,424km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回	216km	28	9時間0分	36,800 円	セルモーター交換	28,244km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km	0	0時間0分	0 円	（使用不能）	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-951		0km	0	0時間0分	0 円	（使用不能）	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　３月分　（ 自　２０２０年　３月　１日 ）
（ 至　２０２０年　３月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	0km		0時間0分	0 円		24,643km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回	137km		5時間16分	16,000 円	スキーレール購入	18,272km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回	98km		4時間1分	384,400 円	スキーレール、エアクリーナー、エンジン修繕	18,522km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回	35km		1時間11分	371,400 円	スキーレール、エアクリーナー、エンジン修繕	28,279km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0時間0分	0 円	（使用不能）	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-951		0km		0時間0分	0 円	（使用不能）	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　４月分　（ 自　２０２０年　４月　１日 ）
（ 至　２０２０年　４月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	12km		0時間12分	16,000 円	点検	24,655km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,272km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		18,522km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		28,279km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0時間0分	0 円	（使用不能）	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-951		0km		0時間0分	0 円	（使用不能）	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　５月分　（ 自　２０２０年　５月　１日 ）
（ 至　２０２０年　５月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	2km		0時間2分	12,470 円	バッテリー、プラグ交換	24,657km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,272km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		18,522km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		28,279km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0時間0分	0 円	（使用不能）	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-951		0km		0時間0分	0 円	（使用不能）	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　６月分　（ 自　２０２０年　６月　１日 ）
（ 至　２０２０年　６月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	0km		0時間0分	0 円		24,657km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,272km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		18,522km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		28,279km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0時間0分	0 円	（使用不能）	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-951		0km		0時間0分	0 円	（使用不能）	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　７月分　（自　２０２０年　７月　１日）
（至　２０２０年　７月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	143km		4時間15分	0 円		24,800km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,272km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		18,522km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		28,279km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0時間0分	0 円	(使用不能)	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-951		0km		0時間0分	0 円	(使用不能)	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　８月分　（自　２０２０年　８月　１日）
（至　２０２０年　８月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	31km		0時間31分	37,250 円	燃料タンク清掃	24,831km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,272km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		18,522km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		28,279km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0時間0分	0 円	（使用不能）	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-951		0km		0時間0分	0 円	（使用不能）	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　９月分　（ 自　２０２０年　９月　１日 ）
（ 至　２０２０年　９月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	45km		1時間13分	0 円		24,876km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,272km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		18,522km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		28,279km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0時間0分	0 円	（使用不能）	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-951		0km		0時間0分	0 円	（使用不能）	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年１０月分　（ 自　２０２０年１０月　１日 ）
（ 至　２０２０年１０月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	26km		0時間26分	0 円		24,902km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,272km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		18,522km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		28,279km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0時間0分	0 円	（使用不能）	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-951		0km		0時間0分	0 円	（使用不能）	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年１１月分　（ 自　２０２０年１１月　１日 ）
（ 至　２０２０年１１月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	0km		0時間0分	0 円		24,902km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,272km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		18,522km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		28,279km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0時間0分	0 円	(使用不能)	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-951		0km		0時間0分	0 円	(使用不能)	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年１２月分　（ 自　２０２０年１２月　１日 ）
（ 至　２０２０年１２月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km		0時間0分	0 円		24,902km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	巡回・諸作業	42km		1時間18分	99,790 円	点検及び修繕（プラグ、Vベルト、バッテリー他）	18,314km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	巡回・諸作業	58km		2時間9分	105,540 円	点検及び修繕（プラグ、Vベルト、バッテリー他）	18,580km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	巡回・諸作業	84km		3時間12分	176,275 円	点検及び修繕（プラグ、Vベルト、バッテリー他）	28,363km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0時間0分	0 円	廃棄	47,006km
スノーモービル ET-410PT	07-951		0km		0時間0分	0 円	廃棄	20,014km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　１月分　（ 自　２０２１年　１月　１日 ）
（ 至　２０２１年　１月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km		0時間0分	0 円		24,902km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	巡回・諸作業	210km		8時間18分	62,700 円	ﾊﾞﾃﾘｰ交換、ﾌﾞﾚｰｸﾚﾊﾞｰﾛｯｸｱｯｾﾝﾌﾞﾘ交換、ｽﾀｰﾃｨﾝｸﾞﾓｰﾀｰｱｯｾﾝﾌﾞﾘ交換、配線修繕	18,524km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	巡回・諸作業	470km		19時間13分	0 円		19,050km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	巡回・諸作業	174km		7時間6分	0 円		28,537km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　２月分　（ 自　２０２１年　２月　１日 ）
（ 至　２０２１年　２月２８日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km		0時間0分	0 円		24,902km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	巡回・諸作業	140km		5時間19分	0 円		18,664km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	巡回・諸作業	0km		0時間0分	233,050 円	ﾌﾟﾗｸﾞ、ｶﾞｽｹｯﾄ、ｼﾘﾝﾀﾞﾍﾞﾙﾄ、ﾋﾟﾝ、ﾋﾟｽﾄﾝ、ｴﾚﾒﾝﾄ他交換	19,050km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	巡回・諸作業	388km		16時間4分	0 円		28,925km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　３月分　（ 自　２０２１年　３月　１日 ）
（ 至　２０２１年　３月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km		0時間0分	0 円		24,902km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	巡回・諸作業	111km		4時間15分	283,760 円	エンジンオーバーホール、エアークリーナー交換	18,775km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	巡回・諸作業	147km		6時間3分	0 円		19,197km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	巡回・諸作業	360km		15時間0分	0 円		29,285km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　４月分　（ 自　２０２１年　４月　１日 ）
（ 至　２０２１年　４月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	15km		0時間15分	13,850 円	オイル交換、プラグ交換、キャブレター分解清掃	24,917km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,775km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		19,197km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		29,285km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　５月分　（ 自　２０２１年　５月　１日 ）
（ 至　２０２１年　５月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	10km		0時間10分	0 円		24,927km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,775km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		19,197km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		29,285km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　６月分　（ 自　２０２１年　６月　１日 ）
（ 至　２０２１年　６月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	20km		0時間20分	0 円		24,947km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,775km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		19,197km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		29,285km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　７月分　（ 自　２０２１年　７月　１日 ）
（ 至　２０２１年　７月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	64km		2時間0分	0 円		25,011km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,775km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		19,197km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		29,285km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　８月分　（ 自　２０２１年　８月　１日 ）
（ 至　２０２１年　８月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	17km		0時間17分	0 円		25,028km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,775km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		19,197km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		29,285km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　９月分　（ 自　２０２１年　９月　１日 ）
（ 至　２０２１年　９月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	5km		0時間5分	0 円		25,033km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,775km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		19,197km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		29,285km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年１０月分　（ 自　２０２１年１０月　１日 ）
（ 至　２０２１年１０月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	44km		1時間12分	0 円		25,077km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,775km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		19,197km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		29,285km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年１１月分　（ 自　２０２１年１１月　１日 ）
（ 至　２０２１年１１月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225	園内巡回	0km		0時間0分	0 円		25,077km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0時間0分	0 円		18,775km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0時間0分	0 円		19,197km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0時間0分	0 円		29,285km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年１２月分　（ 自　２０２１年１２月　１日 ）
（ 至　２０２１年１２月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km		0時間0分			25,077km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回	54km		2時間6分	127,280 円	点検及び修繕（プラグ、Vベルト、バッテリー他）	18,829km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回	25km		1時間1分	102,120 円	点検及び修繕（プラグ、Vベルト、バッテリー他）	19,222km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回	56km		2時間8分	94,910 円	点検及び修繕（プラグ、Vベルト、バッテリー他）	29,341km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　４年　１月分　（ 自　２０２２年　１月　１日 ）
（ 至　２０２２年　１月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km		0時間0分	0 円		25,077km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回	307km		12時間18分	0 円		19,136km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回	224km		9時間8分	58,810 円	ウインドシールド交換、エンジン結合部品劣化交換、Vベルト交換	19,446km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回	166km		6時間22分	0 円		29,507km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　４年　２月分　（ 自　２０２２年　２月　１日 ）
（ 至　２０２２年　２月２８日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km		0時間0分	0 円		25,077km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回	0km		0時間0分	30,500 円	ステアリング修繕	19,136km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回	351km		14時間15分	0 円		19,797km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回	109km		4時間13分	18,700 円	バッテリー交換	29,616km

貸与車両の使用状況・維持管理状況

令和　４年　３月分　（ 自　２０２２年　３月　１日 ）
（ 至　２０２２年　３月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市1こ6225		0km		0時間0分	0 円		25,077km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回	0km		0時間0分	19,100 円	融雪仕様エアクリーナー交換	19,136km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回	245km		10時間5分	19,100 円	融雪仕様エアクリーナー交換	20,042km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回	103km		4時間7分	0 円		29,719km

別紙26

リース車両の使用状況・維持管理状況

平成３１年　４月分

（ 自　２０１９年　４月　１日 ）
（ 至　２０１９年　４月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	1,178km	25	103.6H	0 円		1,383km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	619km	21	45.1H	0 円		744km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	732km	24	74.1H	0 円		986km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	359km	22	81.8H	0 円		33,584km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,491km	27	211.1H	0 円		117,067km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	404km	14	102.7H	6,400 円	タイヤ交換	17,113km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	959km	24	172.8H	0 円		20,540km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	647km	24	168.9H	22,000 円	タイヤ購入	18,685km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	773km	24	152.8H	0 円		19,791km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	508km	22	150.2H	0 円		55,387km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	970km	23	111.2H	0 円		79,605km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	36km	8	7.5H	36,870 円	点検・修繕（オイル・プラグ・ブレーキパッド・Ｒタイヤ交換）	17,836km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	24km	1	1.8H	58,320 円	点検・修繕（オイル・プラグ・ブレーキパッド・バッテリー交換）	11,465km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	26km	2	2.3H	58,320 円	点検・修繕（オイル・プラグ・ブレーキパッド・バッテリー交換）	23,306km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	263km	11	41.4H	73,200 円	点検・修繕（オイル・プラグ・ブレーキパッド・Ｆ、Ｒタイヤ交換）	15,332km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	93km	11	98.6H	24,200 円	点検・修繕（オイル・プラグ交換）	6,546km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,660km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,853km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　元年　５月分　（自　２０１９年　５月　１日）（至　２０１９年　５月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	1,376km	31	119.3H	0 円		2,759km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	999km	31	88.6H	0 円		1,743km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	962km	25	101.6H	0 円		1,948km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	636km	29	65.5H	0 円		34,220km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,799km	31	266.6H	0 円		118,866km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	98km	4	11.7H	0 円		17,211km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	976km	26	104.4H	0 円		21,516km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	671km	22	87.8H	0 円		19,356km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	1,039km	24	95.8H	0 円		20,830km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	681km	26	182.5H	0 円		56,068km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	691km	24	48.4H	0 円		80,296km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	176km	26	39.8H	2,000 円	軽自動車税	18,012km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	2,000 円	軽自動車税	11,465km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	35km	2	2.5H	2,000 円	軽自動車税	23,341km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	791km	30	101.7H	2,000 円	軽自動車税	16,123km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	253km	31	278.3H	2,000 円	軽自動車税	6,799km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,660km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,853km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　元年　６月分

（　自　２０１９年　６月　１日　）
（　至　２０１９年　６月３０日　）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	1,170km	30	103.2H	0 円		3,929km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	801km	30	69.0H	0 円		2,544km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	865km	23	87.9H	0 円		2,813km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	631km	22	61.6H	0 円		34,851km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,949km	30	284.3H	0 円		120,815km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	220km	14	37.0H	0 円		17,431km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	1,009km	28	130.5H	0 円		22,525km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	1,079km	23	129.0H	0 円		20,435km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	887km	26	113.2H	11,000 円	タイヤ2本交換	21,717km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	520km	24	126.9H	0 円		56,588km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	914km	24	91.3H	0 円		81,210km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	152km	24	28.9H	0 円		18,164km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	38km	3	3.6H	0 円		11,503km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	24km	2	1.8H	0 円		23,365km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	591km	26	103.2H	0 円		16,714km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	225km	30	295.1H	0 円		7,024km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,660km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,853km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　元年　７月分　（自　２０１９年　７月　１日）（至　２０１９年　７月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	1,022km	30	88.0H	14,850 円	パトライト電球購入	4,945km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	899km	25	70.7H	0 円		3,443km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	894km	27	102.4H	0 円		3,707km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	668km	21	53.9H	0 円		35,519km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,846km	30	252.2H	0 円		122,661km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	111km	8	21.3H	0 円		17,542km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	1,149km	29	119.2H	0 円		23,674km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	785km	25	126.1H	0 円		21,220km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	1,141km	26	160.6H	0 円		22,858km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	423km	23	96.4H	0 円		57,011km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	962km	28	112.5H	0 円		82,172km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	38km	5	4.3H	0 円		18,202km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	25km	2	3.8H	0 円		11,528km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		23,365km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	113km	5	16.3H	0 円		16,827km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	86km	9	80.7H	0 円		7,110km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,660km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,853km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　元年　８月分　（自　２０１９年　８月　１日）（至　２０１９年　８月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	995km	31	72.2H	0 円		5,940km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	1,090km	31	95.0H	0 円		4,533km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	828km	26	71.2H	0 円		4,535km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	841km	24	69.7H	2,000 円	タイヤパンク修繕	36,360km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,734km	31	314.4H	0 円		124,395km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	111km	8	15.0H	0 円		17,653km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	1,276km	26	120.0H	0 円		24,950km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	1,343km	26	99.1H	0 円		22,563km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	1,158km	27	128.0H	0 円		24,016km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	617km	23	129.9H	0 円		57,628km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	1,120km	28	98.1H	0 円		83,292km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	101km	18	13.0H	0 円		18,303km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	139km	16	18.3H	0 円		11,667km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	13km	1	1.5H	0 円		23,378km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	717km	27	107.5H	0 円		17,544km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	241km	30	278.2H	10,700 円	ウィンカー交換	7,351km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,660km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,853km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　元年　９月分

（ 自　２０１９年　９月　１日 ）
（ 至　２０１９年　９月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	845km	26	55.6H	0 円		6,785km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	888km	29	72.2H	0 円		5,421km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	1,088km	27	79.8H	0 円		5,623km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	624km	24	52.4H	0 円		36,984km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,323km	29	230.4H	0 円		125,718km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	160km	6	21.5H	0 円		17,813km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	767km	25	104.6H	0 円		25,717km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	917km	25	103.9H	0 円		23,480km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	944km	28	118.8H	0 円		24,960km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	616km	22	107.7H	0 円		58,244km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	998km	24	112.5H	0 円		84,290km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	51km	5	5.9H	0 円		18,354km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	56km	6	7.9H	8,800 円	タンクキャップ修繕	11,723km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		23,378km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	399km	16	64.8H	0 円		17,943km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	134km	17	143.7H	0 円		7,485km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,660km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,853km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　元年１０月分　（ 自　２０１９年１０月　１日 ）
（ 至　２０１９年１０月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	1,003km	31	87.2H	0 円		7,788km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	920km	31	65.0H	0 円		6,341km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	939km	23	75.2H	0 円		6,562km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	580km	25	63.3H	0 円		37,564km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,643km	31	254.8H	0 円		127,361km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	114km	7	26.2H	0 円		17,927km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	695km	25	59.5H	0 円		26,412km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	1,047km	25	112.7H	0 円		24,527km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	991km	25	80.4H	0 円		25,951km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	514km	23	136.1H	0 円		58,758km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	716km	27	75.9H	0 円		85,006km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	62km	4	7.0H	0 円		18,416km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	77km	6	8.3H	0 円		11,800km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	140km	8	13.5H	0 円		23,518km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	554km	25	93.8H	0 円		18,497km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	234km	31	278.4H	0 円		7,719km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,660km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,853km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　元年１１月分　（ 自　２０１９年１１月　１日 ）
（ 至　２０１９年１１月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	907km	22	72.7H	0 円		8,695km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	510km	21	47.1H	0 円		6,851km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	345km	14	37.5H	0 円		6,907km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	559km	19	65.8H	0 円		38,123km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,191km	24	172.8H	0 円		128,552km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	380km	19	103.1H	6,400 円	タイヤ交換	18,307km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	602km	20	123.3H	0 円		27,014km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	558km	21	119.3H	0 円		25,085km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	614km	23	123.0H	0 円		26,565km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	469km	22	147.8H	0 円		59,227km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	633km	15	46.5H	0 円		85,639km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	46km	5	5.2H	0 円		18,462km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		11,800km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	28km	1	2.6H	0 円		23,546km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	127km	7	21.0H	0 円		18,624km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	63km	9	77.8H	0 円		7,782km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,660km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		6,853km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　元年１２月分　（ 自　２０１９年１２月　１日 ）（ 至　２０１９年１２月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	367km	17	41.1H	0 円		9,062km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	272km	12	15.7H	0 円		7,123km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	593km	16	35.9H	0 円		7,500km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	803km	22	97.3H	0 円		38,926km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,014km	23	166.8H	0 円		129,566km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	200km	11	75.5H	0 円		18,507km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	679km	24	155.7H	0 円		27,693km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	538km	24	151.3H	0 円		25,623km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	495km	21	143.8H	0 円		27,060km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	272km	17	70.8H	0 円		59,499km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	253km	17	54.2H	0 円		85,892km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		18,462km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		11,800km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		23,546km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		18,624km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		7,782km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	13km		0.5H	0 円		6,673km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	33km		1.4H	0 円		6,886km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　１月分　（自　２０２０年　１月　１日）（至　２０２０年　１月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	681km	24	58.7H	0 円		9,743km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	399km	20	34.7H	0 円		7,522km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	477km	17	55.4H	0 円		7,977km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	964km	31	128.2H	0 円		39,890km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,204km	31	233.3H	0 円		130,770km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	34km	3	6.0H	0 円		18,541km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	533km	28	164.5H	0 円		28,226km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	320km	17	68.8H	0 円		25,943km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	327km	18	61.3H	0 円		27,387km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	451km	19	97.3H	0 円		59,950km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	336km	22	47.1H	0 円		86,228km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		18,462km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		11,800km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		23,546km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		18,624km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		7,782km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	128km		5.3H	0 円		6,801km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	90km		3.8H	0 円		6,976km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　２月分　（自　２０２０年　２月　１日）（至　２０２０年　２月２８日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	318km	15	24.6H	0 円		10,061km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	575km	26	80.4H	0 円		8,097km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	486km	18	40.0H	0 円		8,463km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	904km	29	119.2H	0 円		40,794km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,219km	29	220.8H	0 円		131,989km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	48km	3	5.5H	0 円		18,589km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	583km	25	164.2H	0 円		28,809km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	137km	10	43.4H	0 円		26,080km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	200km	13	48.1H	0 円		27,587km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	369km	19	103.3H	0 円		60,319km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	356km	18	42.0H	0 円		86,584km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		18,462km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		11,800km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		23,546km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		18,624km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		7,782km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	668km		27.8H	0 円		7,469km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	674km		28.1H	0 円		7,650km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　３月分　（自　２０２０年　３月　１日）（至　２０２０年　３月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　山　脇　　浩

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	608km	15	36.6H	0 円		10,669km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	199km	9	16.9H	0 円		8,296km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	432km	11	20.7H	0 円		8,895km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	396km	13	34.0H	0 円		41,190km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,130km	30	215.2H	0 円		133,119km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	159km	13	78.0H	0 円		18,748km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	184km	17	94.9H	0 円		28,993km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	347km	20	113.6H	0 円		26,427km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	270km	14	60.6H	0 円		27,857km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	223km	13	61.1H	0 円		60,542km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	549km	20	45.8H	0 円		87,133km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		18,462km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		11,800km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		23,546km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		18,624km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		7,782km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	184km		7.7H	0 円		7,653km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	408km		17.0H	0 円		8,058km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　４月分　（自　２０２０年　４月　１日）（至　２０２０年　４月３０日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	518km	18	34.9H	0 円		11,187km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	530km	18	29.2H	0 円		8,826km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	661km	19	40.6H	0 円		9,556km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	205km	9	23.0H	0 円		41,395km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,278km	25	169.8H	0 円		134,397km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	309km	16	94.8H	6,400 円	タイヤ交換作業	19,057km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	615km	25	170.7H	0 円		29,608km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	610km	22	132.8H	0 円		27,037km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	591km	18	135.5H	0 円		28,448km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	365km	17	71.2H	0 円		60,907km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	522km	18	69.2H	0 円		87,655km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	16,000 円	開園前点検	18,462km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	16,000 円	開園前点検	11,800km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	16,000 円	開園前点検	23,546km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	16,000 円	開園前点検	18,624km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	16,000 円	開園前点検	7,782km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		7,653km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		8,058km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　５月分　（自　２０２０年　５月　１日）（至　２０２０年　５月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	437km	20	34.2H	83,837 円	フロントバンパー交換	11,624km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	615km	23	51.2H	0 円		9,441km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	404km	19	39.3H	0 円		9,960km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	285km	20	31.3H	0 円		41,680km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,600km	31	195.1H	100,000 円	タイヤ購入	135,997km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	218km	16	34.1H	0 円		19,275km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	736km	29	181.2H	0 円		30,344km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	437km	29	180.8H	0 円		27,474km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	610km	30	210.5H	0 円		29,058km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	454km	23	91.2H	25,818 円	オフロード用タイヤ購入	61,361km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	591km	29	180.8H	0 円		88,246km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	3km	1	0.3H	2,470 円	軽自動車税・スクーター修繕	18,465km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	19km	2	8.2H	14,470 円	軽自動車税・スクーター修繕	11,819km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	7km	1	7.0H	44,870 円	軽自動車税・スクーター修繕	23,553km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	36km	2	2.3H	19,370 円	軽自動車税・スクーター修繕	18,660km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	35,370 円	軽自動車税・スクーター修繕	7,782km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		7,653km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		8,058km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　６月分　（自　２０２０年　６月　１日）
（至　２０２０年　６月３０日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	650km	22	73.4H	0 円		12,274km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	840km	23	75.4H	121,000 円	ｽﾗｲﾄﾞﾄﾞｱ･ﾘﾔｸｫｰﾀｰ板金修理	10,281km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	635km	27	59.0H	0 円		10,595km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	473km	18	37.1H	0 円		42,153km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,723km	30	203.7H	0 円		137,720km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	72km	7	19.5H	0 円		19,347km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	748km	27	170.0H	0 円		31,092km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	156km	8	34.9H	0 円		27,630km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	731km	26	160.3H	0 円		29,789km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	698km	27	140.3H	0 円		62,059km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	814km	27	130.0H	24,000 円	オフロード用タイヤ購入	89,060km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		18,465km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	49km	7	46.7H	0 円		11,868km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	27km	3	8.9H	0 円		23,580km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		18,660km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	10km	1	0.3H	0 円		7,792km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		7,653km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		8,058km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　７月分　（自　２０２０年　７月　１日）（至　２０２０年　７月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	552km	27	57.8H	0 円		12,826km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	911km	31	93.4H	0 円		11,192km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	825km	27	76.2H	79,954 円	フロントガラス交換	11,420km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	495km	26	165.7H	0 円		42,648km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,712km	31	259.4H	0 円		139,432km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	6km	1	9.5H	0 円		19,353km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	1,241km	28	148.2H	0 円		32,333km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	670km	24	128.8H	0 円		28,300km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	705km	22	99.3H	24,000 円	オフロード用タイヤ購入	30,494km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	703km	27	134.4H	0 円		62,762km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	1,228km	30	200.3H	0 円		90,288km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	57km	8	24.9H	0 円		18,522km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	105km	14	129.1H	23,200 円	スクーター修繕	11,973km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	239km	14	82.8H	0 円		23,819km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	441km	16	64.7H	0 円		19,101km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	320km	14	100.1H	0 円		8,112km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		7,653km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		8,058km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　８月分　（自　２０２０年　８月　１日）（至　２０２０年　８月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	637km	25	46.9H	0 円		13,463km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	893km	27	65.7H	0 円		12,085km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	741km	26	79.8H	0 円		12,161km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	756km	29	145.3H	0 円		43,404km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,863km	31	278.8H	0 円		141,295km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	105km	7	19.1H	0 円		19,458km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	1,393km	28	142.1H	0 円		33,726km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	998km	25	101.8H	0 円		29,298km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	876km	28	142.1H	0 円		31,370km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	752km	28	186.3H	0 円		63,514km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	1,073km	25	168.1H	0 円		91,361km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	105km	14	23.5H	0 円		18,627km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	202km	27	246.4H	0 円		12,175km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	219km	10	29.5H	0 円		24,038km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	413km	19	50.1H	0 円		19,514km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	301km	14	32.3H	0 円		8,413km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		7,653km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		8,058km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年　９月分　（ 自　２０２０年　９月　１日 ）（ 至　２０２０年　９月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	746km	27	64.5H	42,000 円	タイヤ購入	14,209km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	606km	23	57.4H	42,000 円	タイヤ購入	12,691km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	781km	27	65.8H	0 円		12,942km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	729km	28	133.0H	0 円		44,133km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,429km	28	231.8H	0 円		142,724km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	78km	6	7.0H	0 円		19,536km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	938km	26	104.1H	0 円		34,664km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	1,113km	28	103.3H	24,000 円	オフロード用タイヤ購入	30,411km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	804km	25	88.6H	0 円		32,174km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	744km	26	145.9H	0 円		64,258km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	1,093km	25	169.2H	0 円		92,454km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	69km	12	16.3H	0 円		18,696km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	146km	22	194.4H	0 円		12,321km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	171km	8	15.9H	0 円		24,209km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	183km	9	29.7H	82,020 円	スクータータイヤ修繕他	19,697km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	265km	11	28.0H	0 円		8,678km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		7,653km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		8,058km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年１０月分　（ 自　２０２０年１０月　１日 ）
（ 至　２０２０年１０月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	964km	25	74.1H	0 円		15,173km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	608km	25	46.2H	0 円		13,299km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	809km	28	77.1H	0 円		13,751km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	909km	31	136.7H	0 円		45,042km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,667km	31	252.6H	0 円		144,391km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	74km	5	15.1H	0 円		19,610km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	1,390km	30	113.4H	2,000 円	タイヤパンク修理	36,054km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	942km	25	117.0H	0 円		31,353km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	980km	30	116.6H	0 円		33,154km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	554km	25	130.4H	0 円		64,812km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	918km	27	179.0H	0 円		93,372km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	109km	19	14.3H	0 円		18,805km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	237km	31	276.1H	0 円		12,558km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	263km	12	24.9H	0 円		24,472km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	271km	10	28.9H	0 円		19,968km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	224km	12	21.7H	0 円		8,902km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		7,653km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		8,058km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年１１月分　（ 自　２０２０年１１月　１日 ）
（ 至　２０２０年１１月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	55,193,918km	17136.9	44.3H	0 円		15,724km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	361km	16	27.9H	0 円		13,660km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	625km	19	54.9H	0 円		14,376km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	415km	20	85.8H	0 円		45,457km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,270km	22	164.8H	0 円		145,661km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	459km	19	106.8H	100,000 円	タイヤ購入	20,069km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	703km	22	134.6H	0 円		36,757km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	806km	22	138.5H	0 円		32,159km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	893km	22	144.8H	0 円		34,047km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	491km	21	92.8H	0 円		65,303km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	939km	18	136.9H	0 円		94,311km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		18,805km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	50km	12	70.9H	0 円		12,608km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		24,472km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		19,968km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		8,902km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		7,653km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		8,058km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　２年１２月分

（ 自　２０２０年１２月　１日 ）
（ 至　２０２０年１２月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	455km	19	29.6H	0 円		16,179km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	376km	21	41.2H	0 円		14,036km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	333km	14	41.2H	0 円		14,709km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	551km	19	52.5H	0 円		46,008km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,166km	26	177.5H	0 円		146,827km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	213km	11	78.6H	0 円		20,282km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	564km	22	152.3H	0 円		37,321km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	451km	20	137.1H	0 円		32,610km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	480km	23	148.0H	0 円		34,527km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	288km	19	101.4H	0 円		65,591km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	569km	22	119.0H	0 円		94,880km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		18,805km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		12,608km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		24,472km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		19,968km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		8,902km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	78km		3.3H	54,640 円		7,653km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	49km		2.0H	48,710 円		8,058km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　１月分

（ 自　２０２１年　１月　１日 ）
（ 至　２０２１年　１月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	605km	605	28.0H	0 円		16,784km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	275km	18	29.8H	0 円		14,311km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	288km	14	34.6H	0 円		14,997km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	902km	31	124.8H	0 円		46,910km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,371km	31	217.4H	0 円		148,198km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	5km	1	6.5H	0 円		20,287km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	651km	29	169.2H	0 円		37,972km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	382km	19	85.2H	0 円		32,992km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	342km	18	70.6H	0 円		34,869km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	296km	18	105.2H	0 円		65,887km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	588km	24	130.8H	0 円		95,468km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		18,805km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		12,608km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		24,472km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		19,968km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		8,902km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	713km		29.7H	0 円		8,366km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	345km		14.4H	0 円		8,403km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　２月分　（自　２０２１年　２月　１日）
（至　２０２１年　２月２８日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	432km	20	33.0H	0 円		17,216km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	338km	19	28.2H	0 円		14,649km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	337km	12	31.5H	0 円		15,334km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	814km	28	120.8H	0 円		47,724km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,310km	28	208.9H	0 円		149,508km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	67km	4	5.8H	0 円		20,354km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	453km	26	179.1H	0 円		38,425km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	275km	19	114.8H	0 円		33,267km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	470km	21	141.3H	0 円		35,339km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	347km	20	101.6H	0 円		66,234km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	621km	19	118.3H	0 円		96,089km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		18,805km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		12,608km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		24,472km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		19,968km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		8,902km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	708km		29.5H	92,500 円		9,074km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	264km		11.0H	0 円		8,667km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　３月分　（自　２０２１年　３月　１日）（至　２０２１年　３月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	478km	20	36.0H	0 円		17,694km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	583km	20	49.8H	0 円		15,232km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	532km	18	47.4H	0 円		15,866km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	1,006km	31	114.7H	0 円		48,730km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,313km	31	198.8H	0 円		150,821km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	84km	5	12.9H	0 円		20,438km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	433km	23	156.0H	0 円		38,858km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	277km	14	86.4H	0 円		33,544km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	379km	21	130.4H	0 円		35,718km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	214km	13	49.0H	0 円		66,448km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8597	作業等	584km	26	160.0H	0 円		96,673km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		18,813km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		12,694km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		24,486km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		19,998km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		8,914km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	450km		18.8H	38,000 円		9,524km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	764km		31.8H	46,000 円		9,431km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　４月分　（自　２０２１年　４月　１日）（至　２０２１年　４月３０日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	479km	16	45.7H	0 円		18,173km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	783km	21	59.4H	0 円		16,015km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	539km	22	71.7H	0 円		16,405km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	268km	16	82.8H	0 円		48,998km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,432km	24	184.0H	0 円		152,253km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	320km	12	93.9H	102,400 円	タイヤ交換・夏タイヤ購入	20,758km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	846km	24	190.3H	0 円		39,704km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	660km	23	146.8H	0 円		34,204km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	751km	20	129.2H	0 円		36,469km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	394km	20	102.2H	0 円		66,842km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8091	作業等	984km	24	178.4H	0 円		97,657km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	8km	1	0.3H	29,850 円	点検・修繕（オイル交換・プラグ交換・キャブレター清掃）	18,813km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	86km	11	8.9H	17,850 円	点検・修繕（オイル交換・プラグ交換）	12,694km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	14km	1	1.1H	21,620 円	点検・修繕（オイル交換・プラグ交換・テールランプ交換）	24,486km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	30km	1	9.0H	39,250 円	点検・修繕（バッテリー交換、プラグ交換、オイル交換等、バスケット交換）	19,998km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	12km	1	1.0H	39,250 円	点検・修繕（バッテリー交換、プラグ交換、オイル交換等、バスケット交換）	8,914km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,524km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,431km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　５月分　（自　２０２１年　５月　１日）（至　２０２１年　５月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	620km	26	64.8H	0 円		18,793km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	643km	28	59.5H	0 円		16,658km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	769km	28	73.4H	0 円		17,174km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	567km	28	139.5H	0 円		49,565km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,829km	31	241.9H	0 円		154,082km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	92km	5	8.0H	0 円		20,850km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	785km	23	128.1H	0 円		40,489km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	971km	27	103.2H	0 円		35,175km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	717km	27	119.6H	0 円		37,186km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	394km	20	107.7H	0 円		67,236km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8091	作業等	792km	25	154.6H	0 円		98,449km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	26km	6	4.3H	2,000 円	軽自動車税	18,839km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	135km	19	160.0H	2,000 円	軽自動車税	12,829km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	125km	8	13.1H	2,000 円	軽自動車税	24,611km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	9km	1	0.4H	2,000 円	軽自動車税	20,007km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	80km	5	16.8H	2,000 円	軽自動車税	8,994km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,524km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,431km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　６月分　（ 自　２０２１年　６月　１日 ）
（ 至　２０２１年　６月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	377km	25	71.9H	0 円		19,170km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	582km	29	88.4H	0 円		17,240km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	626km	27	62.8H	0 円		17,800km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	478km	28	79.7H	0 円		50,043km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,639km	30	212.0H	0 円		155,721km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	91km	11	14.5H	0 円		20,941km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	552km	21	72.8H	0 円		41,041km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	517km	28	129.0H	0 円		35,692km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	607km	25	96.4H	0 円		37,793km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	450km	21	101.2H	0 円		67,686km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8091	作業等	695km	25	163.0H	0 円		99,144km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	20km	2	2.8H	0 円		18,859km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	18km	3	2.3H	0 円		12,847km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	34km	3	3.8H	0 円		24,645km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	16km	1	2.0H	0 円		20,023km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	44km	2	2.2H	0 円		9,038km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,524km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,431km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　７月分　（自　２０２１年　７月　１日）（至　２０２１年　７月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	605km	23	63.1H	0 円		19,775km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	858km	25	74.8H	0 円		18,098km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	597km	21	55.3H	0 円		18,397km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	564km	28	197.3H	0 円		50,607km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,867km	30	272.9H	0 円		157,588km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	59km	5	13.2H	0 円		21,000km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	772km	21	72.1H	0 円		41,813km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	1,218km	30	155.0H	0 円		36,910km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	940km	24	109.4H	0 円		38,733km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	556km	24	143.6H	0 円		68,242km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8091	作業等	1,019km	24	163.9H	0 円		100,163km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	76km	8	7.5H	0 円		18,935km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	157km	21	199.2H	0 円		13,004km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	3km	1	10.2H	0 円		24,648km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	290km	14	59.3H	0 円		20,313km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	365km	14	54.0H	0 円		9,403km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,524km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,431km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　８月分　（自　２０２１年　８月　１日）（至　２０２１年　８月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	956km	31	72.8H	0 円		20,731km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	459km	19	39.5H	0 円		18,557km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	566km	21	47.8H	0 円		18,963km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	747km	31	193.9H	0 円		51,354km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,934km	31	287.8H	0 円		159,522km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	51km	6	11.8H	0 円		21,051km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	1,027km	26	142.0H	0 円		42,840km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	890km	23	90.3H	0 円		37,800km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	1,089km	27	107.7H	0 円		39,822km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	644km	27	195.8H	0 円		68,886km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8091	作業等	978km	23	178.5H	0 円		101,141km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	71km	14	10.3H	0 円		19,006km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	162km	21	203.5H	0 円		13,166km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	195km	15	71.8H	0 円		24,843km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	345km	17	93.9H	0 円		20,658km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	382km	13	68.2H	0 円		9,785km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,524km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,431km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年　９月分　（ 自　２０２１年　９月　１日 ）
（ 至　２０２１年　９月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	529km	28	86.8H	0 円		21,260km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	484km	27	69.1H	0 円		19,041km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	728km	25	64.4H	0 円		19,691km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	601km	25	58.7H	0 円		51,955km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,327km	29	166.5H	0 円		160,849km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	159km	11	30.3H	0 円		21,210km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	735km	24	86.6H	0 円		43,575km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	446km	18	52.4H	0 円		38,246km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	482km	23	97.2H	0 円		40,304km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	514km	23	137.6H	0 円		69,400km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8091	作業等	593km	26	151.5H	0 円		101,734km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	3km	1	0.5H	0 円		19,009km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	23km	1	1.1H	0 円		13,189km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	22km	1	1.3H	0 円		24,865km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	17km	2	1.0H	0 円		20,675km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	3km	1	0.5H	0 円		9,788km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,524km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,431km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年１０月分　（ 自　２０２１年１０月　１日 ）
（ 至　２０２１年１０月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	809km	26	64.8H	0 円		22,069km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	618km	21	42.8H	0 円		19,659km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	831km	28	74.0H	0 円		20,522km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	821km	31	210.3H	0 円		52,776km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,631km	30	260.3H	0 円		162,480km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	228km	10	14.4H	0 円		21,438km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	1,288km	29	139.4H	0 円		44,863km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	973km	28	108.8H	0 円		39,219km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	1,156km	27	77.6H	0 円		41,460km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	543km	26	152.0H	0 円		69,943km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8091	作業等	768km	20	133.2H	0 円		102,502km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	26km	7	5.7H	0 円		19,035km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	32km	5	28.3H	0 円		13,221km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	242km	29	250.0H	0 円		25,107km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	286km	17	52.5H	0 円		20,961km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	230km	17	41.0H	0 円		10,018km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,524km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,431km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年１１月分　（ 自　２０２１年１１月　１日 ）
（ 至　２０２１年１１月３０日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	553km	17	46.2H	0 円		22,622km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	590km	21	60.5H	0 円		20,249km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	370km	15	34.5H	0 円		20,892km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	420km	15	62.5H	0 円		53,196km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,300km	23	176.4H	0 円		163,780km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	349km	17	114.9H	6,400 円	タイヤ交換作業	21,787km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	809km	24	166.3H	0 円		45,672km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	613km	22	125.1H	0 円		39,832km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	864km	22	128.8H	0 円		42,324km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	331km	14	61.8H	0 円		70,274km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8091	作業等	785km	17	107.2H	0 円		103,287km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		19,035km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		13,221km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	85km	0	0.0H	0 円		25,192km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		20,961km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		10,018km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,524km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		9,431km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　３年１２月分　（ 自　２０２１年１２月　１日 ）
（ 至　２０２１年１２月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	494km	22	52.7H	0 円		23,116km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	300km	15	23.7H	0 円		20,549km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	242km	12	21.1H	0 円		21,134km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	472km	16	50.5H	0 円		53,668km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,098km	25	178.8H	0 円		164,878km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	289km	13	75.0H	0 円		22,076km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	423km	24	177.1H	0 円		46,095km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	494km	23	149.9H	0 円		40,326km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	374km	18	108.5H	0 円		42,698km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	295km	21	96.8H	0 円		70,569km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8091	作業等	570km	15	100.0H	0 円		103,857km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		19,035km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		13,221km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		25,192km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		20,961km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		10,018km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	24km		1.0H	48,410 円	スノーモービル開園前修繕	9,548km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	25km		1.0H	48,880 円	スノーモービル開園前修繕	9,456km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　４年　１月分

（ 自　２０２２年　１月　１日 ）
（ 至　２０２２年　１月３１日 ）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	144km	9	15.5H	0 円		23,260km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	388km	27	47.0H	0 円		20,937km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	381km	13	35.1H	0 円		21,515km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	982km	30	152.7H	0 円		54,650km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,327km	31	237.6H	0 円		166,205km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	7km	1	2.0H	0 円		22,083km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	526km	29	204.3H	0 円		46,621km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	468km	17	76.9H	0 円		40,794km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	537km	22	79.2H	0 円		43,235km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	354km	20	131.9H	0 円		70,923km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8091	作業等	460km	18	101.4H	0 円		104,317km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		19,035km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		13,221km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		25,192km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		20,961km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		10,018km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	745km		31.0H	37,400 円	スノーモービル(VK540IV)セルモーター交換	10,293km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	713km		29.7H	26,450 円	スノーモービル(VK540IV)ブレーキパット及びブレーキディスク交換	10,169km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　４年　２月分　（自　２０２２年　２月　１日）
（至　２０２２年　２月２８日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	118km	8	15.7H	0 円		23,378km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	447km	25	41.1H	0 円		21,384km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	316km	13	30.0H	0 円		21,831km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	781km	28	145.6H	0 円		55,431km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,267km	28	216.3H	0 円		167,472km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	29km	4	9.6H	0 円		22,112km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	499km	26	182.3H	0 円		47,120km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	371km	16	97.2H	0 円		41,165km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	379km	15	44.3H	0 円		43,614km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	347km	20	127.7H	0 円		71,270km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8091	作業等	467km	13	92.0H	0 円		104,784km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		19,035km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		13,221km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		25,192km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		20,961km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		10,018km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	444km		18.5H	0 円		10,737km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	370km		15.4H	0 円		10,539km

リース車両の使用状況・維持管理状況

令和　４年　３月分　（自　２０２２年　３月　１日）（至　２０２２年　３月３１日）

受託者　札幌市公園緑化協会共同体
管理センター長　岡 本　康 寿

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況		維持修繕費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	摘　要
			走行キロ数	運転日数	使用時間			総走行キロ数
トヨタ VOXY(1)	札幌 504 せ 5967	連絡・送迎・巡回等	698km	27	50.3H	0 円		24,076km
トヨタ VOXY(2)	札幌 504 せ 5968	連絡・送迎・巡回等	327km	14	24.5H	0 円		21,711km
トヨタ VITZ	札幌 504 せ 5966	連絡・送迎・巡回等	371km	10	16.3H	0 円		22,202km
トヨタ RAV4	札幌 302 は 0997	連絡・送迎・巡回等	1,056km	31	134.7H	0 円		56,487km
トヨタ LAND CRUISER PRADO	札幌 302 た 0348	巡回等	1,300km	30	232.0H	0 円		168,772km
いすゞ ELF	札幌 400 の 7921	作業等	73km	3	11.0H	0 円		22,185km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8201	作業等	626km	28	168.7H	0 円		47,746km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8202	作業等	533km	24	124.5H	0 円		41,698km
ニッサン CLIPPER	札幌 400 す 8203	作業等	239km	12	64.9H	0 円		43,853km
スバル SAMBAR	札幌 480 き 1124	作業等	314km	22	96.1H	0 円		71,584km
ダイハツ HIJET	札幌 480 き 8091	作業等	604km	19	111.7H	0 円		105,388km
原動機付自転車 ギア	札幌市1 こ 6481	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		19,035km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1 け 8933	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		13,221km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1 こ 2354	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		25,192km
原動機付自転車 ビーウィズ(1)	札幌市1 の 3571	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		20,961km
原動機付自転車 ビーウィズ(2)	札幌市1 の 3572	園内巡回	0km	0	0.0H	0 円		10,018km
スノーモービル	VK-540V 3677	園内巡回	741km		30.9H	0 円		11,478km
スノーモービル	VK-540V 3696	園内巡回	386km		16.1H	0 円		10,925km

別紙27

危機管理対応実績・報告①（事故対応等）

【R1】

7件

	事故	車両事故	事件	病気（急性症状）	病気（既往症悪化）	その他	計
4月							0
5月	2						2
6月							0
7月							0
8月	1						1
9月	1						1
10月							0
11月							0
12月		1					1
1月	1						1
2月							0
3月		1					1
計	5	2	0	0	0	0	7

【R2】

7件

	事故	車両事故	事件	病気（急性症状）	病気（既往症悪化）	その他	計
4月							0
5月							0
6月							0
7月							0
8月		1					1
9月	1						1
10月		4					4
11月							0
12月							0
1月							0
2月							0
3月	1						1
計	2	5	0	0	0	0	7

【R3】

13件

	事故	車両事故	事件	病気（急性症状）	病気（既往症悪化）	その他	計
4月		1					1
5月	1						1
6月							0
7月				1			1
8月		3					3
9月							0
10月						1	1
11月				1			1
12月			1				1
1月	1						1
2月		1					1
3月	1	1					2
計	3	6	1	2	0	1	13

危機管理対応実績・報告①-3（事故対応等）R3事故

	◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
1	令和3年4月27日	車両事故	その他	東口駐車場内でバックした車が、駐車している車に接触した	11:35頃来園されたお客様がバックして駐車しようとしたところ、後ろの車に接触。被害車両の左後方のバンパーが凹んだ。なお、被害車両に搭乗者はいなかった。	オートリゾート滝野 フリーサイト園路	お客様		男			
2	令和3年5月4日	事故	負傷	キャンプ場園路での転倒事故	3歳のお子様がキャンプ場内の園路を走っていて転倒。その際に頭を地面にぶつけ、嘔吐が見られたため、利用者より救急要請があったもの。なお、利用者からは本人不注意によるものと報告あり。	オートリゾート滝野 園路	お客様	3				
3	令和3年7月21日	病気（急性症状）口	発症	警備スタッフ熱中症の疑い	渓流口門衛所のスタッフ（委託先業者）1名に熱中症の疑い。 意識はあるもののろれつが回らない状況のため救急車要請。	渓流口門衛所前	警備 スタッフ	70	男			
4	令和3年8月2日	車両事故	その他	渓流口駐車場での出庫時の車同士の接触事故	30代男性が、渓流口駐車場で出庫の際車をバックさせて、後ろの車に接触させてしまった。	渓流口駐車場	お客様	30	男			
5	令和3年8月8日	車両事故	その他	被害車両の持ち主が園内から東口駐車場内の車に戻ったところ、他車両と接触した跡を見つけ警察に通報した	12:45頃被害車両の持ち主が車に戻ったところ、ドライブレコーダーに衝撃があった旨が記録されていた。確認すると隣に止まっていた車のドアが接触した画像が記録されていた為、警察に通報した。	東口駐車場	お客様	30	男			
6	令和3年8月12日	車両事故	その他	車のドアを開けた際に、風であおられて隣の車にぶつけた	12:40頃　東口駐車場に駐車し、車から降りようとしていたドライバーの方がドアを開けた際に風であおられて、隣の車にぶつけてしまった。	東口駐車場	お客様	40	男			
7	令和3年10月24日	施設等破損	その他	Sキャビンのウッドデッキ上での七輪による施設被害	ご高齢の3人組のお客様が、オートリゾート滝野のSキャビン5番のウッドデッキで耐熱防火板の上にて七輪でBBQを行った際、七輪周辺部のウッドデッキが一部（50センチ×50センチ）延焼し破損した。 Sキャビンのウッドデッキで七輪にてBBQを行う場合、耐熱防火板の上にブロックを置き、その上に七輪を置くよう案内していたが、守っていただけなかった。 なお、耐熱防火板及びブロックはSキャビンのウッドデッキに備えている。	オートリゾート滝野 Sキャビン	お客様					
8	令和3年11月2日	病気（急性症状）口	発症	渓流口門衛スタッフから呼吸困難を訴える電話を受報し、救急車を要請した	渓流口門衛スタッフから呼吸困難を訴える電話を受報し、救急車を要請した。 ※財団発注の門衛業務受注業者㈱エルディのスタッフが急病を発症	渓流口門衛所前	警備 スタッフ	66	男			
9	令和3年12月6日	事件	その他	鱒見口駐車場内での自殺 （警察の見解による）	鱒見口駐車場内にて、人が倒れているのを工事関係者が発見し、119番通報した。 警察の現場検証の結果、現時点で事件性はなく、自殺の可能性が高いとみている。 倒れていた人の公園との関係性はなし。 当日は冬季開園準備期間のため閉園中であった。	鱒見口駐車場	その他		男			
10	令和4年1月30日	事故	負傷	看板設置作業中に左瞼の負傷	チューブそり滑走コースエンドゾーンにて、利用者誘導看板の設置位置を調整作業している最中に、雪に刺さった看板（長さ1mの杭にA3の大きさの板面が付いたもの）を両手で抜いたところ、勢い余って板面の一部（角）が左瞼に接触した。当日は腫れ等はなかったが、日が経つにつれ腫れてきたため、病院を受診した。	そりゲレンデ	財団 スタッフ	29	男			
11	令和4年2月13日	車両事故	その他	カーブでスリップし対向車と接触	出勤途中にカーブでスリップし、車両後部が反対車線にはみ出し対向車と接触した。	南区滝野一般道	財団 スタッフ	24	女			
12	令和4年3月6日	車両事故	負傷	東口駐車場で当て逃げが発生した	北区よりお越しの30代の女性が、荷物を取りに車両に戻ったところ当て逃げされたことに気付いた。	東口駐車場	お客様	30	女			
13	令和4年3月27日	事故	負傷	12歳の男児がスキー中に転倒し、右ひざ下を切創	保護者の方とスキーをしに来園されていた12歳の男児がスキーの最中に転倒し、スキー板の金具にて右ひざ下を切創。	ファミリーゲレンデ	お客様	12	男			

危機管理対応実績・報告①-2（事故対応等）R2事故

	◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
1	令和2年8月3日	車両事故	その他	職員の車両運転による通勤途中の右折時に、反対車線から来た車両と接触した	職員の車両運転による通勤途中の右折時に、反対車線から来た車両と接触した。 片側3車線の信号のない交差点で、反対側の車線の中央線側の車線および中央の車線の車両に気をとられ、歩道側の車線から直進してきている車両に気付かず、右折を開始してしまい、車両左側面に衝突されてしまった。 お互いの運転手に怪我はなく、車両の損害事故扱いとなった。	南区内の一般道交差点	財団 スタッフ	40	女			
2	令和2年9月30日	事故	負傷	キャンプ場利用者がフリーテントサイトでサッカーをしていた際に左足を骨折した疑い	39才男性が、家族等とサッカーをしていた際にボールの上に乗ってしまい転倒した。その際に、左足を捻った勢いで骨折した疑い。本人が救急車を要請したもの。なお、現地確認の結果、施設等に異常はなし。	オートリゾート滝野 フリーサイト	お客様	39	男			
3	令和2年10月3日	車両事故	その他	職員が車両通勤途中に信号の無い交差点で一時停止はしたが、左から来る車両に気付かず発進し、衝突してしまった	職員が車両通勤途中に信号の無い交差点で一時停止はしたが、左から来る車両に気付かず発進し、車両正面から相手車両右後方に衝突してしまった。 ※相手側の車線に一時停止線などがなく優先道路になっている交差点 双方大きなけがはなかったが、相手が腰に違和感があるとのことで、病院に行くという申し出があった。 保険会社への連絡をし、警察の事故処理が終了した。	南区内の一般道交差点	財団 スタッフ	40	男			
4	令和2年10月18日	車両事故	その他	駐車場内で接触事故発生。第三者のお客様が目撃し、渓流口のスタッフに通報	渓流口駐車場において接触事故が発生し、目撃した第三者のお客様から渓流口へ連絡が入り、渓流口スタッフより管理センターに連絡があった。当てた車は中央口・東口方面へ向かったとのこと。巡視が園内の駐車場を捜索し、東口で発見した。当てられた側のお客様の要望で警察を呼び、車に戻って相手方と警察を交え話し合い、ドライブレコーダーの記録から相手方が非を認めた。 なお、事故は駐車スペースからバックで出庫する際に、車両右後方を相手方車両の左前方にこすったもので同乗者にけがはなかった。	オートリゾート滝野 フリーサイト	お客様		男			
5	令和2年10月19日	車両事故	その他	渓流口駐車場においてバックで出庫したところ、後ろの車両の右後方バンパーに接触した	渓流口駐車場に駐車していた車が、バックで出庫しようとしたところ、後ろに駐車してあった車の右側後方のバンパーに接触した。被害にあった車に人は乗っていなかったが、直ぐ近くにいたためその場で警察を呼んだ。なお、加害者側にも怪我はなかった。	渓流口駐車場	お客様		男			
6	令和2年10月20日	車両事故	その他	職員が車両退勤途中（園外）に野生のシカと衝突した。車両自走不可。本人救急搬送されたが、打撲のみで今後の通院は必要なし	職員が車両退勤途中（園外）、走行道路上に野生のシカが出没し避けきれずシカと衝突した。衝突後対向車線のガードレールに衝突となり止まった。 ※単独事故、車両自走不可、本人救急搬送されたが、打撲のみで今後の通院の必要はなし。	渓流口駐車場	財団 スタッフ	36	男			
7	令和3年2月13日	事故	負傷	ゲレンデで30代の女性と小学3年生ぐらいの男の子が接触、女性が転倒し尾てい骨を強打	13:00頃、ファミリーゲレンデで事故発生。30代の女性が、小学3年生ぐらいの男の子と接触、転倒。 意識はしっかりしており、尾てい骨を打って痛くて動けないとのこと。タンカで中央口A棟の救護室へ搬送。 支えられれば立ち上がれるまで回復したが、念のため救急車を要請。	中央口、リフト乗り場前	お客様	39	女	お客様	9	男

危機管理対応実績・報告①-1（事故対応等）R1事故

	◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
1	令和元年5月12日	事故	負傷	キックボード使用時の転倒による脳震盪の疑い	10:00頃、オートリゾート滝野（キャンプ場）利用の7歳男児が場内の舗装園路下り坂にてキックボードで遊んでいたところ、転倒し左側頭部を強打。保護者が健康医療相談ダイヤルに相談後、直接119番通報をしたもの。なお、現地にはキックボード禁止の表示がある。	オートリゾート滝野 フリーサイト園路	お客様	7	男			
2	令和元年5月15日	事故	負傷	お客様（74歳女性）がこどもの谷のあり塚の塔内階段を降りている最中に、転倒し頭部等を強打した	お客様（中国籍74歳女性）がこどもの谷のあり塚の塔内階段を降りている最中に、転倒し頭部（右側頭部及び右顔面）、腰を強打した。右まぶたに腫れ、口内に出血、また体右側全体に痛みを感じ、自力歩行できないことから救急車要請の依頼を受けた。	こどもの谷あり塚の塔	お客様	74	女			
3	令和元年8月17日	事故	負傷	釣り堀でお客様が振り回していた釣竿の釣り針が、近くにいたお連れのお客様（30歳代女性）の目に刺さってしまい、救急車を要請し搬送された	フィッシング滝野で、お客様（小学生くらいの女の子）が釣竿（釣り糸、針つき）を振り回していた。その近くにいたお連れのお客様（30歳代女性）の目に釣り針が刺さってしまった。お客様の要請により、救急車を要請、病院へ搬送された。事故当日は、釣り堀内で釣竿を振り回さないよう口頭及び掲示物により注意喚起実施済み。当人同士の不注意の申告があり、お詫びの申し出があった。	渓流ゾーン釣り堀	お客様	30	女			
4	令和元年9月7日	事故	負傷	重度のぎっくり腰と思われる症状による救急搬送	12:30ごろ、59歳女性が渓流ゾーン炊事遠足広場にて防災系ボランティアの集まり（当公園のボランティアではない）で、BBQ利用をかねて防災訓練を行っていたところ重度のぎっくり腰を発症。起き上がれなくなり、本人の希望により救急車を要請したもの。なお、現地を確認したところ施設や路面に問題はなかった。	渓流ゾーン炊事遠足広場	お客様	59	女			
5	令和元年12月10日	車両事故	その他	出勤途中の凍結路での単独事故	午前8:30頃、管理センタースタッフが自家用車にて出勤途中に雨でぬれた凍結路のカーブ部分で滑り、電柱に衝突した。車両前方が大きく凹みレッカー搬送となるが、本人にけがは無し。現地にて警察を呼び事故処理を行う。	南区滝野の一般道	財団 スタッフ	27	女			
6	令和2年1月6日	事故	負傷	ちびっ子そりコーナーで左足を捻挫	14：30頃、65才女性、中国人観光客が、そりゲレンデ内ちびっ子そりコーナーを利用中に、左足をひねり捻挫。本人の希望により救急車を要請したもの。なお、現地確認の結果、施設及び雪面等に異常はない。	ちびっこそりコーナーで捻挫	お客様	65	女			
7	令和2年3月19日	車両事故	その他	退勤途中に国の公用車との接触事故	パートナー職員が退勤に伴い自家用車で関係者駐車場より出る交差点で、左右確認を怠ったため直進してきた国事務所の公用車と接触した。国事務所の公用車には、事務所長が同乗されていた。国事務所長及び運転者、パートナー職員には怪我等はない。車両は、パートナー職員自家用車は自走できない状況。公用車は左後方が凹んだが、自走できる状況。現地にて警察を呼び事故処理を行う。	園路	財団 スタッフ	40	男			

別紙 28

危機管理対応実績・報告②（自然災害、火災）

【R1(H31)】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園/利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
7/5	獣害		クマの侵入に伴う臨時閉園	有	7/4　18：50～19：00　外周柵カメラにてクマの親子が撮影される 7/5　11：28　臨時閉園決定 7/5～7/28 の臨時閉園
9/10	獣害		クマの侵入に伴う臨時閉園	有	9/10　7：20　園内巡回中のスタッフが、親グマを発見 8：00　臨時閉園決定 9/10～9/24 の臨時閉園
3/2	その他		新型コロナウイルス対策による臨時閉園	有	3/2　15：30　記者発表　新型コロナウイルスの集団感染拡大防止の為 3/3 より臨時閉園 3/3～5/31 の臨時閉園

【R2】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園/利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
5/28	獣害		クマの侵入に伴う臨時閉園	有	5/28　9：20　巡視スタッフより森ゾーン（4-5 番カメラ付近）の外周柵に異常があることを受報 9：32　付近のカメラにヒグマが 2 頭撮影されていたことを確認 5/28～7/10 の臨時閉園
8/26	獣害		クマの侵入に伴う臨時閉園	有	8/26 23：17 頃から 8/27 0：24 にかけて、ヒグマがカメラに複数回撮影され、職員が出勤 0：10　キャンプ場宿泊者を建物内へ避難、山の家へ報告（当日利用団体あり） 0：15　国事務所へ報告 8/27～9/10 の臨時閉園
3/2	雪崩		雪崩による部分閉鎖	有	3/2　15:00　ロッジゆきざさ～鱒見の滝部分閉鎖鱒見方面の閉鎖措置を行う。　経過観察期間 3 月 3 日(水)～3 月 5 日(金)までであったが、その後も雪崩が発生し、15 日（月）まで延長となった。
3/5	法面不良		雪崩による部分閉鎖	有	3/5　15:30　不老橋～アシリベツの滝部分閉鎖。経過観察期間 3 月 5 日(金)～3 月 7 日(日)まででであったが、その後も雪崩が発生し、15 日（月）まで延長となった。

【R3】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園/利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
8/4	雷雨		落雷によるキャンプ場管理センターにおけるPCのシステムダウン	無	8/4　13：30頃から、滝野管理センター上空で激しい雷雨となり、キャンプ場のシステムがダウンした。
2/21	暴風		暴風を伴う積雪、視界不良	有	暴風を伴う降雪がある中、瞬間最大風速が15m/sを超えていたため、開園前の点検を実施。

職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置

令和元年度　国営滝野すずらん丘陵公園スタッフ基本配置

区分	配置	勘定	閉園期間		夏季開園期間														閉園期間		冬季開園期間								備考
			春季閉園期間		夏季平日		夏季休日		ＧＷ期間		夏休み平日		夏休み休日		閑散期平日		閑散期休日		秋季閉園期間		冬季平日		冬季休日		冬休み平日		冬休み休日		合計	
			4/1～4/19		右記除く平日		右記除く平日		4/27～5/6		7/25～8/19平日		7/25～8/19休日		10/13～11/10平日		10/21～11/10休日		11/11～12/21		右記除く平日		右記除く休日		12/26～1/19平日		12/26～1/19休日			
			15 日		102 日		46 日		10 日		17 日		9 日		13 日		8 日		30 日		52 日		24 日		15 日		10 日		351	
			人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計		
臨時職員等	管理事務所	維持	4	60	4	408	7	322	7	70	5	85	7	63	5	65	7	56	4	120	4	208	7	168	4	60	7	70	1,755	
	巡視・開閉園作業	維持	7	105	4	408	7	322	7	70	4	68	7	63	4	52	7	56	7	210	4	208	7	168	5	75	7	70	1,875	
	開閉園作業	維持	7	105															7	210									315	
	東口ゲート	維持			3	306	5	230	5	50	5	85	5	45	2	26	3	24											766	
	中央口ゲート	維持			1	102	2	92	2	20	2	34	2	18	1	13	1	8			1	52	1	24	1	15	1	10	388	
	カントリーハウス	維持			1	102	1	46	1	10	1	17	1	9	1	13	1	8			1	52	2	48	1	15	2	20	340	
		収益																			1	52	1	24	1	15	1	10	101	
	こどもの谷	維持			5	510	7	322	7	70	5	85	7	63	4	52	5	40											1,142	
	案内所	維持			1	102	2	92	2	20	1	17	2	18	1	13	2	16			1	52	1	24	1	15	1	10	379	
	渓流口	維持			1	102	1	46	1	10	1	17	1	9	1	13	1	8			1	52	1	24	1	15	1	10	306	
		収益			1	102	2	92	2	20	2	34	2	18	1	13	1	8			1	52	1	24	2	30	2	20	413	
	鱒見口	収益					1	46	1	10			1	9			1	8											73	
	パークステーション	収益			1	102	2	92	2	20	1	17	2	18	1	13	1	8											270	
	滝野の森口	維持			1	102	1	46	1	10	1	17	1	9	1	13	1	8											205	
		収益			1	102	1	46	1	10	1	17	1	9	1	13	1	8			1	52	1	24	1	15	1	10	306	
	森の情報館	維持			1	102	1	46	1	10	1	17	1	9	1	13	1	8											205	
	森の交流館	維持			1	102	1	46	2	20	1	17	2	18	1	13	1	8			1	52	2	48	1	15	2	20	359	
	そりゲレンデ	維持																			11	572	14	336	12	180	14	140	1,228	
	スキースクール	維持																			5	260	8	192	5	75	8	80	#REF!	
	スキーリフト	収益																			4	208	5	120	4	60	5	50	438	
	キャンプ場	収益			3	306	5	230	5	50	5	85	5	45	3	39	3	24											779	
	外周柵臨時巡回	維持																											100	
	ゲレンデ	維持																			1	52	1	24	1	15	1	10	100	
	計			270		2,958		2,116		470		612		423		364		296		540		1,924		1,248		600		530	#REF!	
	維持管理配置人数			270		2,346		1,610		360		459		324		286		240		540		1,560		1,056		480		440	9,971	
	収益事業配置人数			0		612		506		110		153		99		78		56		0		364		192		120		90	2,380	
	維持内訳	**出改札**		**165**		**1,938**		**1,288**		**290**		**391**		**261**		**234**		**184**		**330**		**1,352**		**888**		**405**		**370**	**8,096**	
		巡視		**105**		**408**		**322**		**70**		**68**		**63**		**52**		**56**		**210**		**208**		**168**		**75**		**70**	**1,875**	
アルバイト等	看護師	維持					1	46	1	10	1	17	1	9							0	0	1	24	1	15	1	10	131	
	東口ゲート	維持					0	0	1	10	1	17	1	9															36	
	中央口ゲート	維持					0	0	1	10	0	0	1	9							0	0	0	0	0	0	0	0	19	
	こどもの谷	維持					1	46	1	10	1	17	1	9															82	
	渓流口	収益					0	0	0	0	0	0	1	9							0	0	0	0	0	0	0	0	9	
	パークステーション	収益					1	46	1	10	1	17	1	9															82	
	そりゲレンデ	維持																			2	104	3	72	2	30	3	30	236	
	スキーリフト	収益																			2	104	1	24	2	30	2	20	178	
	キャンプ場	収益					1	46	2	20	1	17	2	18															101	
	計			0		0		184		70		85		72		0		0		0		208		120		75		60	874	
	維持管理配置人数			**0**		**0**		**92**		**40**		**51**		**36**		**0**		**0**		**0**		**104**		**96**		**45**		**40**	**504**	
	収益事業配置人数			0		0		92		30		34		36		0		0		0		104		24		30		20	370	

令和元年度　国営滝野すずらん丘陵公園開園カレンダー

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

7/6～7/28はクマの侵入により閉園しているが、巡回等実施で通常出勤

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

9/10～9/24はクマの侵入により閉園しているが、巡回等実施で通常出勤

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

3/3～3/31は緊急事態宣言により閉園しているが、園内作業等実施で通常出勤

#####	春季休園
#####	夏季平日
#####	夏季休日
#####	ＧＷ期間
#####	夏休み平日
#####	夏休み休日
#####	閑散期平日
#####	閑散期休日
#####	冬休み平日
#####	冬休み休日
#####	冬季平日
#####	冬季休日
#####	冬季休園
15	出勤なし

計　#####　日

令和元年度　滝野管理センター　組織図（夏季）

令和元年７月１日　現在

総　括　表			
区　分	職　員	臨時職員等	計
◎ 国：維持管理	7 人	0 人	7 人
○ 国：維持管理	6 人	35 人	41 人
☆ 収益運営	2 人	10 人	12 人
計	15 人	45 人	60 人

令和元年度　滝野管理センター　組織図（冬季）

令和２年１月１日　現在

総　括　表			
区　分	職　員	臨時職員等	計
◎ 国：維持管理	7 人	0 人	7 人
○ 国：維持管理	6 人	44 人	50 人
☆ 収益運営	2 人	8 人	10 人
計	15 人	52 人	67 人

令和2年度　国営滝野すずらん丘陵公園スタッフ基本配置

区分	配置	勘定	閉園期間		夏季開園期間														閉園期間		冬季開園期間								備考
			春季閉園期間		夏季平日		夏季休日		ＧＷ期間		夏休み平日		夏休み休日		閑散期平日		閑散期休日		秋季閉園期間		冬季平日		冬季休日		冬休み平日		冬休み休日		合計	
			4/1～4/18		右記除く平日		右記除く休日		4/29・5/2～5/6		8/8～8/18平日		8/8～8/18休日		10/19～11/10平日		10/19～11/10休日		11/11～12/22		右記除く平日		右記除く休日		12/26～1/19平日		12/26～1/19休日			
			13 日		117 日		49 日		6 日		6 日		5 日		16 日		7 日		29 日		51 日		23 日		15 日		10 日		347	
			人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計		
臨時職員等	管理事務所（園内補助）	維持	4	52	4	468	7	343	7	42	5	30	7	35	5	80	7	49	4	116	4	204	7	161	4	60	7	70	1,710	
	巡視・開閉園作業	維持	7	91	4	468	7	343	7	42	4	24	7	35	4	64	7	49	7	203	4	204	7	161	5	75	7	70	1,829	
	開閉園作業	維持	7	91															7	203									294	
	東口ゲート	維持			3	351	5	245	5	30	4	24	5	25	2	32	3	21			1	51	2	46	1	15	2	20	860	
	中央口ゲート	維持			1	117	2	98	2	12	1	6	2	10	1	16	1	7			1	51	1	23	1	15	1	10	365	
	カントリーハウス	維持																			1	51	2	46	1	15	2	20	132	
		収益																			1	51	1	23	1	15	1	10	99	
	こどもの谷	維持			5	585	7	343	7	42	5	30	7	35	4	64	5	35											1,134	
	案内所	維持			1	117	2	98	2	12	1	6	2	10	1	16	2	14			1	51	1	23	1	15	1	10	372	
	渓流口	維持			1	117	1	49	1	6	1	6	1	5	1	16	1	7			1	51	1	23	1	15	1	10	305	
		収益			1	117	2	98	2	12	2	12	2	10	1	16	1	7			1	51	1	23	2	30	2	20	396	
	鱒見口	収益					1	49	1	6			1	5			1	7											67	
	パークステーション	収益			1	117	2	98	2	12	1	6	2	10	1	16	1	7											266	
	滝野の森口	維持			1	117	1	49	1	6	1	6	1	5	1	16	1	7											206	
		収益			1	117	1	49	1	6	1	6	1	5	1	16	1	7			1	51	1	23	1	15	1	10	305	
	森の情報館	維持																											0	
	森の交流館	維持			1	117	1	49	2	12	1	6	2	10	1	16	1	7			1	51	2	46	1	15	2	20	349	
	そりゲレンデ	維持																			11	561	14	322	12	180	14	140	1,203	
	スキースクール	維持																			5	255	8	184	5	75	8	80	594	
	スキーリフト	収益																			4	204	6	138	4	60	6	60	462	
	キャンプ場	収益			3	351	5	245	5	30	5	30	5	25	3	48	3	21											750	
	外周柵臨時巡回	維持																											100	クマ出没情報による
	ゲレンデ	維持																			1	51	1	23	1	15	1	10	99	
	計			234		3,159		2,156		270		192		225		416		245		522		1,938		1,265		615		560	11,897	
	維持管理配置人数			234		2,457		1,617		204		138		170		320		196		522		1,581		1,058		495		460	9,452	
	収益事業配置人数			0		702		539		66		54		55		96		49		0		357		207		120		100	2,345	
	維持内訳	**出改札**		**143**		**1,989**		**1,274**		**162**		**114**		**135**		**256**		**147**		**319**		**1,377**		**897**		**420**		**390**	**7,523**	
		巡視		**91**		**468**		**343**		**42**		**24**		**35**		**64**		**49**		**203**		**204**		**161**		**75**		**70**	**1,929**	
アルバイト等	看護師	維持							1	6																			6	
	東口ゲート	維持																											0	
	中央口ゲート	維持																											0	
	こどもの谷	維持																											0	
	渓流口	収益					0	0	0	0	0	0	1	5							0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	パークステーション	収益					1	49	1	6	1	6	1	5															66	
	そりゲレンデ	維持																			2	102	3	69	2	30	3	30	231	
	スキーリフト	収益																			2	102	1	23	2	30	2	20	175	
	キャンプ場	収益					1	49	0	0	1	6	2	10															65	
	計			0		0		98		12		12		20		0		0		0		204		92		60		50	548	
	維持管理配置人数			**0**		**0**		**0**		**6**		**0**		**0**		**0**		**0**		**0**		**102**		**69**		**30**		**30**	**237**	
	収益事業配置人数			0		0		98		6		12		20		0		0		0		102		23		30		20	311	

令和２年度　国営滝野すずらん丘陵公園開園カレンダー

４月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

4/19～4/30は緊急事態宣言により閉園しているが、園内作業等実施で通常出勤

５月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

5/1～5/31は緊急事態宣言、クマの侵入により閉園しているが、巡回等実施で通常出勤

６月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

6/1～6/30はクマの侵入により閉園しているが、巡回等実施で通常出勤

７月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

7/1～7/10はクマの侵入により閉園しているが、巡回等実施で通常出勤

８月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8/27～8/31はクマの侵入により閉園しているが、巡回等実施で通常出勤

９月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

9/1～9/9はクマの侵入により閉園しているが、巡回等実施で通常出勤

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

１月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

２月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

３月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

#####	春季休園
#####	夏季平日
#####	夏季休日
#####	ＧＷ期間
#####	夏休み平日
#####	夏休み休日
#####	閑散期平日
#####	閑散期休日
#####	冬休み平日
#####	冬休み休日
#####	冬季平日
#####	冬季休日
#####	冬季休園
18	出勤なし

計　#####　日

令和２年度　滝野管理センター　組織図（夏季）

令和２年７月１日　現在

総　括　表			
区　分	職　員	臨時職員等	計
◎ 国：維持管理	7 人	0 人	7 人
○ 国：維持管理	6 人	35 人	41 人
☆ 収益運営	2 人	9 人	11 人
計	15 人	44 人	59 人

総括責任者
◎管理センター長

総括責任者補佐
○副管理センター長

◎総務課長補佐

◎総務経理係員

○利用サービス係長

◎利用サービス係員

○	臨時職員1	（総務・経理事務補助）	
○	臨時職員2	（総務・経理事務補助）	
○	臨時職員3	（利用サービス事務補助）	
○	臨時職員4	（直営巡視）	
○	臨時職員5	（直営巡視）	
○	臨時職員6	（直営巡視）	
○	臨時職員7	（直営巡視）	
○	臨時職員8	（直営巡視）	
○	臨時職員9	（直営巡視）	
○	臨時職員10	（直営巡視）	
○	臨時職員11	（東口　発券・改札・案内等）	
○	臨時職員12	（東口　発券・改札・案内等）	
○	臨時職員13	（東口　発券・改札・案内等）	※季節雇用
○	臨時職員14	（東口　発券・改札・案内等）	※季節雇用
○	臨時職員15	（東口　発券・改札・案内等）	※季節雇用
○	臨時職員16	（中央口　案内・放送等）	
○	臨時職員17	（中央口　案内・放送等）	
○	臨時職員18	（中央口　案内・放送等）	※季節雇用
○	臨時職員19	（こどもの谷　利用指導・遊具維持等）	
○	臨時職員20	（こどもの谷　利用指導・遊具維持等）	
○	臨時職員21	（こどもの谷　利用指導・遊具維持等）	
○	臨時職員22	（こどもの谷　利用指導・遊具維持等）	
○	臨時職員23	（こどもの谷　利用指導・遊具維持等）	※季節雇用
○	臨時職員24	（こどもの谷　利用指導・遊具維持等）	※季節雇用
○	臨時職員25	（こどもの谷　利用指導・遊具維持等）	※季節雇用
○	臨時職員26	（渓流ゾーン　案内・放送・団体受付等）	
○	臨時職員27	（渓流ゾーン　案内・放送・団体受付等）	※季節雇用
○	臨時職員28	（渓流ゾーン　炊事広場巡回等）	
○	臨時職員29	（森ゾーン　案内・利用指導等）	
○	臨時職員30	（森ゾーン　案内・利用指導等）	
○	臨時職員31	（森ゾーン　案内・利用指導等）	
○	臨時職員32	（森ゾーン　案内・利用指導等）	※季節雇用

収益施設等管理運営業務責任者
☆収益事業課長

☆収益運営ﾏﾈｰｼﾞｬｰ

☆	臨時職員33	（森口　発券・改札・案内等）	
☆	臨時職員34	（渓流口　発券・料金徴収等）	
☆	臨時職員35	（渓流口　発券・料金徴収等）	
☆	臨時職員36	（渓流口　発券・料金徴収等）	※季節雇用
☆	臨時職員37	（オートリゾート滝野　運営）	
☆	臨時職員38	（オートリゾート滝野　運営）	
☆	臨時職員39	（オートリゾート滝野　運営）	
☆	臨時職員40	（オートリゾート滝野　運営）	※季節雇用
☆	臨時職員41	（オートリゾート滝野　運営）	※季節雇用

企画課長
※副管理センター長兼務

○企画広報係長

○企画広報係員

○	臨時職員42	（企画広報係業務補助）

○自然環境ﾏﾈｰｼﾞｬｰ

○	臨時職員43	（自然環境係業務補助）

植物管理業務責任者
○植物管理課長補佐

◎植物管理係長

○	臨時職員44	（管理係業務補助）

施設・設備維持管理業務責任者
◎施設管理課長

◎施設管理主任

令和２年度　滝野管理センター　組織図（冬季）

令和３年１月１日　現在

総　括　表			
区　分	職　員	臨時職員等	計
◎ 国：維持管理	7 人	0 人	7 人
○ 国：維持管理	6 人	45 人	51 人
☆ 収益運営	2 人	9 人	11 人
計	15 人	54 人	69 人

総括責任者
◎管理センター長

総括責任者補佐
○副管理センター長

◎総務課長補佐

◎総務経理係員

○利用サービス係長

◎利用サービス係員

○	臨時職員1	（総務・経理事務補助）	
○	臨時職員2	（総務・経理事務補助）	
○	臨時職員3	（利用サービス事務補助）	
○	臨時職員4	（直営巡視）	
○	臨時職員5	（直営巡視）	
○	臨時職員6	（直営巡視）	
○	臨時職員7	（直営巡視）	
○	臨時職員8	（直営巡視）	
○	臨時職員9	（直営巡視）	
○	臨時職員10	（直営巡視）	
○	臨時職員11	（カントリーハウス　物品貸出・案内等）	
○	臨時職員12	（カントリーハウス　物品貸出・案内等）	※季節雇用
○	臨時職員13	（中央口　利用者案内・放送等）	
○	臨時職員14	（中央口　利用者案内・放送等）	※季節雇用
○	臨時職員15	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	
○	臨時職員16	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	
○	臨時職員17	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	
○	臨時職員18	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員19	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員20	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員21	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員22	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員23	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員24	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員25	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員26	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員27	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員28	（スキースクール運営）	
○	臨時職員29	（スキースクール運営）	
○	臨時職員30	（スキースクール運営）	
○	臨時職員31	（スキースクール運営）	※季節雇用
○	臨時職員32	（スキースクール運営）	※季節雇用
○	臨時職員33	（スキースクール運営）	※季節雇用
○	臨時職員34	（スキースクール運営）	※季節雇用
○	臨時職員35	（スキースクール運営）	※季節雇用
○	臨時職員36	（森ゾーン　森の交流館案内・利用指導等）	
○	臨時職員37	（森ゾーン　森の交流館案内・利用指導等）	
○	臨時職員38	（渓流ゾーン　案内・放送・団体受付等）	
○	臨時職員39	（渓流ゾーン　案内・放送・団体受付等）	
○	臨時職員40	（ゲレンデパトロール・案内等）	
○	臨時職員41	（ゲレンデパトロール・案内等）	

収益施設等管理運営業務責任者
☆収益事業課長

収益施設等管理運営業務責任者補佐
☆収益運営ﾏﾈｰｼﾞｬｰ

☆	臨時職員42	（森口　発券・改札・案内等）	
☆	臨時職員43	（渓流口　発券・料金徴収等）	
☆	臨時職員44	（渓流口　発券・料金徴収等）	
☆	臨時職員45	（渓流口　発券・料金徴収等）	※季節雇用
☆	臨時職員46	（カントリーハウス　リフト券発券）	
☆	臨時職員47	（索道運営）	
☆	臨時職員48	（索道運営）	
☆	臨時職員49	（索道運営）	※季節雇用
☆	臨時職員50	（索道運営）	※季節雇用

企画課長
※副管理センター長兼務

○企画広報係長

○企画広報係員

○	臨時職員51	（企画広報係業務補助）
○	臨時職員52	（企画広報係業務補助）

○自然環境ﾏﾈｰｼﾞｬｰ

○	臨時職員53	（自然環境係業務補助）

植物管理業務責任者
○植物管理課長補佐

◎植物管理係長

○	臨時職員54	（管理係業務補助）

施設・設備維持管理業務責任者
◎施設管理課長

◎施設管理主任

令和３年度　国営滝野すずらん丘陵公園スタッフ基本配置

区分	配置	勘定	閉園期間		夏季開園期間												閉園期間		冬季開園期間								備考
			春季閉園期間		夏季平日		夏季休日		ＧＷ期間		夏休み平日		夏休み休日		閑散期平日		閑散期休日		秋季閉園期間		冬季平日		冬季休日		冬休み平日		冬休み休日		合計	
			4/1～4/19		右記除く平日		右記除く休日		4/29・5/1～5/5		7/24～8/17平日		7/24～8/17休日		10/16～11/10平日		10/18～11/10休日		11/11～12/22		右記除く平日		右記除く休日		1/1～1/21平日		1/1～1/21休日			
			13 日		103 日		47 日		6 日		16 日		9 日		17 日		7 日		29 日		51 日		23 日		15 日		10 日		346	
			人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計	人	人数計		
臨時職員等	管理事務所（園内補助）	維持	4	52	4	412	7	329	7	42	5	80	7	63	5	85	7	49	4	116	4	204	7	161	4	60	7	70	1,723	
	巡視・開閉園作業	維持	7	91	4	412	7	329	7	42	4	64	7	63	4	68	7	49	7	203	4	204	7	161	5	75	7	70	1,831	
	開閉園作業	維持	5	65															7	203									268	
	東口ゲート	維持			3	309	5	235	5	30	4	64	5	45	3	51	3	21			1	51	2	46	1	15	2	20	887	
	中央口ゲート	維持			1	103	2	94	2	12	2	32	2	18	1	17	1	7			1	51	1	23	1	15	1	10	382	
	カントリーハウス	維持																			1	51	2	46	1	15	2	20	132	
		収益																			1	51	1	23	1	15	1	10	99	
	こどもの谷	維持			5	515	7	329	7	42	5	80	7	63	4	68	5	35											1,132	
	案内所	維持			1	103	2	94	2	12	1	16	2	18	1	17	2	14			1	51	1	23	1	15	1	10	373	
	渓流口	維持			1	103	1	47	1	6	1	16	1	9	1	17	1	7			1	51	1	23	1	15	1	10	304	
		収益			1	103	2	94	2	12	2	32	2	18	1	17	1	7			1	51	1	23	2	30	2	20	407	
	鱒見口	収益					1	47	1	6			1	9			1	7											69	
	パークステーション	収益			1	103	2	94	2	12	1	16	2	18	1	17	1	7											267	
	滝野の森口	維持			1	103	1	47	1	6	1	16	1	9	1	17	1	7											205	
		収益			1	103	1	47	1	6	1	16	1	9	1	17	1	7			1	51	1	23	1	15	1	10	304	
	森の情報館	維持																											0	
	森の交流館	維持			1	103	1	47	2	12	1	16	2	18	1	17	1	7			1	51	2	46	1	15	2	20	352	
	そりゲレンデ	維持																			11	561	14	322	12	180	14	140	1,203	
	スキースクール	維持																			5	255	8	184	5	75	8	80	594	
	スキーリフト	収益																			4	204	6	138	4	60	6	60	462	
	キャンプ場	収益			3	309	5	235	5	30	5	80	5	45	3	51	3	21											771	
	ゲレンデ	維持																			1	51	1	23	1	15	1	10	99	
	計			208		2,781		2,068		270		528		405		459		245		522		1,938		1,265		615		560	11,864	
	維持管理配置人数			208		2,163		1,551		204		384		306		357		196		522		1,581		1,058		495		460	9,485	
	収益事業配置人数			0		618		517		66		144		99		102		49		0		357		207		120		100	2,379	
	維持内訳	**出改札**		**117**		**1,751**		**1,222**		**162**		**320**		**243**		**289**		**147**		**319**		**1,377**		**897**		**420**		**390**	**7,654**	
		巡視		**91**		**412**		**329**		**42**		**64**		**63**		**68**		**49**		**203**		**204**		**161**		**75**		**70**	**1,831**	
アルバイト等	看護師	維持							1	6																			6	
	東口ゲート	維持																											0	
	中央口ゲート	維持																											0	
	こどもの谷	維持																											0	
	渓流口	収益					0	0	0	0	0	0	1	9							0	0	0	0	0	0	0	0	9	
	パークステーション	収益					1	47	1	6	1	16	1	9															78	
	そりゲレンデ	維持																			2	102	3	69	2	30	3	30	231	
	スキーリフト	収益																			2	102	1	23	2	30	2	20	175	
	キャンプ場	収益					1	47	2	12	1	16	2	18															93	
	計			0		0		94		24		32		36		0		0		0		204		92		60		50	592	
	維持管理配置人数			**0**		**0**		**0**		**6**		**0**		**0**		**0**		**0**		**0**		**102**		**69**		**30**		**30**	**237**	
	収益事業配置人数			0		0		94		18		32		36		0		0		0		102		23		30		20	355	

令和３年度　開園カレンダー

４月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

５月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

5/17～5/31は緊急事態宣言により閉園しているが、園内作業等実施で通常出勤

６月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

6/1～6/30は緊急事態宣言により閉園しているが、園内作業等実施で通常出勤

７月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

7/1～7/11は緊急事態宣言により閉園しているが、園内作業等実施で通常出勤

８月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8/28～8/31は緊急事態宣言により閉園しているが、園内作業等実施で通常出勤

９月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

9/1～9/30は緊急事態宣言により閉園しているが、園内作業等実施で通常出勤

10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

１月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

２月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

３月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

#####	春季休園
#####	夏季平日
#####	夏季休日
#####	ＧＷ期間

#####	夏休み平日
#####	夏休み休日
#####	閑散期平日
#####	閑散期休日

#####	冬休み平日
#####	冬休み休日
#####	冬季平日
#####	冬季休日

#####	冬季休園
19	出勤なし

計　#####　日

令和３年度　滝野管理センター　組織図（夏季）

令和３年７月１日　現在

総　括　表			
区　分	職員等	臨時職員等	計
◎ 国：維持管理	7 人	0 人	7 人
○ 国：維持管理	7 人	35 人	42 人
☆ 収益運営	2 人	9 人	11 人
計	16 人	44 人	60 人

総括責任者
◎管理センター長

総括責任者補佐
○副管理センター長

◎総務課長補佐
- ◎総務経理係員
- ○利用サービス係長
  - ◎利用サービス係員

○	臨時職員1	（総務・経理事務補助）	
○	臨時職員2	（総務・経理事務補助）	
○	臨時職員3	（利用サービス事務補助）	
○	臨時職員4	（直営巡視）	
○	臨時職員5	（直営巡視）	
○	臨時職員6	（直営巡視）	
○	臨時職員7	（直営巡視）	
○	臨時職員8	（直営巡視）	
○	臨時職員9	（直営巡視）	
○	臨時職員10	（直営巡視）	
○	臨時職員11	（東口　発券・改札・案内等）	
○	臨時職員12	（東口　発券・改札・案内等）	
○	臨時職員13	（東口　発券・改札・案内等）	※季節雇用
○	臨時職員14	（東口　発券・改札・案内等）	※季節雇用
○	臨時職員15	（東口　発券・改札・案内等）	※季節雇用
○	臨時職員16	（中央口　案内・放送等）	
○	臨時職員17	（中央口　案内・放送等）	
○	臨時職員18	（中央口　案内・放送等）	※季節雇用
○	臨時職員19	（こどもの谷　利用指導・遊具維持等）	
○	臨時職員20	（こどもの谷　利用指導・遊具維持等）	
○	臨時職員21	（こどもの谷　利用指導・遊具維持等）	
○	臨時職員22	（こどもの谷　利用指導・遊具維持等）	
○	臨時職員23	（こどもの谷　利用指導・遊具維持等）	
○	臨時職員24	（こどもの谷　利用指導・遊具維持等）	※季節雇用
○	臨時職員25	（こどもの谷　利用指導・遊具維持等）	※季節雇用
○	臨時職員26	（渓流ゾーン　案内・放送・団体受付等）	
○	臨時職員27	（渓流ゾーン　案内・放送・団体受付等）	※季節雇用
○	臨時職員28	（渓流ゾーン　炊事広場巡回等）	
○	臨時職員29	（森ゾーン　案内・利用指導等）	
○	臨時職員30	（森ゾーン　案内・利用指導等）	
○	臨時職員31	（森ゾーン　案内・利用指導等）	
○	臨時職員32	（森ゾーン　案内・利用指導等）	

収益施設等管理運営業務責任者
☆収益事業課長
- ☆収益運営ﾏﾈｰｼﾞｬｰ

☆	臨時職員33	（森口　発券・改札・案内等）	
☆	臨時職員34	（渓流口　発券・料金徴収等）	
☆	臨時職員35	（渓流口　発券・料金徴収等）	
☆	臨時職員36	（渓流口　発券・料金徴収等）	※季節雇用
☆	臨時職員37	（オートリゾート滝野　運営）	
☆	臨時職員38	（オートリゾート滝野　運営）	
☆	臨時職員39	（オートリゾート滝野　運営）	
☆	臨時職員40	（オートリゾート滝野　運営）	※季節雇用
☆	臨時職員41	（オートリゾート滝野　運営）	※季節雇用

企画課長
※副管理センター長兼務
- ○企画広報係長
  - ○企画広報係員
  - ○企画広報係員
- ○自然環境ﾏﾈｰｼﾞｬｰ

○	臨時職員42	（企画広報係業務補助）	
○	臨時職員43	（自然環境係業務補助）	

植物管理業務責任者
○植物管理課長補佐
- ◎植物管理係長

○	臨時職員44	（管理係業務補助）	

施設・設備維持管理業務責任者
◎施設管理課長
- ◎施設管理係長

令和３年度 滝野管理センター　組織図（冬季）

令和４年１月１日　現在

総　括　表			
区　分	職員等	臨時職員等	計
◎ 国：維持管理	7 人	0 人	7 人
○ 国：維持管理	7 人	45 人	52 人
☆ 収益運営	2 人	9 人	11 人
計	16 人	54 人	70 人

総括責任者
◎管理センター長

総括責任者補佐
○副管理センター長

◎総務課長補佐

◎総務経理係員

○利用サービス係長

◎利用サービス係員

○	臨時職員1	（総務・経理事務補助）	
○	臨時職員2	（総務・経理事務補助）	
○	臨時職員3	（利用サービス事務補助）	
○	臨時職員4	（直営巡視）	
○	臨時職員5	（直営巡視）	
○	臨時職員6	（直営巡視）	
○	臨時職員7	（直営巡視）	
○	臨時職員8	（直営巡視）	
○	臨時職員9	（直営巡視）	
○	臨時職員10	（直営巡視）	
○	臨時職員11	（カントリーハウス　物品貸出・案内等）	
○	臨時職員12	（カントリーハウス　物品貸出・案内等）	※季節雇用
○	臨時職員13	（中央口　利用者案内・放送等）	
○	臨時職員14	（中央口　利用者案内・放送等）	※季節雇用
○	臨時職員15	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	
○	臨時職員16	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	
○	臨時職員17	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	
○	臨時職員18	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員19	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員20	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員21	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員22	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員23	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員24	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員25	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員26	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員27	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員28	（こどもの谷　そりゲレンデ運営等）	※季節雇用
○	臨時職員29	（スキースクール運営）	
○	臨時職員30	（スキースクール運営）	
○	臨時職員31	（スキースクール運営）	
○	臨時職員32	（スキースクール運営）	※季節雇用
○	臨時職員33	（スキースクール運営）	※季節雇用
○	臨時職員34	（スキースクール運営）	※季節雇用
○	臨時職員35	（スキースクール運営）	※季節雇用
○	臨時職員36	（スキースクール運営）	※季節雇用
○	臨時職員37	（森ゾーン　森の交流館案内・利用指導等）	
○	臨時職員38	（森ゾーン　森の交流館案内・利用指導等）	
○	臨時職員39	（渓流ゾーン　案内・放送・団体受付等）	
○	臨時職員40	（渓流ゾーン　案内・放送・団体受付等）	
○	臨時職員41	（ゲレンデパトロール・案内等）	
○	臨時職員42	（ゲレンデパトロール・案内等）	

収益施設等管理運営業務責任者
☆収益事業課長

☆収益運営ﾏﾈｰｼﾞｬｰ

☆	臨時職員43	（森口　発券・改札・案内等）	
☆	臨時職員44	（渓流口　発券・料金徴収等）	
☆	臨時職員45	（渓流口　発券・料金徴収等）	
☆	臨時職員46	（渓流口　発券・料金徴収等）	※季節雇用
☆	臨時職員47	（カントリーハウス　リフト券発券）	
☆	臨時職員48	（索道運営）	
☆	臨時職員49	（索道運営）	
☆	臨時職員50	（索道運営）	※季節雇用
☆	臨時職員51	（索道運営）	※季節雇用

企画課長
※副管理センター長兼務

○企画課長補佐

○企画広報係員

○企画広報係員

○	臨時職員52	（企画広報係業務補助）

○自然環境ﾏﾈｰｼﾞｬｰ

○	臨時職員53	（自然環境係業務補助）

植物管理業務責任者
○植物管理課長補佐

◎植物管理係長

○	臨時職員54	（管理係業務補助）

施設・設備維持管理業務責任者
◎施設管理課長

◎施設管理係長

別紙30

総括責任者による外部会議への出席
管理センター長が関わる会議など

令和元年度

1） 合同連絡会議	毎月15日頃	国事務所、山の家、管理センター
2） 公園管理運営士会 北海道支部総会	R1.6.9	支部役員、会員
3） クマ対策会議	R1.7.25 R1.9.24	札建本部、国事務所、山の家、管理センター、関係団体
4） 北海道オートキャンプ協会 理事会	R2.3.16	管理センター、関係団体等

令和2年度

1） 合同連絡会議	毎月15日頃	国事務所、山の家、管理センター
2） 公園管理運営士会 理事会	R2.4.27	理事（書面）
代議員総会	R2.5.22	理事、代議員（書面）
北海道支部総会	R2.6.14	支部役員、会員（書面）
3） クマ対策会議	R2.6.17 R2.7.10 R2.9.9 R3.2.25	札建本部、国事務所、山の家、管理センター、関係団体
4） 消防訓練	R2.7.29	国事務所、シダックス、管理センター
5） 公園利用者会議	R2.12.14	国事務所、管理センター、関係団体等（書面）
6） 北海道オートキャンプ協会 理事会	R3.3.15	管理センター、関係団体等

令和3年度

1） 合同連絡会議	毎月15日頃	国事務所、山の家、管理センター
2） 公園管理運営士会 理事会	R3.4.13	理事（書面）
代議員総会	R3.5.19	理事、代議員（書面）
北海道支部総会	R3.6.13	支部役員、会員（書面）
3） 公園利用者会議	R3.4.21 R4.3.15	国事務所、管理センター、関係団体等（書面）
4） 消防訓練	R3.7.28	国事務所、シダックス、管理センター
5） 北海道オートキャンプ協会 理事会	R3.8.4 R3.12.6 R4.3.7	管理センター、関係団体等
総会	R4.3.25	
6） クマ対策会議	R4.3.11	札建本部、国事務所、山の家、管理センター、関係団体

苦情、要望等対応処理

令和元年度　利用者の要望・意見分類

【令和元年度　総括】

【月別件数】

月	件数
4	8
5	40
6	21
7	13
8	31
9	22
10	12
11	6
12	3
1	11
2	8
3	8
	183

【内容区分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	50	24	36	3	113
スタッフ	0	1	0	1	2
植物・植栽	4	3	0	0	7
施設・設備	0	5	10	0	15
料金・価格	0	7	5	0	12
清掃状況	2	1	0	0	3
掲示・広報	0	6	1	0	7
イベント	3	0	4	0	7
レストラン等	0	3	10	0	13
その他	0	0	3	1	4
合計	59	50	69	5	183

【令和元年度　４月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	0	3	0	0	3
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	1	0	0	1
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	3	0	3
レストラン等	0	0	1	0	1
その他	0	0	0	0	0
合計	0	4	4	0	8

【令和元年度　５月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	8	1	10	1	20
スタッフ	0	1	0	1	2
植物・植栽	2	2	0	0	4
施設・設備	0	1	3	0	4
料金・価格	0	2	2	0	4
清掃状況	1	0	0	0	1
掲示・広報	0	0	1	0	1
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	1	3	0	4
その他	0	0	0	0	0
合計	11	8	19	2	40

【令和元年度　６月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	7	2	4	0	13
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	1	0	0	1
イベント	1	0	1	0	2
レストラン等	0	0	3	0	3
その他	0	0	2	0	2
合計	8	3	10	0	21

【令和元年度　７月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	4	1	1	0	6
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	0	2	0	2
清掃状況	0	1	0	0	1
掲示・広報	0	2	0	0	2
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	1	0	0	1
その他	0	0	0	0	0
合計	4	5	4	0	13

【令和元年度　８月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	14	3	3	0	20
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	1	0	0	0	1
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	5	0	0	5
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	2	0	0	0	2
レストラン等	0	0	1	0	1
その他	0	0	0	1	1
合計	17	8	5	1	31

【令和元年度　９月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	2	0	11	0	13
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	1	0	0	0	1
施設・設備	0	4	2	0	6
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	1	0	0	0	1
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	1	0	0	1
その他	0	0	0	0	0
合計	4	5	13	0	22

【令和元年度　１０月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	0	4	3	0	7
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	1	0	2	0	3
その他	1	0	1	0	2
合計	2	4	6	0	12

【令和元年度　１１月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	3	2	0	0	5
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	1	0	1
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	3	2	1	0	6

【令和元年度　１２月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	0	2	1	0	3
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	2	1	0	3

【令和元年度　１月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	4	2	1	2	9
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	1	0	0	1
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	4	3	2	2	11

【令和元年度　２月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	3	2	1	0	6
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	1	0	0	1
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	3	3	2	0	8

【令和元年度　３月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理・運営全般	3	2	1	0	6
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	1	0	0	1
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	3	3	2	0	8

令和２年度　利用者の要望・意見分類

【令和２年度　総括】

【月別件数】

月	件数
4	0
5	0
6	0
7	5
8	12
9	3
10	3
11	0
12	0
1	4
2	12
3	9
	48

【内容区分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	1	1	3	0	5
スタッフ	10	0	1	0	11
植物・植栽	0	0	2	0	2
施設・設備	2	0	9	0	11
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	1	0	0	0	1
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	2	0	2	0	4
レストラン等	0	0	2	0	2
その他	6	0	6	0	12
合計	22	1	25	0	48

【令和２年度　４月分】※新型コロナウイルスのまん延防止対策として閉園

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	**0**

【令和２年度　５月分】※新型コロナウイルスのまん延防止対策として閉園

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	**0**

【令和２年度　６月分】※新型コロナウイルスのまん延防止対策として閉園

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	**0**

【令和２年度　７月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	1	0	1
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	1	0	0	0	1
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	3	0	0	0	3
合計	4	0	1	0	**5**

【令和２年度　８月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	1	1	0	0	2
スタッフ	1	0	0	0	1
植物・植栽	0	0	1	0	1
施設・設備	1	0	2	0	3
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	1	0	1	0	2
レストラン等	0	0	2	0	2
その他	1	0	0	0	1
合計	5	1	6	0	**12**

【令和２年度　９月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	1	0	1
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	1	0	1	0	2
合計	1	0	2	0	**3**

【令和２年度　１０月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	1	0	1
施設・設備	0	0	2	0	2
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	3	0	**3**

【令和２年度　１１月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	**0**

【令和２年度　１２月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	**0**

【令和２年度　１月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	1	0	0	0	1
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	1	0	1
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	1
合計	2	0	2	0	4

【令和２年度　２月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	3	0	0	0	3
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	1	0	3	0	4
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	1	0	0	0	1
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	4	0	4
合計	5	0	7	0	12

【令和２年度　３月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	1	0	1
スタッフ	5	0	1	0	6
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	1
合計	6	0	3	0	9

令和３年度　利用者の要望・意見分類

【令和３年度　総括】

【月別件数】

月	件数
4	3
5	2
6	0
7	18
8	3
9	1
10	3
11	1
12	0
1	10
2	2
3	11
	54

【内容区分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	1	0	7	0	8
スタッフ	0	1	0	0	1
植物・植栽	1	0	0	0	1
施設・設備	0	2	10	0	12
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	1	0	0	1
掲示・広報	2	1	1	0	4
イベント	2	0	0	0	2
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	13	0	8	4	25
合計	19	5	26	4	54

【令和３年度　４月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	3	0	3
合計	0	0	3	0	**3**

【令和３年度　５月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	1
合計	1	0	1	0	**2**

【令和３年度　６月分】※新型コロナウイルスのまん延防止対策として閉園

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	**0**

【令和３年度　７月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	1	0	1
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	1	0	0	0	1
施設・設備	0	1	3	0	4
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	1	0	0	1
掲示・広報	2	1	0	0	3
イベント	2	0	0	0	2
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	3	0	2	1	6
合計	8	3	6	1	18

【令和３年度　８月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	1	0	1
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	2	0	0	0	2
合計	2	0	1	0	3

【令和３年度　９月分】※新型コロナウイルスのまん延防止対策として閉園

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	1	0	1
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	0	1

【令和３年度　１０月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	1	0	0	1
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	1	2
合計	0	1	1	1	3

【令和３年度　１１月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	1	0	0	0	1
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	0	1

【令和３年度　１２月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	0	0	0
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

【令和３年度　１月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	5	0	5
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	3	0	0	2	5
合計	3	0	5	2	10

【令和３年度　２月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	0	0	0
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	1	0	0	1
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	1
合計	1	1	0	0	2

【令和３年度　３月分】

分類	プラス評価	マイナス評価	要望･提案	その他	合計
管理・運営全般	0	0	5	0	5
スタッフ	0	0	0	0	0
植物・植栽	0	0	0	0	0
施設・設備	0	0	1	0	1
料金・価格	0	0	0	0	0
清掃状況	0	0	0	0	0
掲示・広報	0	0	0	0	0
イベント	0	0	0	0	0
レストラン等	0	0	0	0	0
その他	3	0	2	0	5
合計	3	0	8	0	11

紙媒体発行実績（種類、部数）

月	令和元年度発行部数		令和 2 年度発行部数	
	ポスター	情報紙等	ポスター	情報紙等
4 月	－	すずらんメール春号 202000 部	－	－
5 月	－	パークガイド（英語版） 3,000 部 令和元年度春季折込広告 507,000 部	－	－
6 月	－	全園マップ（日本語版） 20,000 部	－	－
7 月		すずらんメール夏号 200,000 部 年度秋季折込広告 541,000 部	－	
8 月	－	－	－	
9 月	－	すずらんメール秋　200,000 部	－	
10 月	－	全園マップ　日本語 60,000 部 全園マップ　英語　40,000 部 全園マップ　繁体語 10,000 部 全園マップ　簡体語 2,000 部 パークガイド 日本語 20,000 部 パークガイド　英語 8,330 部 パークガイド　繁体語 4,550 部 パークガイド　簡体語 2,860 部 利用ガイド　英語　3,000 部 利用ガイド　タイ語　2,000 部	－	
11 月	－		－	
12 月	－	すずらんメール冬号 196,000 部	－	すずらんメール冬号 144,000 部
1 月	－		－	
2 月	－		－	利用ガイド　日本語 25,000 部 利用ガイド　英語語 3,000 部
3 月	－	すずらんメール夏号 200,000 部 年度秋季折込広告 541,000 部	－	利用ガイド　繁体語 2,000 部 利用ガイド　簡体語 2,000 部 利用ガイド　韓国語 1,000 部 利用ガイド　タイ語 1,000 部

月	令和 3 年度発行部数	
	ポスター	情報紙等
4 月	－	－
5 月	－	－
6 月	－	－
7 月	－	すずらんメール夏号 145,000 部
8 月	－	－
9 月	－	すずらんメール秋号 15,000 部
10 月	－	全園マップ　日本 5,000 部 パークガイド 日本語 20,000 部 パークガイド　英語 5,000 部 パークガイド 繁体語 2,000 部 パークガイド タイ語 2,000 部 滝野の森東エリア 秘密の地図 5,000 部 滝野の森東エリア
11 月	－	冬あそびマップ 5,000 部
12 月	－	すずらんメール冬号 144,000 部
1 月	－	お正月折込広告 437000 部
2 月	－	すずらんメール冬満喫号 143,000 部
3 月	－	－

記者投込み実績

別紙33

【 R1】

月	件数	情報提供日	相手先	提供内容
4月	2	4月12日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 キャンピングフェアについて」
		4月19日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 春の謎解きについて」
5月	7	5月8日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 シラネアオイ　見頃について」
		5月8日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 キャンピングフェア開催」について
		5月10日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 春紅葉　見頃について」
		5月10日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 母の日イベント 」について
		5月16日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 チューリップ・ すずらんフェスタ開催」について
		5月20日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 八重桜　見頃」について
		5月24日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 すずらん　開花」について
6月	5	6月5日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 森フェス～summer～　告知」について
		6月5日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 メコノプシス　開花」について
		6月18日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 ネペタ　開花」について
		6月18日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 たねダンゴ　イベント告知」について
		6月24日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 森フェス～summer～　開催」について
7月	2	7月4日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 ハンギングバスケットについて」について
		7月26日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「 クマ出没による閉園の再開園」について

月	件数	情報 提供日	相手先	提供内容
8月	4	8月8日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「ハートの日　イベント告知」について
		8月19日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「LIGHT UP NIPPON　開催」について
		8月19日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「レンゲショウマ　見頃」について
		8月29日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「ダリア　見頃」について
9月	1	9月24日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「クマ出没による閉園の再開園」について
10月	1	10月11日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「水鏡で紅葉を見よう　開催」について
11月	1	11月1日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「カラマツの紅葉　見頃」について
12月	2	12月20日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「スノーワールド　オープン」について
		12月27日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「お正月イベント　開催」について
1月	3	1月8日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「チューブすべり・雪合戦大会」について
		1月17日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「大寒と滝の氷瀑」について
		1月30日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「スノーフェスティバル」について
2月	1	2月13日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「森フェス～WINTER～　開催」について
3月	0			

※ヒグマ侵入、新型コロナウイルス流行に伴うリリース見合わせあり

記者投込み実績

【 R2】

月	件数	情報 提供日	相手先	提供内容
4月	0			
5月	0			
6月	0			
7月	0			
8月	0			
9月	0			
10月	0			
11月	0			
12月	1	12月28日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「アシリベツの滝　氷瀑見頃」について
1月	2	1月14日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「ウインターマラソン　開催」について
		1月17日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「ファミリーゲレンデ　オープン」について
2月	2	2月5日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「200mチューブすべり　オープン」について
		2月12日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「森フェス～WINTER～　開催」について
3月	1	3月29日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「ホワイトシーズン終了」について

※ヒグマ侵入、新型コロナウイルス流行に伴うリリース見合わせあり

記者投込み実績

【 R3】

月	件数	情報提供日	相手先	提供内容
4月	1	4月28日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「GWのイベント情報告知」について
5月	0			
6月	0			
7月	1	7月28日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「夏休みのイベント情報」について
8月	0			
9月	0			
10月	2	10月13日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「紅葉　見頃」について
		10月19日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「コキア紅葉　見頃」について
11月	1	11月5日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「グリーンシーズン　終了」について
12月	1	12月27日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「お正月イベント」について
1月	3	1月11日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「ファミリーゲレンデ　オープン」について
		1月19日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「ウインターマラソン　開催」について
		1月25日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「200mチューブすべり　オープン」について
2月	1	2月13日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「森フェス～WINTER～　開催」について
3月	3	3月3日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「啓蟄　雪のアクティビティ紹介」について
		3月17日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「きのたんからの挑戦状・メイプルシロップイベント告知」について
		3月29日	市政記者クラブ 道政記者クラブ マスコミ関係者	プレスリリース「ホワイトシーズン　終了」について

※ヒグマ侵入、新型コロナウイルス流行に伴うリリース見合わせあり

公園利用者に無償で貸与している物品一覧

別紙34

■各施設所有数

	ベビーカー	車イス	電動車椅子	杖	リヤカー	双眼鏡	ノルディックウォーキング用ポール	万歩計	虫メガネ	顕微鏡	バーベキューコンロ	スノーシュー	スノーシューポール	防寒着
管理センター														
案内所	4	2	3	5		33	24	19				18	15	
東口ゲート	25	4	6	10										
中央口ゲート	26	3	7	5										
東口レストハウス		2												
中央口駐車場		2												
渓流口駐車場		2			21									
鱒見口駐車場	2	2	2											
カントリーハウス		2										42	20	175
こどもの谷		4												
森の交流館	2	1	1	2		20	39	10	7			74	50	
森の情報館		1		2		16	31							
南駐車場		1			5						4			

一般品　R3調査

冬用品　R3調査

R2年調査

無人化に伴い貸出終了

新規追加

滝野すずらん丘陵公園
巡視計画書

国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務

札幌市公園緑化協会共同体

滝野管理センター

滝野すずらん丘陵公園巡視計画書

１．巡視の目的

巡視は、利用者の安全利用の確保・利用者サービス及び公園施設の点検確認を行うために定期的に実施するものであり、あわせて災害事故等不慮の事態に備え緊急の処置を取ることを目的に行うものである。

２．巡視体制・ルート

園内の効率的、迅速かつ適正な巡視を行うため、開園期間においてＡ巡視、Ｂ巡視、Ｃ巡視及びＤ巡視を配置する。

Ａ巡視、Ｂ巡視、Ｄ巡視は毎日、別紙国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書の巡視ルート（別紙１及び２）に従って施設の開施錠及び点検、利用者指導等を行うものとする。また、Ｃ巡視は、夏季の繁忙日においては利用者（車両等を含む）の案内・誘導・整理・利用指導等を行い、冬季においては毎日軽微な除雪作業等も行うものとする。

３．巡視頻度

Ａ巡視及びＢ巡視が２回/日、Ｄ巡視が夏季は２回/日、冬季は平日１回/日・土日祝日２回/日とする。

４．巡視要領

巡視員は以下の要領にて業務を行うものとする。

１）巡視員は、夏季は車両及び徒歩により、冬季は車両・スノーモービル及びスノーシューにより巡視を行うものとし、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に対応するものとする。

２）巡視員は、利用者に対して不快感等を与えないよう、常に親切丁寧に接するものとする。

３）巡視員は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置するものとする。

４）巡視員は、都市公園法第 11 条(行為の禁止)、第 12 条(行為の許可)及び都市公園法施行令第 18 条、第 19 条に定める違反行為を発見した場合には適切な指導をするものとする。

５）巡視員は、次の事項の確認および点検を定期的に行い、必要に応じて随時巡視を行うものとする。

（１）公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の開錠または施錠

（２）園内における利用者（車輌等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導

（３）入園者の危険箇所への立ち入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導

（４）負傷者、病人等の発見又は通報を受けた場合の緊急連絡体制に基づく適切かつ迅速な処置と報告

（５）事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置と報告

（６）園内不審物の有無の確認

（７）拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預り書の作成

（８）施設及び清掃状況等の点検と報告

①樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無

②園路、広場の路面、路側、法面、排水枡、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無

③門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無

④電気、放送、給排水設備等の異常の有無

⑤清掃の状況

⑥災害・事故等不測の事態発生の有無

（９）夏季における渓流ゾーン法面の落石またはその予兆の確認と報告

(10) 冬季における雪崩またはその予兆、歩くスキーコース及び各施設等の路面・降雪状況の確認と報告

(11) 冬季における軽微な除雪作業及び滑り止め対策としての砂まき作業

５．報告

１）巡視員は巡視の結果を毎日巡視日誌に記録し、必要に応じて管理センターを経由し業務担当職員に報告するものとする。

使用書式　夏季：様式１～様式４

冬季：様式５～様式８

２）重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、管理センターを経由して遅滞なく業務担当職員に報告し指示を受けるものとする。

建物・工作物に係る修繕履歴

修繕履歴（平成31年度／令和元年度）

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額（円）
建物維持修繕	管理棟修繕					
		H31.4.2	案内所	入口床デッキ	経年劣化による腐朽した木部の更新	318,000
		H31.4.3	虹の巣ドーム	スタッフルームドア扉	経年劣化による腐朽した木部の更新	303,000
		R1.5.28	森見の塔	表層部	経年劣化による塗装表層部剥離のためケレン実施	200,000
		R1.6.4	渓流園	屋根	経年劣化によりズレの発生した屋根材の補修	170,000
		R2.1.30	中央口B棟	排煙窓	動作不良のためワイヤー及びボックスの交換調整	155,000
		R2.3.4	ビジターセンター他	自動ドア	更新期間を迎えた箇所のユニット更新	880,000
		R2.3.11	森の交流館	排煙窓	動作不良のためワイヤー及びボックスの交換調整	872,000
		R2.3.12	虹の巣ドーム他	自動ドア	更新期間を迎えた箇所のユニット更新	900,000
	便所修繕					
		R1.7.2	園内各所	各便所	漏水修繕のための消耗部品交換等	760,000
		R2.2.21	ビジターセンター	男子トイレ洗面所	電磁弁作動不良のため部品交換修繕	56,000
		R2.3.18	森の教室	男子便所小便器	センサー故障のため交換修繕	30,000
		R2.3.19	中央口A棟	男子トイレ多目的トイレ洗面所他	電磁弁作動不良のため部品交換修繕他	31,000
建物設備維持修繕	その他維持修繕					
		H31.4.9	渓流口	電動門扉	過重量による負荷のため狂った稼動範囲の調整	40,000
		H31.4.12	園内各所	FFストーブ	点検により交換の必要だと判断された消耗部品の更新	10,400
		R1.6.25	森の交流館	電話設備	通信不良のため調整修繕	7,500
		R1.8.20	みずなら広場便所他	小型電気温水器	経年劣化により漏水が発生したため更新修繕	380,000
		R1.8.24	カントリーハウス	空調用配管三方弁	劣化による漏水発生のため更新修繕	140,000
		R1.9.14	虹の巣ドーム	多目的トイレ緊急呼び出し表示器	雷により破損し通信不良発生のため基盤交換修繕	123,000
		R1.9.21	管理センター	電話設備	雷により破損し通信不良のためユニット交換	61,380
		R1.11.15	はるにれ広場便所他	温水器用混合水栓	劣化による漏水発生のため交換修繕	70,000
		R1.12.4	管理事務所	電話設備	通信不良のため修繕	10,580
		R2.3.3	ロッジゆきささ	電動オイルポンプ	ポンプ作動不良のため更新修繕	66,700
		R2.3.5	こどもの谷休憩所	エアコン	作動不良のため更新修繕	903,000
工作物維持修繕	園路広場修繕					
		H31.4.11	渓流ゾーン	案内所前及びアシリベツ橋脇	不陸が発生した舗装の補修	465,000
		H31.4.17	東口ゲート前及び中央口ゲート周辺	平板舗装	不陸及びグラつき発生部の補修、調整	405,000
		R1.5.3	東口ゲート前	平板舗装	地盤の流亡により陥没した舗装の補修	21,400
		R1.5.8	カントリーガーデン	各所舗装及び側溝	経年劣化により破損した舗装およびトラフの再敷設	288,000
		R1.6.4	滝野の森ゾーン東エリア	10号園路	地盤の流亡により陥没した舗装の補修	403,000
		R1.7.2	カントリーガーデン	カントリーハウスの庭園平板	不陸及びグラつき発生部の補修、調整	64,700
		R1.8.6	滝野の森ゾーン東エリア	木道	劣化により腐朽した木部の更新修繕	322,100
		R1.8.24	滝野の森ゾーン	幹線園路	経年劣化による舗装面の不陸陥没の補修	277,778
	遊具維持修繕					
		H31.4.2	こどもの谷	マウントコニーデ	劣化した皮膜の更新	660,000
		H31.4.16	こどもの谷及び森のすみか	虹の巣ネット吊りシャックル他	点検により補修必要になった箇所の対応（金具更新等）	538,800
		R1.5.23	こどもの谷	虹の巣ドーム階段脇	洗掘により空洞化し陥没した箇所の埋め戻し	48,000
		R1.6.13	こどもの谷	マウントコニーデ	破損した皮膜の更新	82,400
		R1.8.20	こどもの谷	溶岩滑り台	劣化によりコーティングが剥離した滑走面の研磨補修	665,500
		R1.10.3	森のすみか	こかげネットB	安全領域不足対策の改良作業	356,700
	その他維持修繕					
		H31.4.13	森のすみか	枕木階段	経年劣化による腐朽した木部の更新	826,250
		R1.5.8	渓流ゾーン	作業センター横	地盤流亡による陥没発生のため埋め戻し	79,800
		R1.5.10	カントリーガーデン	すずらんの小径木製階段	劣化による木部腐朽のため更新修繕	126,700
		R1.7.2	こどもの谷	ロープトウモーター部	長寿命化のためのオーバーホール	641,800
		R1.7.9	渓流口	電動門扉	過重量による負荷のため狂った稼動範囲の調整	46,000
		R1.8.2	中央口	パイプシャッター	開閉不能になったため一部部材の交換補修	300,000
		R1.8.9	カントリーガーデン	カントリーハウス機械室給気ファン	経年劣化による機能停止のため更新修繕	150,000
		R1.8.20	ローンスタジアム	時計柱	雷により破損した時計制御ユニットの交換修繕	198,000
		R1.9.2	滝野の森ゾーン西エリア	木橋及び木製階段	劣化による木部腐朽のため更新修繕	61,400
		R1.9.13	公園外周	囲障柵	動物侵入対策強化のための鉄筋設置	40,800
		R1.10.3	こどもの谷	排水用U型側溝	安全対策強化のため蓋設置	165,000
		R1.11.2	公園外周	囲障柵	動物侵入対策強化のための鉄筋設置	350,000
		R1.12.3	カントリーハウスの庭園	パーゴラ	木部腐朽のため撤去	88,700
		R1.12.17	こどもの谷	ロープトウ	モーター他のオーバーホール	245,000
		R2.3.2	こどもの谷	四阿	木部腐朽のため撤去	400,000
設備維持修繕	水道設備維持修繕					
		R1.7.9	カントリーガーデン	水抜き栓	経年劣化による漏水発生のため更新修繕	420,000
	水循環設備維持修繕					
		H31.4.9	こどもの谷	森の池循環ポンプ及びタイマー	経年劣化により機能低下した機器の更新	915,000
		R1.5.8	こどもの谷	森のせせらぎ濾過ポンプ	経年劣化により機能低下したポンプの更新	895,000
		R1.7.5	中央口池	中央口動力盤	落雷の影響により故障したシーケンサーの修繕	652,800
		R2.2.14	カントリーハウス	温水循環ポンプ	漏水発生のためメカニカルシール交換	30,000
設備維持修繕	放送設備維持修繕					
		H31.4.23	ローンスタジアム	利用者案内放送用スピーカー	小屋移設に伴う案内放送用スピーカーの移設	586,000
		R1.7.11	カントリーハウス	放送設備スピーカーモニターユニット	基盤損傷による機能停止のため更新修繕	866,000
	汚水処理設備維持修繕					
		R2.3.3	汚水処理場	汚水排出ポンプ	長寿命化のためのポンプオーバーホール	497,400
					計	19,667,588

修繕履歴（令和2年度）

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額（円）
建物維持修繕	管理棟修繕					
		R2.4.9	滝野の森口	料金ブース	遮光フィルム及び網戸更新補修他	186,000
		R2.4.20	東口バス待合所	入口扉	引き戸作動不具合修正のため一部部品交換修繕	70,000
		R2.4.22	カントリーハウス	2F暮らしの花園部分外壁	経年劣化のため再塗装	650,000
		R2.9.16	展望台	1階窓	経年劣化により破損した窓枠部材の更新	200,000
		R3.1.18	東口レストハウス	多目的便所扉	経年劣化により破損した扉部材の更新	73,000
	便所修繕					
		R2.5.1	園内各所	各便所	漏水修繕のための消耗部品交換等	900,000
		R3.2.19	園内各所	各便所	漏水修繕のための消耗部品交換等	470,000
		R3.3.15	管理事務所	2F女子便所	経年劣化による漏水発生のため更新修繕	34,800
建物設備維持修繕	その他維持修繕					
		R2.11.6	東口研修棟	非常時照明	電球及び蓄電用バッテリーの交換	731,000
		R2.12.21	カントリーハウス	温水循環配管	ポンプシーリング経年劣化による漏水の修繕	60,000
		R2.12.24	カントリーハウス	調理室	流し上照明の灯具故障のため更新修繕	87,600
		R2.12.25	カントリーハウス	温水循環配管	ポンプシーリング経年劣化による漏水の修繕	30,000
		R3.1.5	車庫棟	入口照明	人感センサー故障のため更新修繕	70,000
		R3.3.2	こどもの谷休憩所	天井照明の更新	天井照明の灯具故障のため更新修繕	552,000
		R3.3.4	東口レストハウス	洗面所照明	洗面所上照明の灯具故障のため更新修繕	70,000
		R2.8.1	公園外周柵	電気柵	恒久用ワイヤーへの張替え更新	800,000
		R2.9.2	東口ボランティア棟・レストハウス棟	非常時照明	電球及び蓄電用バッテリーの交換	877,500
工作物維持修繕	園路広場修繕					
		R2.4.1	幹線園路	パークブリッジ周辺	陥没・破損した路面舗装の修繕	137,000
		R2.4.10	中央口ゲート周辺	平板舗装	不陸及びグラつき発生部の補修、調整	469,000
		R2.4.15	まきばのせせらぎ	園路舗装	陥没・破損した路面舗装の修繕	157,000
		R2.4.20	案内所横便所	園路舗装	インターロッキング舗装の不陸修繕	531,000
		R2.5.1	キャンプ場脇園路	木製階段	経年劣化による木部腐朽のため撤去	85,200
		R2.5.12	花人の隠れ家	木製階段	経年劣化により腐朽した部材の交換修繕	684,000
		R2.8.26	山のお花畑他	園路舗装	舗装目地部分等の間隙が大きい箇所の補修	388,000
		R2.9.2	花人の隠れ家	手すり	経年劣化により腐朽した手すりの更新	590,000
		R2.9.23	滝野の森東エリア	木道デッキ	経年劣化により腐朽した部材の交換修繕	525,500
		R2.12.2	渓流ゾーン	作業センター裏	地下水による土壌流亡陥没箇所の補修他	482,000
	遊具維持修繕					
		R2.4.2	こどもの谷	マウントコニーデ	劣化した皮膜及びウレタンの補修・更新	890,000
		R2.7.2	森のすみか	森の隠れ家・森の吊り橋他	経年劣化により腐朽した木部の更新修繕	752,030
		R2.7.4	滝野の森東エリア	ねずみの道	破損した装飾部の修繕	204,400
		R2.9.1	こどもの谷・森のすみか	マウントコニーデ・トロッコ橋遊具他	劣化した部材の交換修繕	795,600
		R2.10.2	森のすみか	木登りネット他	流亡したマルチング材の補充及び基礎部分の養生	746,000
		R2.11.4	滝野の森東エリア	ローラー滑り台	経年劣化により腐朽した部材の交換及び再塗装	390,000
	その他維持修繕					
		R2.5.1	渓流口	案内看板	経年劣化による木部腐朽のため補強	184,400
		R2.6.8	公園外周柵	柵地際部	洗堀等により劣化した箇所の補強	861,000
		R2.6.22	公園外周柵	柵地際部	洗堀等により劣化した箇所の補強	873,000
		R2.7.3	平成の森	四阿	経年劣化により腐朽した四阿の撤去	451,700
		R2.7.6	公園外周柵	柵地際部	洗堀等により劣化した箇所の補強	871,000
		R2.9.3	公園外周柵沿い	沢護岸	洗堀等により崩落が進んだ箇所のフトンかご設置補強	520,000
		R2.9.3	公園外周柵沿い	鱒見の沢川護岸	洗堀等により崩落が進んだ箇所のフレコン設置補強	808,600
		R2.9.4	東口レストハウス	つどいの森側ウッドデッキ	経年劣化により腐朽した部材の交換修繕及び塗装	730,000
		R2.9.10	公園外周柵	電気柵	ワイヤー脱落部修繕及び防止対策、鱒見口周辺ワイヤー張替え他	890,000
		R2.11.16	ロッジゆきざさ	案内板	経年劣化により破損した看板の更新修繕	95,000
		R3.3.8	東口ゲート	ウッドデッキ	経年劣化により腐朽した部材の交換修繕及び塗装	85,000
設備維持修繕	水循環設備維持修繕					
		R2.6.2	こどもの谷	ビーバープール給水装置	劣化による止水不良部分の漏水対策	313,000
		R2.7.17	水の広場	白帆の滝循環ポンプ	ポンプ内に堆積した錆の除去及びオーバーホール	226,000
	放送設備維持修繕					
		R2.7.20	中央口管理棟	リモコンマイク	機能不全のマイク系基板の更新修繕	52,500
	汚水処理設備維持修繕					
		R2.11.16	汚水処理場他	ポンプ制御盤	電磁接触器の更新修繕	90,500
					計	20,740,330

修繕履歴（令和3年度）

種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額（円）
建物維持修繕	管理棟修繕					
		R3.5.26	カントリーハウス	プロパン庫扉	経年劣化による開閉不良のため更新補修	536,000
		R3.6.1	カントリーハウス	2F木床	浸水による木部腐食のため更新補修	450,000
		R3.12.1	ビジターセンター	風除室壁	経年劣化により塗料剥げが著しいため再塗装	90,455
		R4.1.4	ビジターセンター	自動ドア鍵	経年劣化によるシリンダー作動不良のため交換	31,000
		R4.1.11	ビジターセンター	自動ドア	補修のための自動ドア着脱	18,900
		R4.3.18	渓流口料金ブース	屋上	経年劣化による雨漏り発生のため防水シート更新	350,000
	便所修繕					
		R3.10.12	ロッジゆきざさ	排水管	経年劣化による管腐食のため更新修繕	904,300
		R3.12.6	ビジターセンター	多目的トイレ	洗浄配管漏水のため更新修繕等	863,600
建物設備維持修繕	その他維持修繕					
		R3.4.7	森の交流館	非常照明	経年劣化による不点灯のため修繕	86,400
		R3.4.1	カントリーハウス	暖房用一次循環ポンプ	不凍液漏水のためシーリングの修繕	160,000
		R3.4.15	虹の巣ドーム	内線電話	経年劣化による通話不良のため更新修繕	81,000
		R3.5.10	カントリーハウス	コンセント	経年劣化による漏電のため修繕	18,000
		R3.5.24	東口研修棟	オイルギヤポンプ	油量計フロートセンサー動作不良のため修繕	306,000
		R3.5.31	滝野の森口門衛所	外灯	経年劣化による不点灯のため修繕	82,200
		R3.6.1	管理センター	監視カメラモニター	経年劣化による故障のため更新修繕	213,000
		R3.7.1	カントリーハウス	暮らしの花園花壇水切り	雪害により破損した鉄部の修繕	450,000
		R3.7.17	中央口A棟	排煙窓	排煙窓作動不良のためワイヤー交換修繕	23,000
		R3.9.13	東口レストハウス	身障者便所幼児用椅子	プラスティック部破損のため更新	187,000
		R3.11.17	天文台	天体望遠鏡	望遠鏡の長寿命化を図るため劣化した部品の交換	450,000
		R4.1.18	渓流口	電動門扉	インバーター故障による作動不良の修繕	234,000
		R4.2.24	案内所	執務室コンセント	経年劣化による漏電のため更新	18,000
		R4.3.1	虹の巣ドーム	温風暖房用ボイラー感震器	経年劣化による作動不良のため修繕	37,000
		R4.3.14	東口レストハウス	屋外コンセント	落雪により破損したコンセントの補修	26,600
		R4.3.14	カントリーハウス	温水循環ポンプ	不凍液漏水のためシーリングの修繕	40,000
工作物維持修繕	園路広場修繕					
		R3.4.1	東口広場	平板舗装	洗堀等による不陸部の修正	374,500
		R3.5.7	あり塚の塔脇	園路	踏圧による不陸部分の舗装修繕	821,400
		R3.5.31	天文台脇	園路	目地部分欠損箇所等の舗装修繕	469,000
		R3.6.1	作業センター裏	導水管周辺	洗堀による陥没箇所の補修	177,200
		R3.6.1	滝野の森ゾーン東エリア	木道	木部腐食箇所の更新修繕	614,500
		R3.6.4	案内所横トイレ	インターロッキング舗装	不陸部の補正修繕	880,748
		R3.6.7	中央口広場	平板舗装	洗堀等による不陸部の修正	535,000
		R3.8.17	渓流口駐車場周辺	区画線等	区画線不明瞭箇所の修正	261,000
		R3.8.31	中央口A棟周辺	平板舗装	洗堀等による不陸部の修正	331,440
		R3.9.1	滝野の森ゾーン東エリア	木道	木部腐食箇所の更新修繕	488,000
		R3.9.13	滝野の森ゾーン東エリア	枕木階段	木部腐食箇所の更新修繕	890,000
		R3.9.24	森の情報館前	園路	洗堀による陥没箇所の補修	110,000
		R3.10.1	公園外周柵点検路	丸太階段	洗堀等による破損部の補修	421,000
		R3.11.19	渓流園トイレ	インターロッキング舗装	不陸部の補正修繕	795,360
	遊具維持修繕					
		R3.4.2	こどもの谷及び森のすみか	遊具	開園準備点検で確認された破損部の修繕	750,400
		R3.4.15	ねずみの道	ロープ柵	転落防止ロープ柵木杭腐食のため更新	673,500
		R3.11.1	こどもの谷	遊具	定期点検で確認された破損部の修繕	734,300
	その他維持修繕					
		R3.4.9	公園外周柵	電気柵	雪害により破損した箇所の修繕	180,500
		R3.4.22	滝野の森ゾーン西エリア	田んぼ	温水田の補修	186,000
		R3.5.19	公園外周柵	電気柵	漏電部品の交換補修	711,000
		R3.6.3	くわのみ広場	炊事炉番号看板	経年劣化による破損・欠落のため更新	74,000
		R3.6.14	Sキャビン	玄関ポーチ	木部腐食のため補修	336,100
		R3.6.17	渓流園	藤棚	木部腐食のため撤去	273,000
		R3.8.1	花人の隠れ家	入口アーチ	木部腐食のため補修	597,000
		R3.11.1	ローンスタジアム	公園周辺地形等案内看板	木部腐食のため補修	269,000
		R3.11.1	花人の隠れ家	木橋	木部腐食のため補修	895,840
		R3.12.6	渓流ゾーン	案内看板	経年劣化のため盤面張替	366,000
		R3.12.13	そりゲレンデ	ロープトウ戻り滑車	消耗により変形した部品の更新修繕	70,000
		R4.2.21	そりゲレンデ	ロープトウ折り返し滑車及びワイヤーガイド	消耗により変形した部品の更新修繕	35,000
		R4.3.3	公園外周柵	電気柵	落雪により破損した部分の修繕	90,900
		R4.3.4	中央口バス待合所	扉	レール部破損のため更新修繕	170,000
設備維持修繕	水道設備維持修繕					
		R4.2.1	カントリーハウス	給水管パルス発信式温水メーター他	経年劣化による破損の修繕等	854,500
	水循環設備維持修繕					
		R3.8.1	中央口B棟機械室	中央池循環ポンプ動力盤	落雷の影響で破損したシーケンサーの修繕	77,000
	放送設備維持修繕					
		R3.9.3	虹の巣ドーム	放送設備	落雷により破損したユニットの更新修繕	85,000
					計	20,254,643

清掃箇所、方法及び頻度等

現在履行中の清掃箇所を下記に示す。

■清掃箇所、方法、頻度等

項　目		清掃箇所	作業人員	作業時間	頻　　度
園内	園内清掃（1）	中心、渓流	3 人/日	7.5h／日	5、6、7、8、9 月(1 回/日)
		中心、渓流、滝野の森	2 人/日	7.5h／日	5、6、7、8、9 月(1 回/日)
		中心、渓流	2 人/日	7.5h／日	10 月(15 回/月)
		中心、渓流、滝野の森	2 人/日	7.5h／日	10 月(15 回/月)
		中心、渓流	2 人/日	7.5h／日	4 月、11 月(2 回/週)
		中心、渓流、滝野の森	2 人/日	7.5h／日	4 月、11 月(2 回/週)
	園内清掃（2）	中心、渓流	2 人/日	6.5h／日	1 月(1 回/日)
		中心、渓流、滝野の森	2 人/日	6.5h／日	1 月(1 回/日)
		中心、渓流	1 人/日	6.5h／日	2 月(15 回/月)
		中心、渓流、滝野の森	2 人/日	6.5h／日	2 月(15 回/月)
		中心、渓流	1 人/日	6.5h／日	12、3 月(2 回/週)
		中心、渓流、滝野の森	2 人/日	6.5h／日	12、3 月(2 回/週)

項　目		清掃 箇所	作業 人員	作業 時間	頻　　度
休憩所	休憩所清掃(1)	中心、渓流	3 人/日	7.5h／日	7、8 月の土日祝
		中心、渓流	1人/日	7.5h／日	4、6、11 月の土日祝 5、9、10 月の全日 7、8 月の平日
		中心、渓流、滝野の森	3 人/日	7.5h／日	7、8 月の土日祝
		中心、渓流、滝野の森	2 人/日	7.5h／日	4、5、6、9、10、11 月の土日祝 7、8 月の火木
	休憩所清掃(2)	中心、渓流	1 人/日	6.5h／日	12/23～1/20 間の全日
		中心、渓流、滝野の森	2 人/日	6.5h／日	12/23～1/20 間の 1 日置きと祝日
		中心、渓流、滝野の森	1 人/日	6.5h／日	1/21～3/31 の火木土日
	休憩所清掃(3)	中心、渓流	1人/日	3.25h／日	1/21～3/31 の火木土日
便所	便所清掃（1）	中心、渓流	4 人/日	7.5h／日	7、8 月の土日祝
		中心、渓流	2 人/日	7.5h／日	4、5、6、9、10、11 月の全日 7、8 月の平日
		中心、渓流、滝野の森	3 人/日	7.5h／日	7、8 月の土日祝
		中心、渓流、滝野の森	2 人/日	7.5h／日	4、5、6、9、10 月の火木土日祝 7、8 月の火木 11 月の火木土日
	便所清掃（2）	中心、渓流	1 人/日	6.5h／日	12/23～1/20 間の全日
		中心、渓流、滝野の森	1 人/日	6.5h／日	12/23～1/20 の火木土日祝
	便所清掃（3）	中心、渓流	1 人/日	3、25h／日	1/21～3/31 日の火木土日
		中心、渓流、滝野の森	1 人/日	3、25h／日	1/21～3/31 日の火木土日

バス停(渓流口駐車場)
休憩所(渓流口駐車場)
炊事遠足広場
作業センター
作業センター横便所
バックヤード南棟
バックヤード作業棟
バックヤード北棟
渓流口料金所
渓流口便所
(渓流口駐車場)
集積箇所
(ダンボール類)
集積箇所(資源ゴミ:空缶,ペットボトル)
炊事遠足広場便所
門衛所
鱒見口休憩所
炊事遠足広場四阿(5棟)
案内所横便所
集積箇所(一般ゴミ)
案内所
疎林広場四阿(2棟)
資材庫
ロッジゆきざさ
渓流園便所
集積箇所
(不燃ゴミ:鉄,プラスチック等)
炊事遠足広場
アシリベツの滝便所
うねりの大地便所
溶岩滑り台下四阿
レストラン(焼肉ガーデンアシリベツ)
四阿(大地の広場)
釣り堀
スタッフルーム機械室
森のすみか便所
救護所(こどもの谷)
花人の隠れ家四阿
森の工房
集積箇所(落ち葉)
こどもの谷休憩所
集積箇所
(残り火燃えカス)
あり塚の塔
ありの巣トンネル
虹の巣ドーム
四阿(こどもの谷八角)
はるにれ広場便所
四阿(ローンスタジアム)
すずらんの丘展望台
収穫の谷展望施設(サイロ)
青少年山の家
(野外トイレ)
花のテラス四阿
滝野の森口駐車場便所
森の情報館
青少年山の家※
(研修棟)
青少年山の家※
(宿泊棟)
青少年山の家※
(多目的ホール)
四阿(南口駐車場)
森の交流館
滝野の森口料金所
南駐車場便所
森の炊事広場
休憩舎
滝野の森口門衛所
みずなら広場便所
森の炊事広場
炊事棟
中央口休憩所B
中央口便所
中央口休憩所A(管理棟)
リフト監視小屋
さまよいの
洞窟便所
リフト監視小屋
カントリーハウス
天文台
峠の庭四阿
オートリゾート滝野炊事棟
森見の塔
森の教室
サイクルセンター
鱒見口料金所
鱒見口便所
バス停(中央口)
収穫の谷四阿
鱒見の滝便所
車庫(公園事務所横)※
滝野公園事務所庁舎※
ビジターセンター
東口情報センター
(研修棟)
(ボランティア棟)
東口情報センター
(レストハウス棟)
四阿(東口休憩所横)
バス停(東口)
四阿(東口駐車場)
東口便所・休憩所
バッテリーカー車庫
サニタリーハウス
センターハウス
四阿(彩りの森)
オートリゾート滝野
キャビンA ・キャビンB・
キャビンS・自販機置場
オートリゾート滝野便所
N
0 50 100 200 300 400 500
清掃箇所(本業務の対象)
清掃施設(収益施設)
清掃箇所(本業務の対象＋収益施設)
集積箇所
※滝野公園事務所庁舎、車庫(公園事務所横)、
青少年山の家(研修棟、多目的ホール、宿泊
棟)は本業務の対象外。

建物清掃管理図

N
0 50 100 200 300 400 500
【中央口 水景施設】
水の広場
・あしりべつの滝
・しらほの滝
・ますみの滝
・ふろうの滝
まきばのせせらぎ
花人の隠れ家
せせらぎ・他
【こどもの谷 水景施設】
森のせせらぎ
森の池
※本業務の保守点検対象
中央口 水景施設
こどもの谷 水景施設

工作物清掃管理図

N
0 50 100 200 300 400 500
汚水処理場
オートリゾート滝野
汚水ポンプ場
オートリゾート滝野
サニタリーハウス
はるにれ広場
No. Y-1
排水槽
（青少年山の家
野外トイレ）
No. E-6
汚物ポンプ桝
（森の交流館）
No. W-B
排水槽
（森の情報館）
No.
汚物ポンプ桝
No. E-5
汚物ポンプ桝
No. E-4
汚物ポンプ桝
（森見の塔）
No. S-2
汚物ポンプ桝
No. E-3
汚物ポンプ桝
No. W-C
汚物ポンプ桝
（便所C）
No. S-3
汚物ポンプ桝
（南駐車場トイレ）
No. E-2
汚物ポンプ桝
No. E-1
汚物ポンプ桝
No. W-1
汚物ポンプ
No. S-1
汚物ポンプ桝
No. W-2
汚物ポンプ桝
No. W-A
汚物ポンプ桝
（便所A）
※本業務の保守点検対象を示す。
汚水ポンプ桝
汚水ポンプ槽
汚水処理場
便槽

汚水処理設備位置図

一般廃棄物（排出量、経費）

【H31(R1)】

処 理 月	内　　容	数　量	金額(税抜き/円)
平成 31 年 4 月	生ゴミ、紙くず他	8.64 ㎥	50,112 円
	木材	38.64 ㎥	224,112 円
令和元年 5 月	生ゴミ、紙くず他	45.60 ㎥	264,480 円
令和元年 6 月	生ゴミ、紙くず他	23.66 ㎥	137,228 円
令和元年 7 月	生ゴミ、紙くず他	9.96 ㎥	57,768 円
	植物性廃材	64.00 ㎥	371,200 円
令和元年 8 月	生ゴミ、紙くず他	32.56 ㎥	188,848 円
	植物性廃材	336.00 ㎥	1,948,800 円
令和元年 9 月	生ゴミ、紙くず他	14.40 ㎥	83,520 円
令和元年 10 月	生ゴミ、紙くず他	13.68 ㎥	79,344 円
	植物性廃材	186.00 ㎥	1,078,800 円
令和元年 11 月	生ゴミ、紙くず他	5.72 ㎥	33,176 円
	木材	19.08 ㎥	110,664 円
	植物性廃材	104.00 ㎥	603,200 円
令和元年 12 月	生ゴミ、紙くず他	3.68 ㎥	21,344 円
令和 2 年 1 月	生ゴミ、紙くず他	6.24 ㎥	36,192 円
令和 2 年 2 月	生ゴミ、紙くず他	6.48 ㎥	37,584 円
令和 2 年 3 月	生ゴミ、紙くず他	3.68 ㎥	21,344 円

【R2】

処　理　月	内　　容	数　量	金額(税抜き/円)
令和２年４月	生ゴミ、紙くず他	1.20 ㎥	6,960 円
令和２年５月	生ゴミ、紙くず他	2.80 ㎥	16,240 円
令和２年６月	生ゴミ、紙くず他	2.80 ㎥	16,240 円
	植物性廃材	88.00 ㎥	510,400 円
令和２年７月	生ゴミ、紙くず他	9.44 ㎥	54,752 円
	植物性廃材	412.00 ㎥	2,389,600 円
令和２年８月	生ゴミ、紙くず他	20.24 ㎥	117,392 円
令和２年９月	生ゴミ、紙くず他	9.76 ㎥	56,608 円
	木材	40.00 ㎥	232,000 円
令和２年10月	生ゴミ、紙くず他	9.52 ㎥	55,216 円
令和２年11月	生ゴミ、紙くず他	4.50 ㎥	26,100 円
	植物性廃材	400.00 ㎥	2,320,000 円
令和２年12月	生ゴミ、紙くず他	0.78 ㎥	4,524 円
令和３年１月	生ゴミ、紙くず他	8.26 ㎥	47,908 円
令和３年２月	生ゴミ、紙くず他	7.88 ㎥	45,704 円
令和３年３月	生ゴミ、紙くず他	7.68 ㎥	44,544 円

【R3】

処　理　月	内　　容	数　　量	金額(税抜き/円)
令和３年４月	生ゴミ、紙くず他	3.26 ㎥	18,908 円
令和３年５月	生ゴミ、紙くず他	6.12 ㎥	35,496 円
令和３年６月	生ゴミ、紙くず他	3.86 ㎥	22,388 円
令和３年７月	生ゴミ、紙くず他	8.16 ㎥	47,328 円
	植物性廃材	276.00 ㎥	1,600,800 円
令和３年８月	生ゴミ、紙くず他	13.92 ㎥	80,736 円
	植物性廃材	184.00 ㎥	1,067,200 円
令和３年９月	生ゴミ、紙くず他	3.28 ㎥	19,024 円
	植物性廃材	40.00 ㎥	232,000 円
令和３年10月	生ゴミ、紙くず他	8.34 ㎥	48,372 円
	木材	50.00 ㎥	290,000 円
	植物性廃材	62.00 ㎥	359,600 円
令和３年11月	生ゴミ、紙くず他	8.98 ㎥	52,084 円
	植物性廃材	444.00 ㎥	2,575,200 円
令和３年12月	生ゴミ、紙くず他	2.56 ㎥	14,848 円
令和４年１月	生ゴミ、紙くず他	10.00 ㎥	58,000 円
令和４年２月	生ゴミ、紙くず他	8.80 ㎥	51,040 円
令和４年３月	生ゴミ、紙くず他	10.00 ㎥	58,000 円

産業廃棄物（排出量、経費）

【H31(R1)】

処 理 月	内　　容	数　　量	金額(税抜き/円)
平成 31 年 4 月	金属	2.0 ㎥	1,400 円
	廃プラスチック	8.0 ㎥	34,400 円
	発泡スチロール	0.8 ㎥	720 円
	乾電池	5.0 kg	1,000 円
	蛍光管	100.0 本	8,000 円
	廃プラ(焼却)	920.0 kg	64,400 円
	OA機器	18.0 台	36,000 円
令和元年 11 月	金属	9.0 ㎥	6,300 円
	廃プラスチック	6.0 ㎥	25,800 円
	発泡スチロール	2.0 ㎥	1,800 円
	乾電池	40.0 kg	8,000 円
	蛍光管	160.0 本	12,800 円
	廃プラ(焼却)	1,900.0 kg	133,000 円
	燃え殻	5,060.0 kg	151,800 円

【R2】

処　理　月	内　　容	数　　量	金額(税抜き/円)
令和２年８月	金属	5.0　㎥	4,250　円
	廃プラスチック	7.0　㎥	30,450　円
	廃タイヤ	4.0　本	1,000　円
	廃タイヤ(ホイル有)	6.0　本	2,100　円
	発泡スチロール	0.5　㎥	450　円
	乾電池	20.0　kg	4,000　円
	蛍光管	100.0　本	8,000　円
	廃プラ(焼却)	1,170.0　kg	81,900　円
	金属(業務用エアコン)	1.0　台	14,000　円
	廃家電	6.0　台	29,262　円

【R3】

処　理　月	内　　容	数　　量	金額(税抜き/円)
令和３年７月	金属	6.0　㎥	5,100　円
	廃プラスチック	7.5　㎥	32,625　円
	廃タイヤ	6.0　本	1,500　円
	発泡スチロール	2.0　㎥	1,800　円
	乾電池	90.0　kg	18,000　円
	蛍光管	120.0　本	9,600　円
	廃プラ(焼却)	1,680.0　kg	117,600　円
	廃家電	1.0　台	4,273　円
令和３年９月	金属	6.5　㎥	5,525　円
	廃プラスチック	21.0　㎥	91,350　円
	廃タイヤ	5.0　本	1,250　円
	廃タイヤ(ホイル有)	10.0　本	3,500　円
	ガラス陶磁器	1,240.0　kg	49,600　円
	蛍光管	64.0　本	5,120　円
	廃プラ(焼却)	1,030.0　kg	72,100　円
	廃油	50.0　kg	4,000　円
令和３年11月	金属	5.0　㎥	4,250　円
	廃プラスチック	10.0　㎥	43,500　円
	ガラス陶磁器	110.0　kg	4,400　円
	乾電池	30.0　kg	6,000　円
	蛍光管	40.0　本	3,200　円
	廃プラ(焼却)	1,140.0　kg	79,800　円
	OA機器	7.0　台	14,000　円
	燃え殻	7,330.0　kg	219,900　円

資源廃棄物（排出量、経費）

【H31(R1)】

処 理 月	内 容	数 量	金額(税抜き/円)
平成 31 年 4 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	5.38 ㎥	9,146 円
令和元年 5 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	22.70 ㎥	38,590 円
令和元年 6 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	9.40 ㎥	15,980 円
令和元年 7 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.50 ㎥	4,250 円
令和元年 8 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	15.00 ㎥	25,500 円
令和元年 9 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	4.75 ㎥	8,075 円
令和元年 10 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	5.90 ㎥	10,030 円
令和元年 11 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.60 ㎥	1,020 円
令和元年 12 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.50 ㎥	2,550 円
令和 2 年 1 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.00 ㎥	3,400 円
令和 2 年 2 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.80 ㎥	4,760 円
令和 2 年 3 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.20 ㎥	2,040 円

【R2】

処　理　月	内　　容	数　　量	金額(税抜き/円)
令和 2 年 4 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.30 ㎥	1,740 円
令和 2 年 5 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.00 ㎥	5,800 円
令和 2 年 6 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.40 ㎥	8,120 円
令和 2 年 7 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	6.80 ㎥	39,440 円
令和 2 年 8 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	16.00 ㎥	92,800 円
令和 2 年 9 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	4.70 ㎥	27,260 円
令和 2 年 10 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.30 ㎥	13,340 円
令和 2 年 11 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.20 ㎥	6,960 円
令和 2 年 12 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.20 ㎥	1,160 円
令和 3 年 1 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.60 ㎥	9,280 円
令和 3 年 2 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.30 ㎥	13,340 円
令和 3 年 3 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.40 ㎥	13,920 円

【R3】

処　理　月	内　　容	数　　量	金額(税抜き/円)
令和 3 年 4 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.70 ㎥	4,060 円
令和 3 年 5 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.80 ㎥	16,240 円
令和 3 年 6 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.85 ㎥	4,930 円
令和 3 年 7 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	3.28 ㎥	19,024 円
令和 3 年 8 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	8.00 ㎥	46,400 円
令和 3 年 9 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.12 ㎥	696 円
令和 3 年 10 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.65 ㎥	9,570 円
令和 3 年 11 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.88 ㎥	5,104 円
令和 3 年 12 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.14 ㎥	812 円
令和 4 年 1 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.55 ㎥	8,990 円
令和 4 年 2 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.60 ㎥	9,280 円
令和 4 年 3 月	ﾋﾞﾝ･ｶﾝ･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.00 ㎥	11,600 円

汲み取り（排出量、経費）

【H31(R1)】

処 理 月	内 容	数 量	金額(税抜き/円)
令和元年11月	汲み取り	15,255L(565 単位)	164,364 円

【R2】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
令和2年11月	汲み取り	10,260L(380 単位)	120,909 円

【R3】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
令和3年11月	汲み取り	11,070L(410 単位)	130,455 円

除雪出動実施実績（時間、人数）

■稼働時間

項　目		規　格	単位	R1 年度	R2 年度	R3 年度
園内圧雪工	圧雪車運転	標準 5：00～22：00	h	645	877	873
		夜間 22：00～5：00	h	287	441	543
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準 5：00～22：00 ﾎｲｰﾙ型、11t、2.1 ㎥ﾏﾙﾁﾌﾞﾗｳ付	h	127	112	200
		夜間 22：00～5：00 ﾎｲｰﾙ型、11t、2.1 ㎥ﾏﾙﾁﾌﾞﾗｳ付	h	176	234	268
	除雪トラック運転	標準 5：00～22：00 除雪専用、7t、4×4、固定式、路面整正装置、ﾜﾝｳｪｲﾌﾞﾗｳ付	h	39	61	58
		夜間 22：00～5：00 除雪専用、7t、4×4、固定式、路面整正装置、ﾜﾝｳｪｲﾌﾞﾗｳ付	h	49	72	81
	ロータリー式除雪車運転	標準 5：00～22：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、162kw 級（220PS）	h	43	19	9
		夜間 22：00～5：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、162kw 級（220PS）	h	12	16	13
	小型ロータリー式除雪車運転	標準 5：00～22：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、30kw 級（40PS）	h	114	89	102
		夜間 22：00～5：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、30kw 級（40PS）	h	73	95	115
	小型除雪機運転	標準 5：00～22：00 ｸﾛｰﾗ･ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ型ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ付、11～12kw 級（15PS）	h	164	210	244
		夜間 22：00～5：00 ｸﾛｰﾗ･ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ型ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ付、11～12kw 級（15PS）	h	3	1	－
	人力除雪	標準 5：00～22：00 普通作業員 1	h	1355	1693	1497
		夜間 22：00～5：00 普通作業員 1	h	29	5	2
運搬排雪工	ロータリー式除雪車運転	標準 5：00～22：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、162kw 級（220PS）	h	38	41	19
		夜間 22：00～5：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、162kw 級（220PS）	h	39	20	11
	小型ロータリー式除雪車運転	標準 5：00～22：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、30kw 級（40PS）	h	5	17	9
		夜間 22：00～5：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、30kw 級（40PS）	h	6	16	5

項　目		規　格	単位	R1年度	R2年度	R3年度
運搬排雪工	除雪ドーザ運転	標準 5：00～22：00 ﾎｲｰﾙ型、11t、2.1 ㎥ﾏﾙﾁﾌﾞﾗｳ付	h	125	170	147
		夜間 22：00～5：00 ﾎｲｰﾙ型、11t、2.1 ㎥ﾏﾙﾁﾌﾞﾗｳ付	h	96	79	45
	ダンプトラック運転	標準 5：00～22：00 排雪用 10t、側板 60・80 ㎝	h	118	58	35
		夜間 22：00～5：00 排雪用 10t、側板 60・80 ㎝	h	134	53	30
	バックホウ運転	標準 5：00～22：00 ﾎｲｰﾙ型・排出ガス対策型、平積 0.35 ㎥	h	43	18	22
		夜間 22：00～5：00 ﾎｲｰﾙ型・排出ガス対策型、平積 0.35 ㎥	h	24	15	8
附帯除雪工	人力除雪工	標準	人	31	28.5	49

■月別稼働日数

【R1】

項目			4月	11月	12月	1月	2月	3月	計
園内圧雪工	圧雪車運転	標準（日）	－	－	－	75	332	238	645
		夜間（日）	－	－	－	32	131	124	287
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準	－	－	7	6	29	85	127
		夜間	－	－	11	39	59	67	176
	除雪トラック運転	標準	－	－	5	8	17	9	39
		夜間	－	－	4	15	18	12	49
	ロータリー式除雪車運転	標準	－	－	－	－	－	43	43
		夜間	－	－	－	－	－	12	12
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	－	－	3	13	32	66	114
		夜間	－	－	4	16	34	19	73
	小型除雪機運転	標準	－	－	2	36	68	58	164
		夜間	－	－	－	1	2	－	3
	人力除雪	標準	－	－	42	359	588	366	1,355
		夜間	－	－	－	7	17	5	29
運搬排雪工	ロータリー式除雪車運転	標準	－	－	－	14	14	10	38
		夜間	－	－	－	14	13	12	39
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	－	－	－	－	－	5	5
		夜間	－	－	－	－	－	6	6
	除雪ドーザ運転	標準	－	－	－	67	37	21	125
		夜間	－	－	－	45	28	23	96
	ダンプトラック運転	標準	－	－	－	54	32	32	118
		夜間	－	－	－	49	40	45	134
	バックホウ運転	標準	－	－	－	9	13	21	43
		夜間	－	－	－	6	12	6	24
附帯除雪工	人力除雪工	昼間	－	－	－	－	31	－	31

【R2】

項目			4月	11月	12月	1月	2月	3月	計
園内圧雪工	圧雪車運転	標準（日）	－	－	－	232	302	343	877
		夜間（日）	－	－	－	132	156	153	441
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準	－	－	11	19	19	63	112
		夜間	－	－	9	92	59	74	234
	除雪トラック運転	標準	－	－	7	31	12	11	61
		夜間	－	－	4	36	20	12	72
	ロータリー式除雪車運転	標準	－	－	3	－	－	16	19
		夜間	－	－	－	－	4	12	16
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	－	－	3	39	17	30	89
		夜間	－	－	4	42	20	29	95
	小型除雪機運転	標準	－	－	15	72	62	61	210
		夜間	－	－	－	1	－	－	1
	人力除雪	標準	－	－	151	650	382	510	1,693
		夜間	－	－	－	3	1	1	5
運搬排雪工	ロータリー式除雪車運転	標準	－	－	－	16	4	21	41
		夜間	－	－	－	16	2	2	20
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	－	－	－	3	6	8	17
		夜間	－	－	－	2	4	10	16
	除雪ドーザ運転	標準	－	－	6	122	15	27	170
		夜間	－	－	－	70	6	3	79
	ダンプトラック運転	標準	－	－	－	46	－	12	58
		夜間	－	－	－	50	－	3	53
	バックホウ運転	標準	－	－	－	12	－	6	18
		夜間	－	－	－	13	－	2	15
附帯除雪工	人力除雪工	昼間	－	－	－	－	28.5	－	28.5

【R3】

項目			4月	11月	12月	1月	2月	3月	計
園内圧雪工	圧雪車運転	標準（日）	－	－	5	290	305	273	873
		夜間（日）	－	－	6	206	218	113	543
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準	－	6	20	79	74	21	200
		夜間	－	－	15	150	81	22	268
	除雪トラック運転	標準	－	－	6	28	21	3	58
		夜間	－	－	6	45	23	7	81
	ロータリー式除雪車運転	標準	－	－	－	5	4	－	9
		夜間	－	－	－	8	5	－	13
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	－	－	13	55	25	9	102
		夜間	－	－	8	73	26	8	115
	小型除雪機運転	標準	－	－	9	123	85	27	244
		夜間	－	－	－	－	－	－	0
	人力除雪	標準	－	－	87	786	412	212	1,497
		夜間	－	－	1	－	1	－	2
運搬排雪工	ロータリー式除雪車運転	標準	6	－	4	9	－	－	19
		夜間	－	－	4	7	－	－	11
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	8	－	－	1	－	－	9
		夜間	－	－	－	5	－	－	5
	除雪ドーザ運転	標準	6	－	47	94	－	－	147
		夜間	－	－	9	36	－	－	45
	ダンプトラック運転	標準	－	－	11	24	－	－	35
		夜間	－	－	9	21	－	－	30
	バックホウ運転	標準	9	－	4	4	－	5	22
		夜間	－	－	4	1	－	3	8
附帯除雪工	人力除雪工	昼間	－	－	－	－	49	－	49

農薬、肥料、土壌改良材リスト

【令和元年度】

	種別	作業回数	施工数量		施工箇所等	摘要（肥料名等）
			散布量	散布面積		
芝生	芝生施肥工(1)	1 回	10g/㎡	128,130 ㎡	カントリーガーデン、こどもの谷、渓流ｿﾞｰﾝ他	イーグル 30（12:8:10:1）
	芝生施肥工(2)	1 回	10g/㎡	82,640 ㎡	中央口、東口駐車場、風の原っぱ	みどり有機 30 号(10:10:10:2)
	芝生施肥工(3)	1 回	10g/㎡	63,620 ㎡	カントリーガーデン、こどもの谷、山の家他	パレット 363(23:16:13)
	芝生施肥工(4)	1 回	10g/㎡	5,440 ㎡	花のまきば、カントリーハウスの庭園	ETC 細粒
	芝生施肥工(5)	1 回	10g/㎡	1,960 ㎡	花のテラス他	宇部化成肥料（8：8：8）
中低木	中低木施肥工	1 回	200g/㎡	4,901 ㎡	こどもの谷、山の家、渓流ゾーン、ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ他	ちから 1 号(6:4:3)
		1 回	150g/本	660 本	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	まるやま 1 号(6:4:3)
	アナベル移植	1 回	10L/本	200 株	こもれびの庭	ネニサンソ 2 号
		1 回	10L/本	200 株	こもれびの庭	十勝バーク
高木	高木施肥工	1 回	300g/本	970 本	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	まるやま 1 号(6:4:3)
	ミズナラ樹勢回復	1 回	3,000L	1 本	みずなら広場	くん炭
		1 回	1,500Kg	1 本	みずなら広場	バーク堆肥
	高木巡回工	4 回	1,000 倍	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	ST サプロール
		4 回	1,000 倍	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	カリグリーン
		3 回	1,000 倍	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	GF ベンレート
		3 回	1,000 倍	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	ST ダコニール 1000
花壇	花壇巡回工	－	10L	－	カントリーガーデン	闘魂 242
		－	3.6 kg	－	カントリーガーデン	まるまるアミノ
		－	2.2 kg	－	カントリーガーデン	スノーグローエース
		－	3 kg	－	カントリーガーデン	ダントツ粒剤
		－	125ｍＬ	－	カントリーガーデン	ダントツ水和剤
草花	草花施肥工	2 回	30g/㎡	13,049 ㎡	カントリーガーデン他	スノーユーキ(8:12:10:3)
		1 回	50g/㎡	6,650 ㎡	渓流ゾーン	普通化成肥料 8-8-8
		1 回	30g/㎡	2,675 ㎡	渓流ゾーン	ちから 1 号(6:4:3)
		2 回	30g/㎡	902 ㎡	渓流ゾーン	油粕(骨粉入り)
	草花巡回工	－	20 kg	－	カントリーガーデン	バーディーラージ
		－	6 kg	－	カントリーガーデン	スラゴ粒剤

		－	1L	－	カントリーガーデン	トレボン乳剤
		－	48 kg	－	カントリーガーデン	オルトラン粒剤
		－	200 g	－	カントリーガーデン	アンツノー粒剤
		－	2,000 g	－	カントリーガーデン	アリ駆除粉末エース
花畑	花畑耕耘工	2 回	150g/㎡	13,764 ㎡	カントリーガーデン	リンサングアノ
		1 回	150g/㎡	5,507 ㎡	カントリーガーデン	有機育ち
		1 回	300g/㎡	8,702 ㎡	カントリーガーデン	有機育ち
		1 回	5L/㎡	5,881 ㎡	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥
		1 回	4L/㎡	5,493 ㎡	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥
		1 回	20L/㎡	2,009 ㎡	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥
		1 回	100g/㎡	5,465 ㎡	カントリーガーデン	ようりん
		1 回	5L/㎡	6,080 ㎡	カントリーガーデン	ピートモス
		1 回	150g/㎡	2,534 ㎡	カントリーガーデン	ネクスコートプロ
	花畑巡回工	－	18,000L	－	カントリーガーデン	鶏糞堆肥
	花畑病虫害防除工	1 回	1000 倍	400L	花のまきば、収穫の谷	スミチオン乳剤、ベンレート水和剤混合液
		1 回	1000 倍	200L	花のまきば	スミチオン乳剤、プランダム乳剤混合液
		1 回	1000 倍	400L	花のまきば、山のお花畑、収穫の谷	マラソン乳剤
		1 回	1000 倍	400L	花のまきば、パレット花壇東口広場	ダコニール
		1 回	1000 倍	200L	花のまきば	プランダム乳剤

【令和２年度】

	種別	作業回数	施工数量		施工箇所等	摘要（肥料名等）
			散布量	散布面積		
中低木	中低木施肥工	1 回	200g/㎡	2026 ㎡	こどもの谷、渓流ｿﾞｰﾝ、ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ他	ちから 1 号(6:4:3)
		1 回	150g/本	266 本	こどもの谷、カントリーガーデン他	まるやま 1 号(6:4:3)
高木	ミズナラ樹勢回復	1 回	600L	1 本	みずなら広場	くんたん
		1 回	600L	1 本	みずなら広場	バーク堆肥
	高木施肥工	1 回	300g/本	718 本	こどもの谷、カントリーガーデン他	まるやま 1 号(6:4:3)
	高木巡回工	3 回	1000 倍	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	ST サプロール
		3 回	1000 倍	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	カリグリーン
		1 回	1000 倍	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	GF ベンレート
		2 回	1000 倍	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	ST ダコニール 1000
草花	草花施肥工	2 回	50g/㎡	8,471 ㎡	カントリーガーデン他	イーグル 30（12:8:10:1）
		1 回	30g/㎡	2,611 ㎡	渓流ゾーン	ちから 1 号（6:4:3）
		2 回	30g/㎡	902 ㎡	平成の森	油粕(骨粉入り)
	草花巡回工	1 回	400Kg	－	こもれびの庭	バーク堆肥
		1 回	20Kg	－	こもれびの庭	グリーンキング
花畑	花畑耕耘工	2 回	150g/㎡	12,262 ㎡	カントリーガーデン	リンサングアノ
		1 回	200g/㎡	8,702 ㎡	カントリーガーデン	有機育ち
		1 回	150g/㎡	5,570 ㎡	カントリーガーデン	有機育ち
		1 回	3L/㎡	6,080 ㎡	カントリーガーデン	ピートモス
		1 回	100g/㎡	5,529 ㎡	カントリーガーデン	ようりん
		2 回	5L/㎡	11,374 ㎡	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥
		1 回	10L/㎡	2,136 ㎡	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥
		1 回	50g/㎡	2,661 ㎡	カントリーガーデン	ネクスコートプロ
	花畑病虫害防除工	1 回	1000 倍	400L	花のまきば、パレット花壇	ダコニール
		1 回	1000 倍	500L	花のまきば	マラソン乳剤
		2 回	1000 倍	300L	花のまきば	スミチオン乳剤
		1 回	1000 倍	300L	花のまきば	プランダム乳剤
		1 回	2000 倍	200L	花のまきば	パンチョ TF 顆粒水和剤
	花畑巡回工	－	1,000L	－	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥
		－	20L	－	カントリーガーデン	ワターイン
		－	3,000g	－	カントリーガーデン	有機エードボール
		－	10L	－	カントリーガーデン	闘魂 242
		－	8L	－	カントリーガーデン	花工場

		－	8L	－	カントリーガーデン	液体ハイポネックス
		－	18Kg	－	カントリーガーデン	マグアンプ（中粒）
		－	48Kg	－	カントリーガーデン	スラゴ粒剤
		－	1,000g	－	カントリーガーデン	トップジンＭペースト
		－	1L	－	カントリーガーデン	アプローチ

【令和３年度】 2022.3.31 現在

	種別	作業回数	施工数量		施工箇所等	摘要（肥料名等）
			散布量	散布面積		
中低木	中低木施肥工	1回	200g/㎡	2,031㎡	カントリーガーデン、こどもの谷、渓流ゾーン他	ちから1号(6:4:3)
		1回	150g/本	266本	カントリーガーデン、こどもの谷、渓流ゾーン他	まるやま1号(6:4:3)
	中低木巡回工	1回	7,000L	－	カントリーガーデン、こどもの谷、渓流ゾーン他	鶏ふん堆肥
		－	3,750g	－	カントリーガーデン、こどもの谷、渓流ゾーン他	カルスメイト
		－	2,000g	－	カントリーガーデン、こどもの谷、渓流ゾーン他	トップジンＭペースト
高木	高木施肥工	1回	300g/本	716本	こどもの谷、山の家、カントリーガーデン他	まるやま1号(6:4:3)
	高木巡回工	1回	1000倍	500L	花のまきば、峠の庭水の広場	STサプロール
		2回	1000倍	500L	花のまきば、峠の庭水の広場	カリグリーン
		1回	1000倍	500L	花のまきば、峠の庭水の広場	STダコニール1000
	ミズナラ樹勢回復	1回	600L	1本	みずなら広場	くんたん
		1回	600L	1本	みずなら広場	バーク堆肥（リンゾール）
花壇	花壇巡回工	－	3.2Kg	－	東口	マイガーデン
		－	20L	－	東口	アクアゲイン
草花	草花施肥工	2回	50g/㎡	9,132㎡	カントリーガーデン他	イーグル30（12:8:10:1）
		1回	50g/㎡	5,523㎡	渓流ゾーン	普通化成肥料8-8-8
		1回	30g/㎡	2,611㎡	渓流ゾーン	ちから1号（6:4:3）
		2回	30g/㎡	451㎡	平成の森	油粕(骨粉入り)
	草花巡回工	－	20Kg	－	カントリーガーデン他	マグアンプ（6-40-6-15）
		－	20Kg	－	カントリーガーデン他	グリーンキング
		－	3,000g	－	カントリーガーデン他	有機エードボール
		－	10L	－	カントリーガーデン他	闘魂242
		－	7Kg	－	カントリーガーデン他	プロミック粒剤
		－	3L	－	カントリーガーデン他	オルトランスプレー
		－	1,440L	－	カントリーガーデン他	ハチノック
		－	1L	－	カントリーガーデン他	アプローチ
花畑	花畑耕耘工	1回	50g/㎡	2,661㎡	カントリーガーデン	ネクスコートプロ
		2回	150g/㎡	11,185㎡	カントリーガーデン	リンサングアノ
		1回	3L/㎡	6,080㎡	カントリーガーデン	ピートモス
		1回	100g/㎡	5,529㎡	カントリーガーデン	ようりん
		2回	5L/㎡	10,970㎡	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥
		1回	10L/㎡	2,136㎡	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥

	種別	作業回数	施工数量		施工箇所等	摘要（肥料名等）
			散布量	散布面積		
		1回	150g/㎡	5,103 ㎡	カントリーガーデン	有機育ち
		1回	200g/㎡	8,702 ㎡	カントリーガーデン	有機育ち
	花畑病虫害防除工	1回	1000倍	500L	花のまきば	トレボン乳剤
		2回	1000倍	500L	花のまきば	マラソン乳剤
		1回	1000倍	300L	花のまきば	スミチオン乳剤
		1回	1000倍	400L	花のまきば、パレット花壇	ダコニール
		1回	2000倍	300L	花のまきば	プランダム
	花畑巡回工	1回	19000L	－	カントリーガーデン	鶏ふん堆肥

薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）

【R1】

	種　別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 （薬剤名等）
花畑	薬剤散布･機械	1 回	400L	花のまきば､山のお花畑、収穫の谷	マラソン乳剤
花畑	薬剤散布･機械	1 回	400L	花のまきば、パレット花壇	ベンレート水和剤 スミチオン乳剤
花畑	薬剤散布･機械	1 回	200L	花のまきば	プランダム乳剤 スミチオン乳剤
花畑	薬剤散布･機械	1 回	400L	花のまきば	ダコニール
高木	薬剤散布･機械	4 回	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	ST サプロール
高木	薬剤散布･機械	4 回	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	カリグリーン
高木	薬剤散布･機械	3 回	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	GF ベンレート
高木	薬剤散布･機械	3 回	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	ST ダコニール 1000

【R2】

	種　別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 （薬剤名等）
草花	薬剤散布･機械	1 回	500L	花のまきば､山のお花畑、収穫の谷	マラソン乳剤
花畑	薬剤散布･機械	1 回	300L	花のまきば	マラソン乳剤
花畑	薬剤散布･機械	1 回	300L	花のまきば	スミチオン乳剤
花畑	薬剤散布･機械	1 回	400L	花のまきば、パレット花壇	ダコニール
花畑	薬剤散布･機械	1 回	300L	花のまきば	プランダム乳剤
花畑	薬剤散布･機械	1 回	400L	花のまきば	パンチョ TF 顆粒水和剤
高木	薬剤散布･機械	3 回	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	ST サプロール
高木	薬剤散布･機械	3 回	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	カリグリーン
高木	薬剤散布･機械	1 回	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	GF ベンレート
高木	薬剤散布･機械	2 回	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	ST ダコニール 1000

【R3】

	種　別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 （薬剤名等）
花畑	薬剤散布･機械	1 回	500L	花のまきば	トレボン乳剤
花畑	薬剤散布･機械	2 回	500L	花のまきば	マラソン乳剤
花畑	薬剤散布･機械	1 回	300L	花のまきば	スミチオン乳剤
花畑	薬剤散布･機械	1 回	400L	花のまきば、パレット花壇	ダコニール
花畑	薬剤散布･機械	1 回	300L	花のまきば	プランダム乳剤
高木	薬剤散布･機械	1 回	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	ST サプロール
高木	薬剤散布･機械	2 回	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	カリグリーン
高木	薬剤散布･機械	1 回	500L	花のまきば、峠の庭 水の広場	ST ダコニール 1000

■令和元年度生態エリア管理指導事項(最終版)

別紙45

R1.11.15

エリア番号	場所	新名称(場所)	面積(㎡)	管理時期	管理方法	作業実施日	管理詳細等	R2管理方針詳細等
1	バッタのはらっぱ	クガイソウの草地	980	8月下旬～9月上旬	手刈り 機械刈り	8月19日	・皿形側溝北側,U字溝の周辺ヨツバヒヨドリの縁までヤマブキショウマ1株残し機械刈。ササも手の届くところは刈る。OK ・排水升に一番近いトドマツからはるにれ広場側の八掛支柱までフキ、ヨモギ、オオアワダチソウの手刈り。OK	
2	ホタル池(湿原回復地・ヘイケボタル等)	ホタル池周辺	700	8月下旬～9月上旬	手刈り	8月19日	・クリンソウを残して、見える範囲をフキだけ手刈りOK	
3	クワガタの森回復地(A),(A)＝北側	くわがたの森(下流側)	2060	8月下旬～9月上旬	機械刈り	8月21日	・全面10cmの高刈り(機械)OK	
4	クワガタの森回復地(B),(B)＝南側	くわがたの森(上流側)	1400	11月	機械刈り	10月25日	・秋に日の当たっているところを10cmの高刈り。低い木も一緒に切る。 ⇒日の当たっている所だけではなく林内を含めて見えている所全部刈られている(刈りすぎ)	
5	トンボ池	水田跡	260	8月下旬～9月上旬	機械刈り 手刈り	8月19日	・園路を1m幅で地際刈り。OK ・オオアワダチソウ手抜き。 ⇒ オオアワダチソウが除草されていなかった	
6-1	北部溜池(園路側)	トンボ池	230	8月下旬～9月上旬	機械刈り 手刈り	8月19日	・園路を1m幅で地際刈り。OK ・浮草すくう。OK	
6-2	民家跡地	田んぼの広場		8月下旬～9月上旬	手刈り	8月19日	・ワラビ、オオブキを手刈り。OK ・オトギリソウを残す。OK	
7-1	湿地回復地・中央部溜池周辺	どじょう池対岸の林床	1660	8月下旬～9月上旬	手刈り 機械刈り	8月21日	・ヤマシャクヤク、トリカブトを残す。OK ・法面下まで10cmの高さで機械刈り。OK	
7-2	湿原回復地・中央部溜池	どじょう池周辺		保留	保留		・様子見(保留)	
8	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(A)	シラネアオイの小径斜面	910	8月下旬～9月上旬	手抜き 手刈り	8月21日	・看板より南側のフキ、ヨツバヒヨドリ、ヨブスマソウ、アザミ、アマニュウ、オオヨモギ、シダ、ウド、ササの手抜き。難しければ手刈り。 ⇒ ヨブスマソウが残っていた ・脚立を使って施工を行う。OK	
9	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(B)	シラネアオイ生育地	620	8月下旬～9月上旬	手抜き	8月21日	・フキの手抜きOK	
10	野生草花群生地回復地 ミズバショウ、ヒメザゼンソウ型	ミズバショウの谷	440	8月下旬～9月上旬	手抜き	8月28日	・フキの手抜きOK ・イラクサ注意	
11-1	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地	シラネアオイの育成斜面	110	8月下旬～9月上旬	手抜き 手刈り	8月28日	・フキ、ヨブスマソウ、アザミ、アマニュウ、オオヨモギ、シダ、ササの手抜き。難しければ手刈り。OK ・脚立を使って施工を行う。(黄杭周辺は立ち入らないように行う。)OK 来年晩秋にササ刈を依頼する。	
11-2	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地 園路南側	育成斜面前の林床		8月下旬～9月上旬	手刈り	8月28日	・ヤマシャクヤクを残す。OK ・フキ、ヨブスマソウ、アザミ、ヨモギの手刈りOK	
12-1	沢の広場周辺(野牛沢の生態環境回復地)	沢の広場(幹線園路側)	1670	8月下旬～9月上旬	機械刈り	8月28日	・フキ、ササ、オニシモツケの手刈りOK	
12-2	シラネアオイの斜面	シラネアオイ育成地(沢の広場分岐・斜面)		8月上旬	手抜き	8月3日(森クラブ)	・ウマノミツバの手抜き(作業は森クラブ)OK	
12-3	沢の広場手前(シラネアオイ新規群生地)	シラネアオイ育成地(沢の広場分岐・川側)		8月上旬	手抜き	8月8日(森クラブ)	・ウマノミツバの手抜き(作業は森クラブ)OK	
12-4	沢と園路の間	沢の広場(川側)		8月下旬～9月上旬	機械刈り	7月30日	・作業済	
13	ヤナギラン周辺	ヤナギラン生育地		8月下旬～9月上旬	手刈り	8月21日	・ヨシのみ地際で手刈りOK 今後はトモエソウの増殖を目指す	
14	河畔の低茎～高茎草地1・2	河畔の草地		8月下旬～9月上旬	手刈り	8月28日 2:8月25日(森クラブ)	・ウド、フキ、アザミ、ヨブスマソウ、ヨモギ、ハンゴンソウ、オオアワダチソウ、ウマノミツバの手刈り。OK ・ツルニンジンは残す。イラクサに注意。OK	
15	谷壁斜面林Bの一部	シラネアオイの生育斜面上流		11月	手抜き 手刈り	11月5日	・11月にササを地際刈り。、シダは株ごと除去する。OK ・黄杭の周辺は注意しながら作業を行う。OK	
16		シラネアオイ生育地　上流側		8月下旬～9月上旬	手抜き	9月7日(森クラブ)	・オニシモツケ、ヨブスマソウ、アザミの手抜き。OK ・ツルニンジンが絡んでいる個体は残す。(作業は森クラブ)OK	

■令和2年度生態エリア管理指導事項

R2.8.12

エリア番号	場所	新名称（場所）	面積（㎡）	管理時期	管理方法	管理詳細等	備　　考
1	バッタのはらっぱ	クガイソウの草地	980	8月下旬～9月上旬	手刈り 機械刈り	・皿形側溝北側,U字溝の周辺ヨツバヒヨドリとエゾクガイソウの縁までヤマブキショウマ残し機械刈。 ・園路際のクサレダマ残す。 ・排水升より南側の3本のトドマツまでフキ、ササの機械刈り。OK	
2	ホタル池（湿原回復地・ヘイケボタル等）	ホタル池周辺	700	8月下旬～9月上旬	手刈り	・クリンソウ、タチツボスミレを残して、フキ、オオアワダチソウを刈り取る	
3	クワガタの森回復地（A）,（A）＝北側	くわがたの森(下流側)	2060	－	－	・現状のまま手を付けない。	
4	クワガタの森回復地（B）,（B）＝南側	くわがたの森(上流側)	1400	11月	機械刈り	・晩秋に日の当たっているところのササを地際から刈り取る。	
5	トンボ池	水田跡	260	8月下旬～9月上旬	機械刈り 手刈り	・園路を1m幅で地際刈り。 ・沼はなにもしない。	
6-1	北部溜池（園路側）	トンボ池	230	－	－	・現状のまま維持。	
6-2	民家跡地	田んぼの広場		8月下旬～9月上旬	手刈り	・ワラビ、オオブキ、オオヨモギ、オオアワダチソウ、イネ科の草を手刈り。 ・オトギリソウ、シダを残す。	
7-1	湿地回復地・中央部溜池周辺	どじょう池対岸の林床	1660	8月下旬～9月上旬	手刈り 機械刈り	・ヤマシャクヤク、トリカブトを残す。 ・法面下まで地際で機械刈り。	
7-2	湿原回復地・中央部溜池	どじょう池周辺		保留	保留	・様子見（保留）	堆積している泥を浚渫する必要あり。 国事務所に相談。
8	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型（A）	シラネアオイの小径斜面	910	8月下旬～9月上旬	手抜き 手刈り	・看板より南側のフキ、ヨブスマソウ、アザミ、アマニュウ、シダ、ウド、スゲの手抜き。 （シダを重点的に）難しければ手刈り。 ・脚立を使って施工を行う。	
9	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型（B）	シラネアオイ生育地	620	8月下旬～9月上旬	手抜き	・電気柵の中のフキ、スゲの手抜き。	
10	野生草花群生地回復地 ミズバショウ、ヒメザゼンソウ型	ミズバショウの谷	440	8月下旬～9月上旬	手抜き	・フキの手抜き（難しければ手刈り）。	
11-1	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地	シラネアオイの育成斜面	110	8月下旬～9月上旬	手抜き 手刈り	・フキ、ヨブスマソウ、アザミ、アマニュウ、スゲ、シダ、ササの手抜き。難しければ手刈り。 ・オシダをスコップで堀取り除去。 ・脚立を使って施工を行う。（黄杭周辺は注意する。）	
~~11-2~~	~~湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地 園路南側~~	~~育成斜面前の林床~~		－	－	管理エリアから除外	
12-1	沢の広場周辺（野牛沢の生態環境回復地）	沢の広場(幹線園路側)	1670	8月下旬～9月上旬	機械刈り	・全面10cmの高刈り（機械）	
12-2	シラネアオイの斜面	シラネアオイ育成地(沢の広場分岐・斜面)		8月1日 森クラブで実施済み	手抜き	・ウマノミツバの手抜き(作業は森クラブ)	
12-3	沢の広場手前（シラネアオイ新規群生地）	シラネアオイ育成地(沢の広場分岐・川側)		8月1日 森クラブで実施済み	手抜き	・ウマノミツバの手抜き(作業は森クラブ)	
12-4	沢と園路の間	沢の広場（川側）		8月下旬～9月上旬	機械刈り	・全面地際から機械刈り	
13	ヤナギラン周辺	ヤナギラン生育地		8月下旬～9月上旬	手刈り	・奥のハンゴンソウ、オオヨモギは、地際から刈り取る。（10月秋に実施する） ・来春6月にヤナギラン増殖のための徹底除草をする。	
14	河畔の低茎～高茎草地1・2	河畔の草地		8月下旬～9月上旬	手刈り	・ウド、フキ、アザミ、ヨブスマソウ、オオヨモギ、ハンゴンソウ、ウマノミツバの手刈り。 ・トチバニンジン、トリカブト、ツルニンジンは残す。	
15	谷壁斜面林Bの一部	シラネアオイの生育斜面上流		8月下旬～9月上旬	手抜き 手刈り	・シダ、ウド、ヨブスマソウ、フキ、ササの手刈り。、シダは株ごと除去する。 ・黄杭の周辺は注意しながら作業を行う。	
16		シラネアオイ生育地　上流側		8月1日 森クラブで実施済み	手抜き	・ツルニンジンが絡んでいる個体は残す。（作業は森クラブ）	

■令和3年度生態エリア管理指導事項

R3.8.24

エリア番号	新名称（場所）	旧名称（場所）	面積（㎡）	管理時期	管理方法	管理詳細等	備　　考
1	クガイソウの草地	バッタのはらっぱ	980	10月下旬	機械刈り	・機械で地際から刈払い ・川から2～3mの所から園路までの範囲で、今年は、ハルニレ広場側にササ刈りを延長。	
2	ホタル池周辺	ホタル池（湿原回復地・ヘイケボタル等）	700	令和4年6月	手刈り	・来年に、フキ、オオアワダチソウを刈り取る	
3	くわがたの森(下流側)	クワガタの森回復地（A）北側	2060	－	－	・現状のまま手を付けない。	
4	くわがたの森(上流側)	クワガタの森回復地（B）南側	1400	－	－	・現状のまま手を付けない。	開花時期にクルマユリ個体の確認とマーキング
5	水田跡	トンボ池周辺	260	8月下旬～9月上旬 令和4年6月	機械刈り 手刈り	・園路を1m幅で地際刈り。　・来年6月頃にケカナダアキノキリンソウを手抜き ・沼はなにもしない。	
6-1	トンボ池	北部溜池（園路側）	230	閉園期間	－	・現状のまま維持。 ・ニセアキシア伐採と日照確保のためにミズナラ枝落としとシラカバ2本伐採	8/29にシラカバ2本伐採済み
6-2	田んぼの広場	民家跡地		10月下旬	機械刈り	・ササを地際から刈払い。 ・桑の枯木伐採。	
7-1	どじょう池対岸の林床	湿地回復地・中央部溜池周辺	1660	令和4年6月	手刈り 機械刈り	・来年6月に草刈り	
7-2	どじょう池周辺	湿原回復地・中央部溜池		令和4年11月	保留	・堆積している泥を浚渫する必要あり。国事務所に相談。 ・来年秋以降閉園期間中にバックホウで届く範囲の泥を浚渫。	
8	シラネアオイの花斜面	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型（A）	910	10月下旬	手抜き 手刈り	・横から回り込んで、ササ刈り ・アマニュウは、手抜き。	
9	シラネアオイ生育地〈ミズバショウの谷〉	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型（B）	620	令和4年6月頃	手抜き	・人を決めて春に手抜き除草を実施。	
10	ミズバショウの谷	野生草花群生地回復地 ミズバショウ、ヒメザゼンソウ型	440	－	－	・現状のまま手を付けない。 ・園路だけ除草し、入って欲しくない場所と園路を区分けする。	
11-1	シラネアオイの育成斜面	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地	110	10月上旬	手抜き 手刈り	・オシダの抜き取り除去。 ・倒木の除去と実生木（剪定はさみで切れるくらいの）の除去。	
~~11-2~~	~~育成斜面前の林床~~	~~湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地~~ ~~園路南側~~		－	－	2020年度より管理エリアから除外	
12-1	沢の広場(幹線園路側)	沢の広場周辺（野牛沢の生態環境回復地）	1670	－	－	・現状のまま手を付けない。	
12-2	シラネアオイ育成地(沢の広場手前斜面)	シラネアオイの斜面		令和4年6月頃　森クラブ	手抜き	・ウマノミツバの手抜き。　・あまり綺麗に除草しすぎない。 ・園路だけ除草し、入って欲しくない場所と園路を区分けする。	
12-3	シラネアオイ育成地(沢の広場手前川側)	沢の広場手前（シラネアオイ新規群生地）		令和4年6月頃　森クラブ	手抜き	・ウマノミツバの手抜き。　・あまり綺麗に除草しすぎない。 ・園路だけ除草し、入って欲しくない場所と園路を区分けする。	
12-4	沢の広場（川側・対岸）	沢と園路の間・対岸		－	－	・現状のまま手を付けない。 ・対岸は来年刈払い実施。	
13	ヤナギラン生育地	ヤナギラン周辺		令和4年6月上旬 令和4年7月中旬	手刈り	・来春6月上旬と7月中旬にヤナギラン増殖のための徹底除草をする。	
14	河畔の草地	河畔の低茎～高茎草地1・2		令和4年6月頃	手刈り	・来春に手抜き除草	
15	シラネアオイ育成斜面D区			令和4年6月頃　森クラブ	手抜き 手刈り	・来年、フキ、ササの手刈りを実施。	
16	シラネアオイ生育地　上流側			令和4年6月頃　森クラブ	手抜き	・来年、フキ、ササの手刈りを実施。	

植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等）

【R1(H31)】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法
芝、草、除草等、植替(刈取)草花等	851 ㎥	552 ㎥	園外搬出、処分	544 ㎥	
			堆肥化	8 ㎥	腐葉土、堆肥
剪定枝、伐採木等	450 ㎥	138 ㎥	園外搬出、処分	138 ㎥	

【R2】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法
芝、草、除草等、植替(刈取)草花等	971 ㎥	720 ㎥	園外搬出、処分	711 ㎥	
			堆肥化	9 ㎥	腐葉土、堆肥
剪定枝、伐採木等	345 ㎥	180 ㎥	園外搬出、処分	180 ㎥	
			木質チップ化		

【R3】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法
芝、草、除草等、植替(刈取)草花等	854 ㎥	773 ㎥	園外搬出、処分	764 ㎥	
			堆肥化	9 ㎥	腐葉土、堆肥
剪定枝、伐採木等	226 ㎥	193 ㎥	園外搬出、処分	193 ㎥	

収益施設（飲食・物販施設）サービス内容等一覧

現在のサービス内容を下記に示す。

１．飲食施設等販売品目及び貸出品目

裁量施設（販売）

施設名	販売品目（参考）
レストラン （カントリーハウス）	飲食（洋風セット・カレー・ピザ・各種ラーメン・パスタ・サラダ・ドリア・ソーセージ・コーヒー・紅茶・ジュース・ビール・ソフトクリーム等） 物販（スナック菓子・ジュース類等、玩具類・Ｔシャツ・花鉢・リース等）
渓流口売店	飲食（カレー、うどん、そば、かき氷、ソフトクリーム、お菓子、塩、コショウ、ビール、焼き野菜、サガリ、ラム、牛カルビ、ホルモン、焼肉たれ） 物販（玩具、炭、火バサミ、アミ、ジンギスカン用鍋、軍手、焚き付け、紙皿、割り箸、紙コップ）
子供の谷休憩所売店	飲食（ごはん類、ソフトクリーム類、ドリンク類、スナック類、揚げ物類） 物販（お菓子類、ソリ、手袋、帽子、靴下、ゴーグル、紙おむつ、衛生用品、カットバン、ホッカロン）

裁量施設（貸出）

施設名	必須品目（貸出）	内容
用具貸出所 （カントリーハウス）	ゲレンデスキー	80cm　3 本
		90cm　26 本
		100cm　28 本
		110cm　12 本
		120cm　19 本
		130cm　11 本
		140cm　28 本
		150cm　35 本
		155cm　10 本
		160cm　30 本
		170cm　4 本
		計　206 本
	クロスカントリースキー	110cm　3 本
		120cm　2 本
		130cm　6 本
		140cm　6 本
		150cm　9 本
		160cm　8 本
		165cm　4 本
		170cm　10 本
		180cm　5 本
		185cm　10 本
		190cm　3 本
		200cm　2 本
		計　68 本

施設名	必須品目（貸出）	内容
	スケーティングスキー	130cm　1本
		155cm　2本
		170cm　1本
		175cm　4本
		180cm　3本
		185cm　1本
		190cm　3本
		200cm　2本
		計　17本
用具貸出所 （ロッジゆきざさ）	クロスカントリースキー	130cm　3本
		140cm　5本
		150cm　4本
		160cm　14本
		170cm　5本
		175cm　5本
		180cm　5本
		190cm　3本
		195cm　1本
		計　45本

裁量施設（販売）

施設名	販売品目（参考）
レストラン （渓流園）	飲食（ジンギスカン、ソーセージ、野菜、キムチ、ライス、生ビール、ジュース） 物販（タバコ）
鱒見口売店	飲食（焼きおにぎり、フライドポテト、ソフトアイス、菓子、缶ビール） 物販（玩具、タバコ）
中央口管理所売店	飲食（焼きおにぎり、たこ焼き、ホットドック、フライドポテト、ソフトアイス、ホットコーヒー、菓子） 物販（玩具類・オリジナルリース・タバコ）
東口情報センター レストハウス棟売店	飲食（菓子、ジュース類、コーヒー、ポテト、軽食、そば、うどん類、カレー、丼類、かき氷、豚汁等の季節のメニュー） 物販（駄菓子類、雑貨、スナック類等）

必須施設：公園の開園日時に常時営業する施設のこと。

必須品目：常時用意する物品のこと。

裁量施設：公園の開園日時内で運営日時を施設管理者が設定し、営業する施設のこと。

裁量品目：施設等管理者の判断によって用意する物品のこと。

２．キャンプ場販売及びレンタル品目

1）販売品目一覧表

分　　類	販　　売　　品　　目
キャンプ用品	ロープ、ハンマー、ペグ、ランタン、燃料等
食料品	インスタント食品（ラーメン等）、レトルト食品（カレー・ピラフ等）、缶詰、調味料、嗜好品、菓子、清涼飲料水、アルコール類（ビール・ワイン等）、乳製品（バター・チーズ等）、アイスクリーム、氷菓、冷凍食品（肉、ソーセージ等）
日用品	・日用品　　箸、スプーン、レインコート、電池、虫除け、ティッシュ、ペーパー皿等 ・衛生用品　歯磨き、石鹸、シャンプー、紙おむつ、生理用品等 ・土産品　　Ｔシャツ、タオル、ぬいぐるみ等

2）レンタル品目一覧表

分　　類	貸　　出　　品　　目
キャンプ用品	テント、タープ、寝袋、マット、毛布、バーナーストーブ、ランタン、コンロ、テーブル、椅子等

収益施設利用状況

■収益施設利用者数

＜駐車場＞

【 R1 】

月	大型車	小型車	二輪車	月計	備考
4 月	10	5,391	9	5,410	
5 月	118	21,941	74	22,133	
6 月	208	10,467	53	10,728	
7 月	27	1,185	7	1,219	
8 月	49	12,201	44	12,294	
9 月	35	5,120	22	5,177	臨時閉園に伴い 15 日間休業
10 月	92	9,030	39	9,161	
11 月	6	1,549	1	1,556	
12 月	6	803	0	809	
1 月	95	3,141	0	3,236	
2 月	113	5,204	0	5,317	
3 月	0	171	0	171	臨時閉園に伴い 29 日間休業
年度計	759	76,203	249	77,211	

（単位：台）

【 R2 】

月	大型車	小型車	二輪車	月計	備考
4 月	0	0	0	0	臨時閉園に伴い 12 日間休業
5 月	0	0	0	0	臨時閉園に伴い 31 日間休業
6 月	0	0	0	0	臨時閉園に伴い 30 日間休業
7 月	1	7,790	34	7,825	臨時閉園に伴い 10 日間休業
8 月	12	10,901	42	10,955	臨時閉園に伴い 5 日間休業
9 月	13	6,954	28	6,995	臨時閉園に伴い 9 日間休業
10 月	33	9,373	32	9,438	
11 月	0	1,313	3	1,316	
12 月	0	863	0	863	
1 月	35	7,914	0	7,949	
2 月	224	8,615	0	8,839	
3 月	2	3,409	0	3,411	
年度計	320	57,132	139	57,591	

（単位：台）

＜駐車場＞

【 R3 】

月	大型車	小型車	二輪車	月計	備考
4 月	2	1,806	9	1,817	
5 月	10	3,615	12	3,637	臨時閉園に伴い 15 日間休業
6 月	0	0	0	0	臨時閉園に伴い 30 日間休業
7 月	10	5,319	38	5,367	臨時閉園に伴い 11 日間休業
8 月	6	7,127	29	7,162	臨時閉園に伴い 4 日間休業
9 月	0	0	0	0	臨時閉園に伴い 30 日間休業
10 月	19	7,823	33	7,875	
11 月	1	779	4	784	
12 月	1	1,156	0	1,157	
1 月	41	6,330	0	6,371	
2 月	124	5,087	0	5,211	
3 月	25	2,757	0	2,782	
年度計	239	41,799	125	42,163	

（単位：台）

＜サイクリング＞

【 R1 】

月	貸台数	備考
4 月	700	
5 月	2,222	
6 月	847	
7 月	145	
8 月	1,694	
9 月	512	臨時閉園に伴い 15 日間休業
10 月	492	
11 月	76	
年度計	6,688	

（単位：台）

【 R2 】

月	貸台数	備考
4 月	0	臨時閉園に伴い 12 日間休業
5 月	0	臨時閉園に伴い 31 日間休業
6 月	0	臨時閉園に伴い 30 日間休業
7 月	1,303	臨時閉園に伴い 10 日間休業
8 月	1,789	臨時閉園に伴い 5 日間休業
9 月	639	臨時閉園に伴い 9 日間休業
10 月	545	
11 月	138	
年度計	4,414	

（単位：台）

【 R3 】

月	貸台数	備考
4 月	221	
5 月	425	臨時閉園に伴い 15 日間休業
6 月	0	臨時閉園に伴い 30 日間休業
7 月	1,117	臨時閉園に伴い 11 日間休業
8 月	1,644	臨時閉園に伴い 4 日間休業
9 月	0	臨時閉園に伴い 30 日間休業
10 月	521	
11 月	62	
年度計	3,990	

（単位：台）

＜レストラン利用者数＞

【 R1 】

月	渓流園	カントリーハウス	月計	備考
4 月	185	1,890	2,075	
5 月	640	12,766	13,406	
6 月	161	5,001	5,162	
7 月	0	1,070	1,070	
8 月	479	7,945	8,424	
9 月	120	2,718	2,838	臨時閉園に伴い 15 日間休業
10 月	125	4,060	4,185	
11 月	休業	534	534	
12 月	休業	1,242	1,242	
1 月	休業	4,244	4,244	
2 月	休業	3,140	3,140	
3 月	休業	21	21	臨時閉園に伴い 29 日間休業
合計	1,710	44,631	46,341	

（単位：人）

【 R2 】

月	渓流園	カントリーハウス	月計	備考
4 月	0	0	0	臨時閉園に伴い 12 日間休業
5 月	0	0	0	臨時閉園に伴い 31 日間休業
6 月	0	0	0	臨時閉園に伴い 30 日間休業
7 月	520	4,120	4,640	臨時閉園に伴い 10 日間休業
8 月	1,162	5,538	6,700	臨時閉園に伴い 5 日間休業
9 月	364	3,247	3,611	臨時閉園に伴い 9 日間休業
10 月	304	2,470	2,774	
11 月	休業	332	332	
12 月	休業	160	160	
1 月	休業	1,963	1,963	
2 月	休業	2,620	2,620	
3 月	休業	1,082	1,082	
合計	2,350	21,532	23,882	

（単位：人）

＜レストラン利用者数＞

【 R3 】

月	渓流園	カントリーハウス	月計	備考
4 月	84	381	465	
5 月	214	868	1,082	臨時閉園に伴い 15 日間休業
6 月	0	0	0	臨時閉園に伴い 30 日間休業
7 月	834	2,477	3,311	臨時閉園に伴い 11 日間休業
8 月	959	4,227	5,186	臨時閉園に伴い 4 日間休業
9 月	0	0	0	臨時閉園に伴い 30 日間休業
10 月	272	2,916	3,188	
11 月	休業	228	228	
12 月	休業	1,041	1,041	
1 月	休業	3,758	3,758	
2 月	休業	2,791	2,791	
3 月	休業	1,694	1,694	
合計	2,363	20,381	22,744	

（単位：人）

＜釣掘＞

【 R1 】

月	人数	備考
4 月	272	
5 月	811	
6 月	293	
7 月	44	
8 月	941	
9 月	165	臨時閉園に伴い 15 日間休業
10 月	249	
11 月	51	
年度計	2,826	

（単位：人）

【 R2 】

月	人数	備考
4 月	0	臨時閉園に伴い 12 日間休業
5 月	0	臨時閉園に伴い 31 日間休業
6 月	0	臨時閉園に伴い 30 日間休業
7 月	707	臨時閉園に伴い 10 日間休業
8 月	1,054	臨時閉園に伴い 5 日間休業
9 月	366	臨時閉園に伴い 9 日間休業
10 月	231	
11 月	休業	
年度計	2,358	

（単位：人）

＜釣掘＞

【 R3 】

月	人数	備考
4 月	91	
5 月	226	臨時閉園に伴い 15 日間休業
6 月	0	臨時閉園に伴い 30 日間休業
7 月	518	臨時閉園に伴い 11 日間休業
8 月	872	臨時閉園に伴い 4 日間休業
9 月	0	臨時閉園に伴い 30 日間休業
10 月	205	
11 月	休業	
年度計	1,912	

（単位：人）

＜オートキャンプ場＞

【 R1 】

月	利用者数	利用サイト数	備考
4 月	3,616	455	
5 月	6,968	877	
6 月	4,994	662	
7 月	1,548	176	
8 月	20,488	1,911	
9 月	2,986	379	臨時閉園に伴い 15 日間休業
10 月	2,662	352	
年度計	43,262	4,812	

（単位：人）

【 R2 】

月	利用者数	利用サイト数	備考
4 月	0	0	臨時閉園に伴い 12 日間休業
5 月	0	0	臨時閉園に伴い 31 日間休業
6 月	0	0	臨時閉園に伴い 30 日間休業
7 月	5,488	734	臨時閉園に伴い 10 日間休業
8 月	11,884	1,467	臨時閉園に伴い 5 日間休業
9 月	4,674	626	臨時閉園に伴い 9 日間休業
10 月	4,358	671	
年度計	26,404	3,498	

（単位：人）

＜オートキャンプ場＞

【 R3 】

月	利用者数	利用サイト数	備考
4 月	1,552	474	
5 月	3,782	530	臨時閉園に伴い 15 日間休業
6 月	0	0	臨時閉園に伴い 30 日間休業
7 月	7,638	981	臨時閉園に伴い 11 日間休業
8 月	11,940	1,486	臨時閉園に伴い 4 日間休業
9 月	0	0	臨時閉園に伴い 30 日間休業
10 月	4,178	632	
年度計	29,090	4,103	

（単位：人）

<園内シャトルバス>

【 R1 】

月	営業日	大人	小人	無料	計	備考
4 月						
5 月	5				2,016	
6 月	2				617	
7 月						
8 月						
9 月						
10 月	2				503	
11 月						
12 月						
1 月						
2 月						
3 月						
年度計	9				3,136	

（単位：人）

【 R2 】

月	営業日	大人	小人	無料	計	備考
4 月						
5 月						
6 月						
7 月						
8 月						
9 月						
10 月	2				961	
11 月						
12 月						
1 月						
2 月						
3 月						
年度計	2				961	

（単位：人）

〈園内シャトルバス＞

【 R3 】

月	営業日	大人	小人	無料	計	備考
4 月						
5 月	2				39	
6 月						
7 月						
8 月						
9 月						
10 月	3				1,353	
11 月						
12 月						
1 月						
2 月						
3 月						
年度計	5				1,392	

（単位：人）

※R1～R3 は運賃無料にて運営。

＜園内交通施設利用者数「カントリーガーデン園内移動用施設（リフト）」＞

【 R1 】

月	チケット購入者数			乗車人数	備考
	大人	小人	計		
12 月	0	0	0	0	雪不足に伴い 10 日間休業
1 月	307	415	722	2,882	雪不足に伴い 26 日間休業
2 月	3,117	5,373	8,490	43,350	
3 月	86	81	167	939	臨時閉園に伴い 29 日間休業
年度計	3,510	5,869	9,379	47,171	

（単位：人）

【 R2 】

月	チケット購入者数			乗車人数	備考
	大人	小人	計		
12 月	0	0	0	0	雪不足に伴い 9 日間休業
1 月	2,221	2,453	4,674	14,693	雪不足に伴い 19 日間休業
2 月	4,329	8,543	12,872	52,587	
3 月	1,319	1,558	2,877	13,070	
年度計	7,869	12,554	20,423	80,350	

（単位：人）

【 R3 】

月	チケット購入者数			乗車人数	備考
	大人	小人	計		
12 月	0	0	0	0	雪不足に伴い 9 日間休業
1 月	3,929	4,671	8,600	27,560	雪不足に伴い 10 日間休業
2 月	3,808	7,032	10,840	40,575	
3 月	1,932	2,301	4,233	18,529	
年度計	9,669	14,004	23,673	86,664	

（単位：人）

＜「ロープトウ（チューブそり）」＞

令和元年度ロープトウ述べ利用人数　8,021 人

令和 2 年度ロープトウ延べ利用人数　48,430 人

令和 3 年度ロープトウ述べ利用人数　56,842 人

■収益施設売上額

１．固定的収益施設

施設区分		売上額（千円）（3ヵ年平均）	備考
施設区分	施設名／内訳		
駐車場	①　渓流・中央・東口駐車場	19,791	
	②　鱒見口駐車場	980	
	③　南・滝野の森口駐車場	1,003	
サイクリング施設	サイクリング施設	1,543	
レストラン	①　レストラン（渓流園）	1,971	
	②　レストラン（カントリーハウス）	17,415	
売店	①　鱒見口売店	389	
	②　渓流口売店	1,545	
	③　中央口管理所売店	809	
	④　東口情報センターレストハウス棟売店	4,336	
	⑤　子供の谷休憩所売店	11,215	
釣堀	釣堀	3,902	
オートキャンプ場	オートキャンプ場	27,343	
園内交通施設	園内シャトルバス	0	
園内交通施設	カントリーガーデン園内移動用施設（リフト）	10,661	
通信施設	公衆電話	1	
貸出施設	スキー	6,790	

２．臨時収益施設

施設区分		売上額（千円）（3ヵ年平均）	備考
施設区分	施設名／内訳		
	①　自動販売機	6,650	
	②　自動販売機（営業料方式）	0	
	③　臨時売店等	1,001	

■収益施設修繕履歴

【 R1 】　　（単位：円/税込）

施設区分	年間修繕回数	年間修繕金額	主な修繕	備考
駐車場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	1 回	116,072 円	自家用工作物点検費	
サイクリング施設				
国修繕	回	円		
テナント修繕	3 回	301,510 円	自転車修繕、ＴＳマーク点検費、自家用工作物点検費	
レストラン				
国修繕	回	円		
テナント修繕	7 回	594,000 円	雪囲い、除雪費、給湯器、冷凍庫修理、その他施設点検費等を含む	
売　店				
国修繕	回	円		
テナント修繕	7 回	2,165,900 円	券売機、冷凍庫修理、製氷機修理、その他施設点検費等を含む	
釣　堀				
国修繕	回	円		
テナント修繕	6 回	688,490 円	園路、釣竿、水中ポンプ等修繕	
オートキャンプ場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	17 回	1,292,247 円	トイレ、水回り、誘導灯修繕、遊具養生、倒木処理、自動ドア・ゲートバー保守点検等	
園内交通施設（カントリーガーデン園内移動用施設）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	12 回	5,813,472 円	看板設置撤去費、ロープトウ修繕、リフト・ロープトウ月点検、リフト修繕整備、搬器修繕等	
貸出用具（レンタルスキー）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	4 回	701,800 円	スキーレンタルメンテナンス費、スキー補充等	

■収益施設修繕履歴

【 R2 】　　（単位：円/税込）

施設区分		年間修繕回数	年間修繕金額	主な修繕	備考
駐車場					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	1 回	116,072 円	自家用工作物点検費	
サイクリング施設					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	2 回	319,786 円	自転車修繕、ＴＳマーク点検費、自家用工作物点検費	
レストラン					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	13 回	964,700 円	雪囲い、除雪費、券売機修理、その他施設点検費等を含む	
売　店					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	10 回	1,279,300 円	券売機、冷凍庫、冷蔵庫、製氷機理、その他施設点検費等を含む	
釣　堀					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	6 回	258,500 円	釣竿・看板等修繕	
オートキャンプ場					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	16 回	2,293,500 円	自動ドア・ゲートバー保守点検費、遊具養生、漏電・給湯器修繕等	
園内交通施設（カントリーガーデン園内移動用施設）					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	13 回	5,716,920 円	看板設置撤去費、ロープトウ設置撤去、リフト・ロープトウ月点検、リフト修繕整備等	
貸出用具（レンタルスキー）					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	5 回	568,700 円	スキーレンタルメンテナンス費、スキー補充等	

■収益施設修繕履歴

【 R3 】　　（単位：円/税込）

施設区分		年間修繕回数	年間修繕金額	主な修繕	備考
駐車場					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	1 回	119,460 円	自家用工作物点検	
サイクリング施設					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	2 回	277,891 円	自転車修繕、ＴＳマーク点検費、自家用工作物点検費	
レストラン					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	10 回	1,320,000 円	雪囲い、除雪費、厨房機器修理、その他施設点検費等を含む	
売　店					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	7 回	1,724,800 円	券売機、冷凍庫修理、製氷機修理、その他施設点検費等を含む	
釣　堀					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	4 回	183,700 円	水道配管、ハウス、階段等修繕	
オートキャンプ場					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	12 回	999,220 円	照明、ウッドデッキ修繕、遊具養生、自動ドア・ゲートバー保守点検等	
園内交通施設（カントリーガーデン園内移動用施設）					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	15 回	5,536,652 円	看板設置撤去費、ロープトウ設置撤去、リフト・ロープトウ月点検、リフト修繕整備等	
貸出用具（レンタルスキー）					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	5 回	1,007,600 円	スキーレンタルメンテナンス費、スキー補充等	

■収益施設従業員数一覧

施設区分		面積（m2）		従業員数（人）			備　考
施設区分	施設名/内訳			通常期	繁忙期	閑散期	
駐車場	①渓流・中央・東口駐車場			3	4	2	
	②鱒見口駐車場			1	1	1	
	③南・滝野の森口駐車場			1	2	1	
サイクリング施設	サイクリング施設			2	3	1	
レストラン	①渓流園			1	4	1	
	②カントリーハウス			4	7	3	
売店	①鱒見口売店			1	1	1	
	②渓流口売店			1	1	1	
	③中央口管理所売店			1	2	1	
	④東口情報センターレストハウス棟売店			1	2	1	
	⑤子供の谷休憩所売店			2	4	1	
釣堀	フィッシングタキノ			2	3	2	
オートキャンプ場	オートキャンプ場			5	7	3	
園内交通施設	カントリーガーデン園内移動用施設（リフト）			7	8	6	
園内交通施設	園内シャトルバス						バス会社へ委託

■事故等報告件数

【 R1 】

項目	事故等原因	内容	件数
自動車	なし		0 件
自転車	なし		0 件
その他	お客様の不注意	釣り針を目に刺した	1 件
合計			1 件

【 R2 】

項目	事故等原因	内容	件数
自動車	お客様の不注意	接触事故	2 件
自転車	なし		0 件
その他	お客様の不注意	キャンプ場にて転倒	2 件
合計			4 件

【 R3 】

項目	事故等原因	内容	件数
自動車	お客様の不注意	接触事故	5 件
自転車	なし		0 件
その他	お客様の不注意	キャンプ場にて転倒・火傷	2 件
合計			7 件

収益施設利用料金一覧表

現在の施設利用料金を下記に示す。

■駐車場利用料金

車種	利用料金			備考
	一般	回数券（3 枚綴り）	駐車場年間パスポート	
大型（１台につき）	1,250 円	3,190 円	―	車体総重量８トン以上、最大積載量５トン以上、又は乗車定員が 30 人以上の自動車。
普通（１台につき）	420 円	1,050 円	2,100 円	上記以外の自動車。
原付・自動二輪（１台につき）	150 円	390 円	―	自動二輪車及び原付自転車。
身障者等	無料	無料	無料	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健手帳の交付を受けている心身障害者の方もしくは同乗者の方の手帳提示が条件。 大型バスの場合には、2 名以上の障害者手帳等の所持者の乗車が必要。

■レンタサイクル利用料金表

車種	利用料金（超過料金）	備考
大人	2 時間…320 円（30 分ごとに 80 円）	
小人	2 時間…100 円（30 分ごとに 30 円）	
ファットバイク大人	2 時間…510 円（30 分ごとに 80 円）	
ファットバイク小人	2 時間…200 円（30 分ごとに 80 円）	
2 人乗り変形自転車	2 時間…810 円（30 分ごとに 80 円）	

■釣掘施設の利用料金表

		利用料金	備考
時間釣り	基本料金（1 人/1 回 1 時間）	1,880 円	7 匹までの利用料金
	超過料金（30 分ごとに）	730 円	大人・小人ともに

■オートキャンプ場

・施設利用料（一泊/一回につき）　※滝野公園の入園料（1 日分）込み

宿泊/デイキャンプ		
区 分	個 人	団 体 ※1
大人	870円	590円
小人（小・中学生）	120円	90円
シルバー（65 歳以上）	630円	510円

※1　団体人数は 20 名以上（幼児は含まず）

・サイト使用料（一泊/一回につき）

区 分	設 備	宿 泊			デイキャンプ		
		繁忙期 ※2	通常期 ※3	左記以外の宿泊	繁忙期 ※2	通常期 ※3	左記以外の日帰り
キャビンＳ（6人用）	電源、暖房、TV端子、キッチン、トイレ	17,250円	15,710円	7,900円	8,600円	7,900円	3,950円
キャビンＡ（6人用）	電源、暖房、TV端子	10,900円	9,400円	4,700円	5,450円	4,700円	2,350円
キャビンＢ（5人用）	電源、暖房	9,900円	8,400円	4,200円	4,950円	4,200円	2,500円
キャンピングカー	電源、TV端子、上下水道	6,100円	5,250円	2,600円	3,050円	2,600円	1,300円
スタンダードカー	電源	5,050円	4,200円	2,100円	2,500円	2,100円	1,050円
フリーテント（車）		2,450円	1,600円	800円	1,200 円	1,050 円	500 円
フリーテント（二輪）		1,350円	550円	250円	650 円	500 円	250 円

※2　該当日 GW 期間・7/19～8/31

※3　該当日 繁忙期を除く土曜・連休（最終日除く）

【キャビンすべて冷蔵庫完備、Ｓキャビンにはテレビ完備】

・宿泊の方には 1 サイトに 1 台分の駐車料金が含まれる。追加の駐車料金は 1,050 円/台
・デイキャンプ利用の方の駐車料金は渓流口料金所で 420 円/台をお支払いただく。
・キャビン追加料金：1 名に付き宿泊 1,050 円、デイキャンプ 500 円
・キャビン S・A の最大定員 10 名まで（赤ちゃんを含む）
・キャビン B の最大定員 8 名まで（赤ちゃんを含む）
・キャンピングカーサイトの最大定員 12 名まで（赤ちゃんを含む）
・スタンダードカーサイトの最大定員 6 名まで（赤ちゃんを含む）
・フリーテントサイトの最大定員 6 名まで（赤ちゃんを含む）

・レンタル用具（一泊/一回につき）

区 分	規格・内容	料金
テント	6 人用	3,160 円
メッシュタープ		1,580 円
テーブル 4 人用		510 円
ハンモック		800 円
イス/キャンピングマット/ 延長コード/包丁まな板セット		各 310 円
電池ランタン	電池別売り	520 円
焚き火台		840 円
ツーバーナー	ガス別売り	1,070 円
バーベキューコンロ	炭・網別売り	大 1,070 円 小　840 円
スモーカー	チップ別売り	520 円
クッカーセット	鍋・フライパン他	520 円
毛布＋シーツ		700 円
シェラフ＋シーツ		670 円
調理用具セット	おたま・しゃもじ・ フライ返し	310 円
ホットプレート/電磁調理器/炊飯器/ ダッチオーブン		各 1,070 円
テレビ	14 型（テレビ）	1,580 円
扇風機/ハロゲンヒーター		各 520 円
枕＋カバー		200 円
シーツ		150 円
バスタオル		200 円

キャンセル料

キャンセル日	１４日～前日	当日	連絡なし
キャンセル料率	サイト使用料の 20%	サイト使用料の 50%	サイト使用料の 100%

■園内シャトルバスの利用料金表

令和元年～3 年度　無料

■園内移動用施設（リフト）の利用料金一覧

利用区分	一般	
	大人	小人 （中学生以下）
１回券	200 円	150 円
回数券（11 回）	2,040 円	1,530 円
４時間券	1,360 円	950 円
１日券	2,040 円	1,530 円
学校利用券	－	400 円

（１）学校利用券の対象は、「小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園及び保育園、子ども会等のスキー学習における授業の一環として利用する場合」をいう。なお、学校職員が正規の教課のために児童及び生徒を引率して指導するときは、その引率者の料金を免除する。

（２）利用券及びチケットホルダーは券売所にて手売りで販売する。なお、チケットホルダーの販売価格は 200 円～360 円。

臨時物販施設等一覧

【 R1 】

施設名称	営業場所	開設期間
ケータリングカー出店販売	キッチンきのたん前	4/27～10/6（30 日）
ケータリングカー出店販売	虹の巣ドーム前	4/27～10/6（28 日）
ケータリングカー出店販売	森のせせらぎ	4/27～10/6（30 日）
ケータリングカー出店販売	フワフワエッグ前	4/27～10/6（6 日）
ケータリングカー出店販売	カントリーハウス前	4/27～10/6（23 日）
記念フォト販売	リフト山頂小屋付近	5/18～5/31（13 日）
花販売	リフト山頂小屋付近	5/3（1 日）
北海道キャンピングフェア	つどいの森	5/18～5/19（2 日）
5 インチ鉄道模型乗車体験	リフト山頂小屋付近	5/1～10/14（25 日）
滝野の森サマーフェスティバル	森の交流館前	7/20（1 日）
サッカー大会	滝野の森口多目的広場	10/31（1 日）
滝野の森ウインターフェスティバル	森の交流館	2/16（1 日）

雨天等で中止となった日も含む

【 R2 】

施設名称	営業場所	開設期間
スノーフェスティバル	つどいの森	2/6～2/7（2 日）

【 R3 】

施設名称	営業場所	開設期間
ケータリングカー出店販売	キッチンきのたん前	4/29～8/15（20 日）
ケータリングカー出店販売	虹の巣ドーム前	4/29～8/15（14 日）
ケータリングカー出店販売	森のせせらぎ	4/29～8/15（13 日）
ケータリングカー出店販売	フワフワエッグ前	4/29～8/15（5 日）
ケータリングカー出店販売	カントリーハウス前	4/29～8/15（9 日）
ケータリングカー出店販売	東口休憩所前	4/29～8/15（3 日）
5 インチ鉄道模型乗車体験	リフト山頂小屋付近	5/1～6/6（15 日）

雨天等で中止になった日も含む。

公衆電話

N
0 50 100 200 300 400 500
サイクルセンター
中央口休憩所A（管理所）
カントリーハウス
虹の巣ドーム

業務評定

【概要】

公園名	国営滝野すずらん丘陵公園
所在地	北海道札幌市南区滝野
事業者	○○、○○、○○共同体
履行期間	自；令和○○年○○月○○日　　至；令和○○年○月○○日
評価対象	令和○○年度

【目標達成状況】

設定した目標指標と目標値		達成状況	備考
①入園者数	年間○○万人		
②満足度	○○%		
③○○	○○		

【運営状況】

評価内容		
評価ランク		優　・　良　・　可
特記事項	特に評価すべき事項	
	改善が望まれる事項	
	今後の課題等	
備　考		

（提出様式１－１）

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印
（担　当　者）
所属部署
氏　　名
電話番号
FAX番号
E-mail

（共同企業体の場合は、以下のように記入すること。）
住　　所　共同体事務所の所在地
商号又は名称　R5-9国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理業務◇◇・○○共同体
代表者氏名　　印

令和５年３月付けで入札公告のありました「R5-9国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

（提出様式１－２）
○企業の業務実績

担当する分担業務：○○業務				
会社名：○○○○（株）				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○業務 内容種別　1）　2）	○○県	・単独 ・共同企業体 （・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成（令和）○年○月 ～ 平成（令和）○年○月
内容種別　1）　2）				
企業の延べ業務年数				○ヶ月
１級造園施工管理技士保有者数（植物管理業務のみ記入） 令和５年１２月１日時点　○名				

注1：業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
注2：面積、植栽地の存在が分かる資料（施工図面、空中写真、地形図等）を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
注3：実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。
注4：複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。
注5：記載する業務件数による評価は行わない。
注6：内容種別欄は実施要項３．２．の「表７　企業の業務実績等に関する要件」の1）～2）のいずれか該当するものを選び○を記入する。
注7：実施要項３．２．の「表７　企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。
注8：参加する法人の会社概要がわかる公表資料（会社紹介パンフレット、HP等）を別途提出する。

（提出様式１－３）
○総括（業務）責任者の業務実績

担当する分担業務：○○業務

氏名（ふりがな） 生年月日　　年　　月　　日
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長
保有資格（植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること） ・1級造園施工管理技士（登録番号：　　）　（取得年月日：　年　月　日）

業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○業務 内容種別 1) 2) 3) 4) 5)	○○	・単独 ・共同企業体（・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成（令和）○年○月～平成（令和）○年○月	平成（令和）○年○月～平成（令和）○年○月	平成（令和）○年○月～平成（令和）○年○月	平成（令和）○年○月～平成（令和）○年○月
○○○○○○○○○○業務 内容種別 1) 2) 3) 4) 5)	○○	・単独 ・共同企業体（・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成（令和）○年○月～平成（令和）○年○月	平成（令和）○年○月～平成（令和）○年○月	平成（令和）○年○月～平成（令和）○年○月	平成（令和）○年○月～平成（令和）○年○月
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験　の延べ経験年数							○年○ヶ月

注1：業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
注2：面積、植栽地の存在が分かる資料（施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
注3：実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。
注4：経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。
注5：申請書類の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書（任意様式）及び業務経験証明書（様式１－８）を添付する。
注6：内容種別欄は実施要項３．３．「表８　配置予定者の業務実績等に関する要件」の1）～5）のいずれか該当するものを選び○を記入する。
注7：実施要項３．３．配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。
柱8：実施要項３．３．に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

（提出様式１－４）守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ．社内規則等（守秘義務に関する規程及びその罰則規定が明示されているものに限る）制定について

ロ．守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注１：守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等（該当ページのみ）を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式１－４を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等（該当ページのみ）を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

（提出様式１－５－１）業務実施体制

［実施要項で定める業務責任者］

実施要項3.3.に定める業務責任者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等（業務内容に対する適切性について記載）	１週間の予定勤務時間								備考
		常勤	非常勤	委託	その他（具体的に）		月	火	水	木	金	土	日	計	
総括責任者		○	－	－			8	8	8	8	8	0	0	40	代表企業 ○○会社 北海道 太郎
施設・設備維持管理業務責任者															○○会社 ○○　○○
植物管理業務責任者															○○会社 ○○　○○
収益施設等設置管理運営業務責任者															○○会社 ○○　○○

※ 組織図（業務実施のための管理機構）を添付する（任意様式）。
※ 総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。
※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。
※ 実施要項　３．３．に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。
※ ［実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者］を配置する場合には、別紙に記入すること。
※ 総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任（注）とする。なお、病気・死亡・出産・育児・介護等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め北海道開発局札幌開発建設部の承諾を得るものとする。
（注：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間（準備期間）は専任を要しない。）

（別紙）

［実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者］

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等（業務内容に対する適切性について記載）	１週間の予定勤務時間								備考
		常勤	非常勤	委託	その他（具体的に）		月	火	水	木	金	土	日	計	
△△業務責任者の下		○	－	－											○○会社 ○○　○○
○○係長							8	8	8	8	8	0	0	40	
□□業務責任者の下							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○
○○リーダー															
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○

※ ［実施要項で定める業務責任者］の下に配置するのか責任区分を明確にすること。
※ ［実施要項で定める業務責任者］と併せた組織図（業務実施のための管理機構）を添付する（任意様式）。
※ 災害、繁忙期等の緊急時を含み、現地を支援する本社等の体制（責任体制、現地体制）を記載する。
※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。
※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。（氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい）
※ 業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め北海道開発局札幌開発建設部の承諾を得るものとする。

業務実施体制　組織図（業務実施のための管理機構）　（作成例）

注１：共同体の場合は、責任者の氏名の後に構成企業名を記載すること。
注２：災害、繁忙期等の緊急時における体制（責任体制、現地体制）についても分かるように記載すること。

（提出様式１－５－２） 業務実施における提案

・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案を記述。

※上記について、組織面、費用面の対応等を付帯的に記載すること。

※A4版１枚以内にまとめる(図表含む。)。
※文字寸法は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上。
※白黒片面印刷で提出すること。

（提出様式１－５－３）

○申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者（代替総括責任者）の業務実績

ふりがな 氏名 生年月日　　年　　月　　日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格 ・技術士（建設部門：都市及び地方計画） （登録番号：　　）　（取得年月日：　年　月　日）							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○業務 内容種別 1）2）3）4）5）	○○	・単独 ・共同企業体 （・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成（令和）○年○月 ～ 平成（令和）○年○月	平成（令和）○年○月 ～ 平成（令和）○年○月	平成（令和）○年○月 ～ 平成（令和）○年○月	平成（令和）○年○月 ～ 平成（令和）○年○月
○○○○○○○○○○業務 内容種別 1）2）3）4）5）	○○	・単独 ・共同企業体 （・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成（令和）○年○月 ～ 平成（令和）○年○月	平成（令和）○年○月 ～ 平成（令和）○年○月	平成（令和）○年○月 ～ 平成（令和）○年○月	平成（令和）○年○月 ～ 平成（令和）○年○月
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験　の延べ経験年数							○年○ヶ月

注１：業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注２：面積、植栽地の存在が分かる資料（施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注３：実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注４：経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注５：内容種別欄は実施要項３．３．「表８　配置予定者の業務実績等に関する要件」の1）～5）のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注６：実施要項３．３．配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

注７：申請書類の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書（任意様式）及び業務経験証明書（様式１－８）を添付する。

（提出様式１－６）実施方針

※A4版２枚以内にまとめる（図表含む）。
※文字寸法は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上。
※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。
※白黒片面印刷で提出すること。

（別紙）

年間業務計画（作成例）

工　種	種別	実施頻度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
植物管理	芝生管理	●回／年												
	低木管理	●回／年												
	高木管理	●回／年												
	草花管理	●回／年												
●●●●														
●●●●														
●●●●														
●●●●														

（提出様式1－7）再委託又は、下請負の予定（協力企業の名称等）

企　業　名		代表者名	
所　在　地			
再委託する理由及び具体的内容 分担業務内容			

企　業　名		代表者名	
所　在　地			
再委託する理由及び具体的内容 分担業務内容			

企　業　名		代表者名	
所　在　地			
再委託する理由及び具体的内容 分担業務内容			

注１：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注２：原則として、小規模な業務※を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。
※　小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注３：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注４：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

念書(例)（申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合）

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　様

念書（例）

株式会社〇〇〇〇と北海道太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

記

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部で、令和5年3月付けで入札公告のあった「R5-9国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

令和５年〇月〇日

住所
電話番号
会社名　株式会社〇〇〇〇
代表者　代表取締役社長△△　△△　印

住所

氏名　　北海道　太郎　印

（提出様式1－8）業務経験証明書

氏名（ふりがな）	北海道　太郎 （　　年　　月　　日生）
会社名	□□□□株式会社
業務実績	○○業務の○○責任者として従事。
従事期間	年　　月　　日 ～ 年　　月　　日
備考	

上記の通りであることを証明します。

令和５年○月○日

住　所

電話番号
会社名　　□□□□株式会社

代表者　　役職名　　氏名　　印

（提出様式１－９－１）

令和　　年　　月　　日

収益施設管理運営実績書

国土交通省　北海道開発局札幌開発建設部　　殿

（申請者）社　名
代表者　　印
所在地
TEL(FAX)

下記収益施設等について運営実績書を提出します。

記

（記入例）

	滝野すずらん丘陵公園 収益施設名	収益施設管理運営実績（※１）		収益施設管理運営予定（※２）	
		企業としての実績	配置予定者としての実績	申請者（共同体構成員を含む）	申請者以外の者（再委託・下請け等）
1	駐車場			○ ((株)○○)	
2	サイクリング施設				○ ((株)○○)
3	飲食・物販施設	◎ ((株)○○)	◎ (○○太郎)	○ ((株)○○)	
4	釣堀施設	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	
5	オートキャンプ場				○ ((株)○○)
6	園内シャトルバス				○ (未定)
7	園内移動用（リフト）施設	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	
8	自動販売機	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	
9	公衆電話	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	

（提出様式１－９－１）の注意事項

※１　収益施設管理運営実績について、実施要項３．２．企業の業務実績に関する要件、及び３．３．配置予定者の業務実績に関する要件の「④収益施設等設置管理運営業務」で申請している収益施設に「◎」を記入し、その他実績を有する収益実績は「○」を記入する（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「◎」、「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（(株)○○）」、「◎（○○太郎）」）

又、「◎」、「○」を記入した施設の全ての施設について（提出様式１－９－３）に記入すること。

※２　収益施設等管理運営予定について、滝野すずらん丘陵公園において、申請者または申請者以外の者で行うのかいずれかに「○」を記入する。なお、収益施設管理運営実績の申請者と収益施設管理運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でなくてもよい。（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（(株)○○）」、「○（○○太郎）」）。申請者以外の者が未定の場合は、「○」のあとに「未定」と記載すること。（例「○（未定）」）

又、申請者以外の者によって実施し、予定している企業等がある場合は、（提出様式１－７）に記載すること。

※３　「R5-9国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等設置管理運営規定書（以下、「規定書」という。）の事項を確認の上、収益施設管理運営実績書を提出しなければならない。

また、「R5-9国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の受託者は、収益施設について都市公園法第５条の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払なければならない。

※４　共同体として参加する者が提出する場合は、R5-9国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

（提出様式１－９－２）

会社の概要

（１）以下について記入するものとする。

①社名　（　　）
②業種（主・副）　（　　・　　）
③設立　（　　年　　月）
④資本金　（　　円）
⑤従業員数　（　　人）
⑥株式　（　　上場　・　非上場　　）
⑦株主数　（　　人）
⑧営業範囲　（　北海道・札幌地方・全国　　）
⑨年商　（　　円）

（２）下記の最新資料を添付するものとする。

①会社概要書等
②登記簿謄本
③財務諸表（過去3ケ年分）

※　提出様式１－９－１で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。（収益施設管理運営実績、収益施設管理運営予定を含む）
※　財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等（過去３ケ年分）を提出するものとする。
※　申請者以外の者については、上記（２）②、③は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時までに提出するものとする。
※　申請者以外の者が未定の場合は、上記（１）①社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記（２）①～③を業務計画書提出時までに提出するものとする。

（提出様式１－９－３）

○○施設運営実績

項　　目	内　　容
・施設名 ・所在地 ・開設年	（記入例） ・○○○○　　○○店 ・北海道○○市○○１－２－３ ・令和○年○月
・業態 ・取扱品目 ・主な客層	（記入例） ・フルサービス和食レストラン ・郷土料理 ・家族連れ、観光客
・構造 ・規模	（記入例） ・構　　造　　RC構造 ・延床面積　　401.88㎡ ・客席面積　　300㎡ ・席　　数　　100席 ・厨房面積　　50㎡ ・駐 車 場　　平面駐車場　普通車20台
・売上高	記入例） ・120,000千円／年（過去３ヶ年の平均）
・従業員数	（記入例） ・社員３人、補員５人

※　提出様式１－９－１の収益施設管理運営実績の◎及び○と記載した箇所についてそれぞれ１件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設（別の施設）の場合は、それぞれ記載すること。　又、施設等により物理的条件より記載が難しい場合であっても実施している概要がわかる内容を記載すること。

※　売上高は、過去３ヶ年の平均とし、実績がないものは、過去２年又は１年でもよい。又１年に満たない場合は、予定金額でもよい。

※　実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を２～３枚添付すること。

なお、自由様式は、Ａ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

（提出様式１－１０）

（第１面）

北海道開発局札幌開発建設部長
　　○○　○○　殿

令和　　年　　月　　日
住所
商号又は名称
氏　名　　印
（法人にあっては、代表者氏名）

法定代理人
氏　名　　印

誓　約　書

令和５年３月○日付けで公告のありました「R5-9国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

１．競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第１０条第４号及び第６号から第９号の暴力団排除条項に該当しないこと。
２．再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
３．法第１０条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。
４．予決令 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
５．他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
　１)資本関係
　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
　　①　親会社と子会社の関係にある場合
　　②　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
　２)人的関係
　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
　　①　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
　　②　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
６．国営滝野すずらん丘陵公園事務所で令和4年度に実施の「国営滝野すずらん丘陵公園外工事監督支援業務」「滝野公園運営計画検討業務」の受託者でないこと。
７．申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

（提出様式１－１０）

公共サービスの内容	R5-9国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務		
公共サービス実施民間事業者	○○株式会社	住所又は所在地	○○県○○市○○町１丁目○番○号
親会社等（法人）	○△株式会社		
主要株主等（法人）	□□株式会社、△△株式会社		

公共サービス実施民間事業者の「役員」「法定代理人」「主要株主等（個人）」
及び「相談役、顧問等役員と同等以上の支配力を有する者」

上記事業との関係	フリ 氏　　名 ガナ	生年月日	性別	住　　所
例　役員	コウキョウ　タロウ 公共　太郎	昭和38年7月4日	男	北海道札幌市中央区北2条西19丁目
例　主要株主 （個人）				
例　親会社の役員				

※１　記載しきれないときは、適宜用紙を追加して下さい。
※２　必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があります。

（第３面）

記載が必要な事項一覧表

		記載対象（※1）	記載必要事項
落札予定事業者	個人の場合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
		② ①の法定代理人（※2）	・氏名、生年月日、性別、住所
	法人の場合	③ 落札予定事業者	・商号又は屋号 ・主たる事業所の所在地
		④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等（※3）（個人）	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等（法人）	・商号又は屋号
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等（※4）（個人）	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等（法人）	・商号又は屋号
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※１　「記載対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※２　「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※３　「主要株主等」とは、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を所有する株主及び出資総額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※４　ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者と「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令」第３条第１項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者のみをいい、同条第２項に規定する者は含まないものとする。

※５　必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。
※６　「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。
※７　「理事」、「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるものである。
※８　「取締役」、「執行役」、「業務を執行する社員」、「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるものである。
※９　前記※６の「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。
※10　電磁的記録媒体の作成要領

電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをＣＳＶ 形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）に以下の要領で記録する。

① 電磁的記録媒体に記載すべき対象者は、第３面により第２面に記載された者とする。
② 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で１マス空ける。
③ 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で１マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。
④ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の２桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。
⑤ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。
⑥ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。
⑦ 記載例（データ上の記載）
昭和３８年７月１４日生まれの公共太郎（男性）の場合は、

氏名カナ(半角)	氏名漢字(漢字)	元号(半角)	年	月	日	性別
ｺｳｷｮｳ ﾀﾛｳ	公共　太郎	S	38	7	14	M

[別添]

申請書類における留意事項について

１．提出部数は１部とし、通しの頁数を次の例ように頁右下に記載するものとする。（例　1／10，2／10･･･9／10，10／10）。

２．提出様式１－２「企業の業務実績」
①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」「植物管理業務」、「収益施設等設置管理運営業務」とし、さらに細かく業務を分担する場合には「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務（例）」など独自の名称は作らないこと。
③本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実績については、説明書１．（２）１）で記載しているとおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。
④共同体の場合は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業を代表企業とすること。

３．提出様式１－３「総括（業務）責任者等の業務実績」
①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
②「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等設置管理運営業務」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数　配置した場合には、特定しない。
ただし、実施要領に定めた範囲において兼務は可能とする。
③共同体の場合は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する総括責任者を代表企業の社員（予定を含む）とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。

４．提出様式１－４「守秘性に関する要件」
①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。また、共同体の場合は、構成員毎に様式１－４の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。

５．提出様式１－５－１「業務実施体制」
①共同体の場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。
②組織図（業務実施のための体制図）を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。
③実施要項３．３．表８に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。

６．提出様式１－５－２「業務実施における提案」
Ａ４版片面１枚以内で、文字寸法は１０．５ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。

７．提出様式１－６「実施方針」
Ａ４版片面２枚以内で、文字寸法は１０．５ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９

ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。白黒片面印刷で提出すること。

８．提出様式１－１０（２面）等

落札予定者は、開札後速やかに様式１－１０（２面）及び電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を提出すること。

なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。

（提出様式２－１）

企　画　書

業務の名称　　R5-9国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務

履行期限　　令和　　年　　月　　日

標記業務について、企画書を提出します。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　殿

提出者）住　　所
電話番号
会 社 名
代 表 者 役職名　　氏　　名　　印

作成者）担当部署
氏　　名
電話番号
ＦＡＸ
Ｅ－mail

（共同企業体の場合は、以下のように記入すること。）
住　所　：共同体事務所の所在地
電話番号：共同体事務所の電話番号
ＦＡＸ　：共同体事務所のＦＡＸ番号
会社名　：○○○○業務
△△・○○共同体
代表者　：△△㈱　役職名　　氏名　印

注）紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

（提出様式２－２―１）

１）目標とする公園利用者数の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

○○○を基本的な方針として、○○○

公園利用者数【数値目標】　（単位：万人）

<table>
<tr><td>年目</td><td colspan="3">１年目</td><td>２年目</td><td>３年目</td><td>４年目</td></tr>
<tr><td rowspan="4">年間及び運営ｼｰｽﾞﾝ毎の公園利用者数</td><td colspan="3">年間：</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1</td><td>2</td><td>計</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>有料区域の利用者数</td><td colspan="3">年間：</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">本公園の札幌都市圏外からの公園利用者の割合</td><td colspan="3">年間：</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1</td><td>2</td><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

１．企画提案項目：○○○の活用

・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。

・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：

・具体的な企画提案：

・期待される効果：

３．企画提案項目：

・具体的な企画提案：

・期待される効果：

※各企画提案項目には１から３までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の１．～３．に、年間及び運営シーズンごとの公園利用者数、有料区域の利用者数、札幌都市圏外からの公園利用者の割合の目標を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※外国人利用者に対する提案を１つ以上行うこと。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―２）

２）利用者満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針
　○○○を基本的な方針として、○○○

公園利用者の満足度「非常に満足」および「まあまあ満足」【数値目標】
（単位：％）

年目	１年目			２年目	３年目	４年目
年間 公園利用者の 満足度						
運営ｼｰｽﾞﾝ毎 公園利用者の 満足度	１	２	計			

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から３までの通し番号を付けること。
※企画提案項目の１．～３．に、年間及び運営シーズンごとの公園の運営に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度の確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※外国人利用者に対する提案を１つ以上行うこと。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※ 記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―３）

３）公園特性を生かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針
　○○○を基本的な方針として、○○○

年目	１年目	２年目	３年目	４年目
春の花風景に関する「非常に満足」および「まあまあ満足」の回答比率				
秋の花風景に関する「非常に満足」および「まあまあ満足」の回答比率				

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から３までの通し番号を付けること。
※企画提案項目の１．～３．に、本公園の植生、生態系、景観等を踏まえ、周辺環境と調和しつつ公園内の自然資源等を活用した魅力のある花修景や風景の演出に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度の確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―４）

４）公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案
基本的な考え方・方針 　○○○を基本的な方針として、○○○ **１．企画提案項目：○○○の活用** ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。 ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。 **２．企画提案項目：** ・具体的な企画提案： ・期待される効果： **３．企画提案項目：** ・具体的な企画提案： ・期待される効果：

※各企画提案項目には１から３までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の１．～３．に、本公園の「子どもの谷」「森のすみか」「滝野の森」の機能を発揮させるための維持管理方法について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―５）

５）多様な利用プログラムの提供に関する提案

基本的な考え方・方針　　○○○を基本的な方針として、○○○

イベント・行事等利用プログラムの種類・開催数、参加人数【数値目標】

イベント・行事名	１年目		２年目	３年目	４年目
	開催数（回）	参加人数（人）			

１．企画提案項目：○○○の実施

・具体的な企画提案：○○○において、・・・・○○○を実施します。

・期待される効果：○○○を実施することにより、・・が期待されます。

２．企画提案項目：

・具体的な企画提案：

・期待される効果：

３．企画提案項目：

・具体的な企画提案：

・期待される効果：

※各企画提案項目には１から３までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の１．に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、利用プログラムの種類・開催回数と延べ参加人数の目標を各年度設定の上、多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様な利用プログラムの実施について、企画提案項目にそれらの実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目の２．に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、環境教育（木育等）に類するプログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目の３．には、以下の①～④より１つ内容を選択し、記述する。

①本公園の意義や役割、機能を踏まえ、体験系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果

②本公園の意義や役割、機能を踏まえ、コンテスト系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果

③本公園の意義や役割、機能を踏まえ、展示系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果

④本公園の意義や役割、機能を踏まえ、講習会系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果

※自主事業の自主イベントの企画提案については「（提出様式２－２－１０）自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む）のみを記載すること。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―６）

６）情報受発信に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

記者発表の件数、ホームページ総アクセス件数、ＳＮＳによる情報発信件数【数値目標】

（単位：件）

年目	１年目	２年目	３年目	４年目
記者発表の件数	○○	○○	○○	○○
ホームページ総アクセス件数				
ＳＮＳによる情報発信件数				

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から３までの通し番号を付けること。
※企画提案項目の１．～３．に、マスコミ報道件数及びそのうちテレビによる報道件数の目標を各年度設定の上、本公園が提供するサービス内容や公園の魅力等に関する広報宣伝・情報の受発信について、企画提案項目にそれら実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※外国人利用者に対する提案を１つ以上行うこと。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※ 記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―７）

７）地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案
基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○ **１．企画提案項目：○○○と連携** ・具体的な企画提案：○○○と連携し、・・・・実施します。 ・期待される効果：○○○と連携することにより、・・・・が期待されます。 **２．企画提案項目：** ・具体的な企画提案： ・期待される効果： **３．企画提案項目：** ・具体的な企画提案： ・期待される効果：

※各企画提案項目には１から３までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の１．～３．には、以下の①,②より（各企画提案項目につき１つ）内容を選択し、記述する。なお、少なくとも①,②を各１つ以上選択すること。

①周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果

②ボランティアやＮＰＯ団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―８）

８）公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案
基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○ **１．企画提案項目：○○○の活用** ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。 ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。 **２．企画提案項目：** ・具体的な企画提案： ・期待される効果： **３．企画提案項目：** ・具体的な企画提案： ・期待される効果：

※各企画提案項目には１から３までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．に、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目２．に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※外国人利用者に対する提案を１つ以上行うこと。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―９）

９）緊急時及び非常時の対応に関する提案
基本的な考え方・方針 　○○○を基本的な方針として、○○○ **１．企画提案項目：○○○の実施** ・具体的な企画提案：○○○について、・・・・実施します。 ・期待される効果：○○○をすることにより、・・・・の防止が期待されます。 **２．企画提案項目：** ・具体的な企画提案： ・期待される効果： **３．企画提案項目：** ・具体的な企画提案： ・期待される効果：

※各企画提案項目には１から３までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目２．に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．に、繁忙期において、混乱回避のための対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―１０）

１０）自主事業に関する提案
基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○ **１．企画提案項目：○○○の実施** ・具体的な企画提案：○○○において、・・・・○○○を実施します。 ・期待される効果：○○○を実施することにより、・・が期待されます。 **２．企画提案項目：** ・具体的な企画提案： ・期待される効果： **３．企画提案項目：** ・具体的な企画提案： ・期待される効果：

※各企画提案項目には１から３までの通し番号を付けること。
※公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―１１）

１１）収益施設の運営に関する提案
基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○ **１．企画提案項目：○○○の活用** ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。 ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が見込まれます。 **２．企画提案項目：** ・具体的な企画提案： ・期待される効果： **３．企画提案項目：** ・具体的な企画提案： ・期待される効果：

※各企画提案項目には１から３までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の１．～３．には、以下の①～⑤より３つまで（各企画提案項目につき１つ）それぞれ異なる内容を選択し、記述する。

①**駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果

②**レンタサイクル施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果

③**飲食・物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果

④**オートキャンプ場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果

⑤**園内移動用（リフト）施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―１２）

１２）各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する、改善提案
基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○ **１．改善提案項目：○○○工** ・設計数量：○○ｍ２ ・変更数量：○○ｍ２ ・変更可能な理由：○○○を導入し、・・○○の質が向上（○○を削減）します。 ・期待される効果：○○○を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。 **２．改善提案項目：** ・設計数量： ・変更数量： ・変更可能な理由： ・期待される効果： **３．改善提案項目：** ・設計数量： ・変更数量： ・変更可能な理由： ・期待される効果：

※各改善提案項目には通し番号を付けること。
※改善提案による質の維持向上又は経費の削減（あるいはその両方）に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。
※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―１３）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※ １～３の全項目について、該当するものに○を付けること。
※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

１．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし3 段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３ ： 労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし2 段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３ ： 労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし1 段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３ ： 労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100 人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

２．次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ プラチナくるみんの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（新基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（旧基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

３．若者雇用促進法に基づく認定

○ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

（提出様式２－２―１４）

【大企業用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○％以上とすることを

表明いたします。
従業員と合意したことを表明いたします。　状況に応じいずれかを選択 ※

令和　年　月　日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名　○○　○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和　年　　月　　日
株式会社○○○○
従業員代表　　氏名　○○　○○　　印
給与又は経理担当者　　氏名　○○　○○　　印

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

（留意事項）

１．事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。ただし、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 75 条の２の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

２．暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の１月末までに契約担当官等に提出してください。

３．上記１．による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。

４．上記３．による減点措置については、減点措置開始日から１年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

（提出様式２－２―１５）

【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○％以上とすることを
表明いたします。
従業員と合意したことを表明いたします。　状況に応じいずれかを選択 ※

令和　年　月　日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名　○○　○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和　年　月　日
株式会社○○○○
従業員代表　　氏名　○○　○○　　印
給与又は経理担当者　　氏名　○○　○○　　印

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

（留意事項）

１．事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。ただし、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 75 条の２の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。
　なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

２．暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の１月末までに契約担当官等に提出してください。

３．上記１．による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。

４．上記３．による減点措置については、減点措置開始日から１年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

別添）賃上げ実績確認の補足

１．確認書類の提出方法

○賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面（提出様式２－２―１６）を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

※内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。

※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

※なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

２．「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

○中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。

○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。

○入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。

※例えば、役員報酬を上げるのみとなっているなど、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

（具体的な場合の例）

（○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能）

・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。

・ 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。

・ ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。

・ 働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和６年４月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。

・ 災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。

・ 業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

（○入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する）

・ 実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
・ 実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
・ 実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
・ 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
・ 令和５年４月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和５年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから１年間の賃上げ実績を評価する。
・ 事業年度開始月よりも後の賃上げについて、次のいずれにも該当する場合には、事業年度開始月よりも後の賃上げ開始月から１年間の賃上げ実績を評価することができる。

①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること。

※暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。

②例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること。（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと。）

※この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、当該評価期間の終了時を基準とするため、確認書類の提出期限は、当該評価期間の終了月の翌々月末までとなる。

※なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

３．減点措置の取扱い

以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

（１） 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第 85 号）第２条第１項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

（２） 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成 20 年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

（３）（１）及び（２）に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領
できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定している

が、これに限らない。
※個別具体の天災事変等が（１）及び（２）に相当すると認められるかどうかについては、別途周知する。
※（１）から（３）は例示であり、これ以外の事象等についても別途周知する可能性がある。

（提出様式２－２―１６）

賃金引上げ計画の達成について

私は、○○株式会社が、令和○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの○○株式会社の事業年度）（又は○年）において、令和○年○月○日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

（同等の賃上げ実績と認めた評価の内容）

（記載例１）評価対象事業年度においては、○人の従業員が退職する一方、○人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が○％増加にとどまったものの、継続雇用している○人の給与支給総額は○％増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

（記載例２）評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事することなどによる超過勤務手当が多く発生した（対前年度○％増加）が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は○％減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は○％の増加にとどまったものの、基本給総額は○％増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和　　年　　月　　日

（住所を記載）

（税理士又は公認会計士等を記載）　氏名　○○　○○

（添付書類）

・○○○

・○○○

【別添】

企画書の提案に関する注意事項等

１．各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。

２．各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めＡ４版２頁以内とする。
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は２頁目までに記載されている内容とし、３頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、３頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

３．各企画提案の項目数は最大３項目までとし、記載の順に１から通し番号を付けること。加点評価対象は番号１から３の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。頁数は、上記２．によるものとする。

４．改善提案は、記載の順に１から通し番号を付けること。

５．１つの企画提案項目は１つの着目対象（○○対策、等）に限って設定すること。
複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

６．１つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。
曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。

７．以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。
①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

８．以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。

①関係法令に違反するもの
②入園料、使用料等の増減を変更させるもの
③開園日時を変更させるもの（主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く）

９．自主事業において、施設を新設、又は指定する既存施設を改修し、管理運営する提案を行う場合には、別紙４（基本方針）に沿ったもの、かつ別添 53（自主事業における飲食･物販施設等の設置運営可能範囲と指定する既存施設の改修運営の対象）と別添 54（指定する既存施設の改修運営の対象一覧表）の範囲でなければ評価しない。

10．文字寸法は１０．５ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

11．白黒片面印刷で提出するものとする。

12．企画書の提出部数は１部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。（例　1／10，2／10･･･9／10，10／10）。

13．企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載（法人名又は個人名）を行わないこと。やむを得ず法人名を用いる場合には以下の例のように記載するものとする。

（例）　▲▲会社　→　当法人
■■財団　→　当法人
◇◇共同体　→　当法人
□□グループ　→　関連グループ　等
※固有の名称は用いないこと。

14．各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所に「（再掲）」と記載すること。ただし、加点対象とするが、実施要項表９に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

国営滝野すずらん丘陵公園
収益施設運営計画書

提　　出　　様　　式

国土交通省　北海道開発局札幌開発建設部

【企画書提出時に提出すること】
（様式３－１）

令和　　年　　月　　日

収益施設運営計画書

国土交通省　北海道開発局札幌開発建設部長　殿

（申込者）社　名

代表者　　印

所在地

TEL(FAX)

下記施設について、国営滝野すずらん丘陵公園収益施設運営計画書を提出します。

記

（１）所 在 地　北海道札幌市南区滝野２４７番地
（２）対象施設　駐車場（６箇所)、レンタサイクル施設（１箇所)、レストラン（２箇所)、用具貸出所（１箇所)、売店（５箇所)、釣堀（１箇所)、オートキャンプ場（１箇所)、園内シャトルバス（１路線)、園内移動用施設（リフト）（１箇所)、ロープトウ（２箇所)、自動販売機

＊共同体として参加する者が提出する場合は、R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務について、業務全体の企画立案及びマネジメント業務をする者とする。

※飲食・物販施設等の設置運営および指定する既存施設の改修運営を行う場合は、様式３－５～１２に記載すること。

（様式３－２）

収益施設運営計画

（１）運営施設全体の運営計画
・基本的な考え方
・取組方策
・混雑期、閑散期に対応した運営方針

※運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取り組み方策を具体的に記述すること。
また、混雑期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

（２）収益施設の運営に関する提案
１．企画提案項目：〇〇〇の設定 ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・・実施します。 ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・・が見込まれます。 ２．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： ３．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： ４．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： ５．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果 ６．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： ７．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果 ８．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果

※各企画提案項目には１から８までの通し番号を付けること。

※企画提案項目１．**駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目２．**レンタサイクル施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目３．**飲食・物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目４．**釣堀施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目５．**オートキャンプ場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目６．**園内シャトルバス**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目７．**園内移動用（リフト）施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目８．**ロープトウ**における公園利用者サービスの向上に向けた維持管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※外国人利用者に対する提案を１つ以上行うこと。

※文字寸法は１０．５ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式２－２－１１と同様な内容とする。

（様式３－４－１）

（３－１）駐車場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－２）

（３－２）レンタサイクル施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－３）

（３－３）飲食・物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。

※ただし、中央レストラン及び展望レストラン付帯バーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

（様式３－４－４）

（３－４）釣堀施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－５）

（３－５）オートキャンプ場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－６）

（３－６）園内シャトルバスの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

※野外炊飯広場バーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

（様式３－４－７）

（３－７）園内移動用（リフト）施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－８）

（３－８）ロープトウの維持管理、料金設定、主なサービス
維持管理
料金設定
主なサービス

※収益施設の維持管理、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

※仕様書に示す維持管理、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－９）

（３－９）自動販売機の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－５）

令和　　年　　月　　日

自主事業施設運営計画書

国土交通省　北海道開発局　　殿

（申込者）社　名

代表者　　印

所在地

TEL(FAX)

下記施設について、R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園自主事業施設運営計画書を提出します。

記

（１）所 在 地　北海道 札幌市
（２）対象施設

＊共同体として参加する者が提出する場合は、R5-9 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務について、業務全体の計画立案及びマネジメント業務をする者とする。
＊飲食・物販施設等の設置運営および指定する既存施設の改修運営を行う場合は、様式３－５～１２に記載すること。

（様式３－６－１）

自主事業施設運営計画

（１）自主事業施設運営施設全体の運営計画
・基本的な考え方
・取組方策
・繁忙期、閑散期に対応した運営方針

※自主事業施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取り組み方策を具体的に記述すること。
また、繁忙期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

（２）自主事業施設の運営に関する提案
１．企画提案項目：〇〇〇の設定 ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・・実施します。 ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・・が見込まれます。 ２．企画提案項目： ・具体的な企画提案：。 ・期待される効果： ３．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： ４．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： ５．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。

※企画提案項目１．～２．自主事業施設における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は１０．５ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式２－２－１０と同様な内容とする。

（３）自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

（様式３－８）

※自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※飲食・物販施設等の設置運営および指定する既存施設の改修運営を行う場合は、施設毎に本様式を記載すること。

※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－９）

収入及び支出の見込み

○自主事業の実施における収入及び支出の見込みについて、具体的に記載すること。

※１　需要予測及びそれに基づく収入想定について、その概要を明示し、さらに下表の書式を用いて記載すること。

※２　提案する事業実施方針を踏まえた支出想定とすること。

※３　収支計画を上回る収益となった場合の収益の活用方策について記載すること。

※４　本事業に付随するその他の収益活動を提案する場合には、その内容・金額等について記載すること。

【収入記載書式】　　単位：千円

収入項目	金額/10 年(※1)	根拠等
収益施設運営収入		
その他収入(※2)		
合計		

※1 様式３－１０ 収支計画書と整合をとること。

※2「その他収入」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

【支出記載書式】　　単位：千円

支出項目		金額/10 年(※1)	根拠等
設備投資費	建設費		
	内装費		
	その他		
	小計		
人件費			
光熱水費	電気		
	ガス		
	水道		
	その他		
	小計		
保険料			
土地・施設使用料			
その他支出(※2)			
合計			

※1 様式３－１０ 収支計画書と整合をとること。

※2 「その他支出」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

（様式３－１０）

収支計画書

(1) 売上高

金額(単位:千円)

区　分	H31(R1)年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	合計	備　考
公園施設(自主事業施設)												0	
												0	
合計 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 売上原価

区　分													
公園施設(自主事業施設)												0	
												0	
合計 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(3) 売上総利益

金額(単位:千円)

	H31(R1)年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	合計	備　考
(C)＝(A)－(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(4) 販売費及び一般管理費その他費用

金額(単位:千円)

区　分	H31(R1)年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	合計	備　考
人件費												0	
自主事業施設・設備管理費												0	
維持管理費 (除草・清掃費)												0	
通信費												0	
修繕費												0	
光熱水費												0	
イベント催事費												0	
広告宣伝費												0	
支払保険料												0	
固定資産税												0	
減価償却費												0	
土地・施設使用料												0	
その他費用												0	
												0	
支払利息												0	
												0	
原状復旧費												0	
												0	
合計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(5) 損益

金額(単位:千円)

	H31(R1)年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	合計	備　考
(C)－(D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

＊該当しない項目がある場合には、削除せず空欄のままとしてください。

＊新たな項目が必要な場合は、適宜追加してください。

（様式３－１１）

資金調達・償還計画

○自主事業の実施における資金調達・償還計画について具体的に記載すること。

※１　資金調達計画、外部調達計画の概要について、下表の書式を用いて記載すること。

※２　劣後ローン等による調達をする場合はそれぞれ明示すること。

※３　予備的資金の確保の考え方について明示すること。

【資金調達計画】

調達総額	(合計) ア＋イ＋ウ	千円
内訳	出資金(計)　…ア	千円
	外部調達(計) …イ	千円
	その他(計) ※1…ウ	千円

※1 その他の調達がある場合には、下表に準じて記載すること。

【外部調達計画の概要】

金融機関等の名称	調達予定金額	条件 （実行予定時期・ 返済方法・金利等）	備考 （優先ローン・劣後ローンの別、優先順位など）
	千円		
	千円		
	千円		
	千円		
外部調達(計)…イ	千円		

自主事業施設の設置運営場所、既存施設の改修運営場所

○自主事業施設の設置運営場所、既存施設の改修運営場所について図示すること。